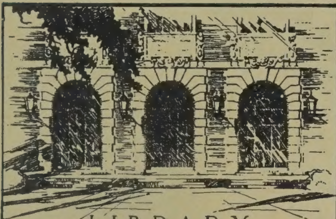


C. Greene.

福地源一郎著

幕府衰亡論

東京民友社出版

幕府衰亡論敍

德川氏幕府の衰亡は日本歷史の一大關節なり往日の舊日本をして今日の新日本たらしめたる一大變遷の時期なり。而して其事たる實に嘉永六年癸丑米艦渡來の時より慶應四年戊辰明治元年四月江戸城引渡の時に至るまで前後十五年の間に在り近時新著の史編頻に世に出て現に幕府衰亡の跡を記するもの敢て其書なしとせざるなり、然れども其書や皆明治維新の偉業を敍述するを主とし幕府の事は之を客位に置き否々寧ろ之を敵位に置て筆を下せるを以て明治維新史と云ふべきも幕府衰亡史とは云ふ可からざるなり、是れ修史の目的固より此に在るが故なりと雖ども抑も幕府を主として此間の事實を敍述するの史なくば天下後世何を以てか此間の眞相を知るを得んや。夫れ明治維新の偉業は今日の史家が往々撰著する所ありて

事實細大と無く明瞭なるに及べども嗚呼幕府の事に至りては之と同時に漸く將に湮滅するの傾向なしとせず、余は幕府の遺士なり安政六年開港の曉を以て弱冠にして褐を幕府に釋き外務吏員の末班に列し慶應四年滅亡の夕に到るまで親しく實歷せる所は今尙余が記臆に存するに由り幕末史即ち幕府衰亡史を稿するの志を起し或は幕府の遺老に就て事實を尋ね或は當時の書類を捜索して事情を聚し暇あれば輙ち漸く其端緖に就くを得たるも心事繁擾にして專らに從事すると能はざるが爲に稿下する所は僅に一二三卷に止まりて未た其起頭の間に在り。去春我友德富蘇峯氏余が廬を訪ひ談偶々此事に及べり、氏は余に勸めて云く先生眞に幕末衰亡の史を編するに意あらは何ぞ先づ其史中の骨子を記し先生が看得したる所を併せ論じて之を世に公にして以て誨を大方に請はざる予將に先生の

爲に其地を國民之友に假すべしと、乃ち氏の說に從ひ去年四月を以て第一回を稿し回を累る三十五遂に本年十一月を以て稿畢る、仍て再校を下し章句を改竄し文字を更正して此册と成し更に 大方の便覽に供す幸に余が訛謬を摘示して誨る所あれよ

明治廿五年十一月廿日

福地源一郎識

幕府衰亡論

目次

幕府衰亡論

櫻痴居士　福地源一郎　著

◎第一章

幕府衰亡の因由

封建制度の事情

幕府勤王の事情

徳川幕府二百八十年の泰平を保ちたるものは封建の制度なり而して徳川氏十五世の幕府を亡ぼしたるも亦實に封建の制度なりとす徳川氏第一世家康公（東照宮）その幕府を建てその基礎を搦め玉ひしに際して封建の得失利害を研究せられざりし事はよもあらじ然るに猶封建の制度を行はれたるは是れ勢の然らしむる所にして固より家康公の意に非ざりしと事實に於て明かなり鎌倉の頃よりして足利織田豊臣の諸氏に渉り數百年の間に養成したる封建の勢は決して一朝一夕に破却し得べきに非ず之を破却せんと欲

すれば忽に天下の大亂を招くを以て家康公は深く此に慮らせ玉ひて封建を徐々に減滅するの大計を定め第二世秀忠公（台德院殿）第三世家光公（大猷院殿）第五世綱吉公（常憲院殿）までは其大計の遺訓を遵行し玉ひしが如し。初め家康公か日本を統治し玉ひし時には織田豐臣兩氏の頃より割據したる諸大名ありて動かすべからざるを以て家康公も其勢に由て其諸子親戚功臣の輩を大名に封し所謂御家門御譜代を以て外樣を控制し巧に地理を按じて其封土を定められたり。例は越前を秀康に與へて前田に備へたるが如き近江に井伊を置て京畿の藩鎭たらしめ越後を忠輝に與へて北陸奥羽の聯絡を絶たしめ關東に譜代の諸侯を置たるが如きは深く形勢を察したるもの也と云ふべきなり。然れども其初こそは御家門親戚の交も篤かりしなれ兄弟が從兄弟となり從兄弟が又從兄弟となりては他人同樣にて表面の本家末家たるに止まり譜代恩顧の諸大名とても同じく其如くなれば第六世以後は譜代も外樣も格式だけの差別にて其情誼に於ては何の差も無くなりてけりされば幕府が親藩譜代に賴み少なきは勢の然らしむる所にして幕府も亦親藩譜代に心を置きて油斷せざる恰も外樣に於けるに同じかりしは勢の止を得

ざりし所なる歟世の幕府を論ずるもの幕府の諸侯に對せるや猜忌の深くして恩誼の薄かりしと云ふは是れ未だ其實を知らざるの皮相なるのみ封建の制度に於ては假ひ子弟たりとも親戚たりとも功臣頁相たりとも既に是に封土を與へて大名たらしむる以上はいつ何時我敵たらんも計り難しと覺悟して是に備ふるは幕府たるものが當然の用心なるのみ故に其初より家門譜代を以て外様に備へ又旗本家人を以て諸大名に備ふるに非ざれば幕府は保ち難かりしなり果せるかな幕府の末に至りては御家門御譜代の諸大名中にて幕府に忠節を盡せる向は少なからざりしも幕府を仆したるは諸大名にて其諸大名は獨り外様のみならず家門譜代も多くありき

家康公は初より封建の幕府に利あらざるを知り玉ひしかば諸侯に對するに嚴重なる憲法を制して之れを授け苟も少にても是に違ふ者あれば容赦なく其領地を削り或は國替を命し或は改易に處して毫も恕する所なかりき故に家康公より第五世綱吉公に至るまでは家門譜代外様の諸侯が罪科を蒙り又は相續の子なきを以て滅藩に及び若くは削土減祿に處せられたる數を見れば歴然たるべし其重立たるものを云へば外様には蒲生最

上加藤福島堀上杉等あり御譜代には大久保(忠隣)本多(正純)京極金森寺澤坂谷等あり御家門にても越後忠輝駿河忠長越前一伯を初として或は自殺せしめ或は改易或は減祿に處せられたるは許多ありき。其諸大名に於けるや斯の如くなれば御旗本御家人とても亦同じく此法を以て處し詰る所は親を以て疎に代らしめ諸大名を代謝せしむる間に漸次に廢絶を行なひ遂に諸侯なからしめて封建の跡を斷つに至ると家康公の初志にして即ち遺訓の大秘計なりき然るに德川幕府も第五世の後に英主なく第八世吉宗公(有德院殿)に至りてはもはや此の秘計を行ふ事を許さゞる時勢となり延て幕末に及ひては幕府には諸大名を制御するの實權もなく果は諸大名の爲に幕府を仆されたりき。是に由て之を觀れば德川氏二百八十年の泰平を保ちたるも封建にして其幕府を仆したるも封建なれば封建は家康公の意に非ざりしや知るべきなり

封建の情勢は斯の如くなるを以て諸大名が德川氏に對せるや陽に君臣の禮を守りて服從したれども其心中に於て常に不滿を懐きしは獨り外樣大名のみに限らず所謂御家門御譜代の家筋とても同樣の事にてありき然るに慶長元和以來安政文久の末路に至るま

で公に叛旗を擧げ能ざりしものは（一）二百七十餘年の久きに因襲せる嚴重なる慣例格式作法禮儀等にて形而下を撿束し遂に形而上に及ぼし天下の諸侯を籠絡したると（二）此諸侯及び其家臣は皆其社稷を保つに專なりしが故に冒險の所爲に涉るを避るに汲々たりしと（三）幕府の實權實力は非常に强盛なりと信し他の諸侯は皆幕府の命令を奉するを以て若し我にして一朝咎を幕府に得る時は忽に滅亡の難に罹るべしと恐れたると（四）諸侯の妻子は江戸に住居して都下の花奢風流に慣れ後宮の驕に國用を費し其上に參勤交代諸役の爲に概ね皆財政疲弊して事を起すべき程の勢力なかりしと等皆其因由をなせしのみ。若も寶永正德の頃にあれ寶曆明和の頃にもあれ薩長藝備の如き大諸侯が合縱して事を擧げたらんには德川幕府は其時に危かりしならん是を要するに德川幕府が諸大名を巧に制御して恩威並行はれしは保守政略の爲に尤も大切なる格式慣例を嚴守して變更せざりしと諸大名の財政を常に疲弊せしめたるに在りしと云て可なり。斯る巧なる籠絡の羈絆其撿束を解きて幕府の衰亡を促したるものは實に世論の云ふが如く勤王と外交との二事即ち是なりとす苟も此二事の時運を轉變せると無りせば十の

薩長ありしとも百の西鄕木戶ありしとも德川氏の幕府を動かす事は成し得べからざりしは疑を容れざる所なり

扨此勤王若くは尊王と云ふ事は如何にして日本人の上流社會即ち當時の諸侯武士の腦裏に養成せられたる乎と問んに世の論者は概ね皆我帝室の萬世不窮なる日本の臣民盡く皇恩を知るの忠節に出るなりと云ふに外ならず實に然り余も亦實に其然るを知る者なり、然れども幕府の滅亡の一大原因は勤王なりと云ふ以上は今少しく歩を進めて實況を觀察せざる可らず顧るに保元平治以來朝廷の衰へたるや久し建武の中興ありしと雖とも幾も無くして足利氏の幕府となり嘉吉應仁の兵亂より打續きたる亂世に京都は干戈の街となり織田氏に至りて漸く朝廷の御事とも聊か其舊に復するを得たり、尤も朝廷に直仕し奉りし公卿たち或は京都に住居し又は屢々往復して眼のあたりに朝廷の御有樣を見奉るものは幕府の全盛に比較して慷慨悲憤の感を起せるに相違なきもさる輩は日本人民中に其數幾許も無かりし、其多數は如何と云へば其實は朝廷の尊きを知りし迄にて天子樣は神樣なりと心得たるに過ぎざりき況や關東の武士百姓は將軍ある

を知て天子あるを知らざりしに於てをや。然るに徳川氏の初よりして諸大名旗本等をして朝廷ある事を第一に知らしめたるは任官叙位なりとす將軍家は貴しと雖とも其の從一位太政大臣近衞大將右馬寮御監淳和奬學兩院別當源氏長者征夷大將軍と云へる長長しき官位は朝廷より賜はる將軍宣下官位御昇進の式を行ひて拜受せられたりき、諸大名は幕府の臣下にこそあれ決して朝廷の臣下に非ざるの制なりしかども是を榮するに官位を以てするの一義に到りては朝廷に奏上し其口宣位記等を乞受て之を與へざる可からざりき。蓋し家康公の心中にては諸大名旗本等の官位叙任の事は幕府の長計に非ずと思ひ玉ひしならんが鎌倉以來の慣例にて武士みな此虚銜を得て榮とせしに付き止を得ず慣例に從はれしなるべし、去れば徳川氏の中世に新井白石が六代將軍家宣公を說て武家の禮服を京都風に改め官位の叙任をも正しくせんと建言したるを當時の幕議にて之を斥けたるは其理ありし事にて其後第八世吉宗公の時に徂徠が幕府は別に其官位禮服を制して京都の官位を乞ふを止めらるべしと議したるは幕府に取りて頗る卓見なりと云ふべし然れとも當時に於ては斯る英斷は行はるべきに非ざりしかば其儘に

て舊に依て朝廷の官位を申受せしめたりき。是に於てか從五位下朝散大夫に叙任せらる、以上は位記口宣を賜はるを以て左しも朝廷あるを知らざりし武士も是を知りて初て果は諸大名は朝廷の臣下の如くに思ひ做すに至りき（幕府より論ずれば安政の頃に一時は邪說なりと擯斥せられたる今の諸侯は王臣に非ざる論こそ正當なりしと云はざる可からず）次に勤王の大義を日本國中の武士に知らしめたるは幕府が奬勵したる學問なりとす原來德川氏の第一世家康公は名を棄て實を取るの政治家にて即ち實權政府を以て日本政府とし名義政府を以て政府とせざりし見識なりき、然るに數百年の亂世を泰平に致されし初より主として文學を起す事に眼を着て藤惺窩林道春等の學士を聘して奬勵せられたるは程朱の學派にてありき程朱の學は善良の學問に相違なきも其本尊は周公孔子の學問なるが故に主として王霸の別を正し君臣の分を明にし朝廷を將て周の天子に比し齊桓晉文を將て幕府の將軍に比し齊桓晉文が諸侯を會同して以て周の天子に朝したる如くに將軍諸大名を引纏めて朝廷に仕へ奉らるべし何となれば幕府は霸者の政をなすものなればなりと孔子流程朱派の名義幕府を以て眞の政府と認め實權

政府は是に勝つ可からざる者なりと論斷して子弟を教育したりき是故に幕府が奬勵したる學問は三百年間に於て忠孝の道を明にし社會の德義を進め文明の開化を導たる功能と共に幕府の上に朝廷あり朝廷は眞實なる日本の君主なりと云ふ事を知らしめ以て勤王の精神を發揚せしめたりき、此餘文學の盛なりしに從て勤王の義を明にしたるは勿論にて水戸の大日本史の如き賴襄の日本外史の如き勤王に與て力ありしが其外に幕府の前よりして夙に行はれし源平盛衰記平家物語太平記の諸書は云ふに及ばず近松竹田の院本馬琴の稗史の如きも亦其の間接に勤王に力ありしは決して大日本史日本外史に讓らざりき

右の如く勤王の志は幕府の初より養成せられたるに其上にも亦代々の將軍をして皆朝廷を尊崇せしめたるものありき單に表面より見れば幕府は朝廷の御賄料を十餘萬石に限り嚴に政府に干涉し玉ふ事を禁して頗る朝廷を蔑如せしに似たれば幕府の内部にては定めて輕侮を極めたるならんと臆測せるもの少なからず是れ大なる誤見なり。凡そ幕府が朝廷に對せるは殊に尊崇を極め啻に勅使を禮遇せるのみならず幕吏たる高家が

年々京都に使して復命せる時だにも將軍家は之れを同間に入れて聞き玉ふの例なりき(伊勢御使日光御代參この例なりき)京都への進献物は將軍家禮服を着して之を御覽なされ京都よりの賜物も同樣にて其賜物は決して寐室に置き玉ふ事なかりき斯く朝廷を尊び玉ひしは其實輔佐の臣が常に將軍をして恐るべきは京都なりと思はしめたるに由る、蓋し諸大名の家老が諫を其君に納るゝに當つては將軍家より御沙汰あつては相濟ますまいと云ふを第一とすれども幕府輔佐の臣が將軍家を諫めるには日光樣(家康公の事)に對して相濟ますまい。京都より御沙汰あらば如何遊ばさるゝ歟の二語に過ぎざりき其中にても日光樣は尤も將軍家が尊敬し玉へる祖宗なれども何を云ふにも現世には御座さゝる神なれは其効力は自から薄く詰り先祖の位牌と同効とは成れり之に反して京都は現に朝廷ましまして將軍家に官位をも授け玉ひ大小の神祇よりも尊くてあらせらるゝに付き將軍家の心中に畏敬の念を起さしめたる効力の日光樣より多かりしは自然の勢なりき其上に學問上よりするも慣例上よりするも萬一にも朝敵と云ふ惡名を京都より下さるゝ時は將軍家たりとも公方樣たりとも天地間に身を容るゝ所なしと幼

少の折より致へ込み是を以て將軍家を怖畏せしめ常に京都を口實にして其不良を諫めたるが故に幕府の內部にて朝廷を畏敬せしは恐らく代々の將軍家を以て第一とせしなるべし

斯く諸種の因由よりして勤王の志が幕府に於て養成せられたるは其養成の因は其熟するに於て開發の機會あるべきは必然の數なり而して其機會は嘉永安政外交一變の時に於てぞ開發したりける

◎第二章　幕府當初の對外政略

幕初開國の事情

寛永鎖國令　寛政令　文政令　弘化令

豫報不信の事情

德川氏の幕府を衰亡せしめたるは外交その端緒たるヿ世論の認むるが如く余も亦實に然りと信ずるなり若し外交の爲に日本の局面に大なる變動を起すヿの無かりせば幕府の威權は假令ひ芋殼(イモガラ)の如くなりしとも未だ容易には衰亡せざりしならん去れば幕府の衰亡を論ずるに當りては外交の顛末を知るヿ尤も史家の緊要とする所なるべし

顧れば足利氏の末に際し南蠻人等(西班牙(イスパニア)葡萄牙(ホルチユガル)の諸國)が初めて薩摩豊後肥前の諸國に來りしは是より先き伊太利(イタリ)の紳商マルコポーローが其父のニコロポーローに從て東方の貿易に遠征して深く蒙古に入り忽必烈汗(キユビライカン)(元世祖)の幕下に屬し歸國の後に著述して世に公にしたる紀行に起る此紀行は當時西洋諸國の愛讀せる所にて其中に載せたる

日本國（ジパング）とは即ち我國の事にして金銀珠玉を以て家屋を飾り尤も寶物に富みたる樣に書做したり是れマルコポーローが蒙古にて傳説の儘をものせしに其頃は恰も歐洲諸國にも漸く東方の富饒に着目したる初なりければ日本國の名稱は此時より始めて歐洲の知つて羨望せる所となりき既に其後二百年を經て閣龍（コロンブス）が亞墨利加を發見せしも其初念はマルコポーローが所謂日本國（ジパング）を探見せんが爲なりしとは云ひ傳へたる程なりき。扨この南蠻人が豐後の大友肥前の有馬大村の諸侯の領地に商船を泊して貿易を成し兼てはゼスウヰツト派の天主敎を宣布したる事の容易に其歩を進めしは即ち外交の開始なりしが其宗敎の信長秀吉家康の諸公の忌む所となりしは敢て我國の僧侶等が之を讒誣したる故のみに非ず彼が宗敎を以て殖民政略の術とせる權謀の恐るべきを看破せられたるが故なりとは啻に推測のみならず明かに文獻の徵すべきものありき故に幕府の初に當りて家康公は外敎を嚴禁したるに係らず貿易には頗る自由の方針を執り日本國中津津浦々何地に於ても差障なく商賣を遂くべきもの也と云へる御朱印をば英吉利葡萄牙荷蘭其他の諸國に與へ第二世秀忠公とても同樣にてありき。然るに第三世家光公に至

りて外國商船の入港に其地を限り其國を限り又我國の商船の外に出るを禁じて鎖國の强硬政略に改めたるは深く外教の殖民政略の密接の關係ありしを慮りたると且は當時の貿易は專ら輸入のみにして我國より輸出すべき物品の甚だ少かりしが爲に我が金銀の頻に濫出せるを憂ひしが故なりとは知られたり。但し幕府當初の外交は本論に太だ必要ならざるを以て之を略して云はず幕府は嚴に第三世の遺訓を守りて鎖國の主義を遵奉したるに由り第八世吉宗公の如き英主にて文武の道に心を寄せ馬術砲術醫業天文暦算等に西洋學の必要を覺り蠻書（即ち蘭書）を讀む事をさへ其筋の者に許し玉へる程なりしかども猶この主義を更變するを敢てせざりき然れども我國の學者等が朧氣ながらも西洋諸國ある事を知り初めたるは此時よりと記臆せざる可からず

斯て外に對せる風波も無く歳月を送りしに幕府の醉眠を喚起せしは露西亞使節の一事なりき是より先き蠻書（蘭書）を讀む事を許されてより少しは西洋の事情を聞知り且つ毎歳荷蘭の甲比丹（カピタン）（荷蘭東印度商會の事務官）より差出せる風說書にて（今の新聞）西洋には諸國に兵亂ある事をも聞傳へ又印度は英國の侵略せる所となり支那にも通商をな

mitigating orders was promulgated two years before the King's letter arrived in Japan. See Watanabe Shujiro's Kaikai ni Okeru ninmijin page 28 f. Takasawa p. 132.

寛永打拂
寛政
文政

せる事をも聞及びたれば當時の所謂蘭學者及び談兵家は稍〻海國の戰略を說き初めて或は海岸防禦の策を講じ或は陸地砲戰の術を論し靡然として外に備ふるの念を起したる折から蝦夷地(今の北海道)に於ては土人の寇亂ありしを以て益々警戒して幕府は海防に着手するの念を起したりき。其後文化の初に露國の使節列撒納布(レサノッフ)は軍艦に搭じて長崎に來り和親を請ひたれども幕府の拒絕に逢て使命を果さず轉じて蝦夷地に寇したりければ北門の警報に再び驚き海防の議論紛々たりしも寇止めると仝時に其議論も熄みて幕府の官吏は相替らず太平を視して舊の如くなりき

初め三代將軍家光公の時に外國船舶の入津を禁ぜるに當りてや異國船を見掛け候はゞ二念なく打拂ふべしと列藩の諸侯に命令したりけるが(是を寛永打拂の令と云ふ)寛政年間に至り松平越中守の議に依り來意を尋ね漂流船に候はゞ薪水食料を與へて退去せしむべし若し其差圖に從はずば打拂ふべしと命令を改めたり然るを文政年間に至り再び舊に復して二念なく打拂ふべしと令したり是は近來外國船が頻に我國の海岸に出沒するは寛政の命令にて打拂の嚴令を寛にしたるか故なり寧ろ舊の如く寛永の嚴令に

復するに若かずと思ひしが故とぞ知らる。 斯て數年を送りける中に蘭書を讀む輩が多くなれるに從つて頻に外國の事情を説く者を增加し砲術兵法の事よりして鎖國の政略を非難し今にもあれ外國より使節に差越して和親通商を望まば如何すべきぞと論して漸く開國の氣風を喚起せんとせし時に際し支那にては阿片の事よりして英國と戰爭を開き廣東福建の諸省を攻陷り支那と條約を結ぶの機を以て英國は日本にも使節を差向くべし其使節はボーリングと云へる人にて十八ヶ國の語に通ぜる文武の豪傑なりと云ふ風説書を荷蘭甲比丹より幕府に出したりければ蘭學者連中は素早事こそ起つたれと爭て鎖國の不可なるを説きて俄に其力を得たりしに其使節は遂に來らず外國より和親通商を乞ふ事もなかりしかば夫見よ彼の蘭學者輩は虛喝を吐て世を騷がす害物なりと漢學者等に讒誣せられ密に荷蘭醫官に我國情を知らしめたりと云へる一條の爲めに羅織せられて禍を蒙つたりき(藤田茂吉君の東漸史に此事を委しく記せられたり)然るに弘化元年に至り荷蘭國皇は特に使節を我國に派遣して幕府に説くに鎖國の不可なる理由を以てし懇々忠告の書を送られたり其使節は將軍家の引見せざる所なりしと雖ども

幕府は忠告の薄氣味わるさに再び文政の嚴令を改めて寛政令に復し異國船來らば來意を尋問の上にて處置すべき旨を觸たりき。されども外國の使節は荷蘭の忠告せるが如くに日本に來らざりしを以て幕府は此忠告をさへ半信半疑の間に置き終には信ずるに足らずと思惟したりき

其後嘉永五年に至り和蘭甲比丹は風説書を幕府に差出し亞米利加合衆國にては愈々議院の決議を經て軍艦を出し使節を日本に送りて和親の條約取結の事を望むべし其使節の軍艦が來年を以て日本に來るへし若し手荒なる御取扱あつては一大事に候と云ふ旨の忠告をなしたりければ此和蘭甲比丹の忠告は（幕府にては荷蘭内密御忠節と稱したり）長崎奉行の手より直ちに江戸に回送し當時の御老中阿部伊勢守を初として幕府重臣一同の知れる所なりき然らば則ち嘉永六年六月に米國使節海軍中將伯爾里が軍艦を率て渡來の事は幕府内閣に於ては決して寐耳に水と云ふに非ず實に其前年よりして聞知つたる事にぞありき

果せるかな翌年即ち嘉永六年六月を以て伯爾里は軍艦を率て直に江戸灣に乘込たりき

是に於てか幕府は上を下へと騷ぎ周章狼狽一方ならず其事情は猶後條に委しく說出すべきが何故に阿部伊勢守等は斯く明白に知れたる事を前年に聞得て居ながら其用意の評議を成さゞりしかは蓋し史家の一疑問なりとす此事に關して余が聞得たる所にては當時の長崎奉行川村對馬守は純然たる俗吏にて外國の事情などは素より知らず其上に浮としたる旨を上申して事相違あつては一身の不首尾なりと恐れたれば右の甲比丹の風說忠告に意見書を加へ斯樣には申せども外國人の言ふ事なれば決して引當には相成がたし宜く御取捨あつて然るべしと信疑相半するの意を示したり、阿部伊勢守等は外國人に直接せる長崎奉行でさへ此通りに申す上は何樣其如くなるべし且つ先年ポーリング渡來の風說と云ひ次に荷蘭國王の忠告さへも其事實を見ざる程なれば今度の忠告も例の虛喝か左も無くば風聞に過ぎさるべし然るを幕府諸役人の評議に掛けて騷立て來年に至りて其實なき時は閣老輕忽の譏を免かれざるに付き寧ろ之を幕閣の匣中に秘し置て諸役人に示さゞるを得策とす若し忠告の如くに渡來するも其塲所は長崎なるべし長崎ならば前々の通り拒絕することを得べしと考へて其儘にしたるものなるべし此事

たる今日より見れば幕閣に似合はざる事に思はるれど當時に於てはさる事情あるを免かれざりしもの歟

◎第三章

幕府政躰の第一變革
京都へ奏聞の事情
水戸殿顧問の事情
諸大名へ下問の事情
漢學養成の結果

さる程に亞墨利加(アメリカ)國の使節水師提督伯爾里(ペルリ)は軍艦四艘を引連て嘉永六年六月三日を以て相州浦賀に入津したり是より先き浦賀は江戸灣の咽喉たり豆州下田は東海の形勢たるを以て幕府は此要地の警衞を心掛け殊には近年追々と外國船が東海に出沒せるを見て容易ならずと思ひ下田には勤番を置き浦賀には奉行を在勤せしめ井伊掃部頭其外の諸大名に海岸の警備を命したるは前年の事なりき、然れども其の警備と云ふは名のみにて實は何の効能もなきは氣の毒千万なる次第なりしと云ふべし果せるかな亞墨利加軍艦が四艘にて突然浦賀に入港したる時に浦賀は云ふに及ばず江戸の騷動一方なら

ず上を下へと沸が如き有様は當時の史編に明かなれば余が此に說出すを要せざるべし。扨て幕府が官吏を久里濱に派遣して使節に談判せしめたる次第は當時に於ても其後に於ても極めて世論の批難せし所なりしと雖も何さま當時の幕府にては此外に取るべきの手段は無かりしならん假令今日の大政治家をして嘉永六年に在らしむるも恐らく是に殊なるの手段を廻らす事は出來ざりしならん故に當時の閣老を初め幕府の重臣等が亞墨利加の使節に對して平和談判の手段を取りしは怯臆の故にもせよ姑息の策たりしにもせよ前後の考案も無く夷船を打拂へよと云へる粗暴の擧動に及ばざりしは實に我國の大幸なりきと云はざる可からず

扨この時に當りて余が尤も史家の注意を望む點は（第一）京都へ奏聞の事（第二）水戸前中納言齊昭卿を顧問となしたる事（第三）諸大名に和戰の評議を成さしめたる事是なり請ふ追次に之を論ぜん

（第一）京都へ奏聞

凡そ德川幕府の政治は將軍專裁の政治なり上は天子と雖とも下は諸大名と雖とも決し

て干渉を許さゞるの政治なり德川氏は朝廷に對しては盡すべきの尊敬を盡して臣節を全くするを旨としたれども政治に於ては其內治たると外交たるとを問はず都て將軍の專斷を以て取行ひ若し朝廷より彼是と仰下さるゝ旨もあらば政治の事には京都の御口出しは御無用なりと拒絶し剩さへ是に關係の公卿堂上を嚴に譴責して罰したるは其例少なからざりき然るを亞米利加軍艦が浦賀に渡來したりとて何故に所司代より其事を朝廷へ奏聞したりし乎第一幕府の例式に背き將軍家の御趣意に戻りたる處置なりと云ふべし、史を按ずれば嘉永六年六月三日亞國軍艦浦賀渡來同き八日諸役人浦賀へ出張同き九日諸向へ閣老より達して云く異國船萬一江戶內海へ乘入候注進次第早半鐘の相圖を以て早々火事具着用登城又は各持場々々へ急速相詰らるべし。同日異國船渡來の事京都所司代へ被仰遣同く十三日脇坂淡路守より轉奏へ申達し兩卿より叡聞に達し候處宸襟安からず思召され同十五日七社七寺へ御祈願の勅諚ある即ち伊勢太神宮の神職共へ御敎書を賜はる其文中には夷船近來屢々寄近海叡念甚不安偏在仰神明之冥助速退攘夷類莫拘國體の語あり是ぞ即ち德川幕府衰亡の源因たる攘夷の初發にして現に攘夷

の字が政治界の實際問題に出現したるは此に初まるものなり
前にも陳べたる如く家康公が開國の主義を定めたる時には是を朝廷に奏したりし乎家光公が鎖國を令したる故に天子に勅許を乞ひたりし乎寛政の令と云ひ文政の令と云ひ其の他享保文化の蝦夷地事件にせよ英吉利露西亞等より使節渡來の時にせよ曾て一度も京都へ報上したる事なし然るを此度に限り所司代より轉奏へ申達し奏聞に及ばせたるは何ぞや抑も誰か之を上奏せしめたる乎當時閣老の筆頭たりし阿部伊勢守正弘が取計なる乎阿部と雖もまさかに斯る幕府の典例に背きたる事はなさゞりしならん。果して然らば水戸殿の意たりし乎將た將軍家の思召なりし乎此二つの外には非ざりしならん。余が聞く所に據れば將軍家慶公には原來尊王の志に篤き御方にておはしければ亞國軍艦渡來唯今にも戰爭相始まるべき騷動に付き京都の事も心許なし兎も角も早く此事を知らせ奉れと仰出され水戸殿にも此儀尤も然るべしとの御同意ありて然らば直樣所司代に急使を發せよと閣老に命ありし事なりとは云へり蓋し或は然らん勿論この奏聞は攘夷の發端となり京都が德川氏の內治外交に干涉せらるゝの端緒と相成りて衰亡

の禍源を開くべしとは將軍家も水戸殿も諸役人も思ひ及ばざりし所なりき

（第二）水戸前中納言齊昭卿の顧問

此事また史家が宜しく疑を容るゝべき所なりとす抑も水戸殿の事に關しては眞正の活眼ある史家は自から別に一見識あるべし安政の獄を治めたる頃に水戸殿が權謀術數を事とせられたる樣に批難せしは素より讒誣なれば信ずるに足らずと雖も亦尊攘家が當時に崇敬したるが如くにも非ざりしならん歟。但し今は水戸殿を評すべき塲合に非ざれば是を他日に讓り唯ゝ水戸殿は德川御一門中の豪傑なり其代りには隨分うるさき御方なりと云へるが當時幕府の通評にて既に其前にも一度は幕政に參與して其顧問たられし事ありしかども幕閣は敬して遠ざけ其後國内の黨派論の爲めに讒せられて幕府の譴責を受け隱居となり此前年に初めて隱居を以て登城せられし事ありし迄なり、されは阿部閣老も既によく水戸殿の手並を知つたる人なれば決して此隱居を引出すべき筈は無かりき。然るに嘉永六年六月八日水戸前中納言御儀御用之儀被爲在候間當分之内隔日御登城可被成旨且平河口御門より御風呂口屋口へ夫より御席へ御通り可被成旨御

寄を以て仰進せられたり是れ果して誰が意に出たる乎余が傳聞せる所にては水戸殿は曾て幕府の譴責を蒙つて隱居せられしと雖とも將軍家慶公は常に其人となりを識り德川家一門親戚の中にて賴母しき人物は水戸殿なりと密かに信用を置き玉ひしに付き今度亞國軍艦渡來和戰の大事に臨み我を補弼して此難局に當らんものは水戸の外にはあらじと思召し是を阿部に諮らせ玉ひしに阿部も心には左までとも思はざる迄も抗拒すべき譯も無ければ然るべしと答へて扨は水戸殿御登城とは定まりしなりと云へり當時の事情を察すれば是も亦その實を得たるの說なるべし然れども人を任罷するに際しては微官小吏と雖とも是を愼重にせざる可からず輕々しく任じて輕々しく罷むる時は其信を失ひ其不滿を招きて却て初より之を任せざるに若かざる事あり微官小吏猶且然り況や高官大吏に於てをや又況や水戸殿に於てをや。水戸殿の任罷に關して後章に詳說すべきが此火急の時に際して是を至高の顧問となし其說の容れ難きに會ひては是を閑散の地位に退け益々之を激せしめて遂に攘夷の本尊の如き有樣に陷らしめたるは蓋し此の御登城の時に其禍機を胚胎したりと云はざる可からず、勿論將軍家も阿部閣老も

敢て斯る慮は無く水戸殿は猶更にて倶に其結果を夢にも想像せざりし所たるに相違なけれども若夫れ幕府衰亡の因由を今日より論究するに當りては水戸殿御登城の事は史家が等閑に看過し去るべきに非ざるなり

（第三）諸大名和戰の評議

此年七月朔日閣老阿部伊勢守は在府の諸大名を城中に呼寄せ今度浦賀表へ渡來の亞墨利加船より差出候書翰和解二冊相達候此度の儀は國家の一大事に有之實に不容易筋に候間書翰の趣意篤と被懸熟覽銘々存寄の品も有之候はゞ假令忌憚に拘り候共不苦候間聊心底不相殘可被申聞候とは演達したり此演達は實に德川幕府が天下の大小名をして口を政治上に開かしめたる第一着なりとす余が前にも述べたる如く德川幕府の政略は政治上の事に關しては朝廷の御旨さへも承はらざるを極意なりとすれば豈に諸大名の喙を容るゝを許さんや大名にても閣老參政の役に在る人々は其役向にて政治を掌どれども其外は大廊下大廣間の大名も帝鑑間雁間の大名も比しく共に政治を是非するの權力を與へられざるなり尤も溜詰の諸侯は爾來顧問府の如き制度にて將軍の諮問に應し

て意見を具申するの義務ありて時としては進で大事を論議するの威權をも有するとは云へども夫さへ表面上の格式に止まりて曾て其事ありしを聞ざる程なりき然を今や偏く列藩諸侯をして意見を吐露せしめたるは何等の目的に出たる事か阿部閣老は大名にもせよ決して紈袴子弟に非ず隨分才敏の令聞ありし閣老なりけるに幕府の典例をも顧みず此會議を開かしめ諸大名をして十分に存寄を言はしめたるに付き諸大名は得たり賢こしとて或は戰ふべしと云ひ或は兵備を整へて後に和戰を決すべしと論じ諸說百出終に一に歸する所なく爲に幕府は取捨するに苦しみ遂に此年十一月朔日に至り亞墨利加合衆國より差出候書翰の儀に付夫々被致建議候趣熟覽參考之上達御聽候處諸說異同は有之候得共和戰之二字に歸着候然處面々被致建議候通り當時近海を始め防禦等御全備に不相成に付渠申立置候書翰之通彌々來年致渡來候とも御聞届之有無は不申聞可成丈此方よりは平穩に爲取計可申候得ども渠より及亂妨候儀有之間敷とも難申其節に至り覺悟無之候ては御國辱にも相成候儀に付防禦筋實用の御備精々心掛ケ怒情を忍び義勇を蓄へ彼動靜を熟察致し萬一彼より兵端を相開き候はゞ一同奮發毫髮も御國躰を不

汚穢上下擧て心力を盡し忠勤を可相勵との上意に候と達したれば是にて諸大名の歡心を失ひ幕府に乖離するの志を喚起さしめたり。是幕府が此時を以て諸大名をして初めて政治に口を容るゝ事を促したるが故にして是よりして諸大名は幕府に向て議論するの途を得て是非を事とし遂に其の衰亡の原因を成したると蓋し爭ふべからざるの事實なり

右の如く此三事は當時偶然に出てたるべしと雖ども實に德川幕府の專裁政躰は是が爲に一變して會議政躰たるの端緒を開きたり。世人往々幕府を評して保守の爲に仆れたるものと論斷すれども余は之に反し幕府は進取の爲に亡びたるものと明言せし事あり其故如何となれば嘉永六年の米使渡來に際して幕府もし是を朝廷に奏せず諸侯に問はず水戸殿にも相談せず全く御老中御用部屋(幕閣)の評議を以て處分を定め斷然通信通商を許可すべしと約して開港條約までも取極たらんには朝廷と雖ども諸大名と雖ども是即ち幕府大權内の事と思惟して毫も之に向て異議を鳴さゞりしならん然るを事此に出ずして幕府が家康公が制定し置かれたる將軍專裁の政躰を固守せずして是を朝廷

に奏し是を諸侯に謀ると云へる新政躰に變更したるが幕府衰亡の一大原因なれば即ち進取の爲に亡びたるものに非ずや、但し此變更あらしめたるには更に一大原因の存するものありて然るなり

其一大原因とは何ぞや曰く徳川氏が當初より養成したる漢學是なり抑も徳川家康公撥亂反正の偉業を樹てたる第一着に眼を注がれたるは文學の奬勵に在りき葢し鎌倉足利氏の世には左しも王朝の頃に盛なりし學問も戰亂の爲に衰微を極め偶々讀書せる者は僅に僧侶の間に殘り文物は擧て暗黑に陷りしを家康公は此に慨せる所ありて藤惺窩に謀り林道春を聘して儒員となし庠序學校を天下に起さしめ以て今日あるを致さしめたる其功業は千載不滅の功業なり徳川氏十餘世二百八十年の泰平を保ちたるに就ては此文學奬勵の力與つて其多に居ると云ふは余も亦敢て異議を其間に容れざるなり然れども徳川氏の衰亡を招きたるは、否、徳川幕府をして嘉永六年に於て外交和戰の事は是を朝廷に奏し是を諸侯に謀るべしと思惟せしめたるは即ち文學奬勵の結果なりと論定せざる可からず既に冒頭に明言したる如く家康公の政略は名を捨て實を取るの政略な

り正統の政府は是を虚器たらしめ實力の政府を以て全國を統治するの政略なるに其奬勵したる文學は漢學にして殊に惺窩道春が歸依したる程朱の學派は名を以て宗とし理を以て本とし實力を排斥して正統を尊崇するの學派なれば家康公が奬勵せる文學は即ち家康公の政略に反對せる學派なりき家康公の如き大元帥としても大政治家としても不世出の人にて在ながら學問なき悲しさには其學問は即ち其政略主義に全く正反對たるを識別すると能はずして是を奬勵し以て傳家の遺訓とせられたるぞ是非なかりき

夫れ徳川幕府の政略たるや幕府は日本の主權者にして朝廷は空位に備はるの隱居なり諸侯は幕府の命令を遵守すべき幕府の臣下なりと制定したるに其學校に於て敎育する所は徳川氏は覇者なり朝廷は天子なり覇者は諸侯を率て以て天子に朝すべき者なりとは薫陶したり去れば征夷大將軍は政略上に於ては主權者の稱號なるに其敎育を受たる輩は大樹、幕府、覇府等の名を附して明かに其正統の主權者に非ざる事を表示したり是故に勤王精神を日本全國の人民に抱懐せしめたるは即ち學問なりと云はゞ其學問は即ち徳川氏が奬勵したる所の者に非ずや是を今日に例すれば猶君主獨裁國に於て其大小

學校は立憲君主制の方針を執て教育し立憲君主制の國に於て民主共和制の方針に專一なるに異ならざるなり悪ぞ他日其學問の爲に政躰を破らるゝの禍に遇はざるを得んや而して德川氏の如きは實に其禍に遇ひたるものなり

然れども德川氏の初より家齊公の世に至るまでは幕府の政治家中には往々具眼の識者ありしか將た學者を喜ばざりしか凡そ學者にして政治に參與したるものは二百五十年間纔に新井白石と物徂徠の二氏ありしのみ其餘は經傳を講し詩文を作るに過ぎずして其實は醫師繪師と其伴を同くしたるのみなりき其後松平越中守（後に白河の樂翁と云ひし人なり）が閣老たるに及びて頻りに學問を奬勵し及第の法を設け幕府の御旗本御家人および其子弟にして學問吟味に及第したるものは四藝（弓馬槍劔）總免許に同じき資格あるものとして是を登庸するの道を開きたり是に於てか寛政文化文政天保弘化嘉永に至りては幕府の大小官吏には聖堂の及第出身のものあるを見たりき然れども其數寥々にして未だ幕府の大勢を撼かす程の事は無かりしなり然るに嘉永六年亞米利加使節渡來に付き阿部伊勢守を初として閣老參政は先づ誰をして此外國談判の任に當ら

しめん乎と見廻したるに幕府數百千の多きも概ね皆俗吏の勤仕年限に由て昇進せる輩のみにて適當の人物を得ること能はず但し長崎奉行を勤めたる者は幾分か外國の事情にも通じたり又林大學頭は御儒者にて朝鮮信使琉球來聘の御用筋をも勤むるに付き是等の人を以て其任に充て別に幕吏中にて壯年有爲の人才を擧げ非常の擢拔を以て是を奉行御目付等の重職に任じたるに此擢拔せられたる人物は即ち及第出身の輩にして程朱宗門の正統論學者連中なりき此輩が一日要路に上るや其平素讀書上より感得したる智識才略を發露するは此時に在りと心得て幕府累代の政略を回顧するの遑も無く又他日の結果如何を熟考するの慮も無く和戰は日本の大事なり宜しく諸侯の意見を廣く聞くを必要なりとすべしと論じたりき、此時に當りてや將軍家慶公（愼德院殿）は六月二十二日を以て薨御ありて（表向は七月廿二日の薨御）右大將家定公（温恭院殿）御繼承あり阿部伊勢守は原來家慶公の信寵を得て閣老の首座に立てる人なりしが今や亞國使節渡來して國家多事の時に際し將軍薨去し玉ひ加ふるに新將軍家定公は凡庸の君にてあれば策の出る所を知らざるに恰も此及第出身の新官吏は諸侯に謀るべしと勸めた

るに由り渡りに船を得たるが如き思をなして是亦同しく他日の遠きを慮るの餘裕なく
此年七月朔日を以て亞國の書翰を大小名に示し其意見を求めたるものゝ歟

◎第四章

幕府和戰の評議

諸大名の答議　主戰說　平和說　中間說の事情

幕吏和戰兩派の事情

水戶主戰說の事情

幕府は右の如く亞國の書翰を大小名に示して意見を求めたるに此年七月十七日に魯西亞國軍艦四艘使節布恬廷（プーチャチン）を載せて長崎に來り魯國皇帝の國書を持參したり長崎は從來外國船渡來の定港なるが上に江戶に遠隔したるを以て魯國使節渡來も國家の大事は大事ながら幕府は亞國軍艦が江戶灣に來りし程には思はず筒井肥前守川路左衞門尉を長崎に派遣し奉行水野筑後守と共に魯國使節に談判せしめたり其時幕府の閣老より魯國大臣へ遣はしたる返翰に矧我　君主新嗣位百度維新如斯等重大須要奏之　京師諭告之列侯群官恊同商議議定而後從事願勢不獲弗費三五年之時月とあるを以て當時幕府が已に京都奏問と諸侯會議に重を置くを辭柄として外國に對したるを知るべきなり斯の如く

諸侯に謀るに和戰の議を以てせしは前章に述べたる結果にして所謂幕吏が苟且姑息の計ひにて一面には之を以て外に對するの口實となさんが爲なるに相違なきも亦一面には幕府は和親を好まざれども大小名諸役人の衆議たるが故に不得止これに從ふ者なりと云ふ假面を粧はんが爲に此手段を試みて其的の外れて却て禍を釀したるものゝ如し、今日に在て癸丑甲寅の當時を論ずる史家の中には往々幕府を以て和親開國の主義を抱持したるものとし幕府が列藩諸侯の主戰論を擯斥して平和政略を斷行したる者なりと斷案するもの有りと雖も是また大に其眞相を誤りて實勢を知らざるの説なるのみ

余が親しく見聞する所を以てすれば幕府が外交に平和策を執たるは和親の利を詳にするにあらず外戰を恐怖せるに由て是を避けんが爲なりまた大小名諸役人の多數が外交拒絶の戰論を主張せるも我には外に對して戰を開くべき軍備ありや否を詳かにせるに非ずして主戰の勇を衒はんが爲なりと云はんと欲するなり

今日にてさへ海陸の軍備は未だ十分に充實ならざるものを矧や嘉永安政の頃に我に何等の軍備あらんや荻野流の百目玉や古風なる銅の石火矢にて外國の軍艦に敵し得べし

とは誰も信ぜざりしなり、但し外國の軍艦を見たる事の無き人々の中には短兵接戰は我が長伎なれば小船にて敵船に乘附べし日本刀を振て帆綱をば素麵を切るが如くにズタ〲に打切べし敵船の兵士等を西瓜を切るが如くにサク〲と切捨つべし鐵の鑿を敵船の腹に打込みて孔を明け水船たらしむべし塵芥を水上より流して敵船の蒸氣の運轉を中止せしむべし風上より燒草を積たる小船に火を掛て押流して敵船を焚打にすべしなどゝ奇効新書や海國兵談にありそうなる兵略を談する輩もありしかど斯る見識に比しき兵略の行はるべき乎行はる可らざる乎は一度外國船を目撃したる者には知り易き事にてありき。されば當時亞米利加軍艦渡來の初より外國の事に與りたる幕府の官吏にて戸田伊豆守(浦賀奉行)井戸石見守(浦賀奉行)林大學頭(御儒者)堀織部正(御目付)川路左衞門尉(御勘定奉行)江川太郎左衞門(御代官)松平河内守(御勘定奉行)筒井肥前守(大目付)水野筑後守(長崎奉行)の諸人等は假ひ其中に表面にては拒絶論を吐きたる者ありしにせよ其內心に於ては開戰の爲し得べからざるを知り得たりしに相違なかるべし其人物を見てもまさかに是程の事を知り得ざる愚物にては決して非ざりし

なり然れども此輩とても明識卓見の豪傑と云ふにも非ず叉時勢に戻り群議を排して和親を主張し得べき地位の人にも非ざれば其内心の如何は扨置きて先づ其時の勢に從はざるを得ざりしならん依て此幕府の重立たる面々と閣老阿部伊勢守牧野備前守松平和泉守内藤紀伊守松平伊賀守久世大和守の諸人と內議を盡したる主意は到底戰爭は不可なりと雖も幕議を以て和親と決しては時論に背くの恐あり故に先づ諸大名諸役人をして和議を主唱せしめ次に幕府は主戰の本意なれども枉て衆議に從ひて開戰を見合せ暫く和親の方針を執るべしと布告し以て內外を瞞着すべしと云ふ權謀を心底に包藏し乃ち七月朔日を以て大小名諸役人に和戰如何の意見を問ひたるなり。然るに此の權謀は早くも大小名諸役人に看破せられ大小名諸役人の中には思の外に主戰論を唱ふるもの多く其多數は和親を不可なりとするに歸すべき勢なりければ閣老及ひ此機密に參與したる幕吏は大に驚き左ありては大變なりとて是より手段を運らし大小名に內諭して和親說を出さしめたり勿論當時の大小名は何事にもあれ幕府の御沙汰と云へば之を遵奉して背く事なく斯る塲合には密かに留守居役を以て要路に就き幕閣の內意を伺ひ御內

意に適ふ樣なる趣意を上申するの例もありければ閣老參政要路の內諭に從ひ其旨を奉じて和議を可とするの建言を差出したる諸侯も尠なからざりき然れども大藩の向は此內諭を聞かざる而已ならず二百五十年來天下の政治に口を鉗したるが今日こそ其緘默を解くへき時節到來したるなれ豈に閣老の內諭に從ふを要せんや我が驥足を展ぶるは今日なり主戰論を建言して武勇の美名を世間に博するは此時なりと云ふが如き心得にて頻りに和議を排して拒絕を主張したる諸侯もあり、又其藩主も其藩士も相倶に各々內心にては戰爭を不可なりとは知つたれども其不可なるを我より先つ發言しては卑怯に思はるゝの恐ありとて互に相慮て和を言はざる諸侯もありて其狀況は此年の七月より十月までの間に大小名諸役人旗本等より幕府に呈したる意見書を見て其確乎たる定見なかりしを察するに足るべきなり

斯の如く幕閣の評議は原來己れ和せんと欲して先づ言ふを憚り他人をして言はしめんと巧みたるが故に他人に其權謀を看破せられて却て主戰說の爲に苦しめらるゝ者なりと云ふべし然るに十一月朔日の達しを見るに猶和議に決着の趣を明言するを憚りて依

達の間に天下の人心を籠絡せんと望みたるは實に淺ましき窮策なりと云はざる可からさるなり。而して和戰の决に關して當時重立たる諸大名の意見書に就て其大要を摘載せんに

(尾張)若し理不盡に及び候はゞ日本闔國の力を盡し半歩も不退安危を一戰に决し候より外は無し (水戸) 通商御許容に候はゝ平穩の樣に候へども後來の患は彌增申〇御內御武威御含之表向穩便の御取計に候はゞ夷人ども畏服可仕候(一橋)都て願筋不叶趣相成候方可然(越前)書面の趣御斷候はゞ戰艦差向け候儀難計に付必戰の積にて專ら非常の御處置專要之御儀に奉存候〇且上樣幷諸御住居等も當分の內甲府へ御移り被遊候方可然(長州)願の趣は夷賊共の心膽を打摧き候程にも堅く御斷り防禦の御手當嚴重に仰付られ渡來外夷の覬覦を相絕候樣仰付られ候方萬全の御策に候(肥前)今昇平久しく士氣振はず夷狄釁を伺ひ候事御國體に關係いたし候儀斷然御打拂に相改られ昇平愉惰の志氣を御一振(阿波)通商堅く御制禁可然(南部)彼若押て我意申募り放蕩亂入の所爲に至り候時は手强く御打拂候て近海へ寄候事不相成樣嚴重の御威勢御示可被成(桑名)御

國辱を忍ばせられ御國躰を失はせられ通信通商御許容之儀は御職掌に對せられ決して有之間敷哉と奉存候（二本松）交易通信は古來よりの國禁にて新法の儀は不相成若し軍艦を以て威し來候共國力を以て打拂可然奉存候（信州眞田）萬一御勝利無之とも彼が願筋御聽屆は後の大患夫に比べ候へば御打拂は一時の小患（沼津水野）外夷の通信通商は元來の大法にて所詮御取上被遊候儀とは不奉存候

右の如く拒絶の主戰論は諸大名にて其數甚だ多かりしが是に反して平和說を唱へたるは

（津山）長崎にて一地を賜ひ商館を開き交易御取結邪宗戒愼を加へ和蘭人同樣に御取扱候て宜敷これあるべく候（加州）書翰の表にては敢て無理なる筋とも相聞え不申候間此方より無理に打拂等に相成候ては暴なる御仕向に相當り可申哉且つ禍を引出し候便とも存候に付重ねて渡來の節は穩便に仰聞られ取扱可然哉（宇和島）暫時交易を免し（筑前）先づ年限を定め長崎に於て和蘭同樣通商御免（武州忍）先々穩便の御處置の外に御良策有之間敷（中津奥平）交易の儀御許容の方後來太平御安寧の事に奉存候（佐倉堀田）

先交易御聞屆十年も相立深く國益に不相成候はゞ其節御斷(掛川太田)交易米一ヶ年何萬石と相定め右高の内を以て交易可然(越後村松堀)御手切御無用(美濃八幡青山)交易御許容可然(備中足守木下)萬人戰鬪の煩勞を兇れ彌昇平を相唱候はゞ無此上恐悅の御義と奉存候

右の如く和議を主張する諸大名もありて甚しきは依違の間は延期說を唱ふるものもありき例へば

(川越)海岸御備筋夫〻行屆候迄は廉立候儀を相延し漂流難民は御憐恤成遣はされ可然哉(薩州)乍然來年渡來の節直に御斷相成候ては戰爭の端を開候も難計候へば成たけ年を延し候樣に據無き御譯柄を仰聞られ候て歸帆仰付られ度儀と奉存候(藝州)不容易儀海岸御警衞向等の儀品に寄り權道の御處置も可有之哉(彥根)石炭は他邦の求に應じ難しと一時權道を以て御返答有之其外は文化夏露西亞の御振舞を以て能く御曉解仰渡されれ可然哉(伊豫今治松平)御代替の砌に付三年父の道を不改と申譯を以て御返翰有無の御返答これ無くて差延し三ヶ年の間に武備御取立可然哉

要するに諸大名の建議する所は主戰論を唱ふる者も敢て勝算あつて云爾ふに非ずまた平和論を唱ふる者も和親貿易の利を知て言ふにも非ず况や中間説の如き其實際に行はる可からざるは智者を俟たずして明なるに於てをや阿部伊勢守を初め當時幕府の內閣が斯の如き貴族院の意見に會ひ困却したるの狀は想像するに餘あるべし。此上は幕府の要職に列したる諸有司の意見如何と顧れば其時の寺社奉行には本多中務大輔松平豐前守太田攝津守安藤長門守松平右京亮町奉行には池田播磨守井戶對馬守御勘定奉行には石河土佐守松平河內守本多加賀守川路左衞門尉が三奉行連署の建議には御備向嚴整いたし候には如何樣に厚く御世話有之候ても一兩年の間には行屆間敷候夫迄の間は一時權宜に從ひ繫置候樣御計策を以て爭端を開かざる樣に御仕向有之度と云ひ又其當任者たる浦賀奉行井戶石見守は今般願之趣幷に個條の內何とか御許容無之候ては承引仕る間敷奉存候と云へるは幕閣をして和議に決心せしめたるに力ありしなり左れば同じ幕府の中にても大番頭加納遠江守久貝因幡守等は御諭之趣承伏不仕候節は速に打拂仰出さるべし若危安の御處置に成行候はゞ御爲宜からずと奉存候と云ひ御目付戶川中務

少輔鵜殿甚左衛門大久保市郎兵衛堀織部等は何れにも程よく御見切にて御手切に相成不申候ては機會去り天道人心共に撓み往々如何と扼腕切齒に不堪奉存候と論じたれども幕閣は三奉行の議を納れて和議には内決したりき

然ども彼の閣老輩は素より和親通商とは如何なるものと云ふ事を知らず加ふるに世論は概ね擧て主戰說を快なりとして曰く夷狄無禮厭く事を知らず曰く通信通商は國家の大患なり曰く春秋城下の盟を耻づ曰く弘安の英斷は我神國の典型なりなどと此節の青年壯士の政治論よりも一層迂遠なる說を吐き諸藩士諸浪人儒者書生は云ふに及ばす現在幕吏にても此說を主張するもの多かりければ閣老と雖ども三奉行と雖ども幕府は斷然和親說なりと發言するを憚り其上に前章に述たる如く諸大名の多數をして平和說を言はしめんと望みたる謀は徒爲に屬し却て愁ひに處士横議の弊を招きたるに由り一時の權宜、一時の權道と云へる文字を捜索し來りて幕府は外國に通信通商を決して許さゞるの國是なり彼もし我國の拒絕を怒て戰を開かば我は斷然是に應すべし然れども是に應ずるには海岸防禦軍艦製造の準備を必要なりとす此準備には數年を費さゞる可か

らず其間は辭柄を構て依違の間に外國を溫諭すべし聽かざれば一時の權道を以て薪水食料上陸休泊等を許すべし又一時の權宜を以て制限を立て貿易をも許すべし斯て其中に我國の兵備を充實し其上にて拒絕の手段を行なひ膺懲の典を擧て以て我神國の面目を全くすべしと巧に躰面を假粧し以て人心を籠絡せんとは謀りたりき而して此籠絡は啻に當時に其効無かりし而已ならず後年幕府に大難を與へたる攘夷論は實に此時の假粧國是に胚胎したりと云はざる可からず

右の如き幕閣の假粧國是は蓋し彼の三奉行並に當時幕吏の重立たる面々を以て組織したる海防掛一同の意見に出てたるもの歟。これ即ち幕閣と水戸老公(中納言齊昭卿)と大に意見を殊にして遂に乖離に及びたる原因なるべしと思はるゝなり抑も水戸老公の事に就ては言ふべき事は極て多かるが中にも攘夷と云へば當時にても今時にても恰も水戸老公を以て其開山本尊の如くに申せども余が聞く所を以てすれば水戸老公は決して無謀の攘夷家には非ず其實外交の眞面目を會得せし豪傑なり其極意は閣老等が如く初より和議々々と云ては外國の爲に如何なる要求に會て我國の不利を永遠に招かんも

知れす故に我は彼もし我が謝絶を聽かざれば彼が攻擊に應じて戰ふべしと云ふ決心を十分に定め然る後に談判に係るべし我れに戰ふの決心ありて和するは即ち和なり其決心なくして和するは和に非すして是れ降なりと云ひし人なり其證據は老公が嘉永六年七月十日を以て閣老阿部伊勢守に差送りたる海防愚存の中に

八日にも御話し申候如く太平打續き候へば當世の態にては戰は難く和は易く候へば戰に御決に相成天下一統戰を覺悟いたし候上には和に相成候へば夫程の事はなく和を主に遊ばし萬々一戰に相成候節は當時の有樣にては如何とも被遊候樣無之候へば去る八日御話し候事は海防掛ばかりへ極密に成され公邊に於ても此度は實に御打拂の思召にて號令いたされ度く下に和の事有之候ては又自然他へ洩聞ゑ候ゆゑ拙策御用ひに相成候事も候はゞ和の一字は封じ候て海防掛ばかり而已に致し度事に候右ゆゑ本文には和の字は一切不認候

とあるを見て知るべき也然れ共老公の望まれたる所は上に英主ありて賢才の政治家これが閣老たるに非ざれば我にも彼にも十分に戰爭と思はせ置て倏忽の間に談判を整へ

和親を結ぶと云ふ事は迚も成し得べからざる也阿部閣老は良相にてありながらも猶外國談判の事は是を外國掛り海防掛等に委任して自ら外國使節に面談せし事なき程なれば況や其他の閣老に向ては敢て此斷行策を望む可からず加ふるに前將軍家慶公（愼德院殿）薨じ玉ひ家定公凡庸の器を以て新に大將軍となり玉へるの時なりければ幕閣は老公の策を是なりとしても之を行ふに由なきが故に遂に其籠絡策の拙を行ひ內外の識者には幕府の內兜を見透されしぞ是非なき次第にてありき。斯りしかば老公には幕閣が假粧國是の達しは幕府の政略已に和議の偷安策にあると明なるを見て此時より對外政略の主義を異にするものとして自らも幕議に參與するを避け幕閣も亦老公を敬して遠ざくるの手段を用ひ老公をして專ら軍艦製造又は大砲製造の事に心を寄せさしめたりき。而して世上の知らざるものは猶幕府を以て來年亞米利加船再渡の節には或は打拂にも及ぶへき政略を取るものと認め往々其和戰如何を慮り俗諺に所謂盜を捕へて繩を綯ふが如く俄に武備を整ふるに專なりし大小名も尠からざりしが是等は翌年に至り己が愚を悟らずして却て幕府が反覆の政略を執たるを恨みしに至りき

◎第五章　幕府の外交政略

幕府の假粧國是　瞞着手段　詐術政略の事情

亞國横濱條約及び魯英蘭和親の事情

和親拒絶の二黨派

幕閣は和戰曖昧の間に時論を籠絡し去らんと欲したる所に嘉永七年甲寅(安政元年)正月十一日を以て亞國使節彼理(ペルリ)は八艘の軍艦を率て浦賀に乘込たりければ幕閣は更に其驚愕を增たりき。是より先き去年亞國使節渡來の節談判の末に然らば來春再び來りて返詞を承るべしと申出たりし時に幕府の官吏は之に答へて承知いたしたり諾否の決答は來春いたすべし尤も其節は長崎に參らるべしと達し引拂ひたる事なれば來春は再渡すべき筈なれども(第一には)彼數千里を隔てたる亞國より再渡する事は先づ無かるべし是迄外國使節の船が再渡と云て再渡せざる事度々なりし例あれば此度とても其通なるべし(第二には)浦賀幷内海には來るべからず再渡の節は長崎へ參るべしと達し置た

れば若し再渡するならば必らず長崎に來るならん(第三には)言しや再渡すると申しても來春早々には非ざるべし其時までには長崎にて魯國使節應接の模樣も相分り此方の見込も相立べしと幕閣は恃む可からざるを恃み加ふるに歳晩歳首の儀式どもに忙しくて取紛れて居たる所に何ぞ計らん亞國軍艦は正月早々約束の如く浦賀に來りたれば扨はとて幕閣は足邊より鳥が立たるが如くに再ひ狼狽に及びたり。然れとも事已に此に及びたる上は若も亞國軍艦に江戸内海に乘入れられては容易ならずと御儒者林大學頭大目付井戸對馬守御目附鵜殿民部少輔等を應接役に命じ急に浦賀に赴き浦賀奉行伊澤美作守戸田伊豆守と相議して談判に從事せしめ極秘にては穩に談判を遂ぐべし決して兵端を啓く樣の應接を爲すと勿れと訓令を授け置ながら一般に向ては何も彼もし我が說諭に從はざれば開戰すべしと云ふが如き假粧を示して江戸内海の沿岸防禦を諸大名に示し開戰の節の心得方を御三家並に大廣間溜詰の諸侯に觸れ旗本諸士の部署を定め兵粮の用意人數の手配に至るまで左も幕府は和を好まず何時にても應戰の國是を取て動かざる者なりと云ふの外形を飾つたりき試に安政元年春初より三月に至るまでの間

に幕閣が發したる命令を閲覽せば余が言の虛ならざるを證するに餘あるべし

斯る中にも眼を轉じて長崎に於ける魯使の應接を顧れば筒井肥前守川路左衞門尉水野筑後守の諸人が魯國全權布恬廷と數度の應接を重ねたる末に於て通信通商の事は追て確答いたすべし蝦夷地の兩國境界は實地に就て取定むべしと云ふ事にて其局を結びたるに因り江戸表に於ては亞國に向て左も開戰に及ぶべき躰を示しながら其匆劇の間に阿部閣老が正月十三日を以て松前藩に達したる書面には「魯西亞國より蝦夷地內へ上陸のもの有之由右は外に疑念の筋等無之旨長崎表に於て彼國使節のもの書面差出し候間此方より卒爾の掛合爭論等に及ばざる樣彼地へ申越すべし尤近々蝦夷地境界見分として役々の者差出し候右に付き其以前萬一此方の者魯西亞國より差越候ものと鬪爭等有之候ては以の外の事に候間此旨能々家來に申諭候樣早々可申遣候」とあり和親を結ぶとは陽には書ざれども其已に魯國に許すに和を以てするの方針は此達書にて歷然たりき然れども慧眼の識者を除くの外は此時までも猶幕府は殊に寄らば戰論を取るならん歟と想像して是を邀迎する輩もありしなり

扨又幕府の全權たる應接役は浦賀に至り鎌倉の光明寺を應接の場所と定めて面會せんと申込たるに欽差大臣は其國の京城に赴き宰相に向て談判すべき者なりと論じられて彼理が斷然たる决心の動かす可からざるに驚き且は凛然たる軍艦の示威に恐れ正月廿九日を以て林大學頭井戸對馬守伊澤美作守鵜殿民部少輔松崎滿太郎等は浦賀を發し神奈川に來り亞國軍艦の來るを待受たり、此時林伊澤等が彼理を浦賀に抑留し得ずして其神奈川に入るを諾したるは臆病なりと專斷なりと幕府中にても頗る批判ありしと雖ども外國の全權が京城に入るを拒みて和議を整へん事は固より成し得べきの理なきのみならず彼若し强て聽かざれば横濱邊に於て應接すべしと云ふ事は兼て幕閣の允准を得ての事なりき現に當時林等が上申書中に夷人共は江戸表へ罷越す决心の様子にて彼是仕候ては彌々應接手間取り候故兼て御下知の趣も御座候間大學頭一同申合浦賀出立神奈川表へ出張仕り候とあるを以て證とすべきなり

亞國軍艦は正月廿八日を以て浦賀を發し本牧を越て神奈川灣に投錨したりければ幕閣は其瞞着政略の馬脚を顯はすに從て其狼狽も益々甚しきを極めたり若し亞國軍艦が此

上にも羽田の洲を廻りて品川に乘入る事もやあらん談判一たび破れなば江戸は彼等が大砲にて黒烟に成る事やらんと恐怖し神奈川より江戸に至るまでの間に數多の物見を配置し注進櫛の齒を引が如し既に將軍家の御城に於ては唯今夷船ども江戸に向ひ候と注進あれば夫はと驚きて騷立て唯今夷船ども浦賀の方に向ひ候との注進にて先づ安心と落付たることと毎日數回に及びたり後に能々其の向背の變ぜる因由を究めたれば潮汐の差引と風の摸樣とにて軍艦が錨を投じたる儘にて其方向を左右し前後するを見て斯は注進したるなりと云へり此事今日より考ふれば兒戯に比しき諧謔に似たれども當時の事情にては實に左も有りしならん以て上下一般に周章したるを推知すべきなり。却說幕府の全權等は彼理（ペルリ）と初めて二月十日を以て横濱に應接を開き三月三日に至り有名なる横濱條約に調印したり是れ即ち日本に於て外國と條約を結びたる嚆矢なりとす此條約は十二箇條より成立て其簡短なるは殆と豫議條約の如くなれども永世の和親を約し下田函館の兩港を亞國船の爲に開き薪水食料石炭欠乏の品を求むる事を諾し亞國の官吏を下田に駐在せしむる事を許したる條約なれば和親貿易條約の根本となれる條約

なりき條約已に調印し畢りたれば彼理は三月十三日を以て軍艦を率て神奈川灣を發し直に下田に赴きたり依て林大學頭等は江戸に復命して條約書を表向に差出たるに幕閣は已に談判の際に全權等より内稟したる條約草案を見て事情不得止と承諾したれども水戸老公は此條約決して宜しからずと其時に異議を唱へられしに由り條約發表の時よりして幕府の内部に於ては明かに和親と拒絶との二派に分れ和親派は當局の官吏にして拒絶派は非職閑散の面々と自から其色を異にし他日の禍源を此時に啓きたりき

彼理が横濱の談判を今日より觀れば(一)當時の主權者たる將軍家に拜謁するを許されず(二)内閣大臣たる御老中に直接の談判に渉らず(三)京城たる江戸に參向する事を拒絶せられ(四)全權大臣に對するの禮遇を得ざる等許多の不都合なる取扱を日本より受たれども未開國に接するには文明國の典例を以て規す可からずと云へる變通の道を以て堪へ忍びて遂に條約を結びたるは始終平和を謀るの目的に出たるや明なり、然るを當時我國の拒絶論者を擧て夷狄無禮の一語を以て之を斷案し仇視敵視するに至りしものは前に述べたる幕府が時論を恐れて應戰主義の假面を粧ひたる近因と彼の漢學者流

の夷狄論が煽動したる遠因とを以て攘夷精神を養成したる者なれば後年攘夷の禍は到底幕府が自から醸成したる所なりと云はざる可からざるなり。斯て其後幕府は猶も其和親の跡を掩はんと欲し四月九日を以て布達したる文には此度渡來の亞墨利加船內海を退帆いたし候然る處滯船中彼是自儘の所業有之候より意外の兵端を相開き候儀も難計候に付夫々御固仰付られ候へども船軍の御備向も未だ御整ひに相成らざる折柄なれば餘儀なく平穩の御處置に成置かれ彼是志願の內漂民撫育並に航海往來候砌り薪水食料石炭等船中缺乏の品々被下度との儀を御聞屆に相成候處場所の取極無之候ては何國の浦方へも勝手に渡來し不取締に付豆州下田港松前の箱館に於て被下候積に候當今不容易御時節に付兼て被仰出も有之候通り質素節儉を相守り此上海陸の軍事一際相勵み若し非常の儀も有之候はゞ速に本邦の御武威相立候樣心掛らるべく候とあり是に於てか幕閣は明かに欺罔手段を以て瞞着政略の過を遂げんとは試みたり彼の幕閣は其初や戰ふ可からざるを知て戰ふの狀を粧ひ故さらに諸大名諸役人の意見を求め以て多數をして和を主張せしめんと謀り其次には閣議已に分明に和と議決しながら是を押隱し請

求の諾否を云はずして平穩に取計ひ聽かざれは戰ふべしと云ふが如き意味を示して時論を籠絡し其次には內々にて和議談判の訓令を全權等に授け置ながら表面には戰備を成して一般を瞞着し其次には日本亞墨利加兩國の間に於て和親航海貿易の條約已に成りて復動す可からざるに至れるを猶も其條約を秘密にして一般に示さで恰も一時の許可に止るが如き狀を假粧し其海陸軍備さへ整はゞ何時にても開戰すべき意味を示して天下を欺罔せんと欲したり其初はいざ知らず最早此時に及びては幕閣の秘計は正しく明白に顯はれたれば誰か復その籠絡瞞着に欺かるゝ者あらんや、抑も德川幕府が家康公以來實施したる政略の跡を察すれば權變壓制の論すべきもの尠からずと雖も慶長元和より天保弘化に至るまでは未だ曾て如是の詐術を用ひたる事を見ざりしに是時に至て初て此詐術の窮策あるは是即ち幕府衰亡の末期到來したる機會なりとは知られたり天下人心幕政に倦て是に乖くの端を開きたるも亦た宜ならずや扨その後四月に至り林大學頭等は下田に赴き更に談判に及び五月廿二日を以て橫濱條約の附錄十二ヶ條を取結び調印したりければ日亞の條約は愈々其步を進めたり。次に魯國談判の事は去年箇

井川路水野の諸人が折角長崎にて依違の間に應接を了りしに今や江戸に於ては却て亞國に對して横濱條約あるに至りたれば右の談判も都て畵餅になりて魯國は自から亞國同様の地位に立つ事とはなりにき。次に荷蘭は七月一日を以て瓜哇都督より專使を汽船に乘せて長崎に來らしめ亞國魯國に許されたると同様の取扱を荷蘭にも與へらるべしと乞はしめ次に英國軍艦は七月十五日を以て長崎に來り八月廿二日の條約を以て和親貿易を豫約したりければ幕府は亞蘭魯英の四國の爲に長崎の外に下田箱館を開く事とは相成つたり

外に對する所は凡そ斯の如き景況なり請ふ再ひ眼を轉して當時の內政は如何の狀況に陷りたるかを次章に說かん

◎第六章

幕府の內治政略

幕政文武の改革

水戸老公　薩摩宰相

御臺所御入輿の事情

御養君沙汰の端緖

幕府が外交に於ける情勢は既に前章に述たるが如し然れども幕府は和親に一時を彌縫せる而已にて內政の改革の如き武備の整頓の如き敢て盡く東閣して之を謀らざりしには非ず幕閣は其力の及ばん程は是を擧行せんと勉め御家門にては水戸老公外樣にては薩摩宰相等有爲の方々へは破格を以て相談に及びたることも尠なからざりき例ば從來江戸十里四方に於ては發砲を禁じたるの制を止め、諸藩邸內の調練を許し、鐵砲を江戸に運送する事を許し、大船製造の禁を解き、大森に大砲町打場を設けて演習せしめ、品川の砲臺建築に着手し、長崎の海岸砲臺を增築せしめ、鳳凰丸等の軍艦を造り薩

州の昌平丸水戸の旭丸等の造船を喚起し、講武所を江戸に開き、新に銃隊を編成せしめ、和蘭國に汽船を注文し、長崎にて海軍傳習を起したるが如き、蘭學に通曉の士を登庸して蕃書調所を建たるが如き、才學の人才を拔擢して幕府の顯職に任じたるが如き、幕府の舊例にして虚飾に屬するものを省略し、無用の獻遣を廢し、宿弊を矯正するに鋭意なりしが如き、今日よりして見れば頗る不十分には相違なしと雖とも二百五十年來驕奢の引續きたるが爲に常に財政に困難を感じたる幕府の經濟にして又は舊例古格を金科玉條の如くに墨守したる幕府の習慣にしては實に果敢の英斷を行へるものなりと云はざる可からず。左れば嘉永六年亞船渡來より安政三年まで凡三年半の間に於て幕府が實施したる非常なる長足の進歩は當時の歷史に昭然たり然らば則ち明治今日の文明は其實この時に於て其端を啓きたれば文明の功に關しては阿部其外の幕吏に向て其勞を追謝し其功績を紀念して可なり

斯る狀況なりしかば諸藩の大小名は幕府の所爲に奬勵せられて各自に應分の進歩を謀るに汲々たりしを以て幕府が英魯蘭佛の四國に向て亞國に同じき特典を與へ長崎下田

箱館の三港を開き現に和親を通じたるに係らず敢て別に熱心の異議も無く甚しきは嘉永六年に切論したる攘斥論をも忘却したるが如くなりき故に安政三年に亞國總領事兼外交官トゥンセンド、ハルリスが下田に渡來し其翌四年江戸に出府せし迄は拒絶論も攘斥黨も暫く其跡を斂めたり而して世の所謂攘夷論は安政四年より五年に渉て更に新主義を以て興起したる者なり其事は次を追て演ぶべきなり

扨說阿部閣老は一人を以て內外の衝に當ること容易ならざるを以て堀田備中守を擧て再び御老中に就任せしめて己れが上席に置き外國御用取扱幷に海防月番を專任せしめ(安政三年十月の事)己は內政の事を專務に任したり或る史論家は之を評して阿部は外交困難の地位を避け其禍を堀田に嫁したる者なりと言ふと雖とも敢て然るに非ず阿部が堀田と共に內治外交を分任し其責を辭せざりしは事實に於て昭なるが上に當時の重責は外交よりも寧ろ內治に多かりしを以て之を知るに容易なるべし扨も阿部閣老は前にも云へる如く前將軍家慶公(愼德院殿)の寵遇信用を得たる人にして引續き當將軍家定公の閣老とは成られたるが熟〻當時の勢を察するに外交の一大問題は目前に橫たは

りて幕府が尤も英斷を行はざる可らざるの時なるに第一に望を屬するの將軍は凡庸の器なれば迚も將軍の獨裁を待べきに非ず去とて天下の重望を得たる人あつて之を助くるに非ざれば此難局を調理する事は爲し得べからずと思惟して列藩諸侯を顧れば水戸老公と薩摩宰相の兩侯の上に出べき人物は無かりき尤も老公も夙に阿部の與に謀るべきを識り深く交を通したれば阿部は老公を勸めて御政事御相談に參與せしめ和戰の決にて意見相愜はずして老公は政治を與るを辭したれども阿部は巧に之を慰藉して海防の事を掌理せしめたれば阿部が在世の間は老公は太しき不滿を幕府に懷かれざりき而して阿部と老公との間の交際は其深淺如何を知るべきの證跡あり此兩侯の間に往復せる書翰即ち是なり（是は新伊勢物語と題して水戸老公と阿部閣老との往復書翰寫にて數卷あり現に水戸侯の秘書なり）扨又薩摩宰相（齊彬卿）は當時强藩中第一等の明君と知られたる人なり從來幕府が諸藩に對する殊に外樣の强藩に對するや常に嚴正の方略を執り畏服せしむるを旨としたるなれば其交際は固より疎遠なり就中薩摩の如きは關ヶ原の恨は薩摩が忘れざる所なりと推量して幕府は最も之を外樣視し既に水野越前守

は幕府を滅すものは必ず薩摩ならんと豫言せし程なれば薩摩は幕府が近づけざる所たりしに阿部閣老は此の舊慣の疎遠を打破り薩摩宰相を引入れて幕府を補佐せしめんと望み徐に其欵を通したるに薩摩宰相も亦日本の爲に今日の長計は幕府を佐けて國家の元氣を振興するに在りと信し薩摩と阿部との交際は遂に親密になりてければ薩摩は其製造の軍艦を幕府は献上し臺場見分を名として閣老を芝田町の邸に招し專ら幕府に隔意なからん事を勉めたりき若し薩摩宰相と阿部閣老とをして其壽を永からしめば水戸をも乖離せしめず安政五年の變も無かりしならんに薩阿兩侯倶に世を早くせられたるは幕府衰亡の運なりと云ふべき歟斯て阿部閣老が薩摩と親密にしたる結果は御臺所御入輿の事なりとぞ是より先き當將軍家定公は世子にておはせし時に鷹司關白政通公の御娘を娶り玉ひしに嘉永元年に薨去ありき次て一條前關白殿の御娘を再娶ありしに是も程なく薨去ありしかば安政三年十一月を以て薩摩宰相の御娘篤姬君を娶て御臺所には立たれたり此御入輿は專ら阿部閣老の計ひに出て薩摩に於ては此が爲に莫大の費用を耗して其粧奩を備へたりき然るに家定公が癇癖の强くして其實男女の交を爲し得ざ

る病質ありし事は當時世間にても之を知る人ありければ阿部閣老にして知らざる理なきに之を知りつゝ猶篤姫君を迎へしめたるは全く政略上の婚姻たりしに外あらざるべし（後に天璋院殿と稱したるは即ち此御方なり此時實は薩摩宰相には女子なきを以て末家の血筋より此御方を迎へて其女となし更に近衞殿を表面の養父になして御入輿せしめたるを見ても薩摩が此政略婚姻に其力を用ひたるや知るべきなり）

此に此婚姻と同時に否、寧ろ是より先に起りたるは御養君の沙汰なりき當將軍家定公は安政三年には三十三歳になり玉へり未だ御養君を要させ玉ふべき御年齢には非ざるに其將軍就職の程も無く御養君は誰なる乎と取々の沙汰ありし所以のものは他なし今日の時勢は英主を要するの時勢なれば年長賢明の御養君なくては相叶ふまじ其御養君定まる上は當將軍の凡器は大御所として御隱居せしめ御養君の明主をして早く繼承せしむるに若かずと我も人も心ある者は思惟したるが故なりき此時に當りて專ら諸人が屬目したる御養君の候補は一橋刑部卿殿にてありき刑部卿殿（慶喜公）は水戸老公の御子にて前將軍家慶公の台命を以て一橋家の御相續となさせられし方なり抑も一橋は御

三卿の其一にして家慶公の御父徳川家十一代の將軍家齊公（文恭院殿）の出させられたる家なれば刑部卿殿が其相續と定められたりし時に扨こそ將軍家（家慶公）には御子家定公の凡庸にして子なきを知召て此卿をば家定公の後を承さしめ玉はんとの思召なるべしと推察したりき、尤も家慶公には刑部卿殿の才智を愛し玉ひて一橋相續の台命を下されし程なれば其意ありしは疑なきが如し既に刑部卿となられて後に夏日曾て濱御殿に陪遊ありし時は家慶公は刑部卿殿が麻の丸袖の繻絆を召されたるを御覽して將軍家は丸袖の夏繻絆は召さぬものぞ（將軍家の夏繻絆は半袖なり）とて其袖を引かせ玉ひし事ありき是を見て侍ひける人々は家慶公には愈〻此殿を他日の將軍家に立たせ玉ふべき思召ありと信じたりと云へり（此談は余が親しく家慶公の御小姓を勤めし人より聞たる談なり）阿部閣老は將軍家を隱居せしめ之に代るに年長賢明の御養君を以てすると云ふ事は流石に己れより發議するを難しとしたれば陽は之を言出したる事は無けれども其心中にては蓋し之を冀望したるならん若し此御養君策にして當將軍家定公直ちにこれを背し玉はずとも一方には水戸の親戚あり一方には薩摩の外戚ありて倶に

將軍家を補佐したらんには今日の難局を排するを得べし其中に徐々と將軍家の意を和けば刑部卿の御養君も遂に其目的を達し得べしと頼みしもの歟と推考せらるゝなり然れども此御養君論の熾に起つたるは安政四年の外交問題の時にありき

◎第七章

江戸條約　公使謁見

亞國官吏ハルリス渡來

江戸出府將軍へ謁見の事情

安政五年條約締結の事情

却說外交の事は安政三年七月十九日亞國總領事トウンセント、ハルリスが下田に來着したるを以て再び其局面を一變するの機會を開きたり。ハルリスは下田に着するや否や直に下田奉行に面會して閣老に宛たる書面を差出し總領事兼外交事務官たるに相當の待遇および保護あるべしと請求したり是今日に於ては當然の請求なりと雖とも當時に於ては大に幕閣を驚かしたるが如し爾のみならず長崎にては英國より交易取結の儀に付き近々使節渡來いたし申べしと云へる注進もあれば曩には和親を許して彼が望を滿たしめたるに彼猶饜足らずして交易を望む是を處する如何して然るべき乎と幕閣は評議を費したるに畢竟和親も交易も舊格の通り不相成その御趣意に候へども既に亞墨

利加へは御決斷あつて和親開港までに至り交易の唱は無くとも欠乏の品を補ひ候迄の
名目にて交易同樣の取計等有之候上は交易御差許に相成候はゞ何方も平穩に相成可申
候とは則ち當時幕府外國掛の考案にして幕閣の採用せる所となり此年(安政三年)十月
廿日を以て近來外國の事情も有之此上貿易の儀御差許可相成儀も可有之に付右取調可
致と堀田閣老は跡部甲斐守、土岐丹波守、松平河內守、川路左衞門尉、水野筑後守、岩瀨
修理、大久保右近將監、塚越藤助、中村爲彌に命じたり此人々は當時幕府の要職にして外
交の事に關係したる輩なりき斯て幕府は此上は止を得ざるに付き交易をも望に應じて
許すべしと內決し扨下田奉行に全權を與へ其趣をハルリスに答へ下田奉行に兩國の諸
件辨理を委任したれば假令重大の事と雖とも奉行へ被申聞候はゞ即ち自分共へ直に申
立候も同樣なれば隔意なく奉行へ談話あるべしとは文通して以て閣老が直接に外國官
吏へ面談の事を避け彼をして江戶に出府せしめざる事を謀りたりしが (安政四年正月
の事)是の如き劣策は行れざる而已ならず却て其侮を招く事とはなりぬ。此時に當り支
那に於ては英國の砲擊に會ひ戰爭其利なく廣東厦門相續て陷り英國の威勢は烈日の如

くなれば此勢に乘じて直に日本に押寄せ交易の談判を開くべし日本は支那とは違ひて武勇の國なりとは申せども東洋國民の風として自ら尊びて他を卑しむるの癖ありと聞え既に亞國官吏ハルリスの説を聽くに日本は兎角小事に拘はり些細の事にも返答の埒明かず無益の事に煩はしければ別段の談判に及ばざる可からずと云へば英國は日本に對して特別の手段を施すやも知れずと頻に和蘭加比丹（カピタン）より注進に及び續て長崎に入港の支那商船よりも英國襲來の變を報じたりければ幕閣は大に恐怖の思を成し外國人取扱振事情に應ぜずして漸々彼が怒を積候はゞ廣東の覆轍を蹈んも計り難し寛永以來の祖法を變通して和親御取結の上は寛永以前の御振合に復し御改革無之ては相成まじく然る所兎角仕來に拘泥し瑣末の儀まで事六かしく差拒み外夷の怒を釀し候は無算の至にて萬々一砲聲一響候へば最早取戻も難相成候間外國人御取扱往復應對の禮儀等都て外國人信服いたし候樣眞實に御處置無之ては難相成時勢に有之候既に英吉利評判記亞墨利加官吏申立猶又今般英人の申立等一々差迫り居り此上是迄の御仕法にては永く取扱樣無之は顯然の儀に付無事の内に早々是迄の仕法御變革有之て此上の御取締相立候

樣取計候方長策に可有之候間右の心得を以て向來の御處置振勘辨いたし熟慮早々取調可被申聞候と堀田閣老は外國掛の諸有司に二月廿四日を以て達し外國人接待應接の式法を改めたり此の改良は至當の事なりと雖とも其外國の威勢に恐怖したるは掩ふべからざるの實あれば是が爲に外には外國の侮を招き内には志士の憤懣を喚起したりき下田奉行井上信濃守中村出羽守は安政四年五月二十六日を以て亞國官吏ハルリスに迫られて規定書八箇條に調印したり此規定書は前年の條約に對しては更に一歩を進め即ち安政五年調印の現行條約の爲に實に其襯染を成せしものにして彼の他日の一弊源たりし金銀貨量目交換の件及び今日までも我が外交上の大問題たる治外法權の件も此約を以て議定せられたり而して此規定書は同年六月四日を以て閣老より布告したるに由て外交の事は益々世論を喚起して幕閣を論擊するの材料とは成りにき、尤も其頃の論趣は外夷は禮義を知らず利慾にのみ着目して我神州を覬覦する者なり須く之を拒絶すべし決して交際を通す可からざるなりと云へる單純なる理論にて眞正に利害得失を議するの説には非ざりしと雖も其論勢を以て政府の當路に障礙を與へたるの實に於ては致

て今日に讓る所なかりき。此時に當り阿部閣老は自ら此難局に當り内外の時勢に應して事を處理せんと欲したるが故に亞國官吏を江戸に出府せしむるは尙早として之を肯ぜず水戸薩摩とも熟議を盡したる上にて徐々と計畫せんと思はれしに惜ひかな阿部は此年六月十七日を以て逝去せられたり享年三十九歲と聞えし。抑も阿部閣老の可否に對しては當時よりして頗る其說を成すものありて毀譽交々其身に集り甚しきは和議を主唱して國を誤るの大罪人なりと迄に罵しられたる人なりと雖も余が觀る所を以てすれば兎も角も水野越前守以後の閣老なり若し此人にして存せば幕府の御養君も年長賢明の人に定まり攘夷論も烈しくは起らず京都の內勅も降らず戊午の大獄も起らざりしならんと思はるゝなり然らば則ち阿部閣老の逝去は幕府をして其衰亡を促さしめたるの一因なりと論定して不可なかるべきか

阿部伊勢守已に逝去したり今は幕閣に於て外交の主宰たる人は堀田備中守一人とはなりぬ。是より先き下田に渡來したる亞國官吏ハルリスと云へるはペルリの下田條約に據りて亞國より派出したる總領事なりと雖とも同時に外交官を兼ね大統領より我國の

君主（此時は即ち將軍家たり）へ宛られたる國書を携帶し和親貿易の條約を締ふべき全權委任狀を齎らしたる全權なればハルリスは下田奉行若くは外國掛の役人等に談判する事を好まず苟も日本をして鎖國の舊習を打破して文明の曙光に向はしめんには如何なる危險をも冐して進まざる可からずと覺悟したりければ余は亞國の全權なり大統領の國書は大君（將軍家の稱）に謁して奉呈せざる可からず談判は閣老と直接にせざる可からず其應接は大君の都府たる江戸に於てせざる可からず若し此議を拒まるゝに於ては條約違背なり亞國へ無禮を加へらるゝ者なり亞國は兵力を以て此無禮の罪を問はざる可からざるなりと主張したり、下田奉行等は幕閣の命を奉してハルリスに面會し謁見出府閣老應接の事を謝絶せんと試み百方其力を用ひたれどもハルリスは斷然これを聽かざりき。然るに此時に當り前にも述たる如く英國は頻りに清國を攻破り勝に乘して十分なる條約を結び其餘勢を以て直に日本に押寄せ和親貿易の條約を望むと清國に於けるが如くにして日本これを聽かざれば兵力を以て强請すべしと云へる風説は大に幕閣の心膽を寒からしめ戰々兢々たる折柄なりければハルリスは此機會失ふ可からず

とや思ひけん愈々幕府に於て亞國の請求を御聞入なくば夫迄の事なり但し唯今にも英國全權渡來いたし兵威を以て日本を脅迫し淸國同樣の條約を結ばん事を强請せば日本は如何成し召さるゝ歟。英國の請求は中々我亞國の請求する所の如き溫和の條欵にはあらざるなり。余は日本と亞國との爲めに倶に兩國に利益なる條約を結ぶの素願なり。今や日本の爲に謀るに英國全權未た來らざるに先だちて早く亞國と此條約を結ぶに若ず。其後に英國全權の來るに及び日本は英國に對する恰も亞國に對すると同樣の條約を以てすべしと告くべし。英國と雖も其詞正しく其理明なるに由て敢て其上を望む事を得ざるべし。若し其上を望む事あらば亞國は日本の味方となつて之を拒絕し決して英國をして其力を擅まゝにする事能はざらしむべしと遊說したるを以て幕閣は所謂痛し痒しの塲合にてハルリスを視る或は敵の如く或は味方の如き心地の中にも英國の風說の熾なるに從ひハルリスの請求の切迫するに從て出府謁見閣老談判を許すべき斷行には傾きたり、加ふるに阿部伊勢守は内に顧る所ありければ此斷行を肯せざりしかども阿部は已に逝去したり堀田一人の全權なれば幕府の進步派(開國派)は此斷行を主張

して堀田を承諾せしむるに至り然らば如何にして此斷行を實施すべきやと内議する迄に及びたり於是乎堀田閣老は土岐丹波守林大學頭筒井肥前守川路左衛門尉鵜殿民部少輔永井玄蕃頭等と謀り斷然守舊(鎖國)の群議を排き先達より評議の趣もあれど亞國官吏出府之儀彌々御治定に付遠からず召呼相成べしと七月二日を以て相達し謁見應接等の禮式を定めしめ又下田奉行に向てハ亞國官吏出府謁見は承諾に治定したれども目下は列侯居合等も行屆かず其上京都並に諸大名以下にも夫々通達いたし候譯にて政府の大儀を處置いたさるゝに付き暫く出府延期あるべしと說しめ次で此年八月廿八日を以て左の如くに達したり

豆州下田表滯留の亞墨利加官吏國書持參江戸參上之儀相願候處右は寛永以前英吉利人等も度々御目見被仰付候御先蹤も有之且條約取替相濟候國々使節は都府へ罷越し候事萬國普通の常例之趣に付近々當地へ召呼られ登城拜禮可被仰付との御沙汰に付此段爲心得向々へ可相達候

此達は今日より觀れば固より當然の事にして堀田閣老が幕吏の進步派と謀つて此斷行

を達したるは頗る其宜きを得たるの取計たるに係らず登城拜禮の事は大に世論の不滿を喚起して一條の問題とは成りぬ

彼の水戸老公の如き阿部閣老の在職中は勉めて此人を慰諭したるに付甚しき不平も顯はれずしておはせしが阿部の逝去と同時にハルリス出府の議起りたれば老公は幕府に向て其海岸防禦並御軍制御改正等の御用を辭したり將軍家は閣老の忠告に由り老公を招き御脇指を賜つて之を懇慰し玉ひしかども更に其効なく亞國官吏出府登城の件に付第一に異議を唱へたるは蓋し此人なりしが如し尤も世間に傳播せる亞國官吏の外夷出府登城を許し夷情切迫に付存寄申上候と題したる水戸齊昭卿が京都へ差出されたる建白書は一讀して其僞作たると分明なれば當時老公が如何に憤懣したりとて幕府の規則を犯して京都に建白を差出されたる事は有り得べからざる事實なりと雖も斯る不滿は老公に限らず當時の憂世家には專ら是ありしに相違なかりき既に溜詰諸侯より差出したる評議にも登城は勿論御呼寄等の儀不相成と其筋へ可申談旨被仰渡可然と明言したるを以て知るべき也。去れば亞國官吏ハルリスが出府して蕃書調所に滯留せし時は白

の狂暴は實に此時に其發動を起したるものなりと云はざる可からず

此斷行に會て燃出したる攘夷熱にして他日外國人を殺害して幕府を煩はしたる攘夷黨

刄を懷にして密にハルリスを殺さんと志したる刺客ありて捕へられたるが如きは即ち

斯の如く幕府は諸大名並に諸有志家が異議を唱へて人心爲に騷然たるを顧みず此年十月を以て亞國官吏出府を命じたるは假令ハルリスに迫られたるが故にもせよ英國の强請を內心に恐れたるにもせよ頗る英斷の處置にて有りしと云ふべし亞國官吏全權ハルリス十月七日を以て下田を發し同十四日に着府して旅館と定められたる蕃書調所に入り同十五日には土岐丹波守上使として旅館を訪ひ同十九日には全權ハルリス堀田閣老の邸に至り面會して國書の寫を差出し同廿一日に江戶城に登り御本丸に於て將軍家に謁見し國書捧呈の禮式を行ひ幕府は盛典の式を以て之を引見し謁見後柳間に於て饗應を賜はり獻上物被下物等の事ありき其式禮作法等の如き今日より回顧すれば隨分嗤ふべき事もありしなれども兎にも角にも幕府二百年來鎖國の例を破り屆りなりにも萬國普通の典例に傚ひ外國全權を引見するに其禮を以したるには堀田閣老を初め幕吏の錚

銘たる進歩派が死を決して之に當りたる其苦心は後の史家これを察して可なり扨てハルリスは將軍家に謁見を遂たれば同き廿六日を以て堀田閣老の邸に至り演說凡そ六時間に涉り鎖國の不利を論じ開國の必要を說き今日の時勢に際して日本を保維して獨立を全くするは外交を開くにあり日本を富强ならしむるは貿易を盛にするに在りと遠くは西洋近くは清國の實例を引證して滔々懸河の辯を揮て說出たり斯る實際上の政治論を聞たるは堀田閣老は云ふに及ばず幕府の俊秀と雖とも實に臍の緒を切て初めての事なりければ膽挫かれ魂奪はれ茫然として迷夢の醒たるが如き心地したるは尤の事なりき堀田閣老を初として松平河内守川路左衞門尉水野筑後守井上信濃守永井玄蕃頭岩瀨肥後守堀織部正等の諸氏が大に悟る所ありて後來開國の國是を執て百難に當りたる精神は此時のハルリスの演說に一痛棒を喫したるが故なりとは知られたり但し當時の演說筆記を閱すれば其中にはハルリスが自國の爲に謀たる所もあり虛喝を交へたる所もあり聽者の愚に乘して之を弄したる所もあるが如くなれども大躰上より觀察すれば日本の爲に信切に忠告したる卓說高議なりと云ふを余は躊躇せざる者なり是よりしてハ

ハルリスは堀田閣老とも屢々面會に及び和親貿易の新條約を議定する事になり井上岩瀬の諸人は日本の全權となりて談判に渉り即ちハルリスが呈出したる條約草稿に就き一箇條毎に討論を盡して十二月廿五日に至り漸く草案を議し畢り今は最早双方全權調印署名する計りに相成たる其草案は即ち其翌年に調印したる現行條約なり。世間の説にては此條約は幕府の官吏が亞國官吏に脅かされて一も二もなく唯々諾々したるが如くに譏誣して今日にてさへ之を信ずる輩ありと雖も當時の應接筆記を閲すれば井上岩瀬等は着々其利害を聽き且つ論じ且つ議して聊か苟もする所なかりしは余が大いに感服する所なり（其後明治四年余が亞國に至りし時新約克にてハルリスに面會し談この時の事に及びしにハルリスは當時余は一方に於ては亞國の利益を謀り一方に於ては日本の利益を損ぜざる事を勉めたり治外法權の如きは勢の止を得ざるに出たれども固より兩國全權の素意には非ざりき輸出入税の如き余は民主黨(デモクラット)にて自由貿易家(フリートレード)にてあれども日本の爲に海關税を得せしめんと欲し二割平均の輸入税を定め酒類並に煙草は三割五分の重税に置きたる位なりき當時井上岩瀬の諸全權は綿密に逐條の是非を論究して余

を閉口せしめたる事ありき彼等の議論の爲に屢々余が草案を塗抹し添删し其主意までも改正したる事少からざりき斯る全權を得たりしは日本の幸福なりき彼の全權等は日本の爲に偉功ある人々なりき然るに開港後引續たる不幸の爲に肝要の個條を畵餅たらしめしは余が痛惜する所なりと云はれたる事ありき）

斯て堀田閣老は此年十二月十五日を以て大小名に台命を傳へて曰く今日世界の形勢は戰國七雄の姿なり古來の制度に拘泥しては御國勢挽回の期なきを以て非常の功を非常の時に望み國威を擴張するの機會を得んと欲し鎖國の制度を一變せしめんとの思召なれども御國內人心の居合方も有之今日の御處置の當否は國家治亂の境なれば心附候儀は早速に申上べしと達し岩瀨肥後守をして諸大名列座の席に於て開鎖の得失利害を說かしめたるに當時列座の人々は一言も聞くもの無かりしと云へり。されども此達しは大に不平の感慨を一般に與へたれば外樣の諸大名は云ふも更なり、水戶の如き親藩も譜代の諸侯も幕府の官吏も、凡そ外國の事情を知らざるもの、幕府の和議說に不滿の念を懷けるもの、外國人を夷狄禽獸なりと思へるもの、漢學者流國學者流の尊內卑外

を是とせるもの、神風は安政年間にも祈りさへすれば何時にても吹べしと信せるもの、外國人は日本を押領に來ると考へたるもの、耶蘇宗は切支丹の魔法と迷信せるもの、和議を是なりと云ふ時は怯弱なりと嗤はれん事を恐れたるもの、條約不可なりとさへ云へば豪傑らしく見ゆると思ひたるものは都て條約不可なりとは囂々したりき。此狀況に付き京都に於ても專ら條約不可の議は朝廷に行はれたりと聞え又水戸の如きは當時所謂京都手入の手段を以て密に朝廷公卿を搖攪せしむるの景況なりと聞えたれは幕閣は大に苦慮し若し條約取結の事を此儘に差置たらば他日京都より彼是と口を入れらるるの恐あり寧ろ我より先じて之を京都に上奏して同意を求むるに若かずと幕閣は困難の餘りに輕忽にも速了の意見を定め條約調印伺の爲に林大學頭津田半三郎の兩士を京都に遣はして我より需めて京都の干涉を內治外交に招くの端を啓き更に一條の大困難を惹起し幕府衰亡の運を促したりき

◎第八章

條約調印伺及尊攘論
幕使上京の事情
政治上に於ける京都干渉の由來
攘夷論挑發の事情
水戸の京都手入

條約調印伺の爲に幕府が林大學頭津田半三郎を京都に派出せしめたるは安政四年十二月の事なりき此兩人が同月廿日を以て京都に着し外國の事情を陳述したる書面に此度私共兩人上京仕り候儀は是迄外夷の御仕置都度々々書面を以て（將軍家より禁裏へ）被仰進候へ共書面のみにては盡し難く且此度アメリカ官吏申立候趣に付ては事實巨細に申上候樣（將軍家より）被仰付事と冒頭に認て外國使節の來意を畧叙し貿易開港等（將軍家に於ては）御許容可有之積にて時勢御斟酌あつて御變革の御仕置に相成候より委細（京都へ）不被仰上候はでは不相成候事但十月廿一日官吏江戸表へ出府差出候書翰幷口

上和解同廿六日對話書十一月六日應接書此度の個條書願意の趣意品々有之右は關東より御廻し相成候事と奉存候とあるを以て癸丑甲寅以來京都に於ては是を機會として外交の事を幕府に說明を求め幕府は勢に迫られて京都に對して具申し遂に此時に至りては京都の承諾を經るに非ざれば條約調印を斷行すること能はざるに至れるを徵すべきなり。抑も幕府は實權政府の主義を保持し內治にまれ外交にまれ都て是を處斷して毫も京都の干涉を受ざる二百五十年の久に至りしに此時に至り外交に關しては常に京都の干涉を免るゝこと能はざりしものは余が初に論したる如く是れ幕府衰亡の運に傾き幕府の獨力を以て諸侯を鎮壓するを得ざりしが故なりとは云へども實は嘉永六年六月亞國使節渡來の初に當り京都に上奏したるに起因せるものなりと云はざる可からず蓋し京都の一語は內に對しては諸侯庶民を鎮壓するの語となり外に對しては條約談判を推辭するの語となりて幕府の官吏が好辭柄としたる所なるが其辭柄は即ち禍源にてありしとは彼等が想像し能はざる所なりき。試に其重立たる二三を擧示せんに嘉永六年十月十五日閣老連署して魯西亞の外務宰相に送つたる返翰に「我君主(將軍家の事)新嗣

位百度維新如斯等重大事項必奏之京都諭告之列侯群官協同商議議定而後從事顧勢不獲弗費三五年之時日雖差似延緩公等且從吾言坦懐以俟焉とあり。次に同年十二月幕府が獻金を江戸大坂の町人に諭告したる文中に右の通の譯にて一躰公儀に於ても非常の御手當向は兼て被爲在候儀に候へども前條申諭し候通り彼是不容易御用途一時の御差湊に相成り素より天朝へ對し奉らせられ萬民等へ對せられ候ても御政務暫時も差置き難く事實不得止次第一同深く恐入り痛心いたし候とあり。次に安政元年十二月廿三日京都は太政官符を以て五畿内七道諸國司應以諸國寺院之梵鐘鑄造大砲小銃事の勅諚を下されたるに當り幕府の處置は太だ德川家傳世の政略に反對したりき先づ寺院の梵鐘を潰して大小銃を鑄造し得らるべきものか其趣意の善悪は措て論せず此一勅は明に軍政に關し明に宗教に關せる純然たる行政命令の尤も激切なるものなり斯る命令は德川政府に於ては京都より是を出す事を肯ぜざるべきは勿論の事なり何となれば若し之を肯ずる時は幕府は復實權政府に非ずして天下は京都を正統政府視すべきが故なり去れば京都は此際猶幕府に憚る所ありて轉奏より是に別紙を添へ外寇云々不可存異議之旨可

被仰出被思召御内意之趣關東へ宜被申入候事と所司代に廻したるに幕閣は京都に於て文武の政治に御立入あるは宜しからずと正顏厲辭して之を拒絶せざる而已ならす是を承諾して勅諚を公布せしめ剰へ其翌安政二年三月三日を以て阿部閣老は水戸殿初め出仕の大小名に向ひ將軍家の上意なりとて海岸防禦の爲に此度諸國寺院の梵鐘本寺の外古來の名器及當節の鐘に相用ひ候分は相除き其餘は大砲小銃に鑄換べき旨京都より仰進られ候海防の儀專ら御世話有之候折柄叡慮深く御感戴遊はされ候事に候間一同厚く相心得海防筋之儀彌〻相勵むべき旨被仰出候事と演達して彼勅諚の寫を示し以て京都の政治干渉の門を開きたり。斯の如くなるを以て京都は嘉永六年六月十五日七社七寺へ御祈禱の勅諚に此頃夷船來相摸國三浦郡沖其情實難知雖防禦之爲嚴重近來度々寄近海叡念甚不安偏在仰神明之冥䕃速攘退夷類莫拘國躰とあるを初として同年石清水放生會の宣命の如き其翌年二月七社七寺幷廿二社外十社御祈禱の勅諚に正月上旬魯西亞船已揚歸帆於西陲至中旬亞美利加船又來於東海應接雖穩人情不安早垂神助外夷慴服國家清平とあるが如き時機に乘して攘夷の精神を挑發したりければ幕府が和議を執て人心

を失ふに從ひて京都の攘夷を欽慕するの念を增さしめたりき。加ふるに幕閣は此際京都の歡心を失はざらん事を冀ひ京都をして攘夷を主張せしめざらん事を望み其爲には幕府の典例格式を破つて京都を尊崇するの實を示し安政元年九月大阪へ魯國船が立寄たるよりして京都御警衞向彌〻御大切に思召れ候とて井伊家の外に酒井修理太夫松平時之助本多隱岐守稻葉長門守青山下野守永井遠江守の諸家に京都の警衞等を命して奉承を厚くしたり。京都は是に於てか幕府が外國に對する談判應接の模樣を幕閣に質問すれば幕府は京都が關東に於ける外交事情の困難なるを明知せん事の便にもがなと逐一に通知したるが故に安政四年に及びては最早京都の承諾を得ざれば條約調印も行はれざる迄の勢には至りしなり

且夫れ攘夷論の原素たる尊內卑外の精神は癸丑甲寅の初よりして一般士人の間に行はれて和親結ぶ可からず貿易許すべからず日本は飽までも鎖國主義を保守すべし彼もし我が交際謝絕を聽かずんば斷然兵力を以て掃攘すべしとは攘夷家が常に口にせる所たりしと雖とも安政三年頃までは未だ實際問題たる迄の勢力は無かりき而して其實際問

題となりしは實に亞國官吏出府登城拜禮條約談判の時に初まりしなり

扨攘夷論の本尊は誰なるやと尋ぬるに當時の世評は勿論今日の史家も亦皆水戸の老公を以て其人なりと云ふに外ならざるなり此斷案に付ては余と雖とも敢て之を否と云ふには非ざれども老公は强ちに初めよりして無謀の攘夷を主張せし過激主戰家には非ざりき幕閣みな戰爭を恐れ和議に姑息するの風あるを憂ひ我に戰ふべき用意あつて後に初めて和を云ふべし是なくして和するは是れ降なり和に非ざるなり故に戰意を決して兵備を整ふるを急務にすべし和議說は當路の極秘にして之を口外すると勿れと嘉永六年に建議したると余が前章に述べたるが如くなれば當初に於ては老公決して無謀の攘夷家に非ざりき然るに其帷幕に參與したる藤田東湖戸田蓬軒の諸人死去してより老公も亦漸く前日の老公に非ざるが如くに見えられたり。且夫れ已れ内には開國の深意を懷きながら外には鎖國の妄說を唱へて人心を皷舞すると政治家に在ては至難中の至難事業たり此政策を懷て過たざるものは蓋し罕なり（近くは西鄕南洲翁が薩隅の子弟に戴かれて明治十年の事に及ばれしも即ち是なり）老公は此至難事業を一身

に負荷して遂に逆境に陷りたるの人に非ざるを得んや老公素より一個の豪傑なりと雖とも幾分か普通の感情に左右せらるゝを免かれざるの人たりしに相違なかるべし一方に於ては其説の幕府に行はれざるを快と思はざりし所に一方にては己れが鼓舞したる闔藩の士人並に諸國の志士が攘夷の念を熾にするに從て老公を泰斗の如くに仰ぎしを以て幕府は漸く老公に向て嫌疑を生して之を他人視するに至りしなれば識らず知らず老公が逆境に歩を進めて勢ひ攘夷論の本尊たるを辭すると能はざるに陷りしは當時の狀況に於て爭ふべからざるの事實なるが如し

斯の如く關東に於ては水戶老公が攘夷論の本尊たるに當り京都に於ては又別に更に一層も二層も高貴なる大本尊ありと世上に想像せられたり即ち先帝には攘夷の軫念を有し玉へると申すと是なり但し攘夷の大御心を眞に懷かせ玉ひしや否は畏し雲の上の御事なれば余は其の如何を知り奉るに由なかりしと雖とも全く其御事なかりしとも存じられず抑も鳳闕の內に御座して外國の事情を聞召すべき便も無く御側に侍ふ臣下にも眞實の事情を具上して啓發し奉るもの無きに於ては聰明叡智の聖主も幕閣の振はざる

を憤らせ玉ひて攘夷を是策なりと思召されしはさもあるべき事と余は恐察し奉つるなり此に又この攘夷論と共に起りたるは尊王論なりとそ尊王論を養成したる原因は既に余が開陳したる如くにて此論は時機さへあらば何時にても起らんものと十分に成熟したる問題なりければ今や攘夷論あると倶に忽に發して聯合問題となり攘夷は即ち叡慮なり叡慮を奉して攘夷するは即ち尊王なり攘夷を不是とするは即ち尊王の大義に背くものなりと云へる一大法則を議論の上に確定して尊攘之大義と名けたる旌旗を樹立したりき此旌旗の下には所謂有志輩みな集りて之に屬せるのみならず大小名と雖も親く幕政に與からざる者は概ね之に屬し假ひ之に屬せざる迄も局外に中立するの情勢にてありき是に於てか平素より尊王攘夷に於て老公に養成せられたる水戸士人は爭でか第二流に居るを屑とせんや其爭て先驅となりて此旌旗の下に身を寄んと欲したるは勢の正に然るべき所なりき

然れども京都に於て武士たるものが公卿に昵近するは幕府の法令を以て禁する所なれば諸大名も敢て此禁を犯すもの無きが爲に交通の道を斷たれてありしに今や尊攘之大

義と云へる名義は此法禁を打破つて京都への通路を開きたり而して此通路を破つたるには水戸の老公與つて力なきに非ず蓋し水戸は幕府の親藩にして既に義公の頃より京都公卿の間には懇親を通せられたれば老公に至りても同じく其緣を以て交通ありしと見えて既に安政元年內裏炎上の後に琵琶を獻上せられし時の表に

今玆甲寅夏皇居罹災駐蹕外於亡幾鄂虜航海泊攝之浪華浦淹留旬餘畿內騷然臣齊昭仰想行宮狹隘無以慰宸衷俯慨醜虜猖獗未能伸皇威屢陳鄙見於征夷府而才疎論迂未審用捨如何也齊昭頃獲華櫚材長三尺許手製琵琶一面竊謂方行宮之災雅樂寶器得無屬烏有耶乃因關白政通公獻之行宮豈敢望補寶器之闕乎萬機之暇或命侍臣彈還城之樂歌太平頌洋々乎盈耳乃內以紓宸憂外以鎭妖邪此器有榮焉臣竊爲天下祝之

とあり此表は當時の僞作なりと云はゞ夫迄の事なりと雖とも果して事實にてあらば老公は幕府の法禁を犯し此時よりして早くも暗々裏に於て京都の攘夷論を促し幕閣の政畧に反對の方向を執り遂に障碍を與ふるの端緖を開かれたりとの評を免かれざる者なり更に一步を進めて論する時は安政五年に至りて京都手入の事は早く此表に其兆を顯

はしたりと云はんも亦不可なかるべき歟

右の如く攘夷論は尊王論と聯合一致して勢力を得たりければ安政四年には攘夷實行とて外國公使を切害するの悪業を企て以て尊攘の大義を得たりと思ひ亞國官吏の登城を覗ひ之を要撃せんと謀り事露れて縛に就きたる三士あり何れも水戸の侍にて是ぞ後年に至り幕府に國難を被らしめたる外國人切害の初なるされば當時に於て外國通交に付き人心不折合を起し堀田閣老は公使の江戸在留を氣遣ひたるが如き又大坂兵庫の間には公家の領地あるを慮りて兵庫に代るに堺港を以てせんと欲したるが如き其應接の跡を見て以て禍源の早く此時に萠したるを知るべきなり。而して是と同時に發したる御養君一條の件は請ふ之を次回に演べん

◎第九章

御養君論及條約可否論

一橋卿に輿望の歸したる事情

條約に付き京都の應接

御養君と條約との關係

紀州宰相御養君の議

井伊掃部頭出身の事情

徳川家御養君一條は既に其端緒を述たる如く將軍家家定公には御實子なきと且つ今日內外艱難の國家を統御するには**賢明年長の御養君**を必要とすると其御養君を定めて將軍御讓職をなさしむる事は蓋し當時の輿論にて得策とせる所なりき。昇平無事の日には凡庸の將軍にても補弼其人を得れば則ち幕府の天下を保ち得べかりしも斯く國家多事の日と成りては英明の將軍を戴くに非ざれば日本を泰山の安に置かんと迚も望み難しとは苟も少く思慮ある輩が朝野ともに望みたる事實なりき。扨て其賢明年長の御養

君には誰を選ぶべきぞと御三家御三卿の間を見れば一橋刑部卿殿（後に德川十五代將軍慶喜公）の右に出る人なかりき。此卿は前將軍（愼德院殿家慶公）にも夙に其望を屬し玉へる方なりしが、上に水戸前中納言殿の子息にて出でゝ一橋家を繼ぎ賢明の評判世に高かりければ堀田閣老を初として永井玄蕃頭岩瀨肥後守川路左衞門尉等の如き幕府の要職に在りて機密に參與し才智の聞ありし輩は皆擧て此說に同意を表し加之大諸侯にては尾張越前水戸土佐備前因州宇和島等の有力者これを是認したるに由り將軍家の御養君は既に一橋殿に定たるが如き勢にてありき此時にして若し此卿を養君となして將軍を繼職せしめ大に幕府の政略を更變したらんには幕府の運命は安政五年六年の間に或は挽回するの機會を得たりしならんに養君の問題に意外の變動を來し延て以て公武の間の葛藤を招くに至りしは幕府の爲に痛惜すべき次第にて幕府衰亡の第二期は即ち此時に在りと云ふべきなり

扨も幕府は安政四年の十二月を以て林大學頭津田半三郎の兩士を京都に上せて條約取結の事情を陳述して京都の御許諾を求めしめたるに京都の氣勢は幕閣が江戸にて想像

せしより遙かに強くして鎖國論は頗る禁闕に行はれ尊王攘夷の大義を以て天下に號令し幕府の權威を抑制し王政復古の偉業を擧るは此時なりと云へる遠大の夢想は正に當時に起り有志の公卿は云ふに及ばず尊王と攘夷とを主義とせる志士は稍々四方より京都に集りて志を公卿の間に通して其用たらん事を冀ひたれば京都は爭でか林津田等の幕使が具陳する所を垂聽せらるべき汝等如き身分卑賤の幕吏は相手にならず將軍自から上洛あるか然らずば老中名代として罷出て委細上奏いたすべしと云ふ氣込にて恐るべき凄しき見脈なりければ幕使は驚きて其旨を江戸に報知し江戸にては幕閣評議の上にて堀田閣老自ら上京すべしと議決したり。堀田閣老は安政四年十二月十五日を以て亞國使節應接の一條に關し今般の御處置は國家治亂の境に候間右再應申上の趣に付猶心附候儀も候はゞ早速可申上旨被仰出候と台命を大小名に傳て廣く意見を諮詢するの狀を示し翌れば安政五年正月二十二日川路左衞門尉岩瀨肥後守其他の幕吏を從がへて江戸を發し二月五日に着京なし亞國と取結びたる和親貿易の條約に勅許を請ふ事の談判に及びたりき。初め堀田閣老は亞國官吏ハルリスに宇内の形勢を說かれて大に覺る

所ありしかは今度は已ハルリスの地位に立て京都を説き鎖國攘夷の迷夢を醒覺せんものをと冀望して扨其談判に及びたるに京都の鎖攘主義は中々得て説破すべきの狀勢にあらず種々の難問を重ねたる末に條約の一條は容易ならず神宮を初め奉り御代々へ對せられ深く叡慮を惱まされ候此期に至り人心の居合國家の重事に候間三家以下諸大名の赤心聞召されたき思召に候今一應台命を下し各の所存書取りて叡覽に入れ奉るべしと望み玉ひければ幕府に於ては叡慮の趣御尤の御事には候へども人心居合方の儀は如何樣とも關東にて御引請相成候間叡慮を安ぜらるべく時日相延び候內に英吉利軍艦等渡來いたし混雜とも相生じ候ては國家の御爲に甚以て然る可からず早々勅許の御沙汰あるべしと將軍の旨を奉じて堀田閣老より京都に奏上したるに京都は亞國一條闔國人心居合關東に於て引請の趣言上に及ひ候處人心居合の儀は先以て安心遊ばされ候へども神宮御代々へ對せられても何分恐れ多く東照宮以來の御制度を變革の儀天下人望如何に思召し再應叡慮を惱され候間何共御返答の程遊はされ方無之此上は關東に於て勘考を遂べき旨御賴み遊ばされ候事と勅せられて先づ一旦は條約の事は關東の隨意と相

成りたり、蓋し此勅諚は內實幕府より京都の權家に手を廻し黃白の勢力を以て取拵へたる所なるに京都の有志家は此勅ありと聞て大に憤激し斯ては猶以て內亂の程も計り難し此上は於關東可有勘考候樣御賴被遊候との御文句は御差除あるべしと切論して止ざるが爲に更に勅諚を改められて今度假條約の趣にては御國威難相立思召れ候且諸臣群議にも今度の條々殊に御國躰に拘り後患難測の由言上猶三家幷諸大名も台命を下し可有言上旨被仰出候事と三月二十二日を以て堀田閣老へ轉奏より通達ありき。堀田は此勅答を見て外には條約談判切迫の折柄なるに斯く遷延しては如何なる異議を生せんも計り知られず其時には叡慮如何と伺ひたるに今度の條約とても御許容在せらるゝ思召に候衆議中自然事端差縺れの節は先件の御趣意を含み精々取扱談判の上彼より異變に及び候節は是非なき儀に思召され候就ては(一)永世安全可被安叡慮之事(二)不拘國躰後患無之方略之事(三)下田條約之外御許容不被遊候節は自然異變に及び候儀難計に付防禦の處置被聞召度事　右の條々衆議言上の上叡慮難被決儀は伊勢神宮へ神慮可被相伺候事と到底政治上の事として見据なき勅答なれば岩瀨は急に江戸に歸つて其旨を

報し堀田も亦遂に要領を得ると能はずして京都を去り江戸には歸つたりき
是より先き幕府の全權が去年（安政四年）亞國官吏ハルリス條約談判の時に此條約は來る安政五年三月五日を以て雙方全權記名調印なし批准は米國にて交換すべしと約したり依て幕府は批准に下すに本條約の譯字を以てし却て批准前の條約には假條約の名を附して巧みに一般を瞞着し假條約は本條約に非されば何時にても手輕く更改し得らるべきものゝ如くに思はせ（當時幕吏にても然く思ひたる輩多かりき）堀田閣老さへ上京して賄遺に吝なる所なくば京都の條約勅許は一二回の應答にて行屆くべし然る時は三月五日の調印には間に合ふべしと豫期したり。然るにハルリスは約を履て三月五日に江戸に來りたれども幕府は勅許なきが爲に全權調印の塲合に至らず兎も角も堀田閣老歸府まで相待たれよとて日を送りし中に堀田は四月二十日を以て歸府し同廿四日を以てハルリスと應接に及び條約調印に付き人心不居合の處を殊の外宸襟を惱まされつれば調印延期ありたしと望みたればハルリスは江戸政府にて京都の許容を經ざれば調印出來ずとあるからは京都政府を日本政府と認めて京都へ直接の談判を開くべしと論じ

掛られ遂に五月二日に至り閣老連署の書面を以て愈々七月廿七日には相違なく記名調印すべしと堅き約束書を送りて期日を延したりき

堀田閣老等が京都に滯留の間に公卿との應接に幕府は賢明年長の養君を定めて事に當らしむると得策なるべしと云ふが如き語氣も顯はれたれば幕吏の重立たる輩は之を聞きて然らんには一橋卿を早く儲君に定め卿をして京都を說かしめば京都は論なく條約勅許あるべしと推量し甚しきに至りては京都は鎖攘の元素に非ず尊攘の有志輩その元素なり而して此有志輩は水戸の流派を汲む輩なり故に源流たる水戸にして鎖攘論を止れば流派は從て止むべし是を爲すには一橋卿を儲君に立るに若かず一歩を進て觀察すれば水戸老公が鎖攘有志家の泰斗となりて之を煽動するも實は一橋卿を將軍たらしめんが爲の計略なるべしと迄に臆測するに至れり故に堀田閣老が歸府と共に外には條約調印の大事切迫せると共に儲君論即ち御養君論は囂々として幕府の一大問題となりぬ然らは則ち一橋卿を儲君に立て京都を說くの策は當時幕閣有志の合意なりと云ふは敢て其實なきに非ざるが如しと思はるゝなり

斯の如く將軍家の御養君は賢明年長の方を要すれば一橋刑部卿殿の外には有べからずと朝野一般に信じたりしに思ひの外に他の候補者こそ顯はれたれ紀州宰相慶福卿（後に德川第十四世昭德院殿家茂公）とて今年十三歳の御方即ち是なり此宰相殿は御血統の點に於ては當將軍家（家定公）には接近の方なれども賢明年長の點に於ては何を申すも御年少なるを以て望に應ずるに足らざりき。然るを一橋殿を措て此紀州殿に望を屬したる所以のものは其事頗る幕府奥向の秘密にして明瞭の事實は余が知得ざる所なれども聞く所によれば家定公は一橋殿を喜び玉はず御養君には此御方をと頻に申勸むれども否々刑部卿は余が嫌ふ所なり養子とせんは好ましからずと拒み玉ひしと云へり加るに刑部卿殿は水戸風にて成長したる方なるを以て御臺所（後に天璋院殿）を初め後宮の評判宜しからざりければ將軍家を浸潤したる所も少からずと云へり、蓋し將軍家の心中には若し一橋を養君とせば直に讓職を行なひ我を隱居さするなるべしと思召し凡庸の君ながらも壯年の隱居は固より情に於て欲し玉はざりしならん、去れば後宮に於ても同じく之を喜ばず甚しきは年長の君よりは幼年の方を利なりとせしが故に後宮

を擧て一橋殿に反對し御養君を定むると有らば御血統の近き年少の愛すべき方を擇ぶに若じと慫慂じ紀州宰相殿こそ其方なれと目を屬したるに至りしもの歟。或は云ふ當時後宮にて尤も勢力を占たる老女は紀州の御附水野土佐守の親戚にてありければ此老女を媒介として水野は其主君の宰相殿を御養君たらしむるの計策を運らし漸く其歩を進め將軍家も宰相殿御養君に同意し玉ひしが扨一方を見れば一橋殿の方は閣老にも幕吏にも諸大名にも許多の勢援あるに由り此に匹敵すべき有力者を得ずしては大事成就すべからずと思惟し諸侯を見渡したるに門閥あり膽力ある人は井伊掃部頭の外に無しと知り藥師寺筑前守を使にして井伊氏を說かしめて遂に宰相殿を御養君に立る黨派の首領に戴きたりと云へり、其果して然るや否は余は是を知らざれども兎も角も井伊侯が御養君論に關係ありしは疑ふべからざるの事實たるが如し

世の井伊氏に於ける當時よりして今日に至るまで毀譽一定せず之を憎めるものは國賊視し之を賛するものは伊周視すと雖ども余は兩者共に愛憎の爲に各々極端に走れるものと認むるなり其事は後章に論出すべしとして將軍家をして井伊氏に屬目して大老た

らしめたるは誰が勸めたる乎を尋ぬれば或は前段に述たる如き事情にてもやありしならん歟而して井伊氏は大老となりて其責任に當るからには御養君の事にも與かり内外の大政みな其統御の下に置かしむるの約束を立て大老の職を承諾したるならん何を以てか之を知る曰く井伊氏が安政五年四月廿五日に大老職に就てより幕府の政略は俄然として大に變革の實を示したるを以て之を知るなり

◎第十章

御大老井伊掃部頭

御養君と御大老の關係

御養君論　條約論反對の主意

井伊大老の政略

條約調印斷行の事情

堀田閣老は條約勅許の事に關し京都に於て要領を得ると能はずして江戸に歸府したり京都の廷議は賄賂の爲に動かされ一旦は幕府の主權を認められしに係らず尊攘黨に迫られて其議を變して更に幕府に望むに諸大名の衆議を言上すべき旨を以てしたり。幕府は又條約調印の可否を諸大名の衆議に附したるに係らず談判の往掛りより亞國全權ハルリスに迫られて遂に七月を以て相違なく兩國全權この條約に調印すべしと明約したり。然らば即ち幕府の地位は(一)京都の旨を遵奉して條約調印を破談とする乎(二)斷然條約を調印して京都の旨を顧みざる乎二者その孰をか擇はざる可からざるの塲合に

陥り所謂飛車取王手の窮厄に臨みたる者なり是れ即ち安政五年四月頃の事情にてありき

次に御養君の一條は前章にも述へたる如く一橋黨紀州黨の二派に分れ一橋黨は有力の諸強藩と幕吏の俊秀とにて組織せられ一橋刑部卿が年長賢明の人なるを以て儲君に定め此人をして自から内外の政を執らしむるの外に大計なしと云ふに在り。是に反して紀州黨は内廷後宮の勢力に由て結合し紀州宰相は當將軍家の懿親にして將軍家が御養君に望ませ給ふ所の人なり繼承の大事は君意に從はざる可からずと云ふに在り。故に表面より觀れば幕府の爲にも國家の爲にも一橋卿を立つると尤も得策たる勿論なれば是に定まるに相違なしと當時みな擧て想像したれども其內實を窺へば紀州黨の勢力は冥々裏に於て頗る鞏固なりしを以て實相を看破せる識者は結局一橋黨の敗挫なるべしと憂慮したりき。是亦安政五年三四月頃の狀勢にてありき

然るに一橋黨の方には水戶老公を初として越前土佐宇和島の諸侯ありて之を助くれども紀州黨の方には是に匹敵すべきの有力者なきは其最弱點なりき誰をして是に匹敵せ

しむべき乎と顧眄すれば其門閥と云ひ其地位と云ひ其威望と云ひ其人物と云ひ井伊掃部頭直弼の右に出づべき有力者なしと信じたるに由り此人を擧て御養君（即ち紀州宰相）の輔佐たらしむるの策を案出したり。當將軍家（家定公）には原來一橋卿を喜ばれざる所に此卿を養君に勸むるの群議ありし事なれば若し其養君の議定まらば直に讓職の手段に及ばん事を恐れ後宮みな是を浸潤したるに由り紀州宰相を養君と立るの議益〻其力を得て是を輔佐せしむるは井伊なりと云ふに至りて將軍家は既に其親族にも内閣にも多少疑を懷かれたる折なれば論なく是を許諾し玉ひしならん。次に幕閣にては外交の問題より京都の干渉を惹起し困難を極めたる時機なりければ井伊の如き有爲の大名を幕閣の首相に置かずんば各自の責任を輕くするの實あるが故に幕閣の一部分に於ては是また同しく異議を容れざりしならん。而して御養君の議に關しては井伊と雖も一橋卿を立つるの長計には反對せざるべしと堀田閣老も豫察し又井伊と紀州黨との間には秘密約束もあらざるべしと信じたるならん。是れ蓋し井伊掃部頭を大老職に命せらるゝ事に付て當時左までの異論なかりし所以なるべし

從來幕府の慣例にては御大老は御用部屋(即ち閣老參政の室にて内閣なり)に詰ずして別に其詰所を定め閣老の具進する所に就て許否の裁可を與ふるに止まり苟も御大老の否認せる所は將軍家と雖とも之を許認するを得ずと云ふの慣例なれば御大老は内閣首相に非ずして寧ろ攝政なりと云へり然るに井伊掃部頭は此慣例を不可なりとし我をして御用部屋に出頭せしめ内外政治の總裁たる内閣首相の事を執らしめば御大老職を承知すべしと望み初より此約束を定めて乃ち四月二十五日を以て御大老に任ぜられたりと云へり。事實果して然りしや否は余が得て知らざる所なれども井伊大老が常に御用部屋に在りて政治を總裁したる跡より見れば是以て幾分か其の事實ありし歟と推測せらるゝなり

余が曾て云へる如く水戸老公は尊攘の本尊には相違なけれども素より無謀の攘夷家にも非ず國家の安危を憂ひたる忠誠の豪傑には相違なけれども亦全く名利の欲を脫却する仙人にも非ざりしなり左れば井伊掃部頭が大老職に任したる時よりして内政に關しても外交に付ても老公と井伊とは正反對の政敵たると其出身の際より甚だ明白なり之

を直說すれば御養君一條に付き水戸其外の有力者に當らしめんが爲に井伊を大老には擧られたるなりと云はんも敢て不當の說に非ざるが如し故に余は讀者をして此際井伊大老と反對黨との間に於て幕府の政畧に氷炭相容れざる要點を擧示して禍源の顯伏せる所を覺らしむべし（第一養君論）反對黨は云く今日の急務は年長賢明の公子を擇て御養君に立べし昭穆の親疎は論ずべきに非ず群議の嚮望する所には將軍家も枉て從ひ玉ふべし其人は一橋刑部卿なれば速に此卿を儲君に定め幕府の政權を掌握せしむべし國家の累卵を救ふは此一擧にあり。井伊大老は云く御養君を定むるには血統の最も近き公子を擇はざる可からず將軍家に於て其血統最近の公子を擇ひ玉ふ上は臣子たるもの君命に從はざる可からず故に將軍家にして懿親の紀州宰相を養はんと思召す以上は之を遵奉すると勿論なり猥に君主を暗弱庸愚なりと罵り讓職の事を議するに至るは不臣なり宰相其人を得れは當將軍の御政治にて國家を泰山の安に置くに餘りあり（第二條約論）反對黨は云く外交の大事は朝廷の裁許を乞はざる可からず諸侯の群議を盡さざる可からず朝廷諸侯條約調印を不可なりとする時は幕府は朝意を奉じ群議に從ひ鎖

攘の大義を斷行すべき者なり故に勅許を得ざる間は調印をなす可からざるは勿論なり
井伊大老は云く内治は云に及ず外交開鎖の事と雖も之れを斷行するは幕府の主權内に在り當初朝廷に勅許を仰き諸侯に群議を盡さしめたるが間違なり幕府が政府の權威を以て獨裁專斷の政を施すに當りては京都と雖も諸侯と雖ども喙を容るゝを得ざる者なり故に幕府は勅許の有無に係らず國家の爲に利益ありと信ずる時は條約調印をなして猶豫せざるべし。右の如くなるを以て井伊大老は當時漸く發達の兆を顯はしたる立憲幕府制の基礎を不可なりとして飽までも從前の如く獨裁幕府制を維持せんと欲したる首相なりき

抑も幕府の存亡興廢より論ずれば德川氏二百五十餘年泰平を永續したる幕府をして衰亡に屬せしめたる第一の原因は嘉永六年亞國軍艦渡來の時に獨裁幕府制の憲法に背き是を朝廷に奏し是を諸侯に謀ると云へる立憲幕府制に其の基礎を變更したるに在ると余が冒頭に說たる如くなれば井伊大老が是を視て幕府の一大不利なりと覺りしは卓見なれども此已に成立たる基礎を破却して再び原の獨裁幕府制に復さんと欲したるは

抑亦過てりと云はざる可からず凡そ人其既に得たる所を失ふを欲せざるは普通の性情なり假令一時の錯誤にて人手に渡したる事物たりとも之を取戻すは甚だ難し、況や幕府が其獨裁の政權中よりして自ら好て是を朝廷に是を諸侯に割讓したるの事實に於てをや、況や其割讓は之を辭柄として外には姑息の計を施し内には瞞着の策を運らし以て一時の安を偸むの目的に出たるに於てをや、又況んや三百年來養成したる遺傳性の學問は王覇名分の正閏に關して深く人心に根據すべき所を與へ又況や封建門閥の制度は有爲の人才をして其驥足を展はすの時機を俟たしめたる數百年の久に渉りたるに於てをや。此時に當り幕府の爲に謀らんには勢に乘じて我より立憲幕府制の規模を擴張して以て天下の人心をして其豹變の實を知らしめて是に適從せしむるに在るのみ然るを井伊大老の政略は此進歩の順路に就かずして却て保守の獨裁幕府制を回復するの逆流に溯りたるが故に其歩を進むるに從て益々逆境に陥り遂に功罪相償ふに足らざるの譏を招くに至れり

井伊大老が就職の初に行ひたる一大英斷は條約調印の事なりとす安政五年より六年

に渡り延て其後に至り幕府をして衰亡の困難に至らしめたるは此條約調印問題にありしが故に當時の論者は此擧を見て賣國の罪科と迄に議したるに反し或る一種の論者は又この擧を賞して井伊大老は開國の大本尊なりと讃嘆せるが如し蓋し二つながら實際を知らざるの評なりと云ふべし竊に當時の事を回顧するに井伊大老は心中に思へらく一橋卿を退けて紀州宰相を御養君に立つる以上は同時に立憲幕府制の黨派を撲滅せざる可からず其爲には京都にも諸大名にも大に及ぼす所あつて騷動を起すに至るべし其時に當り此内訌に加ふるに外患あつては迚も内外に兼ね應ずると能はず加ふるに外國條約調印取消は迚も實際に行はる可からざれば寧ろ彼が望に從て早く調印を成して先つ外顧の憂を除き專意内を治むるに若かす且や京都の條約不承知は其原由諸藩の有志浪人輩に在れば是を退治する時は京都は幕府の意の如くなるべしと斯く觀察したるに由て井上信濃守岩瀨肥後守をして六月十九日を以て亞國全權ハルリスに會して條約調印をなして交換せしめ廿二日を以て大小名を總出仕せしめ亞國條約の次第朝廷へ御伺に相成り再應諸大名の存意を尋ね其上にて御決心あるべき筈なれ共今や英佛二國は新

に清國に勝ち其勢に乘して將に我國に來り條約取結を請求せんとす今日の策たる我早く亞國と條約を調印し其條款に限りて以て彼に應ずるあるのみ朝廷へ御申立濟に相成不申候ては取計ひ成され難しと雖も清國の覆轍を踏むの恐あるを以て亞國條約に調印せしめ此一條不取敢先つ宿次奉書を以て京都へ仰進られ候と演述し先には朝廷の意を奉し諸大名諸役人に諮問したる個條に對し大小名よりの意見書を召集せらるゝ最中たるにも拘はらす調印を實行し一介の使者をも發せず宿次奉書(今日の郵便)を以て京都に奏聞したるは是れ恰も京都に向ても諸大名に向ても最後決意書を送りたるに異ならざるの所爲なりと云ふべし是に對して京都の事は後に讓り江戸に於ては水戸一橋越前尾張の諸卿侯爭でか默止すべき或は自ら登城し或は書面を以て交々其不是なるを論じたれども井伊大老固より決心する所あるを以て首相の權威を張て之を斥けたり。次に御養君の事は六月朔日を以て其掛り御役人を定め其後紀州宰相登城將軍家御對顏ありたりければ一橋黨は頻に紀州宰相の年少を口實として反對を試みたれとも井伊大老は更に其說を聞入れず遂に六月二十五日を以て紀伊宰相慶福卿を當將軍家御養子に定め

らる旨を公布したり斯て條約調印御養君一條に付き井伊大老は反對黨を撲滅するの手初として六月下旬には堀田備中守松平伊賀守の兩閣老を免職し太田道醇間部下總守松平和泉守を閣老に就職せしめ酒井若狹守を京都所司代に命し尋て間部閣老を上京せしめ七月六日には將軍家の大漸に際し尾張中納言（慶恕卿）水戶前中納言（齊昭卿）松平越前守（慶永春嶽）に謹愼を命し一橋刑部卿（慶喜公）の登城を差止たれば朝野物議騷然たり

然るに將軍家家定公（温恭院殿）は七月七日を以て薨し玉ひしかば例に依て之を秘し八月八日を以て其喪を發し御養君宰相十三歲にて繼承し玉ひたり德川第十四世家茂公と稱し奉りしは即ち此御方なり。夫れよりして井伊大老は幕吏の俊傑と當時に知られたる水野筑後守永井玄蕃頭井上信濃守堀織部正岩瀨肥後守を初て外國奉行に任して專ら外交の事に當らしめ七月十日を以て和蘭條約其翌十一日を以て魯國條約同十八日を以て英國條約九月三日を以て佛國條約を調印したれども更に京都に勅許をも仰かず又諸侯にも意見を求めず斷然として獨裁の政を行ひたり（此の亞蘭魯英佛五ヶ國の條約と

云ふは即ち今日までも猶改正の實を視ると能はざる所の現行條約なり）前將軍家已に薨して新將軍家尙幼なり田安大納言御後見の名はあれども其員に備はるのみにて實權は內外とも都て井伊大老一人に歸したりければ大老の威力には誰あつて敵するものは無かりしが如く見えたれども天下の人心は恟々として安からず幕吏の志ある輩は禍機の正に近づくを憂ひしに果して此年京都の大獄を起したりき

◎第十一章　京都の大獄

井伊大老の强硬政略

間部閣老の上京

斷獄過嚴の事情

安政五年京都の大獄は延て以て安政六年に至れり當時これを戊午の大獄とは名けたり井伊掃部頭が大老たる初に於て其果斷の伎倆を示し德川氏の獨裁幕府制を恢復せんと熱心したるも此一擧にして而して德川氏の幕府を衰亡せしむるの結果をば反對に喚起したるも亦此一擧なれは幕府の衰亡を論するに當りては深く其事情を推究せざる可からず、

井伊家は累代京都守護の任に當れる家柄にて亞國船渡來以來漸く京都が政治に干渉せられたるに及び幕府は猶以一層守護の事を井伊家に命したりき井伊掃部頭は原來有爲の人物なりければ彼の尊王攘夷の源流は初め之を水戸に發し京都に至りて一大潮海と

なり將に潰裂して日本全國に汎濫するの勢あるを熟察して其事情を十分に探索せしめたり井伊氏が腹心なりと知られたる長野主膳の如き宇津木某の如きは實に親しく京都の事情を探知して井伊氏に報道したる輩にてありき故に井伊氏は大老に任せらるゝの前に於て疾も水戸が京都に如何なる手入を爲しつゝある乎を詳細に知得たるは疑を容るゝ迄もなかりければ（手入とは德川氏の制度に於て武門が公卿に交通するを嚴禁するに拘らず之を犯して密に公卿に聯絡を通するを指して云へる當時の用語なり）井伊氏は大老に登るや否やこの手入の道を遮斷するを以て幕府を安ずるの第一策とは信したるなり、其心に思らく（一）朝廷の御事は畏し言ふ可からずとして其他の親王攝家清華の公卿を見るに內外の國情は云ふも更なり敢て開鎖に關して是と云ふべき程の見識を有するもの無し其今日に囂々するは尊攘家の煽動に出るのみ（二）尊攘家の本尊は水戶なり而して水戶老公が此論を主唱して諸方の有志者を煽動して遂に京都に及ぼしたる其目的は他なし老公自ら幕府の攝政となりて政を專らにし其實子の一橋刑部卿を將軍家の養君に立んが爲の策略なるべし（三）故に老公は先づ京都に手入をなして幕政干

渉の葛藤を與へ次に一橋卿儲君と定まらば是をして京都の葛藤を解かしむるの密謀なるべしと斯の如く臆測したるが故に幕府にして苟も英斷を以て尊攘論の本を治めば京都は其末なり容易に治まるべしと考定して第一着には條約調印の事を勅令を待たずして之を實行したるなり常時不時登城とて水戸老公越前侯が江城に出で其不可なるを論じたるも井伊氏は大老の職權を以て一言の下に異議の口を鉗して之を退け第二着には閣老間部下總守を京都に派遣して處理せしめたるなり

此時に當り京都にては幕府が勅諚に背きて條約を調印せしめたるを怒り剩へ宿次奉書を以て其旨を奏したる無禮を惡まれたるさ中に間部閣老が上京に會し幕府は何等の分疏をなす乎と堅唾を嚥て待構たるに間部閣老は幕府は國安を謀て條約を調印したるなりと云ふ外には敢て別段の陳述をもなさず曩に堀田閣老が公卿に對して專ら贈遺の豐なりしには似ずして間部閣老は故さらに威嚴を示すを事とし所司代酒井若狭守並に町奉行小笠原長門守の諸人と心を合せ彼の京都手入の事情を探索して其實を得るを勉めたるに其嚴密に探索せるに從て諸藩より京都に手入したる事中にも水戸より手入し

たる事は其證迹判然として掩ふ可からざるに及べり。間部閣老は井伊大老の前見の違はざるに服し幕府の禍源たる尊攘論の氣焰を撲滅するの方法を案じたるに(第一)尊攘黨の有志輩を捕縛するに適當の名義を以てすべき事(第二)親王公卿諸侯には成べきだけ直接の關係を及ぼさゞる樣に可致事と云へる二條の內訓に制せられて未だ陽はに追捕の着手を成さゞりしに恰も同時に起つたる內勅一件は間部閣老井伊大老をして斷行の決意をなさしめたりき

余が前にも述べたる如く尊攘論は初より京都にて發したるに非ず其實は水戶その發源にして先づ東に起りて西に及ぼし全國に瀰漫したる者なれば尊攘の本家本元は水戶なりと云ふ事を忘る可からず。然るに水戶老公は井伊大老の爲めに猥に幕府の譴責を被り駒込に蟄居を命せられたるに拘らず水戶藩有志輩が京都手入に盡力して同意の公卿を作興するや益々其步を進めて遂に此年八月七日を以て密勅を水戶に賜はるに至れり此密勅の文章は當時秘密に係りて公に記錄したるもの幕府に存せずと云へども世上に流布せる所は左の如し

此度幕府諸有司より宿次を以て御伺無之假條約調印いたし候趣申來候儀右之通にては折角天朝より勅命御下候甲斐も無之大樹公京師御伺之趣意も相立不申候大樹公賢明の處有司の所存如何と不審に被思召候右樣にては外夷は差置き國內人心の折合にも相拘候儀深被惱宸襟候其上水戶前中納言尾州越州蟄居有之候儀如何の罪狀に候哉難計候得共三家家門の儀は柳營の羽翼にも相成大切の家筋外夷入津國政多事の日に當り右樣の次第にては實に德川家の盛衰に拘り候條深被惱宸襟候間三家三卿大老閣老國主外樣譜代會議奉安宸襟候處置有之度被思召候事

此密勅の結果は姑く後日の論に讓り斯る密勅の周旋に從事したる輩は決して捨置べきに非ずと間部閣老は屈竟の名義を得たるを以て復た憚る所なく直に追捕の令を下し水戶の鵜飼吉左衞門同幸吉薩州の日下部伊三次鷹司の小林民部粂田伊織三國大學繪師浮田一蕙儒者池田大學等十一人を縛して江戶に護送せしめ尋て其連累を探索し其證跡を得たるに從て些も假借する所なく捕縛せしめたりき。此安政戊午密勅の獄に關しては當時世論の尤も井伊大老を咎むる所にして余と雖とも亦是非の說なきに非ず然れども

單に密勅を申請たると密勅を下されたるとに付て言ふ時は凡そ史家たるもの井伊間部の處置は一概に不法なり不埒なりとは斷定すべからず抑も德川幕府が朝廷に對するや假令幕府の主權は强假にもせよ委任にもせよ朝廷これを許諾して幕府の所爲に任かせられたる以上は幕府を差置て漫に諸侯と政治上の通信ある可からざるは朝廷も始より御承知あつて實に慶長元和以降二百五十餘年これを守り玉ひたり况や諸侯武士は幕府を經ざれば決して直接に朝廷と公私の交通を成さゞるべしと誓詞血判して其命令を奉するものたるに於てをや故に朝廷より何等の勅命ありとも幕府の台命なき限りは之を奉ぜざるが即ち諸侯の本分なれば若し此本分に背く時は幕府に對して政府の罪人たるは勿論なりと云はざる可からず。次に朝廷の勅諚には猶今日の公文式ある如く夫々の法ありて奉勅連署の式備はれり若し此式を備へざる勅諚なるか若くは式を備ふるとも其正當の手續を經て下されざる勅諚に會はゞ幕府は眞實の勅諚に非ずとして之を拒斥する事を定めたるは朝廷も諸侯も有司武士も皆倶に明知せる所なりき今日より見れば幕府の制限は頗る妥當ならざるが如しと雖も朝廷を立て幕政を行ふには此制を以て政

令二途の亂階を豫防せしは政治家至極の方案なりと云ふべきなり。然るに京都より賜はつたる今度の密勅は(一)正當なる公文の式を備へず(二)正當なる手續を履まず(三)幕府に下さずして直に諸侯に賜ひ(四)幕府を經ずして密に申請たる等盡く制令に違背せる所たり苟も幕府たるもの是れを不問に置かば幕府は其時よりして主權を失ふの結果あるを以て井伊大老が其事を糺彈せしめたるは敢て不法にも不埒にも非ざるなり今日の大政治家をして當時大老の地位に立たしむるも其外に出るの策なかるべき歟一度この獄の開きたるや否や京都及び江戶其外に於て追捕せらるゝもの續々其踵を接し宮方公卿の御家來、水戶越前長州薩州諸藩の武士、浪人、儒者、出家等殊數繫きになつて江戶に護送せらる彼の安島帶刀梅田源次郞賴三樹三郞僧空萬老女村岡茅根伊豫介僧信海飯島喜內橋本左內吉田寅次郞藤森恭助等の名士みな幕吏の爲に逮捕せられたる人々なりき江戶の裁判所に於て此諸人を糺彈せしめたるに啻に密勅一件に關係のもののみに非ず或は今日の時機を以て政權を朝廷に回復するの策を運らせるものあり或は朝廷の力を假りて一橋卿を將軍に立んと論じたるものあり或は間部閣老を暗殺すべし

と議したるものあり又或は外國人を暗殺して攘夷の實効を魁せんと謀るものありて尊王と云ひ討幕と云ひ攘夷と云ひ鎖國と云ひ其目的は人に依て各〻異なりと雖とも歸着せる所は尊攘の二字に外ならざりき。是に於てか安政六年の初に當り井伊大老は此獄を聽かしめて或は公に幕府諸有司の意見を尋ね或は陰に諸藩主の心底を探らしめたるに彼の去年の御養君論に於て一橋黨と認められたる人々は皆概ね幕府が非常の寛典を以て此獄を斷ぜん事を望み此獄たる京都を初として水戸薩州越前長州等に關係あるを以て若し嚴に是を處斷せば勢ひ朝廷にも親藩大藩にも連及して不測の禍を招かんと必定なり宜しく先つ水戸を諭して勅諚を奉還せしめ逮捕したる輩は寛大に處分して以て後を誡むべきなりと議し既に評定所一座（寺社奉行町奉行御勘定奉行大小目付）は此處斷案を具して井伊大老に呈したるに井伊大老は之を聽かず今日にして此獄を嚴重に斷し以て其罪を正し凡そ天下の尊攘黨をして戰慄せしむるに非ざれば幕府の威權を維持すべからず親藩にせよ諸侯にせよ毫も假借するの必要なしと云へる正反對の意見を持して評定所一座の具案を斥け其職を罷免したるのみならず畢竟此輩も一橋黨なれは

此機を以て尊攘黨と共に一網の下に打滅し幕府の方針を一定するに若かずと考へ一座の掛りを同論者に命じて嚴重に處斷せしめたれは此輩は大老の意を奉邀して嚴科の罪案を具し名士にては安島帶刀飯島喜內賴三樹三郎橋本左內吉田寅次郎茅根伊豫介鵜飼幸吉等を死刑に處し其他牢死し又は遠島追放の刑に處したるもの六十餘人の多きに至り諸侯にては水戶中納言（慶篤、老公の嫡子）水戶前中納言（齊昭老公）一橋刑部卿（慶喜）中山備前守（水戶の御附）松平讃岐守松平大學頭松平播磨守（水戶の分家）を初として尾州越前土州宇和島等の諸侯を或は蟄居に或は隱居に命し幕吏にては岩瀨肥後守永井玄蕃頭川路左衞門尉本鄉丹後守石河土佐守佐々木信濃守等を隱居永蟄居に處し其餘凡そ幕府に在て名ある有司は皆盡く黜けられたるを以て嘉永癸丑安政甲寅以降國事に盡力したる幕府の進步派即ち立憲幕府制を助け長したる輩は此時を以て地を拂ひ復當路に一人をも留めざるに至れり。此處斷の嚴酷に失したるは言ふ迄も無く德川幕府あつてより以來未だ是の如き政治犯大獄を見ざりしを以て此獄の爲めに益々天下の人心を激動せしめ幕府を怨嗟せしむるに至れり是れ井伊氏の罪なりと史家の斷案を下せ

るも左る事ながら然らば則ち此時もし井伊氏にして寛典説を納れて處斷したらは如何にと顧るに勅許を經ずして條約を調印したる責は愈々幕府の頭上に降懸りて幕府は外交上益々困難の地位に陷り內訌外患の爲に拾收すべからざるに至るべし故に事此に際しては寛猛ともに衰亡を招くに止るべきのみ

◎第十二章

條約實施後の情勢

五國條約

開港場の貿易

金銀貨の難題　物價騰貴

攘夷黨の迷想

幕府は前年（安政五年）勅許を經ずして調印したる條約の明文に從ひ即ち此年（安政六年）六月二日を以て亞墨利加、魯西亞、荷蘭、英吉利、佛蘭西の五國の爲に神奈川（横濱）長崎箱館の三港を開き其外交官の駐在を江戸に許す事を實行したり。抑も此外國條約を勅許を經ずして調印せしめたる井伊大老の斷行は其事情切迫の故に出たると既に前章に述たるが如し、然るに當時幕府に向て此擧を非難せる議論は勅許を經ざる專斷と云ふの外に外夷の虚喝に威嚇せられたりと云へると尤も勢力ある非難にてありき蓋し其前々年（安政四年）亞國官吏が堀田閣老に宇内の形勢を辨し開國の必要を說きし

に當り幕府が尤も憂慮したるは英佛二國が支那に戰ひ捷てる餘威に乘じて日本に來り清國と同樣なる條約を我に請求する事あらんに若し之を拒絶せば戰爭となりて或は清國の覆轍を蹈むの恐あるべしと云ふに在りき是實に亞國官吏ハルリスが專ら幕府の注意を喚起したる所にて幕府も亦此注意を怠らざりしなり故にハルリスが日本の爲に謀るに一日も早く其草案の條約を日本と亞國との間に取結び是を以て日本外交の標準と定め英佛魯蘭の諸國をして此標準に從はしむるを上策なりとすと議したるは至極の名案にて蓋し此外に安全の策は無かりしなり。果せるかな安政四年ハルリス出府して將軍家に謁見し條約談判に及ひたりと聞きて荷蘭外交官ドンクルキルシュスは長崎より陸路を經て翌年(安政五年)三月を以て江戸に着し魯國使節プーチャチンは四月を以て軍艦にて下田より江戸に來り英國使節ロルトエルジンは七月を以て艦隊を率て江戸に來り佛國使節バロングルートは是も八月を以て艦隊を率て江戸に來り各々和親貿易の條約取結を請求したりしが幸に幕府は六月十九日を以て井伊大老の英斷にて先づ亞國條約を調印して其標準を定めたるに由り其條約は今日より見れば尤も不十分なる條約にて

ありしにせよ荷蘭は亞國に倣ひて其標準を守り魯國も亦敢て其外に出でず左しも東洋の新貿易には常に其覇威を逞くせる英國も次に英國と東洋貿易の競爭者たらんと鋭意せる佛國も既に亞國の爲に先鞭を着せられたるの故を以て條約の個條に於て別に新加する所なく幕府の全權が亞國條約の通ならば締盟すべし其外は日本これに應諾すると能はずと云へる至當の趣意を破る事なくして恙なく俎豆禮讓の間に條約取結を了する事を得たりき、若し當時井伊大老に英斷の勇なきが爲に亞國條約を調印する事を得ず其辭柄は京都にて勅許なきが故なりと云ふ事を表白し亞荷魯英佛五國の公使に向て幕府その條約談判を拒絕するか但しは京都の注文通り得心の往まで何れも調印延期あるべしと言張りて條約談判を結了する事の無かりしならば如何なる結果を現出したるならん歟五國の全權は指をくはへて徒に京都勅許の日を際限も無く待つ事は爲さゞりしなるべし五國の全權はよもや各々穩かに江戸灣を去りその艦隊を下田に繫て幕府の命を俟ださりしなるへし五國の全權は將軍家を日本の主權者とは認めざるべし五國の全權は或は京都を主權者と認め直に攝海に廻りて直接に朝廷へ對するの談判をも相談せ

しならん五國の全權か聯合政略は此時に成りて或は現今條約よりは一層も二層も我に不利益なる草案を提出したるならん尊攘黨の精神は金鐵を透すべきも其砲彈は船舷を透すと能はざるが爲に開戰せば一敗地に塗れしならん春秋城下の盟を耻づと彼輩が幕府に向て攻擊したる詞は却て彼輩これを實驗するの不幸に陷りしならん之を約言すれば日本は其爲に內亂外患同時に起るの禍亂に遭ふは免れざるの勢にてありしならん是に由て之を觀れば條約調印に勅許を經ざりしは假令ひ幕府の過にせよ（幕府政躰より論すれは敢て過とは斷定すべからずと雖も）其專斷は即ち日本をして外患の戰亂に罹らしめざるの大功ありしは疑も無き事實なりしに當時の尊攘論者が英佛條約談判の穩に結了したるを見て扨こそ幕府は外夷の虛喝に威嚇せられたれと臆斷し其功を見て其罪と誤認し益〻幕府の外交處置を憎惡したるは慨嘆すべきの時勢なりき

斯の如く尊攘黨は（一）幕府は勅許を經ずして條約を擅に調印し朝廷に對して不臣の實を表したり（二）幕府は外夷の虛喝に威嚇せられて外國の請求に應じ日本國の躰面を辱しめたり（三）幕府は朝廷より水戶に下されたる密勅を妨け有志の諸侯有司志士仁人を

刑戮して暴悪の政を施せり(四)幕府は外夷の使臣を寵遇し外夷の商賈等に利益の貪饕を専にせしめ日本の疲弊を顧みざる者なりと實際の事情は毫も之を觀察せず思考せず徒に單純なる理論を揑造して交〻幕府を攻撃するを事とせるや今日の書生年輩が政府の處置を非難するに比ぶれば更に數等の甚しきを加へ安政六年の夏に至りては遂に腕力を以て尊攘を實行するの決心を促す迄に進みたりき

然れとも彼尊攘黨をして開港の時よりして此觀念を深くせしめたるも又敢て其故なしとせざるなり試に彼等が胸中を洞察して之を言はんに彼等は常に思へらく外國人は夷狄なり然るに其夷狄の使臣なるものは傲然江戸に來り壯大なる寺院を旅館と定めて之に止宿し國主大名にも比適すべき供連を率ゐ閣老と對等の地位に立ち日本帝國の威勢をも恐れず放言横議して憚る所なし而して幕府の閣老有司は戰々兢々として之を尊敬し剩さへ大和魂ある武士をして其爲に傚はしめんとす無禮も亦甚と云ふべし我等神州の爲め豈との耻辱を傍觀するに忍びんやとは是れ尊攘黨が當時府下に駐剳の外國公使を見るの觀念にてぞありける。次に又横濱の貿易場を見れば彼等は思らく此開港場に

來往するものは外夷の商人なり然るに此夷商は巨大の邸宅を新築し許多の奴婢を抱へ雙刀を挿める武士有司に對して敬禮をも表せず我神州の農商工を眼下に見降し彼が玩弄驕奢の物品を高價もて我に鬻き我が日用の生糸茶銅を廉價もて買ふは是れ我國を疲弊せしむるの陰謀なり我等神州の爲に豈この禍害を坐視すべけんやとは是れ尊攘黨が横濱貿易の狀況を見たるの觀念にてぞありける。尤も開港の當初より幕府滅亡に至る迄の外國貿易輸出入の差引は常に輸出に餘贏ありしは余が親しく目擊して疑ひを容れざる所なれば（但し幕府及び諸藩が陸海軍の爲に船艦銃砲機關を買入れ又は外國へ使節留學生等を出したる爲に費したる費用は此外なり）二百有餘年の鎖國を開ひて遽に貿易を行ひたりとて敢て忽に全國の人民に疲弊を感せしむる程の事は無かるべきに似たれども實際に於ては百般の物價此時より俄然騰貴したる爲に天下を擧て其罪を開港に歸したりき、此に其然る所以を畧敘せんに初め安政二三年の間に於て下田及ひ長崎にて亞魯蘭三國の船艦が日本物品を買入るに臨みては從來長崎にて荷蘭貿易の爲に定めたる標準に從ひ墨是哥洋銀一弗を日本の金一分の相場に充て授受を行ひたるに開港

の上は金貨は金貨と銀貨は銀貨と同種同量を以て引替ふべしとある條約の明文に從ひ幕府は開港後一ヶ年間は外國貨幣を日本金銀に引替ふるの義務を有したり然るに日本に於ては往古より金銀の間に定まりたる釣合は無かりしと雖も慶長の頃には凡金一と銀十にして其文政の初に鑄造したる二朱銀即ち南鐐は其八片を以て小判一兩に換ふるの制なりければ凡金一銀十四に當りしかと記臆せり然るを幕府は財政困難を一時彌縫せんとて一分銀を鑄造したり其一分銀は南鐐一片(即ち二朱銀)よりも輕量なるに由り金銀の釣合は大に一變して金一銀六になりて以て開港の時に及ひたり故に洋金百弗を以て我金貨に交換すれば小判三十兩弱に足らざれども洋金百弗を我一分銀に交換すれば七十七兩三分に餘るの不都合を現出したり、幕府は之を救はんが爲に水野筑後守高橋美作守等が建議を採用し更に南鐐二朱銀を鑄造し故意に其量目を増し南鐐二片を以て洋銀一弗と同量たらしめ以て洋銀四弗と金一兩とを同位に置かんと計畫し(即ち洋銀一弗は一分の價)鑄造の南鐐を通用に出したれども惜かな其鑄造の員數は盡く流通の一分銀を引換るに足らざるが爲と一分銀の通用を禁止すると能はざりしが爲に外國

公使の議論に破られて僅に十日許にて廢止となり洋銀と一分銀とを交換する事に定まり洋銀一弗は三分の通用となりたるに付き外商の利に鋭きや洋銀を一分銀に交換し其一分銀を以て我金貨を買入れて輸出すれば即ち百弗を以て三百五十弗餘の金地金を買得の實ありて我國の金貨は此時を以て外國に流出せる水の卑に就くか如くなりき、幕府は其容易ならざる禍たるを覺り急に外國公使に協議し前には南鐐再鑄を以て我銀を引下んと試みしに引變て今度は小判の量を減し其形を小くして金を引上け以て凡金十を銀十四と均合となし外國の金銀貨に對して其平均を保つ事となしたり（安政六年に金貨を改鑄し次に其翌萬延元年に改鑄したる俗に所謂豆小判即ち是なり）斯の如く金貨改鑄にて其量を減したるに由り物價も隨て騰貴したるは實に理の當然なれは毫も怪むに足らざるに尊攘論者は更に此事情を知らざりければ一途に物價騰貴は外國貿易の罪なりと臆斷し又我生糸の盛に輸出して絹織物の價を騰貴したるを國家の大害なりと臆斷し到底輸出を見ては我國必要の物品を奪ひ去らるゝと悲憤し輸入を見ては我國必要の金銀を奪ひ去らるゝと慷慨し鎖港して以て貿易を禁ぜざれば此禍を救ふと能はずと斷案をば下したるなり

此迷想は尊攘黨に限らず物價騰貴に囂々せる士民は皆その罪を貿易に歸したるを以て隨て益々幕府を怨嗟するの念を一般に熾ならしめたり是に加ふるに京都の大獄は非常の激動を尊攘黨に與へたれば尊攘黨は（今日の政治黨派の如く主義綱領規約黨則を定めて結合したるものには非ざれども）期せずして其志を同くし開港の初よりして横濱に於ても江戸に於ても外國人を暗殺するに從事し幕府の戒嚴その意を覗て頻りに發忍無道の暴刄を外國人の身上に降し其爲に幕府をして外交上困難の地位に陷らしめたりき而して彼輩が此の暴擧を以て快なりとし一外國人を殺せは輙ち恰も攘夷の實行に一歩を進むるが如くに信じたるは無智の故なりとは云へ訝るべきの心底なりき

幕府は外國に對じて其來住の外民を保護する能はず現に英國公使館の門前にて（高輪東禪寺）其館の雇人を殺害したるも其行兇者を逮捕するを得ざりし程なれば頗る其威信を外に失ふに及ひたれば井伊大老は更に其斷行の度を進め大に幕府の威力を内に皇張せんと謀りたるに其翌年萬延元年三月三日を以て暴徒の爲に斃されて幕府の衰亡に向て一大期を與へたり其事は次章に開陳すべし

◎第十三章

櫻田變後の形勢
井伊大老を暴殺したる兇行
其處分に付て幕府の失躰
水戸老公の薨去
攘夷論氣焔

萬延元年三月三日は如何なる日ぞや輔弼の大老は暴徒の兇手に斃れて幕府の運命は之よりして大に傾きたりき抑も徳川第一世家康公が天正十八年を以て初て江戸に居城を定め玉ひてより正に二百七十年代を累ぬると十四世日本の政權を幕府に掌握し世界に比類なき永き歳月の間常に泰平を保ち將軍家の繁榮は隅田川の水と共に窮なかるべしと信したりしに大老職が櫻田の變に遭はれたるが爲に忽ちに其衰亡を促したると實に豫想の外なりと云ふべし

櫻田の變は世間其事を記すもの多きを以て余は敢て其事を叙せず又これを叙するに忍

びざるなり彼の行兇者たる暴徒は概ね水戸の脱藩武士等にして幕府の御大老たる井伊掃部頭を暴殺に及びたる趣旨は專ら(一)井伊大老が勅命を待たずして擅まゝに外國條約を調印せしめたる事(二)江戸に外國公使を居留せしめ貿易の爲に三港を開きたる事(三)水戸に降されたる密勅の事よりして尊攘の志士を逮捕し是れを嚴刑に處したる事(四)公家諸侯幕吏の王議家を連累なりとして罰したる事等に原因せるは暴徒が携帶したる趣意書の如くなりと雖ども要するに水戸の老公を禁錮し一橋刑部卿を將軍家に立ざりし事は彼輩の怨を買ひたるの價直ありしは疑も無き事實なり蓋し井伊大老は德川氏末路の豪傑にして果斷敢爲の氣象に富み幕府の安危を以て己れか一身に任し群議を排し世論を顧みず天下の爲めには斯くの如くならざれば不可なりと信ずれば生命を犧牲にするも是れを斷行したると實に一大政治家の大宰相たるに耻ちざるの人なれば余は此の人を推して幕府名相の其一に數ふる事を躊躇せずと雖とも其事跡を見れば剛愎事を用ひ信任せる輩は概ね其人に非ず幕府多事の日に際して年長賢明の公子を棄て幼弱の儲君を立て家門諸侯幕吏にして有爲の人物を退け傲慢にして專斷を喜び己が意に

憖はざる有司を排斥し國事犯を處するに嚴科を以てせるの事實は其過も亦鮮なからざりき。去れば幼君を擁して大政を左右する者なりと當時の世論に責られたるは辯ずるに辭なかるべき歟

余が此井伊大老を殺害せる人々に向て暴徒の名を下したる事に付き爰に一言せざる可からず蓋し此刺客は原來井伊氏其人に對して寸毫の怨あるに非ず而して白晝これに向て刄を刺し其身を殺して顧みざりしものは偏へに政治上の趣意たるに外ならざると勿論なり殊に此人々は明治維新の爲には功勞ありし者とあつて啻に其罪を免されし而已ならず忠臣の内に數へられ現に明治歷史にては其行爲を以て天晴の振舞なりと認められつる程なれば暴徒の名を下すと決して有べからずと詰責する論者もあるべし、然り余も亦其然るを知るなり。然れども今や幕府の爲に其歷史を編し幕府の爲に其衰亡を論するに當りては史家の眼中に明治政府あるべからず又明治政府の今日あるが爲に其見識を左右すべからず自己の一身を幕府の內に置き徹頭徹尾幕府になりて觀察せざれば即ち其眞相を得るに難く隨て又直筆直論の正鵠に達するを得ざるものなり是故に明

治維新史を編するに臨みては此櫻田の刺客を義士となりとも忠臣となりとも正義忠烈天地鬼神を感動せしむるとなりとも自由に賞賛せよ幕府衰亡史を編するに臨みては現に政府の大宰相を殺害したる輩なれば暴徒なり行兇者なりと斷して直筆すると是れ史家の當然なりとす例ば明治史を編纂するの史家が赤坂喰違に於て岩倉公を傷つけたる輩を何と名くる乎紀尾井坂にて大久保公を害したる輩を何と名くる乎京都にて英國公使の參朝を途に待て亂妨を加へたる輩の如き近くは露國皇太子に傷を負はせ參らせたる者の如を何と名くる乎暴徒の名を下せるに非ずや然らば則ち明治政府の參議たる大久保侯を紀尾井坂に殺したると幕府の御大老たる井伊侯を櫻田に殺したると何の差異かある、明治政府の右大臣たる岩倉公を喰違に傷づけたると幕府の御老中たる安藤侯を坂下に傷つけたると何の差異かある史家の眼中には素より同一なるのみ然るを其一は之を暴徒視しながら却て其一を正義視せんとは是れ永劫無限際ある可からざる事なり依て余は幕府衰亡史を編するには櫻田坂下の行兇は云ふも更なり京都江戸其外に於て幕府の官吏を殺害し若くは脅迫したるもの天誅を名として暴殺暗殺をなしたるもの

外國人に向て是を殺害し負傷せしめ以て外患を醸さんと謀れるもの外國公使館を放火したるもの外國公使館を襲撃したる者の如き明治史が何等の賞賛を與ふとも余は幕府史に於ては斷じて之を暴徒なりと名け暴擧なりと名けざるを得ず然のみならず畢竟當時の尊攘家が德川政府に抗拒し德川政府の外交內治に妨害を逞くする輩をば其行爲の法律に觸るゝも國憲を紊亂するも問はすして忠烈の美擧なりと賛し明治維新の後に於ても之を賞譽したると實は暗々に國事犯罪の暴擧を慫慂したるの跡なしとせずと迄に論ぜんと欲するなり

却說幕府が櫻田の變に遭て是を處するを見るに實に抱腹に堪へざる程の事にてありき此日や所謂上巳の式日にて諸大小名は皆將軍家へ拜賀の爲に登城したりける所に此變事の注進ありければ城內は上を下へと湧くが如き騷動にて井伊邸內の武士は水戶こそ當の敵なれイデ打て出て水戶邸に押寄すべしと唯今にも兵具を携へ人數を繰出さんずる狀況なりと聞え又井伊の藩士は主人殺害せられたる上は一藩改易たるべきに付死物狂に働くべき決心なりと聞えたれば幕府の官吏は之を鎭撫するに心を痛め閣老參政三

奉行大小目付の評議を以て急に御目付を井伊邸に出張せしめて藩士の暴擧を制し井伊藩士よりは掃部頭殺害せられ其元を失ひたりと有躰に屆出んと云へるを諭し途中にて狼藉者に出會ひ怪我したるに由り歸邸仕候と虛妄の屆書を出さしめ將軍家よりは侍醫を遣はし醫藥を賜はりて存命の躰面を繕ろひ以て一時を瞞着し以て人心を鎮靜せんと計りたれども雪中とは云へ白晝の兇行諸人みな目擊したる事なれば誰か斯る手段にて瞞着せらるべき此公報に接して朝野上下心あるも心なきも皆幕府の愚を嗤はざる者は無かりき

幕府の爲に謀らんには此時に當りては尤も果斷剛毅の處分を要すべきに余が前にも述たる如く當時幕吏の有力者は御養君論の事よりして大抵は皆遠ざけられて當路にあらず偶ゝ當路にありける者も井伊大老に心服せしに非ざりしかば今や大老の變死を見て之を悲痛せざる而已ならず甚だしきは快事の如くに思ひたる輩もありき故に世間にて尊攘說を喜べる者等が幕府の大宰相横死の變に遭て恰も愉快の事の如くに傳說し是よりして幕政更張の機會あるべしと思做したるは今日より回顧すれば意外の想なるも當

時に在りては正しく是の如くにてありしは幕府運命の衰亡する時とは云へ驚愕に堪へざるの有様なりき。斯て井伊大老横死の後は幕閣にて專ら事を執りて威權ありしは閣老の久世大和守安藤對馬守の二侯にてありし（久世氏が再び閣老に任せられしは此年閏三月朔日なりき）久世閣老は事務に慣れたりと云ふ迄にて左までの識見ありとは聞えざりしが安藤閣老に至りては是よた一個の政治家たりしは疑ふ可からざる所なりき現に此老が外交困難の衝に當りて是を處辨せるの才幹を見て其然るを證するに足るべきなり。斯て幕府は櫻田行兇の暴徒を國典に處すべき旨を以て井伊藩士を鎭撫し其子息に與ふるに遺領を以てし專ら綱縱策をのみ行なひたれば從來幕府の制度として大名旗本を問はず斯の如き不覺悟より横死を遂げたる者は其祿を沒收して家名斷絶たると祖先よりの憲法たるに拘らず井伊家を其儘に相續せしめたると世論の囂々批判する所となりて其爲に幕府の憲法復遵奉するに足らずと云ふの觀念を大小名に起さしめたりき

是よりして幕府の政權は久世安藤二老の手に歸したるに幾も無くして水戶老公は此年

八月十九日を以て薨去せられたれば幕府は其喪を發せざるに先つて永蟄居を許し次て尾張前中納言及び一橋刑部卿の謹愼をも免したりき。此老公の薨去は幕府に取りては其衰亡を促したるの不幸なしとせず抑も老公の心事行爲に關しては論ずべきの跡も敢て鮮なからずと雖ども此人一世の豪傑にして尊攘の本尊たると同時に幕府の存立は常に其望む所たりしを以て此人さへ其壽を永くせば幕府の命脉は未だ速に絶へざるべく又水戸藩士等が老公の鼓舞作興の爲に動もすれば攘夷に過激の擧動を成したれども老公の力を以て之を鎭壓するを得て將軍家をして俄に其大權を失はしむる程の事には及ばざりしならんに老公が一旦世を捨られたるが爲に尊王も攘夷も其勢を暴熾して收拾す可からざるに至れり。是を要するに老公は尊攘を以て一時の士氣を鼓舞するの望を懷き其首唱者とは成たれども是を以て幕府を衰亡せしむるの念慮は曾て無かりき然ども鼓舞するに力餘りて之を檢束するに力足らざるが故に己れも亦騎虎の勢に迫られて其胸底の深奥を實施すると能はざりしもの歟事情こそ全く異なれ西鄕隆盛翁が明治十年に於けると同樣の地位に立てりと評せんも亦不可なかるべき歟然らば則ち老公の心

事は大に史家の察すべき所なるべし老公既に薨せられたれば水戸の尊攘熱は誰あつて是を沈降せしむる者なく凡そ此藩士にて時勢に慷慨せる輩は老公の遺志なりと唱へて先づ眼前に攘夷の實効を奏せんと揚言して志士を嘯聚し或は横濱を襲撃せんと企て或は攘夷の先鋒たらん事を乞ひ其爲に水戸侯は幕府と共に憂苦して鎭撫に心を勞したれども其命令は彼輩の間に行なはるべくも見えず、且つ此時よりして京都も江戸も攘夷熱の流行にて苟も攘夷と云はざれば武士の風下にも置かれざるが如くに認められたるを以て心事の如何を問はず諸大名も亦幕府に向て攘夷を建白するもありて現に井伊氏が彦根藩の如き一藩連署して攘夷の先鋒を願ひたるにて當時の人心を知るに餘りあるべし。斯の如きが故に人心恟々として安ぜず外國人を敵視して往々殺害を加へ襲撃を謀ると頻なりければ幕府は之を鎭靜するに困難し是よりして人心不折合の用語は外交上の一問題となるに及べり此事は次に讓りて是より皇妹御降嫁の事を次章に述ぶべし

◎第十四章

皇妹降嫁及外交上の困難

和宮御方御緣組は井伊大老の遺策
此婚姻に付幕閣の目的に反對の結果を招きたる事情
外國人暴殺の事情
堀織部正自殺遺書の僞造

當今の御妹和宮御方御緣組御弘め被仰出之御下向の次第は來春たるべく以來は和宮樣と稱し奉るべく候とは是れ萬延元年十一月朔日を以て御三家を初め在府諸大名總出仕の席に於て閣老安藤對馬守より達したる所なりき此 和宮と稱し奉るは忝なくも當今(當今とは其時の 主上を稱し奉る當時の用語にて即ち今上と云ふに同義にして是は先帝孝明天皇を申し奉りたるなり)の御妹宮にして此御緣組によりて德川第十四世家茂公の配とならせられ後に靜寬院宮と呼ばれ玉ひし御方なりき。此達を得て尾州紀州の兩家は直ちに將軍家に對顏あつて祝儀を述べられ閣老久世大和守參政遠藤但馬守は御

緣組御用掛に命ぜられ京都にては公卿一同へ所司代酒井若狹守の手を經て金一萬五千兩を將軍家より贈與せられて夫々の支度に及ばれ和宮樣御下向に付き當時幕府は內外多事なるに係らず御迎の爲に官吏を上京せしめ頗に圓滑を謀りければ其翌文久元年十月を以て御發京同十一月十五日江戶着にて先づ淸水の御屋形に入らせ玉ひ同十二月十一日御出輿にて江戶の御本丸に入輿ありて御婚姻の御式めて度く濟ませ玉ひしかば慶賀の歡呼は江戶城內に響渡りたりき幕府衰亡の際に天下の一大問題たりし皇妹降嫁と云へるは即ち此事なり抑も皇妹皇女の將軍家に嫁し玉ふ事は敢て其例なきにしもあらず既に德川第七世家繼公の御臺所に立たせ玉はん爲に正德五年九月廿五日靈元天皇第十七の皇女八十宮御方には江戶へ御下向あるべき旨を仰出され翌正德六年七月には京都御發輿の豫定なりしに其年の四月晦日に將軍家薨御ありければ八十宮には御下向に相成ざりしと雖も御臺所たるを以て淨林院殿と稱し奉り御在世の間は都て幕府より別に御賄ども差上たりし事ありき。依て井伊大老は其在職の日に於て深く幕府の爲に將來の事を慮るに今や天下の患は尊攘黨が目前の暴擧にあらずして遂に京都を浸潤し奉

りて公武の間を離隔せしむるに在り此の患を豫防せんには公武の間を親密にして讒言離間を施すに地なからしむるに若かず其爲には皇妹の降嫁を得て主上と將軍家の御間柄は外にしては京都關東内にしては甥舅の御姻戚とならせ玉はゞ時々將軍家には上洛もあつて内外の政治すべて圓滑に行はれて京都の干渉も遂に止むに至るべしと思惟したるに付き陰かに懇意の公卿にも其意を通して取拵へたる所謂政略婚姻（ポリチカルマルリージ）なりき。

然るに井伊大老横死の後に至り尊攘論の氣焰は益々熾なるに由り久世安藤の兩閣老は井伊大老の遺策を繼承し兎も角も此婚姻を以て東西の情勢を一變するの外なしと信したれば一意に力を竭して其成就せんことを勉めたるに尊攘黨の有志等も亦此婚姻は尊攘主義の實行に不利なるを覺りて百方これを妨ぐる策を運らし啻に言論を以てせる而已ならず苟も皇妹降嫁を是なりとする人々には暴擧をも加へんずべき脅迫を示したり當時千草岩倉の兩卿をば彼輩が恰も幕府の間者の如くに罵たるは他なし此兩卿か皇妹降嫁に同意ありしが故なるのみされば朝廷に於かせられても此婚姻には二の足を踏ませ玉へるが如き事情なきに非ざりしかども公武親密の爲なり天下泰平の爲なりと思召

し二つには此御降嫁よりして幕府は朝命を遵奉するに其篤を加ふべしとも思召し玉ひけるか遂に群議囂々として之を妨けたるに係らず和宮關東御下向とは定まりき、斯の如くなれば幕府は當時財政困難の中をも顧みず降嫁の供張を豊にし贈遺の金帛に吝む所なくて以て歡心を買はんことを勉め其重臣が京都に於ての應答中にも此御降嫁さへ御承諾あらば將軍家に於ては何事にもあれ勅命を奉じ攘夷をもなすべし鎖國をも行ふべしと一時を彌縫せんが爲に將來の利害をも思はざる言詞を放て京都を取拵へたるは蓋し其事實なるが如し扨て退て幕府の爲を諫れば此降嫁は決して不是不利の擧に非ざれば若し井伊大老をして世を永くして其職にあらしめば必らずや此降嫁よりして朝廷幕府の間に著く圓滑の效を見て幕府の命脈を長くするの好果を得たるべき歟惜かな安藤久世の兩老には井伊大老の如き威權も無く果斷も無く其上に時勢も亦大老在職の日に同じからざりしを以て勞多して效少なきのみか却て此降嫁の爲めに幕府は尊攘黨の怨を深くし遂に皇妹降嫁は廢帝の奸策に出る者なりと無實無根の大冤罪を幕府に蒙らしむるに至れり其事情は後條に至りて之を詳叙して幕府の爲に其寃を雪がざる可から

ざるなり而して眼を轉して外交上を顧れば尊攘論の爲に幕府は益々政局の困難に陷つたりき。

百年前佛蘭西革命の際には自由と云へる一語は無限の勢力を有し苟も自由の爲なりと云へば何等の粗暴も憚なく之を擧行したりき其如く幕府衰亡の際には尊攘と云へる一語は無限の勢力を有し苟も尊攘の爲なりと云へば何等の粗暴も憚なく之を擧行したりき是れ天下の人心幕府が開國平和の政略に倦みたると其主權は僭奪に出でゝ正統の主權に非ざるの感を增したるが故なりとは云へども實に其粗暴過激にして法令にも德義にも背馳せることを余をして回憶する毎に恐怖痛息せしめずんばあらざるなり既に攘夷密勅の如き當時の公文式を履まれざるを以て幕府憲法に於て諸大小名これを遵奉す可からさるの制なるに天下の學者論者に唯一人あつて之を議する者も無く却て其實行せられざるを以て幕府の罪なりと論定したり次には大臣暴殺の如き其事情の如何に係らず政府の大宰相を殺害せる罪過は決して正義正論の許さゞる所なるに天下の學者論者に唯一人ありて之を議するものも無く却て其暴擧を以て日月と光を爭へるが如くに稱

賛したるを見て當時の人心如何を證するに餘あるべし人心正に斯の如くなりしが故に攘夷と云ふ事は尊王と倶に彼所謂有志輩の眼中には唯一の目的となり人ありて若し卿等外國人に對して粗暴の擧動を爲さば政府が困難を被る而已ならず或は其爲に我國と外國との平和は破れて戰爭に及ばんも測り難しと忠告する者あれば夫こそ我等が尤も冀望する所なれば我等は尊王の爲めには成し得べき程の困難を政府に與へ攘夷の爲には咎なき外國人をも殺戮して戰爭を招かんと欲する者なりと公言して憚らざるの狀況にてありければ其外國人に對せる擧動に至りては尤も恐るべき事のみ多かりき試に其一二を擧げんに先づ安政六年六月横濱にて魯西亞の海軍士官三人を暗殺し其翌萬延元年正月高輪東禪寺なる英吉利公使館にて同館の使丁傳吉を殺害し同年十二月赤羽根に於て亞米利加公使館書記官ヒユーースケンを暗殺したるを初として或は公使等を路に擁して無禮を加へ遂に同年に於ては水戸浪士等横濱を襲擊せんと議り其外横濱江戸の兩所にて攘夷黨の有志輩が外國人に向て種々の害惡を加へたる數ふるに遑あらず果は文久元年五月廿八日の夜を以て數十人隊伍を約束し英國公使館高輪東禪寺を夜擊したる

迄に及べり。幕府は此爲に外交上の困難を招き平和を破るに至らん事を恐れ或は請求に應じて償金を贈り或は當局の責任官吏を退職せしめ或は謝狀を送りなどして平和を保維し橫濱にては官吏の外雙刀を帶するものゝ出入を嚴にし下番と唱へたる邏卒を設けて警備せしめ江戶にては幕吏の小身中より公使護衞の士を定め次て旗本中より勇壯の者を擇び別手組と唱へて護衞に充たるに其中には我は天下の旗本なり將軍家の御馬前にて討死をこそせめ異人の守護たると能はずと慷慨せる者もあり又譜代の諸大名に命して公使館の外部を護衞せしめたれは其士の中には却て異人無禮なりとて之を傷け自殺したる者もありて味方が味方にならず中〻油斷の成り難き有樣なりき然のみならす暴徒等の中には橫濱貿易を遮斷するの計を運らせる者もありて輸出入品を賣買する商人を脅迫し汝等異人と貿易を止めざれば天誅に行ふべしと怖かし往々殺傷を商人に加へたるもありき安藤閣老が寧ろ老中を殺し將軍家を弑して內亂を釀すとも外國人を切害して外難を買ふ事を休よと嘆息したるは即ち當時の事にして其心事の困難なる以て想像すべきなり

此時に當り外國公使は概ね皆江戸を去りて横濱に退き外國人身命保護の責任に關して幕府を詰り外交上の危殆は恰も一髪を以て千鈞を牽けるが如くにして一歩を誤れば忽に砲烟の爲に内外の間を遮絶せらるべき狀勢なりき幸に安藤閣老が鋭意して自ら外交の衝に當り其善處を務めたると外國諸公使が我國の事情を察知して平和を維くに熱心なりしとに由て此危機の中を通過せるは實に我國の爲に祝すべき事なりしと雖も幕府の運命は此爲に其衰亡を促したると弔すべきの事なりと云はざる可からず。是より先き米國公使は日本人をして外國の事情を視察せしめんと希ひ岩瀬肥後守と謀り曩に安政五年條約談判の時に於て其條約批准は華盛頓に於て交換すべしと定め岩瀬永井の諸士は此使命を奉じて赴くの覺悟なりしが御養君論の事よりして兩士とも井伊大老の意に觸れて蟄居を命ぜられたれは外國奉行新見豐前守村垣淡路守は正副使に命ぜられ萬延元年正月を以て米國軍艦に搭して横濱を出て米國に赴き同九月を以て歸朝したりき是れ幕府より使臣を外國に派遣したる嚆矢なれば米國にて是を優待するに非常の盛擧を以てしたれども此使節等は歸朝の上にて時勢に阻遏せられて見聞を報道する事も成

り難き有樣なりき但し勝麟太郎（後に安房守）小栗豊後守（後に上野介）の兩名士その外の俊秀が所見を煥發したるは蓋し此行の効果にてありき

將た外國奉行堀織部正が萬延元年十一月八日の夜を以て自殺したる事に付き當時種々に臆測の説を搆へ甚しきは其安藤對州に與ふる遺書なりとて當時世間に流傳し近時編輯の史にも加へたる僞書あり其僞書たるは書中對州が五罪を數へたるもの全く其痕跡なきにて明なり現に余は當時幕府の小吏にて親しく外交に與り安藤閣老が米使と其邸に應接せる毎に其座末に列なりたるに曾て書中言ふが如き事なかりき是等は今日にては少しく外交の事を知るものは一見して眞僞を辨するに容易なれども當時に在りては之を辨ずるもの無かりしが爲に堀織部正の自殺は思はざるの寃罪を安藤閣老に與へ彼の尊攘家をして安藤閣老を陷るゝの機會を得せしめたるは實に意外の事なりと云ふべし但し堀氏自殺の原因は余これを明知せざれども當日余は西丸外國局に在りしに外國奉行濤口讃岐守は外より來りて同列に告て織部正は唯々頻に對州に向て議論をして居れりと云へり程なく堀氏も入來り其同列に暇を告て早く退出せり其擧動を見て水野

筑後守は織部正が擧動平日に異なり彼れ小心なれば自殺をせねば宜いがと案したるに村垣淡路守は然らば今日退出がけに余は彼邸に赴きて面慰すべしと語り合へるを親しく障子一重を隔てゝ漏聞たり去れば堀氏が安藤閣老と當日營中に於て激論に及びたるに相違なけれども其問題は明かに知れず或は此時孛漏生全權江戶に來り條約取結の談判中にて堀氏は村垣氏と共に幕府の全權たり幕府は初め孛漏生一國と思ひしに孛漏生に附庸せる諸國も自ら此約中に在りと云ふ一段に至りて安藤閣老は頻に堀氏の不行屆を論責したるに付き堀氏は諸外國の屬邦及ひ附庸國の例を擧て其不行屆に非ざる旨を辨したれども安藤閣老是を諾せざりしが故なりとも云ひ或は外國人を殺害したる者は堀氏の家來にてありしを以て堀氏は其分踈の詞なかりしが故なりとも云へど其確說は余が知らざる所なり

此に又外交上の一問題となりたるは魯西亞軍艦が對馬に繫泊して占守の狀を示したることと是なりき此時に當り英佛兩國同盟の軍を以て支那に攻入り北京に於て城下の盟をなし魯西亞も亦同時に滿州黑龍江地方割讓の談判を開き其事漸く歸着するの期に至り

英國は日本の對馬に注目すると聞き魯國は是に先ぜんと欲し乃ち文久元年二月を以て突然軍艦を對島に寄せ上陸して陣營を張り占據の狀を示したれば對馬の領主宗對馬守は驚て急使を發し此事を幕府に上申したり幕府は直に小栗豊後守を對馬に遣はして退去の談判を開かせたれども魯國軍艦は辭を軍艦修繕に托して退かず對馬の人心爲に恟恟たりしが英國公使は是を聽き東洋艦隊の總督に謀り特に英國軍艦を對馬に送り退去の旨を懸合はせ軍艦修繕は英艦にても之を助くべしと云はしめ聽かざれば事に及ぶべきの狀に至りたれば魯國軍艦は其言を納れて漸く此年九月に至て對馬をば退去したりき對馬の地勢東洋問題に於て緊切の要地たるは夙に此時よりして始まれり

◎第十五章

廢帝論の虚說 及 征夷の誤解

安藤閣老坂下の變
廢帝論は臆測に出たる虚構の妄說
京都が尊攘論の中心と成たる事情
征夷の義を誤解したる事情

幕府が外交上に於て尊攘黨の爲に妨害を蒙れるや正に斯の如くなりき而して内を顧みれば更に是よりも甚しき困難の情勢に陷り政府の命令は益ゝ士流の間に行はれず尊攘の二字は天下に敵なしと云ふ勢に至り浪人處士等みな尊攘論に關しては京都を笠に着て政府を攻擊し苟も幕府にして尊攘の大義を遵奉せざるに於ては違勅の罪を匡して幕府を倒すべしと公言して忌諱なきに至れり夫れ幕府にして日本政府に非ずんば則ち可なり其政府たる限りは假ひ其政權は鎌倉以來武將僭奪の結果を因襲したるものにもせよ又は京都より隨意に御委任あつて然るにもせよ徳川第一世家康公が初めて幕府を江

戸に開き日本全國に政令を布き國家政治の中心を定められしより二百五十有餘年京都も是を承諾し玉ひ諸大名は勿論是に臣從し六十餘州敢て違ふ者なき日本政府なり現に文久二年の勅諚にも國政仍舊委於關東と書かせられ慶應四年に至りて大政返上と云ふに及びて初めて幕府が中央政府たる事を止めたるを見れば當時に在て幕府が日本の大政府たり全國の中央政府たるに於て誰か異議を容るゝべき法理あらんや然るを彼の尊攘黨は國憲を紊亂し國安を妨害して政府を顚覆せんと謀り是を言論に行爲に顯はして其猖獗を極めたるが故に幕府が之を鎭壓するに手段を以てせんと試みたるは實に政府當然の職務なりと云はざる可からず現に今日朝野の間に在りて老成の政治家と尊重せらるゝ諸氏の內には當時この尊攘黨にてありし人々も鮮なからず若し此人々をして今日の政治家思想を懷て當時の政府の上に立たしめば彼尊攘黨の言行に對して之を默々には附去せざるべし然ば則ち幕府が尊攘黨に對して鎭壓の手段を施したるは政府適當の行爲なり唯ゝ井伊大老が過嚴の威權を用ひて其身を失はれたるに懲り安藤久世の諸閣老が復た果斷敢爲の政を行ふに躊躇し徒に彌縫を事として爲に機會を誤り遂に彼黨

をして益々其機に乘するを得せしめ益々其志を逞くするを得せしめたるは幕府の爲には頗る遺憾とすべき所なり若し安藤久世の諸老にして井伊大老の後を承けたるに當り非常の英斷を以て幕府の政治を改革して自新の實功を顯はし彼の尊攘黨たる浪人處士等が粗暴なる言論行爲を制するに公正なる方法を以てしたらんには幕府の命脈も猶その衰亡を速かならしむるには至らざりしならん然れども此時に際しては其實朽索を以て六馬を繫けるが如き狀況なりければ政府が彼輩を鎭壓し能はざる而已ならず政府却て彼輩の爲に鎭壓せらるべき迄に主客の勢を顚倒したるに由り遂に文久二年正月十五日坂下の變あるに至れり

坂下の變とは尊攘黨の暴徒數人にて此日閣老安藤對馬守が登城を坂下門外に待受け暴殺を行ひたりけるが幸に安藤閣老は頭部に傷を負ひて御門內に入り其供方の武士防戰して其暴徒は盡く討取たるに由り安藤閣老は辛く其一命を全くする事を得られたりき此行兇者たる暴徒が各自に懷中したりと云へる書面に據れば結局幕府が尊王攘夷の實行を怠たりたる過を責て其罪を安藤閣老に歸し天に代て之を誅すと云へる單純なる

當時の尊攘論に過ぎざりき明治維新史を編するに際しては史家は此暴擧を稱贊するに忠勇義烈の頌辭を以てするかは知らざれども余が幕府衰亡史を編するには　徒の行兇なりと斷案し此行兇の爲に政府が禍を被れる鮮なからさるが中にも廢帝の一案は尤も深き負傷なりと云ふ者なり彼の暴徒か懷中せる趣意書を閱すれば其中に

此度微臣ども申合せ對馬守殿を斬害申候對馬守殿の罪狀逸々枚擧に堪へず候へども今一端を擧て申すべし此度　皇妹御緣段の義も表向は從　天朝被下置候樣に取繕ひ公武御合躰の姿を示し候得共實は奸謀威力を以て奉豪奪候も同樣の筋に御座候故必定　皇妹を樞機として外夷交易御免の　勅諚を推て申し候手段たる可く候其儀不相叶節は竊に　天子の御讓位を奉釀候心底にて既に和學者に申付廢帝の古例相調へさせられ候始末實に將軍家を不義に引入萬世の後まで惡逆の御名を流し候樣取計ひ候所業にて北條足利にも相越候逆謀は我々ども切齒痛憤の至り可申樣も無之候

と明記し又この前年の冬堀織部正自殺の時の與安藤對州遺書と題して世間に流布せしめたる僞書の中に

此四事者犯大義者最甚然而有倘甚於此者竊聞彼安議廢　天子之事閣下依國學人討索舊典私晝其議豈謂之何哉至於此血涙如雨鐵腸欲裂天下之人慟哭憤怨皆欲食閣下之肉實大逆無道天誅固不容也(書中彼とあるは亞國公使ハルリスを指て云へるものなり)

と造言し又この後(文久二年十二月の事)三番町にて塙次郞を暗殺したる時の捨札に

塙次郞　此者儀先年逆賊安藤對馬守と同腹いたし兼ゝ御國躰は辨へなから前田健助兩人にて恐多も謂なく舊記を取調候段大逆の至り依之昨夜三番町に於て天罰を加ふるものなり

と書たりしと云へり、此外此年安藤を罰したる公文にこそ其事なけれ當時安藤閣老が廢帝の古例を取調へさせたりと云へる說は京都にても民間にても頻に尊攘黨か喋々せる所なりき。然るに彼堀織部正の遺書と云へるものは全く僞造の書たると余か前章に述べたる如くなれは固より證據としては半文錢の價直なきものたるに彼の暴徒等が安藤閣老を刺殺せんと企てたる趣意の重要は此廢帝に在りしが如くなるに係らず何處よりして安藤閣老に是の如き事ありしを窺ひ知つたる乎余は當時幕府に於て夢にだに去

る密議ありとは聞も知らざりき加之維新の後に至り其時幕議の機密に與り知つたる顯官等に會せる度毎に此事を討求したれども皆盡く存知なき趣の外に答は無かりき先づ事躰より考へても當時幕府の内閣が京都の干渉を恐れ専ら彌縫の策のみを事とし孜々として奉承するに遑なかりし有樣を見ても廢帝など云へる非常果斷を要する計略を思ひ廻らすべき樣も無く又閣老參政に夫程の人物は一人も無かりき、次には良しや安藤閣老が其考案ありしにもせよ其取調は秘密の上に秘密を要するものなるに内閣には尤も疎遠なる和學者の塙前田が如きに斯る大事の取調を命ずべき理由も無し。既に本論の冒頭第一に述たる如く幕府が泰平打續きて文學を奬勵したるの結果は漢學の隆興となりて王覇の辨と云ひ正統の論と云ひ天下の學者間に喧しくなり渡りたると將軍家の修身教育に尊王の事を第一に置きたる等にて幕府が京都を尊崇するは年に其厚きを加へ殊には癸丑甲寅以來外國の事起てより一層も二層も京都の歡心を保維するを第一策としたる幕閣なれば廢帝なんどゝ云へる斷然たる計策は幕閣が思ひも及ばざる所たりしは論を俟たずして明なり、若し安藤閣老にして事諳はざれば廢帝と云へる程の大槩

斷家にてありしならんには物の見事に井伊大老の後を承て幕府の威權を繫ぎ天下をして肅然たらしむる事は成し得たりしならん、然らば則ち是を一言すれば幕閣には曾て廢帝の例を取調へしめたる事なし是ありと云へるは尊攘家の臆測に出てゝ實は幕閣を買被たる者なり

斯る大事を臆測に出てたりと云ひ無根の造言なりと云ふと今日より見れば或は有り得べからざる事の如くに見ゆれども上下懸隔して閣議更に世間に知れ難かりし武門封建の時代には敢て希らしからぬ事にて臆測に出てたる造言訛傳の流布は屢〻世間に起り爲めに事實の眞相を誤れるもの一にして足らざりしなり廢帝の說の如きも亦即ち此に外ならざりしのみ當時の幕閣は微弱なりと雖とも斯る尊王の大節を失ひたる內閣には非ざりき否々寧ろ廢帝の如き大膽不敵の計策を思ひ立つ程の果斷執政家は一人も無かりしなり然るを是を察知せずして啻に當時に於てせるのみならず今日に至るまでも文久の初年には幕閣に廢帝の議ありとて暴徒の趣意書又は堀織部正の僞造遺書を證とするが如きは誤謬の甚しきものにて幕閣に寃罪を被らしむも亦甚しからずや

却說攘夷論の熱度は井伊大老の死後より益〻昇昂の勢を進め曩には攘夷論の本尊は水戸の老公にて其中心は江戸たりしに引替て今は其の偶像本尊は禁中有志の公卿にて其中心は即ち京都たるの狀況に進化したり左れば東西諸藩の有志輩は或は君侯の內命に由り又は脫藩して浮浪の身となりて京都に集まり其外浪人處士百姓町人儒者醫者神主坊主の輩に至るまで誰彼の別なく尊攘黨は自から期せずして京都に會したれば京都にては禁中に奉仕せる公卿の中にて稍〻氣力ありて時勢に慷慨せる人々は固より尊攘の志を懷けるを以て內よりして相應して尊攘黨の有志輩に聲援したりければ其初こそ名を托して忍び忍びに謀つたれ後には公然と主意目的を顯はし禁中にて別に國事掛の一衙門を設け有爲の公卿その局に當り凡そ京都に來れる尊攘有志輩は奇人とか云ふ如き名目にて此に集まつたりければ同じ禁中ながらも關白納言議奏轉奏の官員派と此の國事掛の有志派とは自から二つに分れ其實況を窺へば國事掛の有爲公卿は當時世上にて浮浪と呼做したる尊攘黨有志輩の勢力に左右せられ禁中官員派の評議も亦この國事掛の勢力に搖攪せらるゝが如し（是江戶より京都を臆想したる所見）此の如き情勢なりけ

れば京都の尊攘論は益〻進て愈々烈しく遂には皇妹降嫁の時に至り將軍家は十年を期して攘夷の實効を奏し征夷の實を擧くべしと承諾の約束を京都にて爲たりと云ふに及べり余が前章に述べたる如く斯る一寸逃れの遁辭は幕閣の諸老も發言したるに相違なかるべきなり。但し此際よりして慶應の末に至るまで京師も幕府も尊攘黨も開國黨も擧て皆名義に惑ひたるは征夷大將軍の職名の征夷と云へる二字にてありき京師にて征夷大將軍とあるに鎖攘を行はざるは如何と責むれば幕府にても實に征夷の二字に對しても申譯これ無く候と謝し尊攘黨の爲に征夷は如何々々と詰られて恐入たりと困却したるは不思議千萬なりと云ふべし抑も征夷大將軍の職は田村麿に初まつたるにせよ誰に初つたるにせよ頼朝卿に此職名を與へられてより代々幕府の職名とは成つたるが其夷とは何者を指て云ひたる語なる歟我國にては古よりして曾て海外の諸國を夷と呼たる事も無く田村麿若くは頼朝の時代にも我國の爲に征代すべき外國は曾て是あらざりしに非ずや但し當時蝦夷人(即ち今のアイノ人種)は蝦夷より奥羽關東の諸國に居住して王化に從はず動もすれば強暴を逞くして國司の命令に背き治安を妨害したる事あり

しを以て是を蝦夷とも東夷とも名け其鎮定の武將に與ふるに征夷將軍の名を以てせられたり是れ太宰府を初として九州山陰諸國は三韓來襲の衝に當れども征夷の職名を用ひられざる所以にして若し賴朝をして當時鎌倉に居らざらしめば決して征夷將軍には任せられざりしならん。然るを萬延文久に至り攘夷の文字を新に用ひたるが爲に忽に征夷の夷の字と攘夷の夷の字とを同意同實のものゝ如くに解釋し征蝦夷將軍は即ち攘外夷將軍なりと附會し征夷大將軍には初より毫釐の關係も無き外夷攘斥を以て其當職なりと責めたるは怪しむべきの極なりとす但し是は幕府をして攘夷を實行せしめんが爲に牽强附會したると云へは其理あるに似たれとも幕閣が自ら征夷の字に驚きて辨解に苦しみたるに至つては尤も怪むべき事なりと云ふべし幕閣皆不學無術なりしとも斯ばかりの故事を知らざる者のみならんや而して之を陳辯する事をも成さず甘じて攘夷を以て征夷將軍の當任の如くに思ひたるは他なし當時京都の威勢に恐怖して然れるのみ亦以て幕府が攘夷の一段に於は終始狼狽周章したるの一端を窺に足るべきか。請ふ是よりして攘夷問題の爲に幕府の改革を促し愈〻其衰亡を招きたる事情を開陳すべし

◎第十六章

攘夷問題

攘夷は實際問題たり

攘夷は尊王と合し開國は佐幕と連なれる事情

尊攘は進歩佐幕は保守

長井雅樂

浮浪の勢力

薩長二藩の方向

攘夷論の直接に實際問題と成たるは文久二年より熾なるが如し既に余が前論に於て屢ゝ詳陳せる如く抑も攘夷即ち異國船打拂の議は夙に幕府が文政年間に議決して國内に布告せし所なりければ癸丑甲寅の際全國士流の議論は皆攘夷に傾きたりしを纔に當時幣閣の評議を以て和平の方向には定めたりき是れ幕府が士流の輿望に背きたる第一着なり而して幕府が當初の口實とせる所は我國目下海防の兵備全からざるを以て一時の

權宜に由て暫く和議を許すのみ其備の整頓を速にして以て攘夷の目的を達せんと幕府の本意なりと云へるに在りしが爾來數年間幕府は表面上にて兵備の事を令達したれども其整備の實も擧らず外國との交際は益〻信密に赴くの狀ありて遂に外國使臣江戶城に於て將軍家に謁見し和親貿易の條約を取結ぶ迄に至りき是れ幕府が士流の輿望に背きたる第二着なり次に幕閣は井伊大老の計ひとして諸强藩諸有志者が望を屬したる一橋刑部卿を退け年少の紀州家を以て將軍家の御養君に立て天下の人をして愈〻攘夷の實行に其望を絕つに至らしめたりき是れ幕府が士流の望に背きたる第三着なり是と同時に條約は京都に於て頗る叡慮を惱まされ列藩の評議を盡して言上すべしと勅せられたるに係らず幕閣は專斷を以て條約に調印し宿次奉書を以て之を上奏するに止め大に全國の有志者を憤懣せしめたりき是れ幕府が士流の望に背きたる第四着なり攘夷論は此時よりして益〻尊王論と聯貫して密勅となり陰謀となりて幕府を論責する所あらんとせしに幕閣は嚴に此獄を始め甚た苛酷に涉りたりき是れ幕府が士流の望に背きたる第五着なり此五件は何れも皆幕閣に於ては多少其事由ありて斯の如くなるを要せるの

事情は余が前章に開陳せしが如くなりしと雖も其事情の天下に明白ならざりしが故に幕府が着々士流の望に背きたるの跡は顯然として復た之を挽回すること能はざるに至れり

是よりして後は井伊大老の横死に引續きて幕閣の政略には毅然たる定見なく京都の勢力は尊攘有志輩の氣焔にて其威光を増し皇妹降嫁の時を以て幕府は十年を期して攘夷の實効を立て征夷の職を全すべしと空漠たる誓を立るまでに及びたりき。熟ふ當時の情勢を顧れば此の攘夷を唱へたるものは進歩派にして彼の開國を唱へたる保守派に反對せる者なるが故に即ち進歩と保守との爭たるの事實を此時よりして示したる者なり

此説を聞く者は必らず余を以て故意に奇言を吐く者なりと云ふべきが請ふ余をして説を畢らしめよ彼の開國攘夷の兩主義と尊王佐幕の兩主義とは原來其目的を別にするを以て敢て關係なき異性の主義なりと雖ども攘夷は必らず尊王と合縱し開國は自から佐幕と連衡するの勢に分れたるに由り攘夷黨は王室を助けて幕府の政權を殺がんと望み是に反して幕府を佐くるもの開國を是とするの狀をなせり抑て何故に攘夷が尊王と合

縦すれば進歩派なりやと云へば此尊攘黨は尊攘主義を以て封建門閥の社會を打破り新天地を我日本に作り出さんと望みたるが故なり抑も幕府封建の制度を鞏固にして百般の事物を規矩の中に置き貴賤上下を格式の間に拘束して嚴に社會の秩序を定め以て二百有餘年の久に及びたるが爲に官職秩祿みな世傳して動く所なく英才明智の人物ありと雖も其驥足を展ばすの地を得ると能はずして空く槽櫪に伏し徒に紈袴長袖の輩をして社會の上流に威福を恣にせしめたり左れば何にもあれ苟も事變あるに逢はゞ大に氣勢を吐て我平素の鬱抑を伸ばさんと希ふは當然の事にして所謂希事好功の士は封建の世に多しとは即ち是なり此輩にして攘夷は功名を達するの機なりと思はゞ攘夷をも唱へん尊王は榮達を計るの地なりと思はゞ尊王をも唱へんと決して怪しむに足らざるなり況や其平生の敎育は概ね尊王攘夷に在りしに於てをや當時幕府の名士水野筑後守が眞に攘夷説を妄信する輩は恐るゝに足らず攘夷を名として尊王を説き其志を伸ばさんと欲するもの恐るべきなりと云ひしは眞相を看破せるの名言なりと云ふべし試に此の尊攘黨は如何なる種類の人物より成立たる乎を視よ先づ開國論の本城たる幕府にては

開國說は纔に閣老參政幷に當路有司の間に行はるゝ而已にして其非職の輩に至りては攘夷說を執て以て幕閣の政略に反對せる者も少なからざりき次に諸藩の國內に於ては其家老頭人等の如き政治に關係せる役人は大抵幕命を遵奉して開鎖は其令に從ふべしと議したれども其他は概ね皆寧ろ幕令に背くも攘夷すべしと藩議に反對せる者の多かりしに非ずや其外諸國の浪人處士の如きみな世に容れられずして轗軻せる輩は概ね攘夷說を喜びて一人として開國說を云ふもの無かりき故に京都に於てさへ攝關議轉の官員派には開鎖は幕府に委するの論ありしも是を論破して其意の如くならしめざりしは非職若くは薄祿の公卿にてありき。是を約言すれば攘夷論は薄祿非職の士流に盛にして厚祿奉職の上流に鮮かりしは是れ京都及び諸藩の間に於て文久元年ごろの狀況なりき

然るに文久元年の秋頃よりして諸國より出京したる攘夷黨は公卿の攘夷黨と合躰して其勢力を得たるに由り京都の威權は全く攘夷黨の左右する所となるに及びたれば彼の諸藩の士籍を脫したるもの及び其他の有志者は皆浮浪の名稱の下に一括して專ら過激

の政論を主張し其勢は延て關東に及び禍機一たび潰裂せば底止する所を知らざるの危に瀕したりき而して幕閣は益々是を處するに苦しみ殆ど策の出るを知らさるに當り此時よりして時勢を左右するの機軸と成りたるは實に薩州長州の二藩なりとす原來長州は其昔關ケ原の戰に敗れ德川氏の爲に其領地を削られ長防兩國に狹められしと闔藩の遺恨なるが上に元就以來朝廷に對して尊崇の志を存するの家柄なりければ尊王討幕は自ら闔藩上下の意向なりしが如し加ふるに嘉永安政の間に士流に氣慨を有するもの輩出したるに由り其藩廳の議論は溫和なるに係らず尊王攘夷を主唱せるもの續々として顯はれ京都と長防との間に氣脈を通して事を謀りたれば文久元年の冬に至りては京都の攘夷論は長州人陰然その牛耳を執りて自ら浮浪の盟主たるの勢を成せり然るに長州の役人に長井雅樂と云へる者ありて其藩主を說き幕府に建議して云く今日の急務は公武合體一和して國體の基本を立つるに在り開鎖和戰は時の宜に隨ふべし守株膠柱の議を執る可からずと云々したり幕閣は此建議を見て恰も死中に一活路を得たるの思を成し閣老評議の上にて(文久二年二月頃と覺ゆ)長井雅樂を招き其意見を聞たるに長井は

五月を以て尾張大納言一橋刑部卿松平春嶽の登城を許し尋て久世内藤二老を免職せしめたれども徒らに幕府の衰弱を示したるに止まりて更に些少の効も見えざりき。茲に又薩州にては此前より其士流の間には尊攘論も行はれたれども藩廳は依然として時勢の變動を傍觀したりけるが薩州藩侯の實父島津三郎氏(即ち久光公)は江戸に參府せんとて國を發したりと聞き京坂の間に集りたる過激黨は速了にも此人を戴て攘夷の首領になさんと望み着坂を待受たりしに島津氏は此浮浪の激論を擯斥し伏見に於て其藩士の過激黨を取鎮めたるよりして此一擧の爲に聊か過激黨の氣勢を挫きたりき。是より先き京都に於ても攘夷論を主張せる浮浪の過激なるを制するに苦しみ廷議も稍々之を厭はれたる折柄なりければ島津氏は忽ちに廷議の依て重を置く所となりて直に輦下鎮靜の爲に京都滯在を命せられたり而して幕府に於ては島津氏が此擧動を見て同じく依賴の念を懷き其出府を俟て謀らんと考へし人もありしが幕閣の中には又却て此人決して油斷なるまじき人物なりと既に猜忌の念を挾みたる人もありしが如し。然るに此時京都に於ては曩に閣老上京の事を命したれども久世氏は依違して上京せざるに由

り勅使を江戸へ下向せしむるの廷議を定められ長州の世子は此勅使を補佐する爲に先だちて江戸に下られたりしに恰も其後に島津氏上京ありければ廷議は薩長兩藩をして勅使を補佐せしむる事に決し乃ち島津氏は勅使大原左衛門督と共に京都を發し六月七日を以て江戸に着したり而して長州の世子は勅使が江戸着に係らず其前日を以て急に江戸を發して上京したり、是を見て幕府は薩長すでに確執に及べり是れ幕府が其鷸蚌の爭に漁父の利を占むべき時機なりと考へ却て其相協はざるを喜びたるが如くなりしは以て幕府の此際に定見の持する所なかりしを知るべきなり

◎第十七章

幕府政躰の第二變革

勅使下向　治國三策

幕閣が朝意遵奉の事情

幕政の改革は京都の干渉命令たる事情

幕政改革の失策

勅使大原左衞門督重德は文久二年六月七日を以て島津三郎と共に江戸に着し例に依て轉奏屋敷に入り同く十日を以て登城なし將軍家茂公に對顏ありき此勅使の要領は當時世間に傳播せる治國三策勅諚に明瞭なれば余は讀者の爲に之を左に掲ぐべし但し此勅諚の文章は當時有志家の僞作なりと云へる説も或る一部には行はれたれども其正たると僞たるとを問はず要領の將に是の如くなりしは余が疑を容れざる所なり其勅諚に曰く

朕惟方今國勢夷戎恣猖獗幕府失措置天下騷然萬民將陷塗炭朕深憂之仰耻祖宗蔚愧蒼

生而幕吏奏曰近來國民不協和是以不能舉膺懲之師願降嫁皇妹於大樹則公武一和而天下戮力掃攘夷戎故許其所請焉而幕吏連署曰十年以內必攘夷戎朕甚嘉之抽誠祈神以俟其成功昨臘和宮入關東也使千種少將岩倉少將諭天下大赦之事且告曰國勢仍舊大槪委於關東至如外夷之事則國家一大重事也係其國躰者咸問朕而後定議或使二三外藩臣預聞夷戎之處置幕吏對曰宸意事甚重大難遽擧行請暫猶豫旣而列藩有献謀議者薩長二藩殊親來奏事且山陽南海之忠士旣蜂起密奏言幕吏奸徒日多正議委地而蔑王家陸夷戎物貨潰濫國用乏耗萬民困弊之極殆至受夷戎之管轄不日而可知也冀擧旌旗奉鸞輿於凾嶺誅幕府之奸吏或曰爲除天下浸潤遊惰之弊誅京師之奸徒又曰不顧幕府下攘夷之令於五畿七道之諸藩如其衆議畢雖出于忠誠愛國之至情事甚激烈使喩薩長輩鎭壓其他召幕老久世大和守往復歷日未告唯諾而先行昨臘所諭之大赦大樹猶弱何失之有但幕吏因循偸安撫馭失術如是則國家傾覆可立而待也朕日憂懼焉所謂偸一日之安忘百年之患聖賢之遺訓可鑑矣當內修文德外備武衛斷然建攘夷之功於是斟酌衆議執守中道欲使德川與祖先之功業張天下之綱紀因策三事其一曰欲令大樹率大小名上洛議治國家攘夷戎上慰

祖神之震怒下從義臣之歸嚮啓萬民和育之基比天下於泰山之安

其二曰。依豐太閤之故典使沿海之五藩五國稱五大老爲咨决國政防禦夷戎之處置則環海之武備堅固確然必有掃攘夷戎之功

其三曰。一橋刑部卿援大樹越前前中將任大老職補佐幕府內外政當不受左袵之辱此萬人之望恐不違睽意决于此三事是故下使於關東簽使幕府選三事之一以行也是以周詢群臣群臣無忌憚各啓决丹心宜奏讜言

此勅諚は京都にて公卿衆に御下問に相成たる趣意なりと聞えたるが如何にも文躰より拜見すれば其儀なりと恐察せらるゝなり。扨前章に述たる如く是より先き京都の廷議は官員派の保守と有志派の進步の二說に分れ保守の勢力は文久元年の頃には頗る微弱に陷り復た廷議を左右するに足るの權威なく眞の權威は全く有志派の進步改革黨に歸したるが此改革黨の內また二派に分れ其一は過激派其二は漸進派となりたるか如し此過激派の源泉は有志輩にして堂上の氣力ある諸卿これに同意し三條中納言(實美公)を初として西三條東久世壬生錦小路等の如き當時の國事掛と所謂浮浪輩とに由て組織せ

られ其目的とする所は斷然攘夷の大計を定めて幕府に令し奉せざれば則ち幕府を征伐すべしと云ふにありて即ち攘夷討幕論なり然るに漸進派は之に反して其目的は幕府を匡正して尊攘の趣意を遵奉せしむべしと云ふに在りて即ち攘夷佐幕論なり既に岩倉千草の兩小將の如き當時過激派の爲には幕黨なり奸黨なりなどと疾視せられたるも畢竟岩倉少將（具視公）は其初漸進主義にて過激派の變革を喜ばず力の及ばん程は幕府を匡正して其任を竭さしめ以て尊攘の實を全くせんと望まれたるに付き皇妹降嫁の議に關して之を賛成して盡力せられたりしが故なるのみ然とも幕府にては更に匡正の實も擧らず京都にては過激派頻に其勢力を得たりければ文久二年春夏の交には漸進派は京都に容られずして廷議は概ね過激派の左右する所となりて其實は朝廷にても此過激派の激論には少々持餘の情勢なりける處に島津三郎氏の上京にて氏は漸進派の目的を有するに會ひ加ふるに其勢力は以て過激派の團結を挫くに足たりしかは廷議再び漸進派の分有する所となりて權衡を保持するの狀を呈したり。去れは此間の有様を在京幕吏の眼より觀察すれは一方に於ては親王家にては有栖川宮堂上にては三條其餘國事掛の諸

卿有志にては薩長及び其他の諸藩士幷に諸浪人は過激派の討幕論にして暗に長州に依頼するが如く又一方に於ては親王家にては獅子王宮堂上にては近衛岩倉千草の諸卿は漸進派の佐幕論にして薩州實に其中心なるが如くに見えたりき故に在京幕吏は島津三郎氏が大原勅使に從て東上せば氏を鄭重に待遇あるべしと幕閣に注意したれども幕閣は江戸に在りて此の事情を知らさるが爲に既に島津三郎氏を以て毛利氏の衡に當りて犄角を保たしめんと望みながら其實氏に向つても亦猜忌の念を挾みたるは幕閣の不明に原由するに相違なきも蓋し形迹の上に於て此念の起れるも亦免れ難き勢なりしが如し其故如何となれば幕府にては廷議の實情を知らずと雖ども抑も將軍家上洛の事は長州の持論にして長州の嫡子(元德公)が東下ありしも專ら是等の爲めなりと信じたる所に今や朝廷は幕府へ下勅の事に關して復た獨り長州のみに依らで薩州をも相與に當らしめ現に三郎氏東下あるに至りたれば長州は是を不快なりとして大原勅使の江戸着と同時に長州嫡子俄に歸國の途に就たるなりとは臆測し又將軍家上洛の事は三郎氏は幕府の爲に不可なりとして其便を謀るに似ず五大老の一人となりて政治の實權を掌握

するは其宿望なるが故に朝廷をして第二の個條を求めしめたりと臆測したるが故なるべき歟

大原勅使は島津三郎氏と共に東下して將軍家は此三ヶ條の其一を選て實行すべしと達したり是れ實に京都關東間の最後談判（オルトマチユム）にして幕府もし此三ヶ條を盡く遵奉せずと斷言せば即ち平和は破れて戰爭と變ずるの外は無き究竟の塲合たりき然らば則ち幕府の地位より言ふ時は斷然この勅命を謝絶する乎若しくは服從して遵奉する乎の二法に出でざれは大に其決心を定むべきの時機なり幕府は已に日本の實權たると國政は舊に依て大樹に御委任と明言ありしにて明白なるが上に實際二百餘年間の中央政府なるに外交の事は朝裁を仰ぐべし諸大名を率ゐて上洛なして議定すべしと京都より差圖せられ遂に五大老を置け一橋越前を後見總裁にせよと迄に干涉せられては幕府たるもの悪ぞ政府の實權を保つを得べけんや是れ表面にこそ顯はれね其實は幕府は政權を返上すべしと云ふの要求に異ならざるなり其地位は大に相違するを以て固より比較すべきには非ざれども若し憲法確定の君主國に於て喩ば議院より外交談判は一々議院の承諾を問ふ

べし内閣は議院に出頭して國是を議定すべしと要求せられなば其政府は何と答ふべき乎憲法違背の要求なり聞くこと能はずと覆牒し强て其要求を主張せば斷然議院を解散するか閉鎖するは論を俟たざるの處置なるべし。當時幕府は立憲君主國の政府にもあらず京都また議院に異なれども實權政府が其憲法制定以外の干渉を受くるの勢に至りては自ら此譬喩に相似たる所なきに非ざるなり。是に由て之を觀れば幕府は當時この勅令に會して眞に德川政府の實を存せんと欲せば此要求を謝絕するの一策ありしのみ其爲に違勅の罪を得て朝敵とならば夫までの事なりと覺悟し塲合に由ては實力を用ひても一時は急激派の威勢を鎭壓し然る後に徐に京都及び諸大名と會議を開き幕府憲法の改正を行ふの覺悟あらざる可からざりき幕府の爲に謀るに此萬疊の重圍に陷りて死中に生を求むるの一活路は此外には無かりしぞかし然るを當時の幕閣は怯懦孱弱にして井伊大老の薨後は斯る大手段を試み行るの執政なかりければ此唯一の謝絕策を採ることを得ずして却て他の服從策を取つたりき此服從策を取りし程ならば更に幕府の爲に謀れば寧ろ慶應三年十月を俟たずして此時に於て斯の如くにては幕府は政府の實を全

くすること能はざるを以て謹て大政を朝廷に返上仕候と打て出るに若かざりしなり是れ立憲國にて議院の不意に乘して內閣總辭表の策を行ふと一般にて危險は極て危險なれども若し文久二年六月大原勅使東下の時に將軍辭表大政返上と云ひ出したらば當時は朝廷及び有志に其準備なきを以て返上承知とも答へ難く又諸大名に議論あつて承知もさせ參らせざるは必定なりしなり然る時は却て幕府の爲に頗る利益を得る所ありしならんに幕閣は既に謝絕策を採るの果斷も無く服從策に於ても同じく此果斷なくして徒らに第一第三の個條を謹んで敬承したりき故に德川第一世家康公が天下を取つたるは關ヶ原にあらずして小牧山の戰に在りと云ふが如く余は德川氏の幕府が天下を失ひたるは第十五世慶喜公の大政返上の時にあらずして第十四世家茂公が文久二年勅答の時に在りしと云ふものなり是に於てか幕府の衰亡は大に長足を以て其氣運を進めたり

扨も大原勅使は屢々登城して勅諚の旨を傳へ島津三郎氏も一橋越前及ひ閣老にも面談して時事を論したるに由り幕府は右の勅諚三ヶ條を（或は曰く五大老を置くの條は勅諚には之を載せられず京都御警衛の爲に攝州の海岸防禦を嚴にし京都に守護を置くべ

しとの議なりと是れ蓋し實に近し）盡く敬諾し先つ將軍家は來年を以て上洛すべしと答へたり然るに此上洛の事は島津三郎氏の意見にては上洛尙早と論じ他の個條を敬諾の上は上洛は他日に讓り時機を見て行はるべしと幕府に忠告ありしと久光公の日記には見えたるが何故に幕閣は此忠告を納れざりしか當時幕閣の秘密評議は余これを知らずと雖ども既に上洛は長州の持論と云ひ大原勅使も第一に之を促されたれば或は將軍家上洛あらば時勢其爲に一變して幕府の利運たるべしと論ぜし輩もありて幕閣は恐懼の餘りに是に由て萬一を僥倖するの念に出たるもの歟次に幕閣は其初は一橋及び越前をして政府の機軸を操らしむる事に付き多少拒絶の議論もありしが如くなりしかども遂に承服して此年七月八日を以て一橋卿を原に服し今度叡慮を以て仰進せられ候に付御後見仰出さる越前春嶽には同じく今度叡慮を以て仰進せられ候に付御政事總裁職仰付らるゝと將軍家の御前に於て達せられたり。夫れ一橋卿を補佐に任し春嶽氏を總裁に任せらるゝは素より不可なし然れども叡慮を以て仰進せられ候に付とは抑も亦何事ぞ幕閣は是を以て一方にては京都の歡心を買ひ一方にては幕府内部の異論を制するの

爲なりしと雖とも明らかに京都の干渉命令を奉するを示す幕府の幕府たる所果して安くに在りし歟次に又幕閣は松平肥後守（會津侯）を新に京都守護職に任し松平越中守（桑名侯）を所司代に任し次に井伊間部久世安藤を追罰して其封地を削り堀田酒井（右京大夫）脇坂松平（玄蕃頭）松平（伯耆守）水野の諸侯を罰し幷に幕吏の要職にありし松平出雲守大久保越中守松平式部少輔駒井山城守石谷因幡守池田播磨守岡部土佐守久貝近江守淺野伊賀守等を罰する各差等ありき（是は此年十一月の事なり）其罪狀は種々なりしと雖も或は奉對京都宸襟を惱ませらるゝ樣の取計を成したりと云ひ或は奉對朝廷不正の取計有之と云ひ權謀詐術の行ひ有之と云ひ因循遲緩の取計有之と云ひ或は井伊掃部頭の意を受て吟味一件に御制典を紛亂したりと云ひ井伊掃部頭に阿諛したりと云ひ井伊掃部頭橫死の節奉欺上聽候と云ひたれば其罰文の奇異なる德川政府に於ては前代未曾有の罰文にてありき以て幕府の制典是に至りて大に頽敗したるの兆を顯はしたりき

斯て幕府にては板倉周防守水野和泉守小笠原圖書頭の諸老執政となり春嶽氏總裁にて

行はれたる幕府の改革は如何なる事なりし乎と觀れば諸向より執政への贈物を止め大名火消を廢し御茶壺の上下を簡易にし文書の繁縟を省き評定所の誓詞を廢し月次御禮を止め衣服の制度を略し大小名の供連を省きたる等にてありけるが詰る所は陳腐の舊套を襲ひたる改革にして觀るに足るべきもの無きが上に幕府の政略には尤も緊要なりける武家の秩序典例格式禮儀は是が爲に一時に破毀せられたるが故に將軍家の尊嚴は此時よりして大に其威光を墜されたると爭ふ可からざるの事實なりき此改革の中に就ても最も幕府が諸大名を撿制するの利器たる諸大名參勤交代の期を緩め常々在國在邑せしめ其江戸屋敷に置て將軍家に人質たらしめたる妻子を國許に移す事を許したるは驚くべきの改革にてありき蓋し諸大名が其妻子を江戸に置ける事は寛永年間島津氏が幕府に貳なきを表せしに初まりて諸大名の義務たりしに幕府の末路諸侯觀望二心あるの日に至りて之を放還したるは何ぞや 思ふに幕閣は之を以て 且は其寛大を示し 且は反せんと欲するものは反せよと云ひたる家光將軍の故時に倣はんとの意なりしかは知らざれどもこれ虎を畫かんとして猫を繪きたるよりも淺間しき猿智惠にて果して其爲

に幕府は諸大臣を撿束するの利器を自から棄て却て他日其爲に傷けられたる種子を播たり要するに文久二年勅使下向の改革は其初や幕府の衰亡を挽回するの爲に出て大に其衰亡を促すの結果たりしものと云ふべきなり

◎第十八章

攘夷勅使 及 將軍家御上洛

京都再ひ過激黨の勢力に歸す

攘夷決定布告の要求

幕閣に一定の政略なき事情

將軍家御上洛の輕擧

大原勅使が島津三郎氏と共に江戸に臨めるや幕府は前章に述へたる如く唯々諾々戰々兢々として其要求を領承し既に其三ヶ條の内にて將軍上洛の事を諾し來春を以て實行すべしと約し一橋卿後見春嶽氏總裁の事を諾して直に之を實行したり（攝海防御の事その要求の一ヶ條にてあらは三ヶ條とも盡く實行したるなり）此時に當りてや幕府は驚愕狼狽して措置の出る所を知らず唯〻京都の命ずる所は實行し得べきと否とを問はず之を領承して以て一時の安を偸み此急場さへ凌げば後は又どうか成であらうと云ふ其日送りの工夫に過ぎざるなり又何ぞ其處置の幕府をして衰亡を促さしむるに至るを

怪しまんや既に久光日記の云ふ所に據れば島津三郎（即ち久光公）は三ヶ條の中にて一橋越前の件を實行すれば足れり將軍の上洛は尙早しと忠告したる事あり又攘夷の行はれざるは明白なれば勅諚たりとも之を盲聽するは不可なり宜しく其利害是非を詳に論陳すべしと忠告したる由なれども幕府は其可なるを知るも之を行ふの勇氣なくして右の如き結果に至りしなれば勅使大原氏は其實豫期したるよりは滿足なる勝利を得て島津氏と共に文久二年七月廿一日を以て江戶を發し意氣揚々として京都に歸られたり（此時島津氏の家來が生麥にて英人を殺害して遂に外交上の大葛藤を惹起したるは後章に至りて之を述ぶべし）

斯て幕閣は幕府に不利なる改革も更に顧る所なく之を行なひ明年二月將軍家上洛の事を公布し此條にては京都に於ても必らず滿足なるべしと臆測したるに其臆測の外なりしは實に案外にてありき抑も島津氏が此年上京の時に於て懷抱したる意見は公武合躰論にて即ち其前に長州の長井雅樂が懷抱したると同意見なり只〻長井は長州一藩を制御するの實力なく加ふるに多少其の間に名利榮達の念ありしを以て敗れ島津氏は門高

貴にして一藩を左右し加ふるに兵力を以て臨みたりしを以て成りしの差異ありしのみ然れども其成は蓋し一時の事にして島津氏が大原氏と共に京都を發して江戸に來れるや其の後にて京都の議論は直に一變して再ひ過激派の勝利となつて更に其甚しきを加へたり此時京都の狀況を顧れば明治史より云ふ時は尊王義徒の雲集せる所幕府史より云ふ時は逋逃浮浪の嘯集せる所にして其尊王攘夷の四字を貴重するは近時の壯士書生輩が民權自由の四字に於けるよりも甚しく苟も尊攘の爲には何等の事も行ひて可なり尊攘は全能勢力を有する者なりと信じ國憲を紊亂し政治を誹議し官吏を侮辱し良民を脅迫し抗上を煽動し治安を妨害せる一として せざる所なく左しも淸淨安樂なる洛中にて暴殺暗殺の鮮血を流して京師を穢すに至るも恬として懼るゝ所なく而して所司代町奉行は其中央政府たる幕府が京都を恐るゝ意を躰して敢て之を制すると能はざりければ恰も無政府の有樣にてありき那破倫大帝が巴里市民暴動の事を論じて若し余をして路易王たらしめば榴彈連發これを一掃せんのみと申されし如く若し今日の政治家をして當時に幕吏たらしめば保安條例を以て此輩を京都三里以外に驅逐し洛中の警察を嚴

にじ足らざれは陸軍をして合圍戒嚴令を布かしむるは決して躊躇せざる所なるべし
然るに幕府は斯の如き斷乎たる方策は夢にだも思ひ寄らず徒らに退守姑息の愚計に汲々たりしを以て京都の朝議は過激派の專有に歸し再び三條中納言(實美公)姉小路少將を勅使に命して江戸に東下せしめられたり
此勅使は十一月を以て江戸に着し此月二十七日を以て將軍家茂公に對顏して攘夷の勅を傳へたり其の勅に曰く

攘夷ノ儀ハ先年來ノ　叡慮方今ニ至ルモ更ニ御變動ハ在ラセラレズ柳營ニ於テ追々變革新政ヲ施行シ　叡慮遵奉ニ相成候條　叡感斜ナラズ在ラセラル然ルル處天下ノ人民攘夷ニ一定無之候テハ人心一致ニモ至リ難ク且萬一國亂ノ程モ如何ト　叡慮ヲ惱マセラレ候間柳營ニ於テ彌々攘夷決定有之趣ニ諸大名ニ布告有之樣　思召サレ策略ノ次第ハ武將ノ職掌ニ候間早速詳審ニ衆議候テ至當ノ公論決定有之醜夷拒絕ノ期限ヲモ　奏聞ヲ遂ラレ候樣　御沙汰之事

此勅諚と曩に大原氏が齎らしたる勅諚と撞着せざるや否は思考を俟たずして明白なり

彼前勅には云く

大樹ヲシテ大小名ヲ率テ上洛シ國家ヲ治メ夷戎ヲ攘フヿヲ議セシメ上ハ祖神ノ宸怒ヲ慰メ下ハ議臣ノ歸嚮ニ從ヒ萬民和育ノ基ヲ啓キ天下ヲ泰山ノ安ニ比セント欲ス

と宣はせたるに非ずや然らば則ち攘夷の事たる假令ひ朝廷の思食にもせよ（其實は浮浪過激派の思食たるは明かなれとも）夷狄を攘ふ事を議するは將軍家上洛あつての上の事なり是れ實に京都より勅使を以て將軍家上洛を促されたる目的なり然るを其勅諚の墨は未だ乾かざるに今度は幕府に於て彌々攘夷決定の趣を諸大名に布告せよとは如何なる趣意と解釋すべき乎、將軍家が諸大名を率て上洛し御前會議にて群議に及ばゞ愈々叡慮の如く攘夷すべしと定まる乎但しは攘夷は不可なるが故に叡慮を翻させ玉ふ樣に奏聞する乎未だ相分らざるに先づ攘夷決定を布告すべしとあるは何ぞや是れ他なし京都の議は既に急激派の勢力に動されて再び一變したるを以て更に百尺竿頭一歩を進めて將軍上洛に先だちて攘夷決定の確諾を攫取るべしと云ふに外ならざりしのみ、去れば當時幕閣に於ては京都は將軍家上洛の上諸大名の群議にて非攘夷を議定するや

も計り難しと懸念あるに由り更に此勅使を發せられたる者なるべし然る時は幕府は非攘夷に闘しては猶諸侯の群議に恃むべき所ありと考へたる人もあり又或は大原氏の勅使にて幕府の承諾を取りながら猶夫に滿足せずして此攘夷布告の勅使を下されたるは是れ薩州も長州も急激派も漸進論も到底同穴の狐狸なれば孰れも幕府の敵なりと考へたる人もありしが如し、當時京都の事情を明察せざるを以て是の如き愚考ありしは敢て咎むるに足らざれども此場合に迫つては幕府は唯諾否の二ツを決するの一義あるのみ然るを此勅使に對しても亦敢て諾とも否とも明答すること無く勅使の趣委細畏り奉り候いづれ將軍上洛の上にて……と大晦日に借金の斷りを云ふが如き一寸逃れの口上にて相濟したるなり復惡ぞ其口上の他日に於て延引ならぬ證據となるを顧みるに遑あらんや

幕府が京都を恐るゝの故を以て其政敵たる攘夷論に對して些小の抵抗力なき此極に至りたれば彼の浮浪過激の擧動は此時漸く京都より江戶に傳染し來り加ふるに攘夷熱發生地たる水戶の有志輩は期せずして之に應じ相合して頻りに攘夷の實行を聲言し或は

其先鋒たらん事を望み或は幕府の官吏を脅迫し、或は外國貿易に從事せる商賈を威嚇し或は外國人を切害せんと企て或は新築公使館を燒き或は無辜の徒を殺戮し或は天誅と名けて異議の輩を私に梟首し其亂暴狼藉なる殆と江戶市中をして京都に比しき無政府の地たらしめんとするに至れり尊攘の恐るべき此の如くに夫れ殘酷無慚にてありしかども幕府は逮捕掃攘を十分に斷行すると能はずして僅かに警察の力に賴りて目前の保安をなせしに過ぎざりしを以て幕府衰亡の時機は益々此時に迫つたり。

斯て松平肥後守(會津)は京都守護職となりて上京し次て一橋卿は大坂警衞の爲に江戶を發し幕府は倉皇の間に此年を送りて翌れば文久三年正月に將軍留守中の事を布令し二月十三日を以て江戶を發駕あつて東海道より陸路上洛の途に就かせ玉ひたり此時に當り横濱には英國軍艦十餘艘舳艫を列して繫泊し生麥一條の談判方に破裂せんとするの勢にて將軍家の在江戶は尤も緊要なるの時たるに係らず幕閣は外交談判は輕し京都議論は重しと考へたる乎英國の葛藤を知りながら之を秘して將軍家の上洛をなさしめたり而て將軍家が軍艦にて海路大坂に至り夫より上洛と豫定せしを變して俄に東海

と改められたるも實は海上にて英國軍艦に將軍家の通航を抑留せられん乎と懸念せしが故なりき、將軍家は此時齡僅に弱冠なり幕府の處置この人に向て其是非を責め參すべき事やある將軍家を輔佐し奉る幕閣が細大と無く其責に當るは勿論の事なるに當時の幕閣は此上洛に關して如何なる意見を懷きたる乎何如なる目的を定めたる乎と問はんに余が觀察する所にては其實何等の意見も無く何等の目的もなく空々寂々にてありしが如し。時勢正に此に至れる以上は幕府は國家の安危存亡を重とし其爲には開國を以て唯一國是なりと信ずるに付き攘夷の一儀は敕諚たりとも遵奉いたすこと罷成らず若し攘夷を名として內治外交を妨害する者あらば幕府は政府たるの權力を以て之を鎭壓すべし其爲には至當なりと思惟する所を施行すべし此段上奏仕候と內閣大臣が政府の決心を議院に示すが如くに幕府の定論を明言する乎。然らずば幕府は外交の事に關しては諸事都て朝廷の思召を遵奉仕り候既に飽までも攘夷被遊度　叡慮に御座候はゞ謹て承諾仕候間是より攘夷實行仕り可申候と明言して眞に攘夷の無策を實行する乎、二者その一を擇びて之に其志を決せざる可からざるの時機にてありき。然るに幕閣は第

一の決心は固より無く去とて第二の決心も無く何とかして當座遁れに一時を彌縫せんとのみ謀りたるを以て遂に將軍家をして何等の準備も無くして此和戰順逆の境に臨ましめたり幕末の賢吏小栗上野介は曾て幕閣を評して曰く一言以て國を亡ぼすべきものありやどうか成らうと云ふ一言是なり幕府が滅亡したるは此一言なりと云ひたる事あり又岩瀬肥後守は幕府の評議には可成丈の字を嚴禁すべし幕府の失政は實に此三字に胚胎するぞと云ひたる事ありき此二格言は余が親しく其人に聞たる所なりしが當時年少未だ其意を解すると能はざりしに今にして顧想すれば實に然り幕閣が恃める所はどうか成らうと云ふに在りて其行ふ所は可成丈云々するに在りき而して將軍家上洛に當りて一大問題たる攘夷に付て幕府の定見を確立せざりしも亦これに因したるのみ。斯の如きが故に將軍家の上洛は幕府衰亡の上洛なりけるに幕府の輩は猶これを察せずして往時慶長元和寛永年間に家康秀忠家光の三將軍が上洛ありしに比し甚しきは寛永の上洛に同じき結果を望める輩もありき彼の寛永の上洛は日本の政權を德川家に掌握し朝廷をして之を認可せしめたる憲法制定の上洛なり諸侯は皆將軍の臣下たる實を天下

に示したる勝利示威の上洛なりしに二百餘年を過たる文久三年の上洛は將軍は主權者なれども最上主權は朝廷に在りと云ふ事を顯はせる降伏の上洛なり外交の國是に關しては幕府は京都（寧ろ浮浪）の意に反對するを得ざるの實を示したる示弱の上洛なり往時は上洛を以て幕府の名實を益々鞏固ならしめ今日は上洛を以て其名實を併せ失ふに至れるも亦宜なる哉

◎第十九章

攘夷期限及生麥一件の談判

攘夷期限の議論
京都に於ける過激黨の勢力
長州は過激黨の首領
英國より生麥一件償金の談判
英國軍艦の示威　幕閣の內意

德川第十四世家茂公は文久三年二月十三日を以て江戶を發し陸路東海道を經て同き三月四日京都に着して二條の城に入り玉ひぬ此時に當り京都の狀況は都て尊攘黨浮浪激徒の專橫に支配せられ恰も無政府の有樣にて有し事は余が前章に述たるが如し。先づ當時第一の問題たる攘夷論の如き將軍家上洛の上にて列藩御前會議を以て可否を決すべしと云ふ事にて幕府は上洛の事を承諾したるに更に一步を進めて將軍家は其上洛に先ち彌々攘夷決定の趣を諸侯に布告あるべしと迫つたるに今や又更に一步を進めて攘

夷實行の期限を上洛に先ちて取極むべしと迫れるに及べり。但し當時余は江戸に在りて京都の實地を知ることを能はず加ふるに京都の內情は幕府に詳知せられざりしを以て仔細には知得ざれども余が傳聞記臆に據れば二月十一日正親町橋本三條豐岡東園滋野井錦小路壬生四條清閑寺姉小路澤等十三名の有志公卿（即ち浮浪有志輩に同意の公卿なり）は打揃て關白家に押寄せて攘夷期限の事を論じ直に關白家と共に參內して論旨を上奏に及び夫より三條橋本豐岡滋野井正親町姉小路野宮阿野の八卿は其夜深更を冒して一橋刑部卿の旅館に押寄せ攘夷期限如何を承るべしとある一橋卿は攘夷期限は將軍家上洛の上策略を奏聞し其後關東に歸城あつて期限布告に及はるべしと答へられたるに八卿は中々肯せず是非今晚承らんと迫られたり依て一橋卿は急に松平春嶽（越前）松平肥後守（會津）松平容堂（土州）を招きて相談には及はれたるに彼八卿は將軍家在京は敵慮次第何事に涉らんも知る可からず其東歸の後を俟て攘夷期限を定めんとは曖昧なり今夜の評議にて期限一決あるべしとの强談に四侯は然らば將軍家着京の日より滯京十日歸路十日と定め東歸の上は直に拒絕の談判に及ぶべしと云ふ事にて漸く其局を結

ひたりと云へり。抑も京都に於て今度將軍家上洛を促かし玉ひしは何の爲ぞ大樹をして大小名を率て上洛し國家を治め夷戎を攘ふ事を議せしむと勅らせ玉ひしが大目的にあらずや其勅墨いまだ乾かざるにいかに浮浪激徒の煽動に出たればとて攘夷の儀は先年來の叡慮方今に至るも更に御變動は在せられず柳營に於て彌〻攘夷決定有之趣に諸大名に布告すべしと勅らせ玉ひしだにあるに今又其期限を即決せよと迫つたる八卿の所存も所存なれども之に答へたる一橋卿及三侯の所存も亦所存なりと云はざる可からず以て當時京都の大勢は既に幕府の手を離れたるに係らず朝廷の思召の如くにも行はれず到底浮浪激徒の有志家と之に與せる公卿の手に在りしを證するに足るべき歟

斯りける程に當時かの攘夷黨の有志浮浪の輩は過激の言論行爲を事とし苟も政治思想の己に異なる者を見れば直に之に附するに奸物國賊の惡名を以てする猶今日民黨と稱する輩が政治意見を同くせざる者を見れは之を吏黨民敵黨と呼做すに異ならざりき爾のみならず之を暗殺し是を梟首し復た政令法度の何物たるを顧みず奸物國賊を天誅に行ひたるは朝廷の御爲なり人臣の節義なりと狂叫して以て愉快なりとするに至れり、

其足利累代將軍家の木像を斬り其首を三條河原に梟したるが如き兒戯の狂暴に似たりと雖ども其實を察すれば是を以て暗に將軍家を威迫するの所爲にして今世に至り奸賊輩出其罪惡足利の右に出づと云々せるに至つては幕府が一日たりとも日本の政權を掌握する間は決して恕す可からざるの犯罪にあらずや然るに當時在京の幕吏幕士は之に對して如何なる處置を施したりし乎京都町奉行京都所司代京都守護職みな衞士捕吏を從へながら朝廷を憚らばまだしもなるが寧ろ此暴徒を恐れて嚴密の取締をもなさず僅かに詮議の手續を行ひて其責を塞きたるに過ぎず現に守護職松平肥後守が二月廿一日を以て洛中洛外に沙汰せしめたる告示に攘夷御一決此節御改革仰出され候に付ては舊弊一新人心協和に無之ては不相成候處近來輦下私に殺害の儀有之畢竟言語壅蔽諸有司不行屆の所致と深く恐入候次第に付き上下の情意貫通致し皇國の御爲御不爲に係り候儀は勿論内外大小の事と無く善惡とも隱匿いたし候事共憚る筋なく早々可申出候と有るが如き是れ守護職の獨斷に出たるに非す在京幕閣の衆議に出たると分明なるが是れ果して政權者の告示と云ふべきか斯る塲合に臨てこそ政治家たる者が果斷敢行をなす

べきの時なれば豫戒令をも施き保安條例をも行ない夫にて足らずんば京洛中に合圍戒嚴令を實施しても治安を保ち秩序を全くし暴徒をして紊亂を擅まゝにするに地なからしむると當然の所爲なりとす若し現時の政治家をして當時の幕閣に在らしめば遲くも文久三年二月の初には洛中復一人の有志輩を殘さゞる迄の果斷を行ふに躊躇せざるべしと信ずるなり然るに幕閣は在京幕吏をして其果斷を行はしむると能はずして此浮浪過激論の熾なるが中に將軍家を上洛せしめたりき

將軍家家茂公は三月四日京都に着して二條城に入り同き七日參內あらせ玉ひたり。前にも述たる如く余は當時未だ京に在らざりしを以て親く其狀況を目擊せざるが故に明言すると能はざれども窺ひ得たる所を以て回憶するに扈從の幕閣は何事も御堪忍遊ばされよと云ふ一言を以て將軍家を諫め唯々無事に一日も早く御東歸ある樣にと望める外に他事なかりしは疑も無き事實なりき當時禁中にて將軍家に無上の侮辱を加へたりと風說ありしは或は浮浪過激輩が誇大の造言に出たりと雖ども上洛を以て將軍家の威權全く地に墜たるを明示せるの事實は是れ亦疑も無き事實なりと云ふべし。抑も去年

島津三郎氏が公武合躰説を將て上京し尋て大原氏と共に江戶に下り幕閣を說得して改革を行はしめ將軍家の上洛を俟て調和の實を擧んと期望したるに島津氏東下の後に朝廷の議論は再ひ浮浪の過激黨に動かされて三條氏の勅使東下となり京都の勢力は全く此黨に歸し加ふるに生麥一條よりして本國薩摩に外事あらんとするの際なりければ三郞氏は彼是以て在京するを得ずして歸國ありき其後は京都の事盡く浮浪の勢力に屬して自から長州この過激黨の牛耳を執るの狀をなせり。此過激黨は攘夷と尊王を以て兩柱の目的とするを以て到底幕府を滅さゞれば尊王の實擧らざるを洞察し漸進黨の公武合躰說と氷炭相容れざるの勢をなせる者なるが故に明治史より言へば維新の正義黨なれとも幕府史より言へば革命黨なり即ち討幕の兵事を以て維新の革命を遂げんと望めるの變亂黨なりと名けんと爲し至當の呼稱なりとす。曩に公武合躰說は雄藩にて島津三郞氏これを主唱し朝廷にて近衞關白これに應せられたるを以て公卿には岩倉千草の諸卿諸侯には越前會津土佐備前の諸家皆これに同意して事を謀りたるに今や過激黨の攘夷斷行說は長州父子これが盟主たる狀を示し公卿には三條東久世の諸卿武士には長

州一藩および諸藩の有志浮浪輩みな之に屬したり、但し其實を窺へば當時諸藩みな此兩論の間に彷徨せるを以て薩士にして過激黨に加はれるもあり又た長人にして漸進を固執せるも有りしかど大勢より視れば薩州は其公武合躰論の行はれざるを以て勢力を失ひて京都を去り長州は攘夷斷行論を以て過激變亂黨の首領となつて在京し勢力一に其左右する所にありとは認られにき

されど將軍家上洛に於て廷議の將軍に求むる所は攘夷實行の一事に止まつたれば幕閣の窮するや益々甚しかりき。三月十一日を以て攘夷御祈願の御爲に加茂行幸をなさせ給ひ其後男山八幡へ行幸あつて其神前に於て攘夷の節刀を將軍家に賜はるへき御豫定なりしも將軍家は病と稱して供奉を辭し玉へる迄に至りき是れ當時幕閣には侃々諤々朝廷に對して攘夷の行ふ可からざるを奏聞する程の勇氣は固より無く去ばとて攘夷を實行して外國に兵端を開く程の決心も無く詰る所が攘夷の勅を奉ずれば外患を招きて國家の禍となるを恐れ之を奉ぜざれば違勅の罪を名として變亂黨の術中に陷り幕府の滅亡とならん事を恐れ依違の模稜手段を以て切迫を免れんとのみ謀つたりき其苦心も

亦憫むべきなり

初め將軍家上洛に先ちて前段攘夷期限の談判の結果として將軍家の滯京日數を十日間と定め攘夷期限を口實として其歸府を急ぐの計畫なりしが英國生麥談判一條よりして俄然其勢を一變し延て攘夷實行の形狀に及びたりき。此事情を明にするには生麥事件の概略を說くこと緊要なり去年（即ち文久二年島津氏が大原卿と共に東下し八月廿一日に江戶を發し東海道に掛ったるに此日英國軍艦の士官等橫濱を出て生麥を遊步し不慮に島津氏の行列に出遇ひ馬に騎ながら其供先を切り無禮に及びたりとて島津氏の武士は之を憤って切捨に致したり、神奈川奉行は此變事を聞き直に役人を派出し島津氏の跡を追ひ旅宿に至って解死人云々の掛合に及びたれども要領を得ずして空く歸り島津氏は其儘上京したりき、英國公使は白晝其國民にて爾も身分あるものを殺害せられ其殺害者も島津氏の武士なりと分明に知れたる事なれば爭でか猶豫すべき直に幕府に向て解死人を殞刑に附すべし被害者の遺族を救助すべし英國政府に向て償金を出し謝罪すべしと掛合たるに當時幕閣の議は謝罪狀は兎も角もあれ償金救助金は迷惑なり殊に

島津氏をして解死人を差出さしむるは行はれ難き事なるを以て應諾の返答を依違して空しく月を送りける中に此掛合は段々に六かしくなり今年（文久三年）の初に至りては英國より軍艦數隻を出し兵力を以て嚴重の談判に及ぶべしとの沙汰もありければ幕府の外交に關する諸輩は事情の容易ならざるを知り斯る時こそ將軍家の御在城は必要なれ京都の事は畢竟國内の事なれば上洛御延引相成るとも苦しからず外交の事は之に異なりて和戰安危の關する所ろ極めて重大なるを以て是非とも御在城あるべしと切に諫めたりと雖とも幕閣は一には外交を輕視し將軍家御不在の方却て談判の爲に都合よかるべしと思ひたると一には京都今日の形狀一日たりとも御上洛を延す可からずと思ひたるとにて現在外患の眼前に迫るを知りつゝ將軍家の上洛を促したりき。然るに英國軍艦は案の如く數隻の艦隊を編製し二月下旬を以て舳艫相啣て橫濱に入港し其二十九日を以て英國代理公使ニールル大佐より嚴重なる最終掛合書翰を幕府に差出し（一）生麥暴殺一條に付き幕府は英國政府に謝罪狀を出すべし償金として十萬磅金を出すべし（二）薩州侯は被害者の遺族に一萬磅金を出すべし其行兇者を嚴罰すべしと請求し薩州

の掛合は英國軍艦自から之を行ふべきに付き幕府は幕府だけの事を履行すべし期するに八日の間を以てす此期限内に應諾の答なきに於ては英國の請求を拒絶するの證と認めて英國は兵力を以て其履行を求むべしと攘夷期限は却て彼より我に向て申込たりければ幕府の恐愕一方ならず、江戸市中はスハヤ戰爭初まるぞと動搖し、幕閣は櫛の齒を引く如く早打を以て此事を京都の將軍家に注進なし英國公使に向ては尙八日間の猶豫を請ひ又八日又八日と日延に繼くに日延を以てし首を伸して將軍家の東歸を俟ち其間に猶も京都の譴責を恐れ世論の攻擊を憚りて幕閣は非常警備を告示し人數配り兵粮手當等を命して擬勢を張たるに付き江戸市中は勿論武家屋敷に至るまで妻子を立退せ資財を運ぶなど頗る雜沓して恰も火事場の如き景色にて江戸に散在せる浮浪の暴徒等はこの機に乘し數十人隊伍を組て豪富を掠奪する事ども有りければ幕府は諸藩數名に命して市中を巡邏せしめたり。然れども幕閣は初よりして攘夷の論に非ず戰て勝べきの見込も無ければ攘夷は攘夷。償金は償金。兩條自から別なり。生麥の事たる其曲我に在れば彼が請求通りに先づ償金を與へて一旦事局を了し然る上にて攘夷は改めて之

を擧行すべし。兩條を混同して請求を拒み以て戰端を開くに至らば彼直して我曲となり軍に名なかるべしと云へる說は幕閣の中に在て隱然其勢力ありしが如しと雖ども之を發言するを憚りたり而して英國公使の慧眼なるや早く此情勢を看破したるを以て敢て事を急速に決せず日延を請へば輒ち應じて其際幕吏に說くに和戰の利害を以てし徐に時機の熟するを俟たりき

◎第二十章

幕府が威權微弱の情勢
英國償金談判の結了
一橋卿歸東辭表
小笠原閣老西上　將軍家御東歸
攘夷實行　馬關にて外船砲撃
鹿兒島戰爭

英國手詰の談判江戸に於ては正に切迫したりければ留守の閣老等は兎も角も將軍家早々御歸府あるべしと京都へ櫛の齒を引く如くに急使を發したり。京都に隨從したる閣老は是を機會に將軍家を早く江戸に還御なさせ參らせんと謀つたれども京都の勢力を占たる過激黨は是ぞ攘夷實行の機會なると勇み立て廷議を動かしたれば朝廷は將軍家に向て英夷渡來にて關東の事急なれば防禦の爲に大樹歸府あらんと尤なれども京都並に近海の守備警衞等を大樹自から指揮あるべし攘夷決戰の折から君臣一和せでは叶ふ

まじきに由て大樹は滯京あるべし英夷の應接は浪華港に廻して拒絶の談判あるべし兵端を開かん節は大樹自から出張して萬事を指揮せらるべし關東防禦は然るべき人躰を選びて申付らるべし此趣を大樹御請の節は攘夷の首途に直に八幡に行幸あつて神前に於て節刀を賜らんずる叡慮なりと達せられたりければ幕閣は內外より迫られ進退維谷たるに付き例の一寸遁れの策にて滯京の事は御請を爲し八幡行幸には將軍家供奉せずと內決し水戶中納言(慶篤卿)を將軍家の目代として東歸せしめたれは水戶は四月十一日を以て江戶に着せられにき。其數日前閣老小笠原圖書頭も京都より江戶に歸り來りたれば水戶の歸府を待受けしに幕閣より大小名に觸示して將軍家は關東御守衞として水戶中納言を下向せしめ外夷御處置振御委任なされたれば曲直を明にして名義を正し御國威相立候樣に取計ふべしと仰出されたり依て尾張大納言並に老中へも相談あるべしと達したり是に於てか英國談判の重大責任は水戶尾張閣老の肩上に懸つたり、但し曲直を明にし名義を正しと云へる文言中には既に償金承諾の微意を示したれども此時に當り京都より如何なる譴責非難を蒙らんも計り難ければ水戶と雖とも尾張と雖とも

閣老と雖ども誰か進て償金相渡すべしと發議し斷行する事を敢てせんや互に顏と顏を見合せて痛心の中に其日を送つたる而已なりき。此際幕閣は猶も諸大名小名に向ては左ながら攘夷の勅諚を遵奉するが如き躰面を粧ひ英國軍艦渡來の主意曲直を正し名義を明にし隨て鎖港の談判に及ぶ可き間その談判中は無謀過激の所業なき樣にせよ愈々戰爭と相成らば一同に心力を盡し御國威相立候樣に銘々覺悟せよと達し和するが如く戰ふが如く例の摸稜手段を以て一時を籠絡せんと試みたれども當時幕府の士人は概ね攘夷の行ふべからさるを悟り又幕閣實に其念慮に非ざるを洞察したりければ是を一笑話に附せるに似ず市民は眞に戰爭の起るかと恐れて其堵に安ぜざる有樣なりき。却說英國公使は初の程こそ八日に繼ぐに又八日を以てするの猶豫を諾したれ最早其日延も遲延して五月上旬に至りければ此上は猶豫いたさずと幕府に懸合ひたるに付き禍機正に目前に切迫したり兎角する内に小笠原圖書頭は幕閣にて密に相談を極め乃ち五月八日を以て軍艦に乘て急に品川を出帆し其翌九日神奈川に上陸して外國奉行をして英國公使に應接し生麥殺害の償金拾萬英磅(ポンド)要求の通り幕府より相渡すべしと承諾の返答を

爲し英國談判を無事に結了せしめたり此償金承諾の事に關しては京都の過激黨は云ふに及ばす世論みな痛く幕閣を非難したれども若し此時に開戰にも及びたらんには江戶即ち今の東京及び橫濱其他の諸港は如何なる慘狀に懸り日本政府は如何なる要求を其上に受け幕府は遂に過激黨が革命謀略の術中に陷りて其衰亡の運命を促したるも知る可からさるなり

却說京都にては過激黨の勢力の爲に攘夷の氣焰益々熾にして奈何ともすると能はざるの狀況に迫つたりければ越前(春岳)は御政事總裁職を辭し未だ聞屆も無きに突然京都を去て歸國したりければ是にて愈々幕閣の勢力微弱なるを顯はし將軍家は四月廿一日攝海の形勢巡視の爲にとて京都を發して大坂城に下り玉ひしが五月十一日再び上洛して二條城に入らせ玉へり。斯て攘夷の事は其實行を評決すべしとて一橋刑部卿を江戶に下らしめたり一橋卿は五月八日を以て江戶に着せられたるが同十四日を以て後見職を辭せんことを乞はれたり其書面なりと世上に傳へるものを見るに

此度攘夷の聖諭を奉し東歸仕候は全く勝算有之譯にては無御座候綸言如汗幕意も亦

不可背の故にて關東有志と討死可仕心底に御座候處閣老並に大小の有司同志仕候もの一人も無之臣の胸中禍心を包藏仕候由横議を生じ衆心不服にて嫌疑に相泥み勅旨貫徹仕候事中々以て不相成候抑關東有司の情實並に宇内の形勢不相察短才無智の身を以て重大の攘夷奉命仕候段不堪恐懼候重々奉對天朝誠に奉恐入候且つ幕意に背き候段重々不相濟儀に御座候依之謹て罪を閣下に奉待候出格の御憐愍を以て職掌御免相成候樣天朝へ御内奏伏て奉願候誠惶誠恐頓首

とあり此辭表の眞僞は素より余が知らざる所なりと雖も當時江戸の大小有司が一橋卿に對して嫌疑を懷たるは頗る其事實ありき蓋し將軍家に供奉して親く京都の事情を詳にせる在京幕吏は關東有司を目して國内の情勢に通ぜざる者なりと罵り又關東有司は在京幕吏を目して今日に鎖攘を云ふと是れ海外の大勢を知らざる者なりと嘲り合へる中に一橋卿が將軍家の連枝を以て猶攘夷の勅旨を奉して東歸せらるゝは其形迹太だ怪しむべし或は之を利用して將軍家を困難せしめ己れ取て代るの非望を懷けるに非ざるを得んやとの嫌疑は夙に此時より起り將軍家家茂公の世を終るまで此嫌疑は常に一橋

卿に附着して關東有司の腦裏を去らざりしなり。斯りしかば爾來鎖港拒絶の議は關東有司が是認せざる所なるが上に其攘夷の元帥たるが一橋卿なれば爭でか之に應ずべき其狀恰も江戶は江戶京都は京都と同じ幕府の評議にても自から二た分に成て是より幕府の政令常に京都江戶の二途より出るの弊を招きたりき。然れども一橋卿は固より攘夷の實行せらるべしと信せし人には非ず蓋し宇内の形勢に通曉せるの君と稱すべき價値は十分にありしと雖ども嚮に非伊元老が果斷の方針を執て幕政を誤りたるに懲り專ら傍より善處調和の彌縫策を行はれたるが爲に一旦おのれ責任に當るの地に立ては自から前言に齟齬するの議を來すの困難に陷られたるもの歟

茲に又思はざる邊よりして事起り益〻攘夷の氣焰を熾ならしめたるは長州の攘夷實行なりとそ攘夷實行期限は五月十一日と勅諚ありしと雖とも其實如何あるべきやと我も人も危ぶみ疑ひ成功覺束なしと思ひ居たる所に五月十日米國船が馬關の海峽を通航せるに當り長州の砲台は之を砲撃して其旨を上奏したりければ京都の過激黨は大に喜び叡感不斜の褒詞を賜ひ殊に幕府に向つて米金を長州に惠贈すべしと命じたり。加ふる

に彼の英國軍艦は幕府に對するの談判は結了したれども薩州に對する個條は未だ談判に掛らざるを以て鹿兒島に廻航して直接の應接に及ぶべしと主張し幕閣頻に之を防止し薩州に對する個條も幕府より通達すべしと迄に申入たれども英國公使これを聞かず依て不得止その意に任せ實は薩州も親く英國の懇合に會て見ると後日の爲なるべしと云ふ位なる淺果の了見にて强て其上は止めさりけり左れば英國償金の結末と云ひ英艦薩州廻航の件と云ひ馬關外國砲擊の變と云ひ鎖港談判の令と云ひ今は幕府が政略の方針を一定せざる可からざるの時機なれば事に依ては京都に於て兵力を以て浮浪の激徒を一掃すへしと幕閣は非常の奮發をなし乃ち小笠原圖書頭は當時幕府有司中にて錚々の聞えありし水野癡雲井上信濃守淺野伊賀守向山榮五郎の諸人の勸告に從ひ數隻の外船を雇ひ入れ之に搭するに二大隊の精兵を以てし五月廿日を以て突然大坂に上陸し隊伍を整へ將軍家護衞を名として陸路を進み淀まで赴きたりしに在京の閣老は幕命と勅命を以て之を淀に要して其入京を差止め若し聽かずして入京せば何等の事變差起らんも知る可からざれば直に大坂に引歸すべしと命じたるに付小笠原の一行は心弱くも此

說諭に服して數日滯留の後空しく大坂に引返し尋て將軍家下坂に當り嚴重なる譴責を蒙りいづれも褫職蟄居に處せられたりき若此時差止を聽かずして入京し過激黨の攻擊に應して兵を執て起ちたらんには幾許も無き浮浪の激黨なり豫期の如くに一掃し去らんこと其望なきに非ざりしに小笠原が前に脫兎の勢にて起り立たるに變り後には處女の如くなりて大坂に引返したるは幕府の爲には深く惜むべきの機會を失ふたりと云ふべき歟然れども在京の閣老等が小笠原圖書頭が獨斷を以て償金を差遣たるは朝廷へ對して申譯無之何とも恐入たる次第なり此上は老中歸府應接いたし候迚も力に及ひ難ければ大樹自身小田原驛まで相越し奸吏共を罰し水戸一橋等を呼寄せ關東の情實を篤と聞糺し急速攘夷の功を奏すべければ何分にも大樹自身發向を相願候と卑怯なる口實を以て朝廷に暇を告け六月九日に都を發して大坂に下り海路にて同き十三日に東歸し玉ひしは蓋し此兵隊上坂の故なりと思はれたり

然るに長州の馬關攘夷は其後猶も之を實行し英佛米蘭四國の船舶みな馬關砲臺の彈丸を其船躰に蒙つたれば四國の公使より交々其理由を幕府に結問し幕府は頗る其答に困

難し且は國内の情實を語け且は内海通航見合の事を乞ひたれども四國の公使は固く執て聽かず依て長州に詰問すれば奉勅攘夷なりと云ふ一言にて打拂はれて復再ひ之を問ふ事も成らず去とて其儘に捨置ては大事なりと苦慮し御使番中根一之丞を上使に命し幕府の軍艦に乘らしめて長州に遣はし其砲撃の仔細を聽かしめたるに長州の藩士等は無慙にも此上使たる中根を暗殺し其軍艦までも奪取らんとして明かに幕府に對して反狀を顯はしたり然れども幕閣の微弱なる直に長州に向て其罪を問ふ事を成さゞりき抑又薩州の方面にては七月八日に至りて英國軍艦と砲戰を初め鹿兒島の砲臺は打破られ市中は兵火に罹つたれども英艦も亦數多の砲彈を受け艦長も戰歿したる程なれば戰爭は互角にて英艦は遂に其要領を得ずして横濱に引返したり但し薩州へ請求の金額は其後薩藩の吏人横濱に赴きて談判を遂け其金を幕府より借て英國に相渡し以て其局を了したりき然れども此戰爭の爲に薩州の攘夷論は其跡を歛めたれども幕府が國内の大諸侯に對して統治の實權なき證據は判然と顯はれたりければ幕府の威權は内外倶に此時よりして著く其衰弱の兆を示し將に滅亡の運に向ひたり然るに八月に至りて頓に又そ

の勢を一變したり其事は是を次章に開陳すべし

◎第廿一章

廷議一變　過激黨の失勢

京都癸亥八月の變革

温和黨其勢を恢復して過激黨を退けたる事情

攘夷御親征取消の勅諚

將軍家再度上洛の決議

鎖港談判　鎖港使節に付幕府失策の事情

將軍家は其權威を失ひたるが結果にて京都を去て江戸に歸られたり、薩州は島津三郎氏曩に其志を得ずして歸國し有志數輩その藩邸に留守せるのみなり、京都の廷議は全く過激黨の有に歸したり、長州に於て馬關の砲撃は頻に攘夷の氣焔を熾ならしめたり京都の廷臣は今や過激黨の多數に制せられ六月下旬に至りては九條前關白を初として久我千草岩倉坊城廣橋姉小路中山正親町等の公卿殿上人及び地下に至るまで温和黨の人々は更に嚴重なる罰に處せられ目するに奸人を以てせられたり、京都に於て纔に幕

府の爲に一縷の命脈を繫けるは會津が守護職代として洛中に在るのみなり。是れ實に文久三年七八月の現狀にてありき。然るに八月に至りて俄然この現狀を一變し一夜の中に過激黨を斥けて廷議を再ひ温和黨の手に復したるは幕府に取ては實に意外の僥倖にてありき此事變たる專ら京都の事にして幕府には直接の關繫なきに似たれとも延て及ぼす所の大なるを以て余は其の概略を叙せざる可からず、聞くが如くなれば是より先き近衞前關白は竊に過激黨の擧動の粗暴に流るゝを患ひ密使を薩州に送り三郎氏の上京を促されしかども當時三郎氏は其說の時輩に納られざるを察し且は英艦來襲の警報に接したれば上京に暇なく只その內意を在京藩士に傳へ緩急竭す所あるべきを命したりと云へり而して過激黨は此時機を以て攘夷の爲に先づ大和へ行幸なし奉り神武天皇の御陵に御參拜あつて伊勢に渡らせ玉ひ神宮御參拜あらせ玉ふべき旨を議し其實攘夷を名として先づ幕府征伐の實を行ひ其上にて攘夷の事に及ばせらるゝべしと內議し即ち彼黨が本來の持說たる討幕攘夷の眞相を露はし其議漸く熟して遂に攘夷御親征の勅諚を公に布告あるに至れり是れ實に陛下の思食知らせ給はざる事にして即ち矯勅の

所爲なりとは後にぞ相知れたる此攘夷御親征の勅諚を出されたるは內實幕府御征伐の宸意なりと知れ聞えたれば廷議は過激黨の論に歸したるにせよ皇族公卿諸藩の方々爭てか斯る輕擧を傍觀してあるべき中にも會津藩士等は薩州藩士等と內議して最早今日にては天下の御爲に此過激黨の詭論を壓せざる可からずと覺悟を定め又皇族たる中川宮にては此事由々しき御大事なり篤と叡慮を窺ひ奉らざる可らずと屹度思ひ定められて密に參內あつて上奏ありけるに果して眞正の叡念にては是なき旨の仰せを承はらせ玉ひしかば温和黨は斷然其計畫を密議したり。然れとも事遽に起りたるを以て過激黨は未た之を諜知するに遑なきに早くも八月十七日の夜に及びて內廷の議を決せられ其夜半に至り皇族には中川宮、攝籙には近衞殿二條殿、武家には松平肥後守(守護職會津)稻葉長門守(所司代)其外温和黨の公卿殿上人諸大名藩士等俄に參內あつて僉議を定められしかば十八日の曉より御所の九門は諸藩の武士兵具を以て嚴重に固め中にも會津薩摩の藩士は此時なりと銘々必死の覺悟を極めてスハと云はゞ打て立んと搆へたり、過激黨の本據たる長州藩邸に於ては此狀を聞き事こそあれと人數を整へ同じく打て出

んと用意したりと云へり。斯て十八日の早朝になりたれは關白殿議奏轉奏並に國事掛りの公卿其外とも盡く參內を止められ、次には是迄堺門御門の警衛を長州に仰付置かれしが御免に相成を以て即刻引拂申すべしと達せられたり、長州藩士は其理由を承はらざる間は御請に及ひ難しと陳したれども其上のみならず長州藩士の在京を禁せらるるを以て京都を盡く引拂ふべしとの嚴重なる御沙汰を蒙つたれば左しも昨日までは朝廷の御覺ゑ尤も愛度て尊攘の中心と見做されたる長州も所謂寐耳に水の心地して思の外の勅勘を蒙りたれば是ぞ全く薩州會津の奸計に陷つたるなると憤怒しあはや劍光砲烟の間に相見ゑんずる勢なりしが幸ひ其老職が思慮ある計ひを以て勅を奉し堺門を引渡し直に發足して藩士一同みな國許に引戻したり而して世に七卿都落とて三條西三條東久世壬生四條錦小路澤の七卿が勅勘を蒙り長州藩士と共に忍びて西下ありしは即ち此時の事なりき。かゝりしかば凡そ過激黨の人々を以て組織したる國事掛り御親兵掛りは皆參內を止められ廷外に出されたるを以て過激黨の計畫は忽に一擧に破碎せられて廷議は都て温和黨が勅を奉して决する所に歸したれば同日の勅諚を以て夷狄御親征

の儀に付未だ機會に之なき叡慮の處宸意を矯め候ふ御沙汰の趣き公行に相成たる段は全く思食に在らせられず追て御親征あらせらるべく候間まづ此旨更て仰出さるべく候最も攘夷に於ては叡慮は少しも替らせられず候へども御親征は暫く御延引仰出され候事と布告せしめ玉へり是迄は一途に攘夷御實行の御催促ありしが上に御親征までもと明らさまに仰出されしものが一朝に斯く御變更あるべき理由はある可からず曩に攘夷御親征と仰出されたるが矯勅の令なるか但しは今の御延引と仰出されたるが矯勅にやあるべき恐ながら眞僞の程の分明ならざるは如何と各々疑惑に及びたりければ再び宸翰を諸藩に下され是迄は彼是眞僞不分明の儀有之候へども去十八日以後申出候儀は眞實の朕が存意に候間此邊諸藩一同心得違無之樣の事と示させ給ひ次でに是迄諸藩士並浮浪人等諸家へ立入異論を唱へ候より叡慮を惱し候次第の儀有之候間以來右樣の儀無之樣取締仰出され候事又諸藩士堂上諸家へ立入候事以來は各藩にて役人人數相定め名前を轉奏へ差出置き其他の輩は猥に立入有之間敷と仰出され候事と達せられたり是に於ては過激黨は益〻憤懣して十八日の勅諚を以て矯勅反覆の綸旨なりと議し浮浪暴論

の禁を以て正議を鉗するの所爲なりと論し憤懣に繼くに誹謗を以てしたれども廷議は儼然として爲に動かされざりき

島津三郎氏は勅を得て决然薩摩を發して上京したり氏が調和説たる公武合躰の宿論は今日に於て其機を發したるに由り氏は幕府に使を送り此機决して失ふ可からず將軍家には速に再度の御上洛あるべしと忠告し公卿に對ひては今春將軍上洛の時の如くに猥に幕府を輕侮あるべからず幕府に委ぬるに至當の威權を以てし以て皇國の安寧を謀り朝廷の尊榮を保たせ給ふべし是れ今日の得策なりと忠告したりければ公卿も固より此忠告を納れたれば幕府も亦大に島津氏の盡力を悦び現に生麥事件に付ては島津氏の爲に幕府が非常なる外交困難に陷つたる事をも容易く打忘れて幕議を决し將軍家は再び上洛あるべき豫定なりと公告したり。却說過激黨の憤懣は遂に耐忍する事を得ずして破裂して東西の暴擧となれり東は此年九月中山侍從(脫走公卿)を首領として大和の五條に兵を擧け幕府の御代官を殺して勤王の旗を揚けたり西は但馬の生野にて澤主水正(西走七卿の内)を奉じて是も御代官を攻て同じく勤王の旗上したり。然れども此兩擧

は東西その期合せず加ふるに烏合の過激黨にして其數も僅小なりければ忽に幕府より命じたる近傍諸藩の爲めに追討せられ旬日を經ずして敗績して靜謐に復したりき但し此兩擧は當時に於てこそ左までの影響なき樣に見えたれ今日よりして深く時勢の變移を察すれば幕府は此爲に頗る重傷を被りたりと云はざる可からず世上の人心この敗績を憫れむの情は即ち他日討幕の決意を作興したるものなり尊王攘夷の名義を以てすれば政府に抗敵するに兵力を以てするも世論は之を咎めざるの實證を示したるものなりき然らば則ち討幕の大火團は此一小暴動これが燐寸の導火となつて後日に爆發せりと云ふべき歟」却說幕府は京都へ對して申譯の爲に先づ九月より横濱鎖港の談判を開きたれども外國公使はこの談判に應せざるを以て隱然と談判中止の姿になし置き將軍家の上洛に由て廷議を一變すべしと期したれば十月を以て紀州侯に大坂守衛を命し松平大和守を擧て御政事總裁職に任し一橋中納言をして將軍家に先だちて上京せしめたり此時に當つて幕府の爲に一大問題たるは攘夷論あるのみ其攘夷論は京都にて過激黨が退けられたるに由て大に氣勢を挫かれたり、天皇陛下攘夷御親征の勅は矯勅なりと公

布せられたり、曩に攘夷勅使として關東下向を仰承はられたる有栖川宮は紀尾兩侯の請に依り御猶豫を公達せられて攘夷實行は暫く延期と相成たり、其後十月に至りては此度關東に於て鎖港の談判に及ひ候旨言上有之候間攘夷の議は總て幕府の指揮を得輕擧暴發の事無之樣諸藩家來末々まで示聞せらるべき事との勅諭を下し賜はりたり。而して事情を察すれば攘夷は專ら彼過激黨が熱心主唱せる所たるに拘らず其心底の秘奥を叩けは攘夷は其假にして討幕こそ其實にてあるなれ勿論彼輩多數の中には眞に攘夷一途と思込たる者も尠なからずと雖とも其牛耳を執て勢力を左右せる重立たる人物は概ね竊に攘夷の不可行を覺つたる輩なり唯幕府を自滅せしむるの急所たるを以てこれを主唱せる輩なり、而して温和黨の公卿諸藩は如何と顧れば敢て開國に付ては甚しき異議あるに非す島津三郎氏の如きも鹿兒島の一戰に外患の不利なるを知り得たるの人なり土佐越前筑前肥前の諸强藩も亦内實非攘夷論たるは幕府が窺ひ得たる所なりき。去れば此時を以て幕府も斷然たる國是を定め外交拒絕は我國の不利なり攘夷決して行ふ可からず諸港決して鎖す可からず宇内の形勢は云々なり天下の大勢は云々なりと正

々堂々の議論を以て直往せば條約勅許は遲蒔ながらも此機會を以て乞請るを得て幕府の命脈を保つ可かりしなり。然るに惜かな幕閣は惴々焉として僅に生息を聊するをのみ目的として左せる果斷敢爲の氣象は疾の昔に消滅し去て其痕跡をも殘さず或は幕府有司中の冒險者流が鎖港の要求は行はるべしと放言し或は飄然來遊の外國希功者が拒絕の談判必ずしも其望なきに非ずと建議せるを恃に思ひ且は京都への申譯且は切迫の時勢を延はすの方便なりと愚にも考へて鎖港談判の使節を歐洲に發遣したり其後一橋中納言上京あつて島津三郎氏に面會の節にも(久光公日記の言ふ所によれば)三郎氏は攘夷鎖港の行はる可からざるを知らば幕府は宜しく十分に其旨を奏上あるべし鎖港談判の使節を發遣して以て內を欺き侮を外に招くは國家の不利なれば宜しく呼戾し玉ふべしと迄に忠告せられしかども時機已に後れたりとて其忠告を採用せられずして猶ほ混然たる無縫の結果を萬一に希望したるは豈に幕府が惜むべきの機會を失ひたるものに非ずや

◎第廿二章

將軍家再度の上洛

勅諭の宸翰並に奉答の主趣

幕閣の姑息手段

文久三年十一月十五日江戸城の御本丸二丸とも炎上したり是より先き西丸も炎上して未だ造營に及ばざりければ暫く清水の御屋形を以て假の御住居には宛られたり抑も大城炎上の事は屢々其事あつて是迄は敢て變異とも思はざりしが此時に當つて江戸市中は無賴の浮浪等頻に徘徊して人氣頗る穩かならず加ふるに將軍家には此春既に御上洛あつて御歸城の間も無きに又もや再度の御上洛とは是れ尋常の時勢に非ずと府民一般に案じたる折柄の炎上なりければ或は幕府に敵意を含める輩が放火にやあるべきなんど取々に臆測の說をなして更に人心一層の鬼胎を懷きたり然れども幕閣に於ては今日の機會失ふべからず速に御上洛あるべしと將軍家を勸め奉りて乃ち此年十二月廿七日を以て濱御庭より端船に召し品川沖なる御軍艦順動丸に乘替させて御出帆あらせ玉ひ

明れは元治元年甲子正月八日と申すに大坂城に着せ玉ひ同き十五日を以て再度の御上洛あつて二條城に入らせ玉ひき

今度は朝廷の勢已に一變して温和黨の朝廷となつたりければ島津三郎氏の説を納られ將軍家を待遇する更に鄭重を加へ復去春の如く威迫を用ひらるゝ事なく上洛あつて後ち直に右大臣に轉任し尋て從一位に陞敍せられ事の躰尤も公武調和の狀を顯され玉ひ正月廿七日を以て左の宸翰を將軍家に下し玉へり

朕不肖ノ身ヲ以テ夙ニ天位ヲ踐ミ忝クモ萬世無缺ノ金甌ヲ受ケ恒ニ寡德ニシテ　先皇ト百姓トニ背ンヿヲ恐レ就中嘉永六年癸丑洋夷猖獗來港シ國躰ノ殆キヿ言フ可カラス諸價沸騰シテ生民塗炭ニ苦シム天地鬼神夫レ朕ヲ何トカ云ハン嗚呼是誰が過ゾヤ夙夜是ヲ思ヒ止ムヿ能ハズ嘗テ列卿諸將ト是ヲ議セシム如何セン昇平二百有餘年武威ヲ以テ外寇ヲ制壓スルニ足ラサルヲ苦シム妄リニ膺懲ノ典ヲ擧ントセバ却テ國家不測ノ禍ニ陷ランヿヲ恐ル幕府斷然朕カ意ヲ擴充シ十餘世ノ舊典ヲ改メ外ニハ諸大名ノ參覲ヲ弛メ妻子ヲ國ニ歸シ各藩ニ武備充實ノ令ヲ傳ヘ内ニハ諸役ノ冗費ヲ省

キ入費ヲ減シ大砲巨船ノ備ヲ設ク是實ニ朕ガ幸ノミナラズ宗廟生民ノ幸ナリ且去春上洛ノ廢典ヲ再興セシヿ尤嘉賞スベシ豈料ランヤ藤原實美等鄙野ノ匹夫ノ暴説ヲ信用シ宇内ノ形勢ヲ察セズ國家ノ危殆ヲ思ハズ朕ガ命ヲ矯メテ輕卒ニ攘夷ノ命ヲ布告シ妄ニ討幕ノ師ヲ興サントス長門宰相ノ暴臣ノ如キ其主ヲ愚弄シ故ナキニ夷舶ヲ砲撃シ幕使ヲ暗殺シ私ニ實美等ヲ本國ニ誘引ス此ノ如キ狂暴ノ輩必ラズ罰セザル可カラズ雖然是咸朕ガ不德ノ致ス所ニシテ實ニ悔慚ニ堪ヘズ朕又思ラク我ノ所謂砲艦ハ彼ガ所謂砲艦ニ比スレバ未タ慢夷ノ膽ヲ呑ムニ足ラズ國威ヲ海外ニ顯ハスニ足ラズ却テ洋夷ノ輕侮ヲ受ケン故ニ頻リニ願フ入テハ天下ノ全力ヲ以テ攝海ノ要津ニ備ヘ上ハ　山陵ヲ安シ奉リ下ハ生民ヲ保チ又列藩ノ力ヲ以テ各其要港ニ備ヘ出テハ數艘ノ軍艦ヲ整ヘ飽ナキノ醜夷ヲ征討シ　先皇膺懲ノ典ヲ大ニセヨ夫去年將軍久シク在京シ今春モ亦上洛セリ諸大名モ亦東西ニ奔走シ或ハ妻子ヲ其國ニ歸ラシム宜ナリ費用ノ武備ニ及ハザルヿ自今ハ決シテ然ル可カラス勉メテ太平因循ノ雜費ヲ減シ力ヲ同クシ心ヲ專ニシ征討ノ備ヲ精鋭ニシ武臣ノ職掌ヲ盡シ永ク家名ヲ辱ムルヿ勿レ嗚

呼汝家茂及ヒ各國大小名皆朕ガ赤子ナリ今ノ天下之事朕ト倶ニ一新セソ〆ヲ欲ス民ノ財ヲ耗ス〆无ク姑息ノ奢ヲ爲ス〆无ク膺懲ノ備ヲ嚴ニシ祖先ノ家業ヲ盡セヨ怠惰セバ特ニ朕ガ意ニ背ク而已ニ非ズ皇神ノ靈ニ叛ク也祖先ノ心ニ違フ也天神鬼神モ汝等ヲ何トカ云ソ哉

文久四年甲子春王正月

癸丑甲寅以來未だ斯の如く有がたき勅諚を下し賜はつたる事なし尤も此勅の文躰にては天下の大權は全く德川家の手を離れて已に朝廷に歸したる樣に拜見せらるれども是は余が此論の冒頭に論じたる如く德川の幕閣が既に癸丑甲寅の初に其の擧措を誤りて因致したる所なれば此時となりては最はや如何ともする事能はざるなり但し此勅に據れば攘夷の叡慮は變らせ玉はずと雖ども其攘夷は無謀輕忽の攘夷にはあらず陸海の武備充實したる上の攘夷なり左も無きに妄りに攘夷するは不可なり宜しく先づ武備を擴充すべしとの御意にして曩に攘夷の期限を布告ありしは矯勅の所爲なり長州が外船を砲擊して攘夷の實行を初めたるは奉勅の事に非ずと示させられ剩へ攘夷の命を布告し

妄りに討幕の師を興さんとすと書せ玉へる上は過激黨が秘密は是に由て公にせられ其矯勅の暴擧たると復爭ふべくもあらず。蓋し朝廷に於かせられては既に此際に及びては攘夷の不可なるを内々知し召されざるに非ざれども是まで攘夷膺懲と常に仰出されたるものが今俄に和親開國と宣はせ玉ふ譯にも行ざるを以て斯は御沙汰あらせ玉しもの歟幕閣よく此意を躰し奉り此時を以て誠實の心よりして啓沃を勉めたらんには幕府の運命も猶これを繫ぐを得て其覇業を保持するを得たらんに惜かな幕閣その人なく此斷行を唯一政策とするの機會に當りても猶彌縫をのみ事とし一時の安を偷むに汲々たる悪ぞ幕運の頽敗を挽回するを得んや去ば此宸翰に對し奉りて將軍家が奉られたる御答は即ち左の如し

去月廿七日拜見被仰付候　宸翰ノ叡旨ハ・御即位以來皇國ノ災禍ヲ聖躬ノ御上ニ御反求在セラレ候　勅諭ニテ誠ニ以テ恐惶感泣ノ至ニ奉存候倩々幕府從前ノ過失ヲ自反仕候ヘバ多罪ノ至ニ奉存候臣某不肖ノ身ヲ以テ徒ニ重任ヲ辱メ紀綱不振内外ノ禍亂相踵キ頻年　宸襟ヲ惱シ奉リ候ノミナラズ去春上洛ノ節攘夷ノ勅ヲ奉ズト雖トモ

其事實ニ行ハレ難ク横濱鎖港ノ談判スラ未ダ成功ノ期限モ量リ難キ折柄再命ニ依テ上洛仕リ候上ハ極メテ逆鱗ニ觸レ嚴譴ヲ相蒙ルベキハ素ヨリ覺悟仕候處意外ノ　宸賞ヲ奉蒙候ノミナラス至仁ノ恩諭ヲ以テ臣某並ニ大小名ヲ赤子ノ如ク御親愛將來ヲ御勸誘アラセラレ候條臣某一身ノ上ニ取リ海岳ノ鴻恩實ニ以テ報答シ奉ルベキ樣モ無之候自今以後萬事ノ壅蔽ヲ改メ諸侯ト兄弟ノ思ヲ成シ心力ヲ合セ臣子ノ道ヲ盡シ勉メテ太平因循ノ冗費ヲ省キ武備ヲ嚴ニシ内政ヲ整ヘ生民ヲ蘇息シ攝海防禦ハ勿論諸國ノ兵備ヲ充實仕リ洋夷ノ輕侮ヲ絶チ砲艦ヲ嚴整シテ膺懲ノ大典ヲ興起シ御國威ヲ海外ニ輝耀スヘキノ條件等彌以テ勉勵仕リ乍恐　宸襟ヲ休憩シ奉リ度存候事ニ御座候乍併膺懲妄擧仕ル間敷ト叡慮ノ趣ハ堅ク遵奉仕リ必勝ノ大策相立チ候樣可仕奉存候尤モ横濱鎖港ノ儀ハ既ニ外國ヘモ使節差出候儀ニ御座候ヘハ何分ニモ成功仕度奉存候ヘ𪜈夷情モ難測候ヘハ沿海ノ武備ニ於テハ益々以テ奮發勉勵仕リ武臣ノ職掌ヲ固守仕リ大計大議ハ悉ク國是ヲ定メ　宸斷ヲ仰キ奉リ皇國ノ衰運ヲ挽回シテ外ハ慢夷ノ膽ヲ呑ミ内ハ生靈ヲ保チ　叡慮ヲ安シ奉リ上ハ　皇神ノ靈ニ報ヒ奉リ下ハ祖

先ノ遺志ヲ繼述仕度奉存候是即チ臣某ノ至誠懇禱ニ御座候依之此段御請奉申上候臣

家茂誠恐誠惶頓首謹言

嗚呼この奉答書は果して幕府の眞意なりしか幕府を保持せるの政策を得たりしもの乎その自ら欺き人を欺き望む可からざるを望み約すべからざるを約したるの虛言たる一目して明白なりとす幕府か太政返上は慶應三年に行ひたれども其實は正しく此時にありて余は此の奉答書を以て太政返上豫約書と云ふを憚らざるものなり然らは則ち古人が若し吳を滅せる功の第一を論ぜば黃金は應に西施を鑄べしと賦したる如く若し明治維新の功の第一を論せは此時の幕閣は斯る奉答書を草せしめたるを以て贈位贈官あつて靖國神社の中に祭ても可なりと云ふべきなり尤も朝廷を尊崇し奉り君臣の名分を明にするの大義上より言はゞ此奉答書の如くして可なりと雖政略上よりして飽までも幕府の威權を保持せんと思はゞ全く其思念に反對せるものに非すや抑も內治外交に關して幕府從前に曾て過失をなしたる事なし何等の罪を犯したる乎よしや幾分の過失ありしとも幕府は曾て毫末も過失なしと自から辯護することそ此時には緊要なりしなれ若し

當時の幕閣をして眞の政治家にてあらば此奉答書に於て內治外交は都て幕府の政權內にあるを以て幕府は斷然舊典を改めて開國の國是を行ひたり是れ神州の安全を謀りての故に候但し開鎖に論なく神州の獨立安泰を謀り候には外國の侮を禦くに足るべき軍備必要なれば幕府に改革を行ひて軍備を擴充し諸侯をも是に則らしむるに他事なく候然るに朝廷に於ては此事情を知召玉はす頻に攘夷の御沙汰ありしに依て政令二途に出て全國を擧て開鎖の方向に迷ひ爲に內外の葛藤を起して今日に至り候處今度の宸翰にて無謀の攘夷は全く矯勅の令に出たると判然と相分り眞實の叡慮明かに拜承仕り候神州の安泰は幕府諸大名に令して其全を謀り申すべし鎖港の事は到底行はる可きにあらざれば是を止めて開國の政を行ない候べしと明言すべきなり然るを事此に出でずして橫濱鎖港の不可行を知て猶幕使を歐洲に派出し其成功を望むべきが如くに揚言し若し聞かざれば兵力を以ても鎖港する心底なるが如くに申立たるは抑も何の心そや且夫れ諸大小名は將軍家の臣下にて朝廷の臣下に非ずと云ふが幕府の唯一憲法なるに諸侯と兄弟の思を成しと云ひたるは何の爲ぞ內治外交幕府の獨斷に仕候と云ふが幕府の遺法

なるに大計大議は悉く國是を定め宸斷を仰ぎ奉るへしと云ひたるは何の爲ぞ、尤も此時の勢にては實際斯の如くせざる可からざるは勿論なれども將軍家をして自ら之を言はしめたるは幕閣の愚弱推て知るべきなり斯の如くして萬一を僥倖して幕府の政權を保たんと欲したるは抑亦難い哉

果せるかな幕閣は朝廷の政治家の爲に其内兜を見透されて此奉答書に關して横濱鎖港の一條將軍家の御請樣不分明なりと一橋卿に糺問ありければ將軍家には横濱鎖港の儀精々成功を遂くべき旨を上奏し玉ひて其實行すべからざる事を堅約したり（此後この鎖港の使命を帶て歐洲に向ひたる幕使池田筑後守河津伊豆守河田相摸守等は佛國にて彼の外務大臣に說破せられて初めて鎖國の不可なるを覺り大に開國の論を懷き直に佛國より歸朝して幕閣に其事を建言したり然るに幕閣は使命を遂げずして佛國より歸朝いたしたるは不埒なりとあつて其一行を罰したり是れ朝廷に對して此時かゝる御請をなしたるが故の結果なりき）然れども此時に當りてや島津三郎氏の盡力と諸大名の周旋とに由り且は朝廷にても既に過激黨の所爲に懲させ給ひたれば改めて勅諚を以て癸

丑以來叡慮を煩され是まで種々仰出されも有之候處此度大樹上洛列藩より國是の建議も有之候間別段の叡慮を以て先達て幕府へ一切御委任被遊候事ゆゑ以來政令一途に出て人心疑惑を生せざる樣に遊はされ度思召し候と仰出され將軍家よりは更に奉答書を以て(一)横濱鎖港は是非とも成功して奏上すべし但し無謀の攘夷はいたす間敷(二)海岸防禦の事は急務專一に心得て實備すべし(三)長州處置の議は一切朝廷より御差圖なし幕府は御委任の廉を以て十分に見込の處置を致すべし(四)方今諸品高價に付き早々勘辨を附て人心折合の處置を致すべしと上奏して將軍家は五月七日を以て京都を發し同き廿日海路江戸城に還御あらせ玉へり此度の上洛は幕府の威權を回復したりとて幕閣は喜び合ひ更に禍機の大に此際に伏在せるを覺らざりしは余が幕府の爲に痛息する所なり

◎第廿三章　常野騷亂及禁闕砲撃の暴動

水戸過激黨の騷亂

幕閣か長州を問罪すると能はざりし事情

甲子七月長兵が禁闕を砲撃したる暴動

將軍家東歸あつて後朝廷は左の如く仰出されたり

大樹上洛列藩建議の趣も有之國是論御治定に付先達被仰出候通り一切幕府へ御委任被遊政令一途に出候樣にとの御趣意に候列藩に於ても先前の如く幕府の指揮に可隨旨御沙汰之事

是にて幕府の基礎は再ひ鞏固なるべかりしに前章にも陳たる如く奈何せん幕閣は苟且偷安を事とし内治に就ても外交に就ても果斷なく所謂否と云ふ一語を大聲にて言ふ事能はざるの怯懦なりけれは畢竟京都にて定まりたりと云へる國是も空談に陷りて幕府は依然たる幕府にて更に其觀を改むる所なかりき然るに過激黨は去年八月以來の變革

にて頓に其氣勢を失ひ京都にては曩には攘夷實行の魁を以て勅感を賜はつたりける長州も今は幾と勅勘の如くになり又た關東にては癸丑甲寅以來尊攘の根據たりし水戸も亦今は温和黨の世となりたりければ其憤懣鬱抑の氣は遂に破裂して砲烟刄影の騷動となり期せずして東西に起つたりき而して幕府の衰亡は實に此騷動によりて其運を促されたるものなり

關東の騷動とは即ち水戸騷動なり水戸は從來老公在世の砌よりして常に一藩中に兩派の黨與ありき初は學問の流派に淵源して遂に政治上に推移りて其一は天狗連と異名したる過激黨にて武田耕雲齋その首領となり專ら老公の遺志を繼承すると稱し過激手段を以て尊王攘夷を行はんと欲せる輩の團軆なり其二を書生連と異名したる温和黨にて市川朝比奈等その領袖となり過激黨を撲滅して專ら幕府と其政略を倶にせんと欲する輩の團軆なりき。老公在世の間は此兩黨對立して互に軋轢したれども倶に老公には心服したりけるを以て甚しく表面に顯はるゝ程の鬪諍も起らざりけるが老公薨後に水戸の政治は書生連の黨與專ら其局面に當りたるに由り天狗連は愈々逆流に陷つたる處に

頻に思ひたる京都の形勢は斯の如く一變して攘夷の實行は其實無期限の延期の如くに成り其上に幕府の沙汰として先年（安政五年）京都より下し賜はつたる密勅を返上致すべしと命せられ當路の書生連は頻に其事を促したるより藤田田丸等の過激黨は密に在江戸の家老職武田耕雲齋大塲一心齋を首領に戴き相ひ應して當路に向つて抗議したり。原來水戸家は定府の家柄にて藩主は常に江戸に居住せらるゝに付き江戸邸と國許とは自から議論二派に分るゝの狀ありけるに此時に至つては江戸邸は書生連の多數水戸は天狗連の多數と云ふが如き勢を馴致して遂に此年四月に至つて同志を召集し隊伍を整へ鎖港攘夷實行を名とし鹿島根本寺内に根據の地を定め兵器を集め粮食を募り其擬勢を張つたりき。水戸殿は此暴徒の嘯聚を鎭撫せんと欲して解散を命じたれども中々聞入べき景色も無く先づ日光山の東照宮に參詣して其素志を告げ夫より兵を整へて横濱に押寄せ一擧して鎖港攘夷の實効を奏すべしと揚言し到る處にて金銀粮食を強募し更に筑波山に根據を設け頗る猖獗を極めたれは書生連の市川三左衞門朝比奈彌太郎等は五月に至りて同志を募りて之れを鎭撫するの策を講し直に江戸邸に來りて事情を

陳へたり依て武田は免職となりて水戸に逐還され公然天狗連の首領となりて其黨を指揮し再ひ水戸邸に對て其寃を訴へたりければ水戸侯は市川朝比奈等を黜けて同じく水戸に逐還したり、是に於てか市川朝比奈等の書生連は水戸城に籠り老公の寡婦人及ひ世子を奉して天狗連を退治せんとて遂に兩軍の戰爭とは成りにき。幕府は其初め勉めて水戸の內事に干渉せざらん事を冀ひ屢々水戸殿に向ひ鎭壓を命したれども侯と雖も勢此に至りては鎭壓の實力を失ひたるを以て應援を幕府に求めたり、幕府は然らばとて五月廿一日を以て水戸浮浪の取締を關八州並に越後信濃に命し尋て高崎笠間の兩藩主(松平右京亮牧野越中守)に出兵を命し追討使として御目付を差下し歩兵組大砲組の諸隊を發遣し水戸の書生連並に高崎笠間の兵と相應して追討せしめたり然るに追討の軍は數度の戰に其利なく剩さへ追討使は夜擊に遇て兵粮の乏を名として江戸に歸り天狗の勢は益々熾なりければ幕府は再ひ評議を定め御老中格田沼玄蕃頭を總督に命し一萬餘の幕兵を繰り出し七月下旬を以て水戸に向はしめたり、御老中出馬の上は一戰に鎭撫と思ひの外に中々に捗取らず水戸殿の名代として向はれたる松平大炊頭の如き

も却て天狗の爲に擁せらるゝに至りしかば幕兵及ひ追討諸侯十四家の兵を以てするも剿滅を旬日に期すると能はざりき。然れども天狗の暴徒も四面より圍まれて所々の戰ひに其利なかりければ今は如何ともすべき樣なく此上は京都に上り親しく一橋卿に就て我黨の心事を陳述すべしと決議し武田耕雲齋等五百餘人は十一月下旬に楯山を去り野州より上州信州に掛りて進みたるに追討諸藩の兵は其跡を追ふのみにて敢て支ふる事も成さゞりしに付天狗等は恰も無人の地を往くが如くに進みたり。京都にては武田等が既に中仙道福島の關を踰たりと聞き一橋卿は十二月朔日に自ら兵を率て京都を發し大津に向て其來るを迎へ之を逮捕するの策を立てられたりければ加州越前の諸藩も各々兵を繰出し十二月廿三日に至り武田等は雪中に兵粮盡き福井街道新保宿に於て遂に加州の陣頭に降を乞ひ皆擧て縛に就き漸く鎭定を告くるを得たりき是に於てか幕府は天下に向て其兵力の怯弱なるとを公示し天下の人をして幕府の兵力復更に恐るゝ所なきの實を知らしめたりき是れ實に幕府か當時に於て被つたる一大負傷なりと云ふべきなり

然れとも水戸の騷動は水戸一藩の事に止まり敢て直接に天下の形勢に影響せざりしを以て左までに極論すへきに非すと云はゝ夫迄の事として復た極論せざるも長州の騷動に至つては大に是に殊なりて幕府の運命の懸る所なれは其事情を知るを幕府の衰亡を論するに重大の關鍵なりとす抑も長州が去年五月よりして攘夷の實行なりと稱して馬關通航の外國船即ち英佛米蘭四國の艦船を砲撃したると假ひ奉勅なりと陳ずるとも又假ひ朝廷より賞譽あらせ給ふとも苟も幕府が政府たる間は其政府の命令を奉じたるの所爲に非ず幕府は朝廷より曩に攘夷の勅命を蒙りて之を承諾はしたれども未だ諸侯に向ては其實行の着手を命令せざりしなり啻に命令せざりし而已ならず馬關にて外國船を砲撃したりと聞えし時に江戸長州藩邸の役人を呼出して其事實を問糺し幕府の命令ある迄は砲撃すると勿れと達したり、然るを長州は朝命幕旨の間に輕重ありとて幕旨を用ひず引續きて外國砲撃を行なひ剰さへ其事情取調の爲に幕府より差向たる將軍家の御名代たる御目付を欺きて暗殺し其乘船の朝陽丸までをも奪はんとしたりき斯る擧動は何等の事情ありとも何等の名義ありとも幕府が政府たる間は決して不問に附すべ

き事柄に非ず若し之を不問に置く時は是れ幕府は復日本政府の實なき者なり幕府は自から統治の大權を抛ち棄たる者なりと云はざる可からず然るに幕閣の暗弱なるや朝廷を恐れ、否、其實は朝威を假用したる過激黨の浮浪を恐れて更に長州に向ひ嚴然たる詰問をも下す事を得ず明白なる禁令を下す事を得ずして徒に日月を費したる内に去年八月京都の變革に會せり此時こそ幕府が長州に向て威力を示すべきの機會なりけれども幕府は江戸に接近せる水戸の騷動さへ鎭定するに勞せる位の塲合なれば評議にのみ屈託して更に斷然たる處分を下す事を敢てせざりき、又外國の交際を顧れば英佛米蘭四國の公使は幕府に向て交々馬關砲擊の暴擧たるを論し幕府は速に相當の處置を下して其責に任ずべしと請求したれども幕閣は辭を左右に寄せて談判を遷延するのみを事とし甚しきは追て長州を處分するに付き夫迄は外國の馬關通航を見合たしと外國公使に懇請するに至れり、而して此通航は其前文久二年幕府の使節が初めて歐洲諸國に發遣せられて兵庫新潟の兩港江戸大坂の兩市を開くべき條約の期限を五年間延期の事を談判せし時に其報酬として輸入物品の内にて減稅の項を定めたると同時に馬關通航は許

すべしと諾したる所なれは一言にて外國公使の爲に擯斥せられたりき、尋て米國軍艦の如きは當座の復仇として態々馬關に赴き長州の砲臺及ひ其軍艦を打破つて其意を快くしたれども幕閣は夫をも何故に斯る擧動に及へる乎と咎むる事も成さゞりき去れば內に向つても外に對しても幕府は最早名實兩ながら政府に非ざるの證を示し兎も角も處分致すべしとの相談中に付き何卒御猶豫たまはるべしと云ふより外の事は無く寔に憫むべきの有樣にてありき

且つ夫れ攘夷の事たる前にも述たる如く幕閣は斷然其不可なるを朝廷に奏し得ず責て橫濱鎖港だけは精々成功可仕候と承諾し初は其談判を總裁職松平大和守に委任し其後六月に至りて水戶殿に委任して表面を粧ひたりしが其實外國公使に對して儼然たる談判に渉りしとも無く偶〻發言すれば彼が嘲嗤に附し去られて問題たるに至らず僅に去冬歐洲に發遣したる幕使等が歸朝の上と是辭柄に內外への申譯をなしたる所に此年七月に至り彼の幕使は突然佛國より歸朝して鎖港不可行と申立たるに由り是が職を褫き嚴譴して朝廷への分疏を試みたるが如き是れ政府たるの處置と云ふを得べきか嘆息に

も亦餘ありし事どもなりき。

然るに此の際形勢を一變したるは京都の騷動なりき。長州は去年八月の變革に遭て君臣倶に勅勘の身となり内外に敵を受け毛利家の社稷は實に危急存亡の秋に迫つたるに由り今一度兵力を以て薩摩會津等を挫き温和黨を退け京都の形勢を一轉して前日の如く過激黨の朝廷に成さんと望み辭柄を陳情嘆願に托し福原越後國司信濃益田右衞門介に兵隊を引率して上京せしめたり。此三人は伏見山崎天王山の諸所に陣營を張て陳情の表を呈し陰然謀る所あるの兆を顯はしたれば一橋卿は在京の幕閣と謀り嘆願の仔細は追て御沙汰あるべし兵隊は早々引拂ふべしと命じたれども福原等は歸國の樣子なき而已ならず其兵を合して押ても入京すべき形勢なりければ此上は征伐すべしと幕議を定めて禁裏に乞ひ其陣を帳て待受たるに福原國司益田等は案の如く七月十九日の曉を期して兵を進めたるに付き伏見に於て戰爭を開き蛤御門の砲戰となり砲丸殆と玉座の咫尺に達し京都市中大半兵火の爲に燒かれ一方ならざる騷亂に及びしが薩摩會津桑名彥根諸藩の兵にて遂に擊て之を却けたれば長州の兵は或は討死し或は自殺し死殘つた

る輩は敗績して長州に歸つたり世に云ふ甲子禁闕發砲の亂とは即ち此事なり是に於てか長州は愈〻禁闕に對して發砲したる朝敵となり啻に其情意の貫徹せざるのみかは長州侯が國司等に與へたる軍令狀は爭ふ可からざる謀逆の證據なりと認められて朝廷より毛利家征討の事を幕府へ命せられたれば幕府は復憚る所なく長州に手を下すべきの機會を得たり

◎第廿四章

長州處置の遷延及馬關砲擊

幕府が長州を恐れたる事情

幕議の東西相愜はざる事情

外國艦隊の馬關砲擊に關し幕閣傍觀の失策

元治元年甲子七月十九日長州入禁闕發砲の暴動は其概略を前回に述たる如く幕府の運命は實に此處置に由て定れるが故に余は幕府の衰亡を論する君子が尤も此際の事情に通曉あらんことを望む者なり。但し其暴動は世上これを記するの史に乏しからざるを以て此には當時專ら幕府に關する事を概敘するに止むべきなり夫れ幕府が夙に長州を以て幕制反對の巨魁と認めたるや久し是れ必らずしも幕府の誤認に非ず安政四五年の交よりして長州は水戸と東西相對して尊王攘夷の説を執たる者なり密勅の一條よりして水戸は既に逆流に陷つたれども長州は却て京都に於て其順流を追へるの勢を得て過激黨の中心となり京都の廷議を動し先づ條約勅許を拒み幕府をして外交內治の間に許多

の困厄を受しめ其威權を失はしむるに至れるは長州の力其多に居れり、當時幕府の有司臣僚を擧て長州を仇視して幕府の一大害物となし苟も長州を制壓するに非ざれば幕府の運命を保續し難しと思惟せるも亦宜なりしが奈何せん當時の長州は幕府より見れば猛勢ある社鼠にして常に朝廷を擁して事を成せるを以て其の着手に苦みたるに去年(即ち文久三年)思はざる邊よりして長州人は勅勘となりて京都を追はれ廷議は一變して温和黨の朝廷となり島津三郎氏の盡力にて將軍家再度の上洛にて幕府漸く既墜の威權を恢復せんとするに際し長州人が禁闕發砲の變あるに會たりければ事情全く一變して長州は最難の逆流に沈み幕府は順流に立つの勢と成れり此時に當り幕府の爲に謀れば只速かに兵を以て長防の境に押寄せて以て毛利大膳父子の罪を問ひ其處分を間髮を容れざるの間に定むるに在るのみ抑も幕府が是まで長州に向て手を下し得ざりしものは啻に幕府が長州の實力を恐れたるのみに非ず實は朝廷を擁し動もすれば幕府に向ひ勅命の二字を以て恐嚇したるを恐れたるのみ今や長州は全く朝廷の眷顧を失ひたるなれば此時を以て之を制服せんには何の難かあらんや長防二州の士民は此後に於てこそ

英雄豪傑の打揃へる如くありしなれ此前後敗挫の際に臨みては英雄豪傑も力を用ふるの機なく坐して幕府の制を受け國替なり減祿なり唯々幕命に從んと必定の實勢にてありき、然るを幕府が此機會を失ひて咄嗟の間に長州處分に手を下すを得ざりしものは何ぞや、余は當時江戶に在て京都の狀勢を親しく視る事能はざりしと雖も詮する所は將軍家をして此一大果斷を迅速に行はしむるの宰相其人なかりしが故なるのみ若し井伊掃部頭をして此時の大老にてあらしめば八月中旬には將軍の牙旗を長州の國境に樹られたらん事を疑はざるなり

然るに當時幕府の內情を顧れば既に前章にも述べたる如く江戶幕閣と在京幕閣との間に於て議論常に㥦はず加ふるに一橋卿が水戶家より出て御養君論に關しては明に當將軍家と對立の候補者たりしを以て後宮を初として內廷にも有司にも自から一橋卿及び其同論の諸侯に對して猜忌の念を挾み甚しきは卿を目して覇位を覬覦するの人となし密に京都を煽動するの陰謀者なりと迄に疑ひたる者の江戶に多きを以て卿が京都に在て籌畫せる所は幕府に利あらずと認めて往々江戶幕閣これを阻隔し又實際に於ては在

京幕閣は外交の事情に疎く江戸幕府は國内の大勢に通せざる所ありしが爲に相互に齟齬して政令自然と二ッに分れ幕議の歸する所は方枘圓鑿の勢を成したりき是れ長防處分に就ても幕議の速に決せざりし第一なり。次に京都の狀勢を視れば廷議こそ温和黨の論には歸したるなれ尊攘論を一途に喜べる士民は過激黨の言を是なりと信じたる上に強を憎み弱を憫れむの感情は尤も士民の間に多かりければ今や長州が京都にて逆流に陷りたるを見て何となく氣の毒に思ふの情は頗ふる熾なりしを以て有志浮浪の徒が此時勢に憤激するの嘆聲は幕閣をして大に恐怖の意を起さしめたるに相違なきなり。是故に去年長州入勅勘の砌よりして朝廷よりは長州處分の事を幕府に達せられしに拘らず猶之を遷延したりしに更に今年の禁闕發砲あるに及びて幕府は然らば此上は憚る所なしとて漸く恐る／＼も決意するに及べるなり復何ぞ其果斷の遲々せるを怪しまんや。且夫れ當時の世說は猶も去年八月以降の事を疑ひ攘夷御親征は眞正の叡慮なり然るを去年長州を斥け遂に今年の變あるに至らしめたるは薩摩會津一橋卿中川宮一味の陰謀に出て彼人々が朝廷を擁せる矯勅なれば信を置くに足らずと流言して天下の人を

して殆んど眞僞孰れに在るかを知るに苦しめたりき左れば七月上旬に於て彼の事變の未だ起らざるに先ちて下し置かれたる宸翰に昨年八月十八日一件は關白初め朕が所存を矯りたるには非ず其後申出候件々皆眞實にして僞勅には非ざるなり親征行幸の儀は甚た好まざれども段々差迫り言上に付き實に據なく大和行幸申出し候へども實は意外の事に候へは延引申出たり守護職の義肥後守へ申付同人忠誠の周旋深く感悅せしめ候決て私情を以て致し候にては是なし長州人入京は決して宜しからざる事と存し候との御文言の如き全く此世說の訛傳を正さんが爲なりとの叡念たりしと明白なり以て當時世說の何程に人心を疑惑せしめたる乎を知るべきなり

此に又馬關砲擊の事情を顧るに初め鎖港攘夷の問題は京都に於て烈火の如くに熾なりしが去年八月の政變よりして漸く沈靜の狀に赴き責ては橫濱だけにても鎖港の成功を奏すべしと云ふ一議に歸着し目下歐洲に發遣したる幕使が彼國にて談判最中なりと云ふ申譯にて一時を彌縫したりしに此幕使が突然佛蘭西より歸り來りて鎖港不可行論を主張したるに由り幕閣は此使節を譴罰して更に鎖港談判掛の官吏を命し外國公使に向

ては表面ばかりにて其實は兒戯に類するが如き談判を開かしめ京都及ひ世上に對して是を以て其責を塞ける中に今度京都事變の爲に其鎖港論も亦自ら立消の姿を成したりき是また今日より見れば太だ解せざるに似たれ共實は鎖攘論の主動者たる過激黨は長州の逆流に陷つたるが爲に頓に其勢を失ひ復た京都の廷議に於て其本尊なきに及びたるが故なるのみ由て幕府は先づ鎖港の重荷を控除し得たれども更に一層の重荷を招きたるは馬關砲擊一件なりとす長州が去年五月以降攘夷の勅を奉して馬關に砲臺を築き通航の外國船舶を砲擊したる擧動に付其被害國は英佛米蘭の四國にして四國の公使は爭でか此擧動を不問に附すべき幕府に向て嚴重の談判に涉つたれども幕府は何れ幕府に於て處置可致間猶豫可有之と云ふの返詞にて時日を遷延するに止りて更に日本政府たるの責を竭すと能はざりき而して英國公使パークスの慧眼なる早くも幕府には政府たるの實權なき事情を看破したりければ英佛米蘭四國聯合隊を以て直に馬關を砲擊し謝罪の要領を得べしと云ふの議を發し其聯合を與國公使に議したるに佛米蘭も是に應したるを以て聯合正に成りて四國の艦隊は七月を以て橫濱に集合の狀を現したり（但

し四國の中にて重立たるは英佛二國にて荷蘭と米國は僅に一二隻の船を以て是に加はりたるに過ぎざりき）夫れ江戸と横濱とは所謂目と鼻の先なれば啻に四國同盟艦隊を編制して馬關を攻むるの議は外國人中にて隱れなき風説にて誰知らぬ者も無き程なるが上に現に其戰艨を目撃したる上は幕吏は決して此議あるを知らざりしには非ざるなり、否、知らざるは扨置き其前よりして夫々の通知を四國公使より受たりしなり當時外國奉行の内にても尤も幕閣の信任を得たりし竹本淡路守が横濱に於て英國公使より公然の告知を得たりしは決して幕府の秘密には非ざりしなり幕府をして其内閣有司みな眞正に國家を思ふの士たらしめば其成否は問ふに遑あらず死力を極めて四國の艦隊が馬關に向ふ事を拒止し聽かざれば幕府の兵力を以てなりとも之を差止べき筈なり而して當時の實況に就て察するに若し幕閣決意して四國の公使に應接し長州が外國艦船を猥りに砲撃したる罪過は幕府斷然これを處置すべし四國に對するの謝罪償害は幕府決然その責に當るべしと申込て誠實に其然るを示したらんには四國公使も亦必らず之を應諾したるを疑はざるなり是豈に幕府が政府たるの當務に非ずや然るに當時幕閣の所

爲は全く之に反し其外國奉行をして四國公使に言はしめたるの跡を見るに陽に之を拒止して體面を粧ひたるだけにて閣老參政は自から其局面に當て拒止の談判に及ひたるにても無く甚しきは此通知を得て內心密に喜び馬關の一聲にて長州の敗北せんと明かなれば幕府は手を濡さずして先づ毛利氏を敗り是を處置するに大なる便利を得べしと恰も長州征伐に一大應援を得て外國軍艦の力を假りて長州征伐の先鋒となすが如くに考へ糧食石炭みな買入るゝ所に任せ遂に橫濱港を以て四國の同盟艦隊が馬關を攻擊するの出征根據地たるの狀あらしめ更に大害の是よりして起るべきを意とせざりしは幕閣の心底去とては甚だ淺ましき次第なりき

彼英國公使は日本に來りてより國內の事情を洞察し諸强藩の士人とも交りて到底幕府は衰亡に屬して日本の諸大名は其命令に服せず漸く各藩割據の勢を馴致せんとするの狀勢たるを知つたりければ京都をば日本の君主と認めて和親貿易の條約を堅くせんと欲するの意を此時よりして包藏したりき而して幕閣敢て之を知らさるに非ざりしなり

今や幸に幕府は此時正に京都よりは政務御委任の勅を得て其名を正くしたり長州は正

に朝敵たり薩州其他の諸强藩は正に幕府を助くるの方向を執れり名實兩ながら政府たるの權力を固くすべきの機會なり假令四國の公使は直接に長州侯に掛合ふに兵力を以てするに付ては幕府の干涉を受けずと云ふとも否々幕府が日本政府たる間は之を肯ぜず長州と雖とも日本政府の政令の下に立てる諸侯の領分にて即ち日本なれば善惡とも日本政府その責に任して談判すべし然るを聽入ずとあらば是れ公等は日本に向て戰端を開く者にして日本の國敵なりと極論すべきに幕府が長州を見る却て他國の如くにして是を攻擊するの敵に假すに其便を以てし條約各國をして幕府は日本全國を統治するの主權者に非ざるの證を得せしめ加ふるに長州をして此砲擊の難に係らしめたるは當時の幕閣有司如何なる事情あるとも此責を辭すること能はざるなり。斯の如くなりしが故に長州は此年八月五日六日の兩日を以て英佛米蘭四國の同盟艦隊の爲に馬關を砲擊せられ戰敗れて城下の盟に和を講ずるの不幸を受け實に內外の不幸一時に集まり危急の場合には陷つたりき而して幕府は此馬關砲擊に關して果して其禍を蒙らざりしかと云へば四國の艦隊が長州侯に談判したる三百萬弗の償金を負擔する事は其他の善後處

分條件と共に皆幕府その責に任し其禍を今日までも殘留するに至れり嗚呼幕府の政治上に於て定見なき此に至つて極まれり復何ぞ衰亡の促れるを咎めんや

◎第廿五章

長防征伐の再擧

尾張總督が初度の問罪に處置を下さずして凱陣したる事情

幕府主戰派の議論及ひ幕閣の所見

將軍家御進發

再擧征伐出陣遷延の事情

英佛米蘭四國の同盟艦隊が馬關を砲擊せる一大問題の起れるに際して幕閣は啻に國是を決して是を差留めざる而已ならず却て陽に之を拒みて陰に之を喜ひ彼の艦隊を以て我か長州征伐の利とならしめんと望み爲に外國干渉の大害を將來に招くの禍源ならんとは更に想像するに遑あらざりき其情勢は余が前章に開陳せしが如くなれども當時幕閣の見る所は果して其圖に當り左しも此七八年間過激黨の源泉と認められ尊攘論の關鑰と崇められたる長州は幕府か未だ征伐の旗を向けざるに先ちて早くも降伏の色を顯はしたり幕閣の喜び亦知るべきなり此時に臨み長防の國情を察すれば內外に敵を引受

て社稷は實に存亡の秋に迫りたるを以て幕軍を引受て城を枕に討死するか但しは謝罪降伏して幕命を俟つかの二途ある而已なりき而して長州の君臣が一旦後議を執りて益田福原國司の三家老に切腹させ其首を剣て罪を謝するの擧に出たると今日より觀れば幕府を恐れ過ぎしが如くなりと雖ども幕府の實力なき斯の如くなるべしとは長州が豫期せざる所なりしが上に既に攘夷の國論は馬關の一戰にて其不可行を知りたる所に尊王の大義も違勅の朝敵と名づけられて尤も悲むべきの逆流に立たれば策の此に出たるは勢の然らしむる所たり余は戊辰幕府の末路に徵して深く其然るを知り長州君臣當時の心事を今日に憫まざるを得ざるなり

扨も幕府は江戶に於ては八月中旬を以て大に人足を集めて毛利家の諸邸を破却して其罪を幕府に得たるの實を公示し長防追討總督を尾張大納言に命じ十一月に至りて海陸攻口を定め諸侯に令したれば淺野兩池田蜂須賀有馬黑田鍋島細川島津立花の諸藩を初として御譜代衆とも三十六諸侯何れも幕令に從ひ軍勢を持塲々に繰出し尾張總督は此月を以て藝州廣島に其本陣を据へられたり、長州に於ては三家老の首を齎らし家老數

人長州侯の名代となつて總督の陣門に參りて其罪を謝し侯には山口城を出てゝ寺院に籠居し恭順の實を表せる旨を述べたり此時尾張總督より直に處分申渡あらば長州は國替削封唯々其命を奉ずべかりしに幕議定まらずして內外より長州處置は極めて寬大にするの頁策たるを交〻幕府に忠告するの類なるが爲に其議益々决せざりければ總督は其處分は後日の沙汰に讓り毛利家悔悟伏罪と云ふを見定めたるに滿足して長防征伐の軍を引上られたりき是れぞ即ち幕府に於て尋で長州征伐再擧の由て起る所なり明れば慶應元年乙丑正月幕府は大小名に布告して曰く毛利大膳父子を殆と追討して總督尾張大納言殿藝州表へ出張いたされ候ふ處彼地に於て只管悔悟服罪いたし候段前大納言殿より仰上られ候に付ては長防とも鎭靜に及び侯に付き此上御處置の儀は當地(江戶)に於て遊ばさるべく候是に依て御進發は遊ばされず時宜に寄り猶仰出さるゝ儀も可有之候間其段心得罷在るべく候と是れ長防處置は幕府より追て之を命じ聞かざれば更に兵を用ひて之を討つと云ふの意味を示したる者なりと云ふべし今此事情を明かにせんに尾張總督が藝州に在るの日に當りてや長州を寬大に處置して早く陣を引上べし兵亂を

構ふる事ありては如何なる內情に變動を起さんも知り難しと云ふ議は總督に附屬したる幕吏は勿論の事なり在京の幕閣も其說にて島津三郎氏の如きも亦此說にてありしは明なり加ふるに當時幕閣が密に信用を置きて秘密顧問の如くに思ひたる佛國公使レオシロシューも亦此議を幕府に献したるに似たり 去れば尾張總督が 長防處置を後日の沙汰として旗を返して凱陣したるは徒に其名を見て其實を問はず頗る兒戯に類したり處分未だ了らずして凱陣するに於ては征討の實果して安に在る乎との非難は大に其理あるに係らず其實は尾張總督一己の專斷に出たるには非ずして幕府の內意を受くるに相違なき者なり然れども其所謂幕府の內意は幕閣同意の內意に非ずして其一部分の內意なれば非難の囂々として江戸京都に起つたるは敢て怪しむに足らざる也。 先づ京都に於ては朝廷及ひ有志の輩が尾張總督の擧動を是認ありしに係らず當時京都にて幕府の爲に實力を有せる會津藩士及び幕府の兵隊は尾張總督を以て寛に過ぎたりとして之を不滿なりと認めたり、 又江戸に於ては幕閣を始めとして芙蓉間諸役人大小目付の異論は更に一層を進め是れ畢竟在京の一橋殿にも陰に長州を曲庇するの邪意あるに出てゝ

尾張總督は固より其邪意を承けたるなり島津三郎の如きも陽に幕府を助くるに似たれども其實は此擧に於て凱陣を贊成して密に長州を救護するものなり到底長州に向ては嚴重の處置を沙汰し奉ぜざれば速に將軍家の旗を向て御征討あるべしと云ふ議論太だ熾にして爾も勢力を得たりき此議論は余は決して無理なる議論なりしとも思はず處置の實を擧ずして凱陣するは征討の實なきが故に當時の計は唯速に長州に向て處置を沙汰するに在りき世の空論史家は此時既に長州には正義黨の憤起せるを以て幕令を奉ずる事は萬一にあるまじき勢なりしと誇張すれども三家老を刎て軍門に謝罪してより未だ兩月を過ぎず長防兩國の士民みな戰々兢々として社稷の存亡を憂ひける時節なれば速に處分を沙汰せば慶應元年正月なりと雖ども余は未だ其期を遲しとは思惟せざるなり然るに幕閣の因循なる此時機に會しても尙無益の評議に時日を費せる中に果せるかな長州の國内にては高杉晋作等の諸士憤起して所謂正義黨なるものを組織し專ら幕軍を引受て抗戰すべき勢を現はしたれば長州の國情は俄然として一變し去年三家老を刎ね幕府に謝罪したる輩は皆俗論黨と名けられ長州の事は正義黨の手に歸したりき。幕

閣は是を聞て大に驚き急に大目付駒井甲斐守に長州使を命し直に長州に至り毛利父子を江戸に召連れ來るべしと命したれとも駒井等は其事迚も行はる可からざるを知つて之を辭したるに付き更に大目付神保伯耆守に命したるに是も亦辭したるに由り又更に大目付塚原但馬守に命したるに但馬守は何と思ひたりけるか此命を奉して江戸を發足したり是れ三月上旬の事なりき

事已に此に至れり大目付の上使も何の詮あるべきぞ長防二州の國情變動云々なりと報道櫛の齒を引が如くなれば幕閣は益々驚きて三月十八日を以て將軍家上阪の旨を達し尋て四月朔日を以て將軍家御進發の事を達して曰く先達て御上阪の儀仰出されも有之候處方今長防の形勢全く靜鎭とも不相聞既に激徒再發の趣も有之京都に於せられ候ふても深く宸襟を惱ませられ候趣仰達され候儀有之且先達て塚原但馬守御手洗乾一郎差遣はされ御趣意若し相背候はゞ急速御進發遊はされ候間御日限仰出され候節は聊か差支なき樣に致さるべく候と此際猶未練らしくも塚原等が使命に一縷の望を屬したりけるが爲に再び時日を費やし漸く廿日に至て其望なきを覺り愈々五月十六日を以て將軍

家御進發の御日限なりと觸達したりき

江戸城の御留守居には御大老酒井雅樂頭御老中本多美濃守水野和泉守を命し忍川越酒井南部上杉津輕溝口の諸侯これを守り將軍家の御供には御老中松平伯耆守阿部豐後守松前伊豆守松平周防守を命し若年寄御側を初め文武の幕吏夫々に從ひ總督は紀州中納言殿御先備には榊原松平(上田)牧野内藤稻垣御後備には内藤(延岡)松平(松本)供奉には福井高松酒井井伊の諸家にて今度の御進發は曩祖家康公關ヶ原御進發の吉例に依らるべしと沙汰あつて家康公が日本全國に其武威を輝したる金扇の御馬印を搴げ其昔し三河武士と世に知られたる勇士の末孫たる旗本勢とも物具旗差物を麗はしく用意して供奉したれども二百八十年間の太平に慣れたる肉食の紈袴子弟にて事の用に立べきものは數多しとも見えざりしが將軍家家茂公は此人數を率て幕閣に擁せられ五月十六日を以て江戸城を發し東海道より先づ大阪に向て進み玉ひ閏五月廿二日に京都に御着あつて御參内同き廿五日大阪城に入らせ玉ひき

將軍家は既に大阪城に着かせ玉ひたれども諸手の軍配未だ整はず其爲に長防討入の事

も其事に及ばざりき此事頗る解せざる次第にて將軍家かく進發の上は何故に直さま長防二州に向つて旗を進めざりしか何故に諸藩の兵は砲火を發たざりしかと今日よりしては是を疑ふ人あるべしと雖ども其事情を顧れば此遲疑も亦その故なきに非ざりしなり先づ此時の御進發と其前年の征伐進軍とを比較して其情を察すれば前年尾張大納言殿が總督として藝州まで進まれし時は眞に長州に向ひ開戰するの覺悟なりしに引變て今度の進發は初より戰はざるの覺悟なりき其故何となれば幕閣を初め幕軍一同の妄想に思へらく彼長州は强藩とは云へども爭でか天下の敵に當て戰ひ得べき彼去年尾川殿の陣頭にさへ首を下て服罪したり况や將軍家御進發と聞かば驚き恐れて毛利父子大坂に來りて謝罪し御處置を奉ずるは猶關ヶ原後輝元一家が家康公に於けるが如くなるべし何ぞ砲刄矢石に相見るに至らんやと己が弱きも知らずして妄りに敵を侮つたりき左れば幕閣は此際幕使を發して嚴重に沙汰せんには毛利父子必らず幕命に從ひ甘じて其御處置を受べしと妄想し恃むべからざるを恃みて故意に時機を猶豫し長州をして自から承伏の議を決せしめんと望みたり次に將軍家が大坂に着せられし後に諸藩の擧動を

見るに此長防征討再擧は朝廷に於ても諸强藩に於ても是認せざると實に幕閣の意外に出たる所なりき彼の薩州が征長再擧の不可なるを論じて幕府に其中止を建白したるが如き從軍の出兵を辭したるが如きは尤も幕閣が憂苦を增したる所なれば幕閣は萬一開戰の時に至りて諸藩反覆の變あつては容易ならずと思惟し表面には擬勢を張りつゝも內心にては毛利一家が來つて謝罪せん事を竊に希望したりき次に幕閣は江戶に於てこそ頻に戰論を主張したりけれ今や京阪に來つて親しく諸强藩の擧動と天下の人心を見ては大に其案外なるに驚きたれども去とて江戶留守の一黨は飽までも主戰の勢熾なれば今更これに反對して變說する事も成り難く所謂板挾の狀況に陷つたれば兎も角も長州へ問罪使を發し說諭の上にて愈々聞かざれば其時こそ征討の戰を開くも遲からじと自から辭柄を作爲して長防進軍の事を躊躇して幕府の存亡に關るの一大時機を失ふを顧みざりき。

旣にして當時外交上に就て大に憂慮すべきの一大問題を生したれば將軍家は大阪を去りて辭職の表を上らるゝに及べり其事情は次章に於て之を詳叙し讀者をして當時の狀

勢を會得せしむべし

◎第廿六章

外艦攝海に入津
兩港兩都延期の顛末
兵庫開港の問題
外國公使の對幕政略
將軍家辭職中止の事情

將軍家家茂公が辭表を朝廷へ差出し玉ひしは實に慶應元年十月三日の事なりき其事たる外交上の一大問題即ち兵庫開港の事に關するを以て余は先づ此先に遡りて少しく當時外交の顛末を畧叙すべし

安政五年の江戸條約(即ち現行條約)に據れば千八百五十九年七月四日(安政六年六月)を以て神奈川(即ち横濱)長崎箱館の三港を開き同六十一年一月一日(萬延元年十一月)を以て新潟を開き同六十三年一月一日(文久二年十二月)を以て江戸大坂並に兵庫(神戸)を開くべき旨を約したり然るに條約調印の初より攘夷の論は日一日よりも烈しく成りて既に開港(安政六年)の時には攘夷黨の無謀壯

士等往々にして殺傷の暴惡を外國人に與へたるに付人心不折合の一語は痛く幕府の外交を惱ましむるの警語となり江戸大坂の兩都兵庫新潟の兩港を外國に開かんと今日に於ては如何あるべき歟との危殆を懷かしめたりき、尤も新潟は初めより其港灣の適當ならざるを知り安政六年の秋に英國船は親しく新潟を視察して其不可なるを報告したりければ新潟の代港として能登の七尾か出羽の酒田を選定すべきやと云ふ説は當時より外交上の問題に提出せられたるが爲に新潟開港は自から其の爲に雙方の熟議にて遷延せられたり。但し江戸大坂兵庫の開市に至りては左る辭柄も無く殊には外人の最も望を屬せる所なれは幕府は必らず條約を遵奉して開かざる可からざるの地位に迫つたり而して内を顧れば勅許を經ずして條約を調印し外交を開きたると幕府の失擧なりと非難の論議は囂々として朝野東西の間に喧しく京都に接近せる大坂兵庫の開市は思ひも寄らさる事とはなりにき幕閣は此爲に非常の痛心をなせる中に光陰は國内人心の折合を待たず文久二年十二月（千八百六十三年一月）は將に近に在りければ外國事務擔當の閣老安藤對馬守は文久元年を以て兩港（新潟兵庫）兩都（江戸大坂）開市延期之議を提出したり此議に就て安藤閣老

は國內の事情を縷陳し斯の如き狀勢なれば切に條約諸國に於ても開市の延期を承諾あれと望みたるに六國(英佛米普蘭葡)公使も種々談判の上凡そ承諾したるに付き幕府は此年の冬を以て兩港兩都開市延期談判の使節を歐洲に發派せしめたりき扨この公使一行は先づ英國に於て延期談判に取掛りたるに幸に安藤閣老は文久二年正月坂下に於て暴徒の爲に負傷し病蓐に在りしに拘らず英國公使アールコックを說きて同意せしめ遂に公使賜暇歸國して親しく日本の事情を述べ此事を贊成したるに由り向ふ五ヶ年間を延期し兩港兩都は千八百六十八年一月一日(慶應三年十二月)を以て開市すべき旨を諾し他の諸國も皆これを承諾したりき。然れども凡そ斯る談判には外交上の習例として彼已に我望に應する以上は我亦彼が望に應して報酬を與ふる事必要なりとあつて日本は兩港兩都開市延期の代りに何を以て條約國に報酬する乎と云ふ一段に成りて英國は輸入稅減率の事を第一に申出したり抑も安政五年の江戶條約に添へたる稅則に據れば輸出入品海關稅は第一類輸入無稅品(金銀貨幣金銀塊當用の衣類家財并に商賣の爲にせざる書籍、何れも日本居留の爲に來る者の所持品に限る)第二類輸入五分稅品(凡て船の造立綱具修復或は

船裝の爲に用る品々鯨漁具の類鹽漬食物の諸類麵包幷に麵粉生たる鳥獸類石炭家屋建築用の材木蒸氣器械木綿及羊毛の織物亞鉛鉛錫生絹）第三類輸入三割五分稅品（都て蒸溜或は釀造種々の製法にて造りたる一切の酒類）第四類輸入二割稅品（凡て前條に擧けざる品は何に寄らす）第五類輸出五分稅品（金銀貨幣棹銅の外都て日本に產し積荷として輸出する品物）と定めたれば輸入稅二割輸出稅五分は凡て海關稅の標準と成りて是まで右の稅則を實施したりしに英國は彼の兩港兩都開市延期承諾の報酬として英國製造物品の輸入稅を五分に減ずべしと望み其他の諸國も同樣に思ひ〳〵の望を申出したれば幕府の公使も不得止その要請を承知したるに付き開市の延期は我要請を遂したる代りに輸入稅は二割の定率も三割五分の酒稅も此時より大抵みな五分の輕稅と相成りたり是實に明治廿五年の今日に至るまで外交上の一大問題たる治外法權と肩を並ぶる輸入稅率過輕の種子を蒔たる原因なり噫々安政四年條約談判の爲め米國公使ハルリスは自己の持論はデモクラットの自由貿易主義を包懷せるに拘らず一方に於ては海關稅の爲に貿易障碍を與ふる事なからしめんと欲し一方にては日本政府をして海關

税を以て國庫歳入の一大税源たらしめんと欲し我全權委員たる岩瀨井上等と熟議して此税則を定め其後英佛諸國の全權をして此矩に遵はしめたる苦心も此時に至りて全く水泡に歸し輸入税過輕の弊を惹て今日に及ばしめたりき然りと雖とも此事たる決して幕府の罪にあらず外交に妨害を與へて遂に幕府をして開市延期の要請をなすに至らしめたる過激黨の罪なり即ち幕府の方面より云はしむれば彼等は啻に德川氏に禍せる而已ならず併せて日本帝國に禍せる者なりと論斷するも更に不可なる所なしとす回顧すれば數年前朝鮮に關渉するの嫌疑頻に聞えし時に當時の內閣大臣が慨嘆して政治上の主義を殊にするが爲に若くは現政府に不滿を懷けるが爲に成す事あらんと欲せば陰謀にても術數にても彼等勝手に伎倆を擅まいにせよ唯外交上に葛藤を起し現政府を仆さんが爲に日本全國の禍を招く事を止めよと云はれたるは寔に道理至極なる詞にて當時幕閣の外交官は即ち其の通りの慨嘆を成したるなり。扨此五分税は此時なほ從價税法に依りしが其後英佛米蘭の四國は長州を砲擊して長州侯と和約を結びたる時に於て有名なる馬關償金三百萬弗を幕府より拂はしむる事に歸着したる時に於て税則再議改正

となり四國公使の要領に依り幕府は更に從量稅法に改め談判を重ねたる上にて遂に五分稅を標準として現行の稅法に改め益〻輕減して平均五分以下に至れるも其因は全く鎖攘に原由せるに外ならざる而已

却說文久元年の秋に至り兩港兩都の開市期は正に來年に迫りたるも幕閣は依然國內の事情に困難せるに由り開市の準備に着手する事を敢てせざりき、外國公使等は此前よりして幕府をして是非ともに約に從て開市せしめんと注意したるに當り幕府が長州征伐の事あり京都の鎖攘論あるを見て公使等は密に幕府に說て云く長州の罪固より大なりと雖とも其罪決して藩主の意に出たるに非ず須く主謀者を罰するに止めて藩主及び其他の罪を宥すべし長州必らず喜で幕府に從ひ幕府は大に他の幕府反對黨の勢力を減殺するの利を得べし(佛公使の說)又云く幕府が貿易の利を獨占するが故に諸强藩は是を媢みて鎖攘論を煽動するのみ今日の策たる幕府は宜しく開港の利益を諸侯に分與すべし(英公使の說)紛々其說を呈して密かに忠告したれども其議は概ね聽納るべき筋にも無く又聽納べき程の價直も無かりき然るに外國公使等は是迄幕府が因循にして往々

條約に從はず又常に反覆して定說なきを憤り頻に江戸留守の閣老參政外國奉行に迫て議論に及べども右に避け左に遁れて更に要領を得ざりしに付き英佛米蘭四國の公使は此年慶應元年九月を以て軍艦九艘を率て横濱を出帆し其十六日を以て舳艫相接して兵庫に投錨し其内の二艦は翌十七日を以て大坂に到り幕府の閣老に面會せん事を申通じたり其要請の趣意は幕府往々條約に違背して信を條約各國に保たざるに付條約各國は兩港兩都開市延期承諾を取消し更めて幕閣が條約に從ひ期に先つて右の兩港兩都を開市せん事を請求す此請求に對して江戸留守の幕閣は決答すると能はざるを以て此に來りて直に將軍家及び在坂の閣老に向て此請求を爲すなり若し將軍家及び幕閣に於て此請求を肯ぜざる時は最早幕府には政府たるの實權なき者と認め直に京都に登り皇帝の朝廷に對して此請求を成すの決心なり速に日を刻して決答あるべしとの事なり是蓋し彼公使等は其內心にては一旦談判結了したる延期の約を取消して先期開市を請求するの不條理なるを知れども斯の如くせざれば開市は覺束なしと考へたる上の權宜策に出たるものなるべし大坂にては江戸の報道に由て四國公使が軍艦を率て上坂し此請求を成す

べしと豫知したる間も無く果して此來艦に會ひたりければ如何にして之を處理すべき乎は幕府の一大評議なりき幕府は先づ閣老阿部豐後守をして外國公使に應接せしめ又閣老を上京せしめて條約勅許の事を請はしめたるに外國軍艦攝海に入津の事を聞くや否や在京の諸藩有志者は諸所に會合して兵庫開港の得失利害を横議し又京都守衞の會津藩士の如きは兵庫應接は城下の盟に同じければ將軍家は斷然拒絶し玉ふべし彼聽かずして兵を弄さば會藩進て其衝に當らんと論じ上下倶に騷然たり依て幕府は外國軍艦の攝海に在るは禍機を招くの危殆ありと憂ひ一日も早く其速に退帆せん事を望み閣老阿部豐後守は松前伊豆守と連署の書面を各國公使に送り兵庫港先期開市の事は諾した り來る廿九日迄には豐後守兵庫に赴て談判を取定むべき旨を達し以て一時を彌縫する の計を成したるに此事早くも京都の聞く所となりしが朝廷は十月朔日を以て阿部豐後守松前伊豆守事叡慮も被爲有候に付官位被召上候且國許にて謹愼御沙汰可相待事と轉奏より在坂閣老に通知し以て公然幕閣の黜陟に干渉するの實を示したり坂城にては二日の夜を以て此通知に接したりければ其翌三日を以て尾張紀州を初め閣老參政大小目

付諸有司皆公堂に會し將軍家の面前に於て評議に及ひたるに將軍家の重臣を朝命にて進退あるは是れ朝廷に於て正しく將軍を牽制して其權力を奪はるゝの處置なり將權を朝廷に奪はるゝ時は德川氏復た天下の政を行ふに由なし若ず將軍家は斷然辭職あらんにはと一決したりければ將軍家茂公は其議を適當なりと嘉納し乃ち二表を具して其第一には某辭職して將軍の任を慶喜に讓らん事を乞ひ第二には鎖國の不可なるを說き條約の勅許を望み來る七月までは外國軍艦を兵庫へ差控させ候間早々御沙汰あるべしと乞ひ德川玄同をして此表を京都に持參して朝廷に差出さしめ將軍家は其翌日大坂城を發し伏見に至り玉ひしに一橋尾張會津桑名の諸公侯に將軍家に伏見に會し其上疏命を俟たずして東下あるは臣禮に欠る所あれば先づ二條城に入つて朝命を待ち玉ふべしと說き復び將軍家を入京せしめたり將軍家入京して二條城に入り病と稱して朝せず以て朝廷の上疏に對して如何なる處置ある乎を待たれたるが朝廷にては種々御評議の末に條約之議御許容被爲在候間至當の處置可致事。是迄の條約面品々不都合の廉有之不應叡慮候に付新に取調諸藩衆議の上御取極可相成事。兵庫港の儀は被止候事と御達に相

成り同時に將軍家辭職退隱難被及御沙汰の旨を仰出されたり此御達にては迚も外交上圓滑の處理に難きは覩易きの道理なれば將軍家は猶も押返して此分にては取計ひ出來不申候と奉答あるべき筈なりしに當時將軍家の側には然るべき諫諍忠告の良臣も無く概ね皆將軍辭職を喜はさるの輩のみなりければ枉て將軍家を勸めて此勅に滿足せしめ遂に七日を以て勅諚承服の請書を差出さしめ將軍家一旦の決心も無効に歸せしめたり

余が友山口泉處が此事を論して師を出して半歳餉を丹墀の下に糜して進むを得ず退くを得ず機務の臣を罰せられ言事の臣を免せられ萬に一も僥倖す可からざるの日に於て何の所見ありて此の如き擧動に至りしや愚も亦甚しと云ふへし我故に云ふ幕府の廢するは慶應三年の辭職にあらず今年に在り鳥羽既戰の敗にあらずして今日未戰の敗に在りと云へるは眞に至當の言なりと云ふべし

斯て幕閣は各國公使に此勅書を示して恬として愧る色も無く勅書に兵庫開港被止とあるは違約如何と詰らるゝに及ひ勅書に何等の語ありとも兵庫は必らず開港すべし須らく江戸に於て其談判を取極むべしと閣老連署の書を寄せ漸く十月八日に各國軍艦をし

て攝海を退帆せしむるを得て僅に息を吐く事を得たりき是れ文久元年外國軍艦攝海入津の始末なり（但し此時阿部松前が與へたる先期開市の約は後日江戶の談判にて取消と相成たり）是よりして幕府は又再ひ長州に向ひて處置を謀るの時期を得たり而して其失躰の事情は次章に讓るべし。

◎第廿七章

長防再征の失敗

幕府の氣勢　幕閣の目的

糺問使の往復

幕軍の敗績

諸藩の議論

外國軍艦漸くにして兵庫を退帆したり幕府は是にてやッと息を吐き左らば是よりして長州處分に取懸るべしとて將軍家は大坂城に於て其處分手續を議せしめられたり然れども長州征討の時機は既に一年前に經過せり長防二州の人心は皆戰論に歸嚮して鋭意軍備を修め以て幕軍の來るを待てり諸藩の物議は長州再征を不可なりとするもの多くして密に幕府に反離するもの有り京都の廷議は漸く毛利一家を憐れむの情を喚起して復前日の如く征討の斷行に鞏固ならず而して將軍家の親兵は大旆江戸城を出てゝより半年餘も空しく大坂に駐留あるを以て士氣頗る倦で勞師の狀を顯はせり斯る不利不和

の軍を以て長州征伐は思も寄らぬ事にして其敗績は固より智者を俟たずして知れ渡つたり家茂公少壯の大將なりしと雖も決て暗愚の庸主には非ず幕閣概ね凡材の集合なりしと雖も是の情勢を察知せざる程にもあらざるに其不可なるを知て猶止むると能はざりしは何ぞや他なし勢に制せられて自ら主たるを得ざりしが故なるのみ當時親しく東西江戸京坂の間を往來して事に與れる輩の言ふ所に據れば江戸留守の幕閣は大勢の已に變遷せるを知らずして頻に幕府の權威强大なるを恃み苟も長防二州を征伐して嚴に處分せざる時は幕府の威權は復天下に行はれざるべし假令外樣大名の中にて二三の幕命を奉せざるものあり出兵を辭するものありと云ふとも意に介するに足らず大旆一たび進まば山陰山陽南海西海の諸藩は各々幕府の軍令に遵ひ海陸四面より押寄て長防二州を粉韲にするに於て何の難きかた之あらんやと恃む可からざるを恃みて自强自喜したりと、又京坂にては會津頗る勢力あつて進て此論に同意し將軍親兵の將校また同しく戰論を主張して其勇を賣りたりければ此時に際し幕府にて非戰說を唱ふるものあれば恰も癸丑甲寅に開戰說を唱へたるが如く群衆の爲に異類に見做され加ふるに非戰說の時

機も亦實は過去たるを以て自ら口を鉗して騎虎の勢に從へるの狀ありき是を要するに慶應元年の冬に至りては進て戰ふも利なく止つて戰はざるも亦利なく幕府は自から其身を兩處の負門に置けるの阨に陷たる者にてありき是に於てか幕府は全く其衰亡の運命を此擧に定めたりし

斯る情勢なれば幕議の長州處分に於ける惡ぞ能く果斷勇進疾風迅雷の如くなるを得んや又惡ぞ其遲疑優柔に有用の時日を徒費せるを怪まんや幕閣は此際に臨みて猶一縷の望を屬して思へらく長州は朝敵の汚名を蒙る事を恐るゝならん長州は一藩の兵力を以て天下の大軍に敵す可からざるを知るならん故に朝命を笠に着て嚴達せば之を聞て降を乞ふならん去年尾州が總督にて廣島まで向はれたる時すら三家老を斬て謝罪したり況や將軍家が大坂まで現に御出馬あらせ玉へるに於てをや愬に長防の國境に兵を進めて戰を開き彼を死地に陷れて我不利を招かんよりは戰はずして彼を降すの安全なるに若かずと是れ幕閣の秘訣方畧にして其必らず思へるが如くに行はるべきを信して却て其自ら欺くの誤念たるを覺らざりしは豈に悲しからずや

さる程に幕府は此方畧を執り一面には諸侯に向て長防の境界へ進軍を達しながら一面には藝州をして毛利大膳末家并家老共の內を大坂に呼出す旨を通達せしめたれば長州は戰期を延すの尤も彼に利あるを以て宍戶備後介井原主計の兩人をば家老なりと稱せしめ十一月を以て廣島へ到らしめたり依て幕府は大目付永井主水正御目付戶川鉡三郞を御使に任し廣島に出張して右の長州家老を糺問せしめたるが其訊問の爲に徒らに多少の日子を費し永井等が大坂に還り糺問及び辨解の次第を復命したるは十二月廿八日の事にてありき、而して其糺問は如何なる事柄ぞと問へば能く世人の知つたる八ヶ條訊問にして問條も答條も倶に毛利家の存亡を定むるに足るべきの價直なく殆ど兒戯に類する位の問答なりしのみ是にて將軍親征の動止を斷せんと考へたる幕閣の意見に根柢なきや知るべきなり但し幕使が長州家老等の答申に據つて判然と知り得たる所は長州は決して十萬石削封の幕命には從はずと云へる豫告にてありき即ち彼が答辯の結末に明記したる長州要求の趣意は(一)幕府は寛大の處置を以て長州侯父子の官位稱號を元の通りに復すべし三都の藩邸も元の如くに附與すべし(二)然る時は長州侯は參覲交

代も舊の如くに成して幕府へ奉公も致すへし(三)此和議の爲に勿論尺寸の地も御切割御取上等の儀は更に存知も寄らず候事と削封不承諾を豫告し對等無疵の和議を媾せんとの望を表白したり。抑も幕府が永井等を廣島まで出張せしめたるは原來長州侯の心事擧動を糺問する爲なれば幕府の命令を提出して是に從て降參を願ふか但しは從はずして討手を引受るか二ッに一ッと返答いたすべしと云へる所謂開戰前の最終談判たるべきに此最終談判の要目は幕使の口より出ずして却て長州家老の詞に發し領地身分原の如くならば和すべし然らずば何時にても來れ戰はんと云ふの決意を示したるに由り幕閣は案外の事に驚き彼是と評議の中に慶應元年の冬を送りて慶應二年の春を迎へ漸く長州處分の要目を定め正月廿一日を以て朝廷に奏して勅許を乞ひたり、其要目は(一)毛利家領地の內十万石を取上げ(二)毛利大膳は隱居蟄居毛利長門は永蟄居家督の儀は然るべき者を相撰み可申付候(三)益田右衞門介福原越後國司信濃家の儀は永世斷絕すべく候と云ふ事にて漸く勅許を得たりければ閣老小笠原壹岐守は永井主水正等を隨從せしめ將軍家御名代として廣島に至り長州の三家老三末家及吉川監物に罷出べし

と達したれども何れも揃ひに揃つて病氣なりと申立て罷出ず再度の呼出に付き宍戸備後介は三末家の家來を率て三月廿四日に至り漸く廣島へは罷出たり、是に於て壹岐守は五月朔日を以て廣島國泰寺に於て右の宍戸等を呼出し毛利大膳父子元來臣下統御の道を失ひ家來のもの朝敵の罪を犯すに至り候段其の科輕からず不埓の至に候乍去祖先以來の勤功を思召され格別寛大の御主意を以て御奏聞の上、高の內拾萬石召上られ、大膳は蟄居隱居、長門は永蟄居仰付られ、家督として興丸へ貳拾六萬九千四百拾壹石下され、家來右衞門介越後信濃家名の儀は永世斷絕たるべき旨これを仰出さると作法嚴重に將軍家の御裁許を申し渡し早々歸國いたし主人へ此旨を申達し來る廿日迄に請書を差出す樣に致せと達して宍戸等を歸國せしめ悠然と廣島に在て請書の到來するを俟受たり。夫れ長州一藩が此裁許を肯んぜざる事は既に去冬宍戸等が豫告にて明瞭なるに幕府は何の爲に當時より五月まで凡そ半歲の間猶是を達するに荏苒したる歟余は其前年より歐米に赴き此年の三月を以て漸く江戶に歸着したるを以て當時京坂の幕情を詳察するに由なかりしが江戶にては交々其荏苒征討の機會を失ふの不利を憂ひて屢

く大坂に使を送り書を裁して其進軍斷行を勸めたるは事實なりき。然れども熟く京坂の幕情を推測すれば其尤も希望する所は兵を動かさずして長州處分を結了したしと云ふに在りしを以て前にも述たる如く朝命幕威を恃となし長州の人氣は沮喪せりと思ひ巧に其機に乘して意の如くならしめんと欲したるは蔽ふ可からざるの跡なりとす而して朝廷が長州に向て密に憫憐の感情を懷き玉へる事も幕閣これを推知せざるに非ず況や薩州の如き其藩吏大久保市藏が閣老に向て長防征伐の爲に薩州は出兵する事を肯ぜずと斷言し次で薩州侯より將軍家に呈書して征長の不可なるを論したるが如き事ありしに於てをや。爾のみならず此際佛國公使ロシユー氏が密疏の如き英公使パークス氏の建言の如き國內有志家の上書の如き皆盡く征長不可說にして幕府の決議を動さんとするもの比々みな是なりければ在坂幕閣が成し得べき程は陽はに征伐準備を示して陰かに平和の結了を望み其爲に大切なる時日を徒費したるに外ならざりしのみ詮する所は幕府が兵威を以て毛利氏を處分すべきの時機は元治元年京都の變の後にありし此時なれば拾萬石の削封毛利父子の蟄居も唯々敬諾せんと猶關ヶ原戰後と其觀を一にした

りしならんに既に此唯一機會を誤つたるのみならす其翌慶應元年長州征伐の爲に將軍家親發して大坂に着し玉ひし時に直に大旆をば廣島に進められたらんには金扇標葵章幟の武表は少しく其價直もありたらんに其機會をも亦空く失ひて第二着をも誤られたり左れども既往は追ふべからずとして其冬永井主水正が糺問使を承はつたる時に其答狀に據て兵を進めたらば猶少しは宜かるべかりしに此第三着をも誤り今また小笠原壹岐守が此裁許を達したると倶に宍戶等が歸國の跡を尾して兵を防長の國境內に押込たらば責て少しは其色あるべかりしに又この第四着をも誤つたり斯く着々兵機を誤つたるは是即ち幕府が自ら求めて敗を招きたるものなるのみ

却說長州は既に飽までも幕府の內兜を見透したり朝廷が長州に憫憐の感情あるを洞見したり薩州其他の諸强藩は終に長州の良友たるべきを前知したり幕兵の規律訓練なきや大將と雖も恐るゝに足らざるを看破したり依て此際長州の利は此上とも幕兵をして未だ戰はざるに老せしむに在るを以て專ら以逸待勞の方略を執り故さらに幕使に向て恐懼憂慮の狀を示し些少にても辭柄あるに會へば輙ち幕府をして開戰を遷延せしむる

の手段とは成たりけり是に依て五月廿日までの諸否の決答に付ては禮を厚くし辭を卑くして廿九日までの猶豫を乞ひたるに幕府は更に此實情を覺らずして是を許し廿九日迄に請書を差出ざゞる節は問罪の師を差向らるゝ間彌々來月(六月)五日諸手一同に打入る樣に致すべしと口々討手の面々に達し此場に臨みても猶未練にも長州乞降の事あらん歟と望みたりしに長州が斷然として幕命に答へず從容座して征討の幕軍を待ちたるに至りて幕閣の迷夢は此時初めて醒めたりしぞ氣の毒の至なる

是より先き此年四月浮浪の徒百餘人小船に乘りて備中倉敷の御代官所を襲ひ蒔田相摸守の陣屋を燒拂ひ頗る暴狂を振舞ひたりしが程なく鎭定したりしに此暴徒は長州の南部より來れるもの其巨魁にて現に其隊下のもの多しと云ふよりして幕府は益々恐怖狼狽の思を增し長州勢の手並を憚りしが扨愈々六月五日進擊の期も近づきたるに寄手の幕軍は固より諸藩鳥合の兵にして將帥其人に非ず號令其宜を得ざりければ五日は延びて十日となり十五日と成つたる中に長州勢は必死の決心を以て隊伍の訓練も行屆たればば却て石州口に逆寄なし津和野及び濱田を陷れ又一方にては馬關の海峽を踰て小倉に

押寄せ其外藝州の大手口大島郡の海峡みな盡く幕軍の寄手其利を失ひ長州勢の爲に邀へ擊たれて果して散々の敗を取り開戰後未だ數旬ならざるに寄手の幕軍は主客地を異にして都て防戰の地位に立たり現に八月朔日を以て江戸城留守の閣老板倉周防守が幕士に演達したるに毛利大膳父子御裁許違背に及ひ候に付御據なく奏問の上口々討手の面々戰争に及ひ候處長州銃隊にて勝利彼に有之然處此方人數銃隊の分は戰争五分にも相成候へとも既に去月十八日石州濱田は落城に及ひ豊前小倉小笠原領田の浦と申所は長州に乘取られ同國大浦と申所まで押出し陣取居り候に付下の關兩岸敵地に相成り通船も最早止り居り誠に嘆息の事に候藝州口にては井伊榊原敗軍なし唯今の儀御人數幷に紀伊殿御同勢にて相固め罷在候へとも引續き援兵無之此度御目付大平鑑次郎牧野若狹守早打にて罷下り右の次第幷に御人數御警衞無之ては引退がたき切迫の塲合に相成り云々とあるを以て幕軍の敗狀如何を知るに餘ありとそ

斯の如き狀況なりければ長州再征を非難するの議論は囂々として内外に起りて頻に幕閣を責め既に因州備前の兩池田氏の如きは連署して將軍家に書を呈して其咎を會津と

小笠原の二氏に歸し防長征討を建言したる會津中將は寸刻も早く京都守護を免し加州をして之に代らしむべし防長征討は根元小笠原壹岐守が私意より重大の件を輕擧したるに付き早々召呼れて至當の處置あるべし將軍を早々引揚て長州を寛大に處せらるべしと議するに至れり是に於て乎德川幕府は其威權の源泉たる兵力の斯ばかり衰弱にして其親藩譜代諸侯の如きも亦衰弱なるの實を世上に明白ならしめたりき噫幕府の運命は此時を以て明かに仆れたりと云ふべきなり

◎第廿八章

家茂公薨御　慶喜公嗣立

慶喜公へ襲職御遺言の事情

當時幕府の地位

德川家第十四世の將軍從一位右大臣左近衞大將右馬寮御監淳和奬學兩院別當源氏長者征夷大將軍源家茂公は慶應二年丙寅八月廿日を以て大坂城に薨し給ひき御年廿一歳におはしき幕府を擧ての悲嘆實に申すに詞なかりき（公の薨去は八月十一日なりしかども廿日に至つて喪を發せられたるなり斯く喪を秘するに短くも十日長きは一月にも及ぶ事は御跡目御相續及び御葬送儀式等の爲に必要なるに由り將軍家のみならず諸大小名にも皆其事ありき家茂公の喪を秘したる數日なりしも其爲にて敢て長州の兵事ありしが故にはあらず而して其發表の日の恒例より早かりしは慶喜公御相續の事を速に公布せんが爲なりき）抑も此家茂公は德川家御三家の其一たる紀州侯にて其初め宰相慶福と申しゝが十三世の將軍家定公に復實子なきに由り紀州より出でゝ御養子に成らせ

尋て將軍の職を續き十四世に備はりし御方なれば愛じき御果報はありながらも前世の戒行拙なかりしか御幼年にて幕府に立ち給ひし時より常に國步の艱難に當り皇妹和宮御下向あつて御婚姻の後に程も無く再度の御上洛これに續て長州御親征の爲に江戸城を出まして遂に大坂にて薨し玉ひしは痛はしき御事の限なりと申さんも中々におろかなり而して德川家將軍の正統も昭穆の恒典五世にして親盡くと云へる慣例より言へは此公の薨去にて其親は絕たるが如しと云ふべきか。蓋し德川幕府の世系を按するに家康公 初代東照宮 秀忠公 二代台德院 家光公 三代大猷院 家綱公 四代嚴有院 父子相續きたるに家綱公に實子なきを以て其弟綱吉公 五代常憲院 その後を繼ぐ又子なきに由り侄の家宣公 六代文昭院 其子家繼公 七代有章院 に傳へたり(家光—綱吉—家宣—家繼)然るに家繼公八歲にて薨し其近親なきを以て吉宗公 八代有德院 紀州家より出てゝ相續せられたり(家康—賴宣—光貞—吉宗)其子家重公 九代惇信院 より家治公 十代俊明院 に傳へて子なし家齊公 十一代文恭院 一橋家より出てゝ是を繼ぎ(吉宗—宗尹—治濟—家齊)其子家慶公 十二代愼德院 より家定公 十三代溫恭院 に傳はりて子なかりければ當時養君候補者の多かりし中にて家茂公 十四代昭德院 は紀州家より出てゝ相續ありしな

り（家齊－齊順－家茂）されば德川氏十四世の間に四たび分家よりして本家相續に及びたれども皆侄若くは孫若くは曾孫にして曾て昭穆の恒典を出でたる疎屬の親は是なかりしなりと云ふべし

扨も家茂公は漸く弱冠の御身にて此國難の衝に當られ玉ひし事なれば上洛の葛藤と云ひ開鎖の國論と云ひ辭職の紛議と云ひ遂には長州征伐の失敗と云ひ凡そ困難と云ふ困難に御身を際し玉ひし事なれば無念の涙を兩眼に湛え玉ひしは屢〻の御事にてありしとぞ左れば其苦心痛慮はいたく御身の健康を害し此歲の六七月の交より病づかせ玉ひて八月の初には心細く見へさせ玉へり依て不豫の御時には誰か御繼嗣に立て申すべきと幕閣は首を疾しめて評議に及びたるが一橋中納言慶喜卿の外に其人ある可からずとて群議一同の評決せる所なりければ幕閣より此旨を卿に通じたるに卿も此重大の責任を負荷するには流石に踟蹰せられ加ふるに卿に隨從せし輩は交々將軍家襲嗣の事は前々の往掛りよりしても今日の塲合よりしても不可なるを諫めたれば卿も一旦はその命を辭退ありしと雖ども遂に從はれたり是に於て幕閣は家茂公の名を以て家茂の病漸々

危篤に赴くを以て慶喜に相續いたさせ長防征討の事も名代として出張いたさせ度旨を朝廷に奏請し其勅許を得て之を公布し尋て其喪を發し御遺骸は順動丸と云へる軍艦にて江戸に護送し九月廿三日を以て芝增上寺に葬り奉りて昭德院殿と諡し參らせたりき

斯て昭德院殿の御遺命に依て一橋中納言慶喜卿は幕府を相續し玉ひたり此卿は水戸故齊昭卿の公達にて正しく家康公の流なりとは申せども實に十代の孫なれば（家康―賴房―賴重―賴常―賴豐―宗堯―宗翰―治保―治紀―齊昭―慶喜）近親の方々を差置きて斯る疏屬を以て繼嗣とする事は德川家に其前例なしと雖ども前例の有無は此危急の塲合に臨みて豈これを問ふに遑あらんや苟も慶喜卿にて將軍に立ち玉はゞ德川家の大厦を將に倒れんとするに支へ幕府の河堤を將に破れんとするに障ふるを得べしと擧て信じたれば僅か八年前此卿の御養君沙汰ありし時に異議を唱へたる輩も唱へざる輩も皆今は此卿を奉戴するを喜びたり（但し江戸城の後宮にては當時家茂公の薨御は慶喜卿が京都及び薩長に心を寄せて常に台慮に反對したるが其病因たりしに依り卿は即ち公が薨御を促したる人なりと云ひ甚しきは卿に望を屬せる者あつて公の御病中に看病

を怠りて御他界を早め參らせたりなどと流言し往々卿を目するに家茂公の敵なりと誤り思ふ輩もありしが如し是れ素より無根の流言にして取るに足らずと雖とも他日この爲に間接の影響を及ぼしたる事情なきに非ざりしが如し）

此時に當りて第一の緊急問題は長州征伐の事即ち是なり朝廷に於ては原來幕府をして長州を嚴に責罰せしむるの思食なきは此時已に公然の秘密たり而して慶喜公も亦敢て會津及び江戸の幕閣の如くに熱心に長州を憎ませ玉へるにも非ず加ふるに幕府の文武は概ね既に是迄の敗績にて戰を厭へる情に切なりければ何がな休戰の機會もあれかしと內心これを待たる所に九月二日を以て朝廷は大樹薨去上下哀悼の程も御察し遊ばされ候に付暫時兵事見合せ候樣可致旨御沙汰に付就ては是迄防長に於て侵掠の地早々引拂鎭定候樣可取計事との勅諚を下されたり此勅諚を發し玉へるの理非は言はで止みなん、幕閣たる者が此時に於て此勅諚を唯諾して奉承すべき者なる乎、今日これを奉承する位ならば何故に初より長州再征の軍を發したりし乎、故將軍家茂公を强て勸めて其心を動かし大坂まで進發の動座あらしめたるは誰なりし乎、家茂公をして世を早く

せしめたるは長州征伐其一原因にあらざる乎。然るを家茂公薨去あつて其肉未だ冷かならざるに忽ちに其遺言を反古になして此勅諚を唯諾したるは抑も何ぞやとは是れ當時幕府中にて氣概ある輩が憤惋して議論したる所なりき。此議論の當否は扨置き當時幕閣は此勅諚を得て內實は旱天に雷霓に遇たるが如き思をなして此幸なりと直に紀州總督及び出陣の諸藩に向て休戰の令を下したるは即ち事實にてありき。此休戰は引續きて藝州口石州口に向ひたる諸軍の解兵となりて其名義は兎も角も事實上に於ては幕府は無名の戰を起して長州に押寄せ纔か長防二國の毛利氏の爲に幕府の大軍は脆く敗北して窮し果て休兵の勅諚に因て漸く其軍を收め幕府の權力は復恐るゝに足らざるの實を天下に示したる者たりき然は則ち此休兵の幕府の命脈に於けるは恰も關が原の敗軍の豐臣氏に於けると其の結果を同くせりと云へるは敢て失當の評言にはあらざるなり。

新將軍家(慶喜公)は幕府の繼嗣に立たまひしかども依然京坂の間に在て關東には歸り玉はず此年十二月五日二條城に勅使參入あつて正二位大納言右近衛大將征夷大將軍に

任せられ玉へる都て將軍家の故事の如くなりき而して幕府は此際長州征伐の敗軍よりして頻に兵制の改革を行ひしかども固より忽に其効績を見る事も無く其他中外の政治も相變らず其日送りの姿にて此歳も將に暮れんとするに臨み茲に悲嘆すべき一大事の起つたるは恐多くも主上（孝明天皇）此時に於て御惱いたく重らせ給ひ終に十二月二十九日を以て崩御ましく〵ける御事なりき朝野の嘆き萬民の悲み言語に絕たる次第にて將軍家（照德院殿家茂公）の薨御いまだ半歳に及ばざるに此御登遐に逢ひ奉ると幕府衰亡の運こゝに益々其勢を促したり

此年は諒闇の中に暮往て明れば慶應三年丁卯の正月とはなりにき春とは申せども江戸城も京大坂も世の中かき曇りてぞ見えたる正月十六日　今上御踐祚あらせ給ひしかば未だ御幼冲にてましますとも天資叡明御聖德は夙に此時より顯れ給ひ殊に新將軍家は名に聞えたる慶喜公の事なれば朝廷の御威稜の益々盛にならせらるべきは申す迄も無く幕府も亦隨つて小康を得る所あるべしとは望みたり然るに其一は望の如くなるも其一は全く反對の狀況を加へたるぞ是非なかりき先づ長防の事たる去秋の勅諚にて幕府

は直に休戰を令し程なく解兵を成したれども長州は其爲に敢て戰備を止めざる而已ならず去冬より海峽を渡つて豐前の地に逆寄なし一戰に小倉城を陷れたれば九州の諸藩より交々幕閣に向つて其處置を乞ひたるに幕閣は是を奈何ともする事能はず御國喪に付一同解兵可致旨被仰出候との勅諚を得て僅に此敗綻を彌縫せんと試みたれども長州は其後の侵攻を止めたるだけにて戰鬪線に於ては依然として其形勝に據て以て幕軍の再襲を待つことを怠らざりき。次に江戸の幕閣は新將軍家の命令に由て去年より鋭意して其兵制を改革したれども兵制素より咄嗟の間に整理せらるゝものにても無く其影響は却て幕府從來の制度格式も破却し畢るの結果を成したりけり抑幕府の如き保守制度の組織に於ては其貴ぶ所は制度格式の典例を最も嚴重に保守じて敢て之を紊亂せざるに在り幕府が老松の樹心全く朽腐して空虛となるも猶枝葉鬱々として蒼龍の外形を存せるが如くなりしは此制度格式の効力に頼れるもの其多に居たり然るを今や幕府は兵制改革の爲に取捨存廢の境線を識別するの活眼なく輕擧躁進を以て鋭意の進取なりと思ひ誤り都ての政治上に於て舊典先例を破却するを以て繁文を除き簡易を得る者と見

◎第廿九章　兵庫開港

兵庫開港勅許の事情

長州處分寛大の問題

是時に當り(慶應三年丁卯二月)長州處置と兵庫開港とは實に幕府に取りても全國に取りても重要なる二大問題にてありき長州の處置は御國喪に付き解兵と相成たる迄にて其處置は未だ決着したるに非ざれば曩に幕府が勅許を上請して達したる毛利父子蟄居拾萬石削封の個條は其取消を得ざる限りは休戰にせよ解兵にせよ依然として彼我の間に存在するの條款にして長州が初より決して肯ぜざる所なり左れば去年(慶應二年)九月朝廷より藝州を以て大樹薨去上下哀悼の程も御察被遊候に付暫時兵事見合せ候樣可致旨御沙汰に候就ては是迄長防に於て隣境侵掠の地早々引拂御鎮定罷在候樣可被取計候事との朝命に對して長州が爭戰の勢に相成候ては地の利に據り時の宜に從ひ進退攻守するは用兵の常道なり假令進取致し居り候とも人の土地を侵畧の心底は誓て無之候然る處此度侵掠地引

拂候樣御達有之候へ共退て熟考仕候處乍恐眞に朝廷の思召させられ候御事に候はゞ定て正邪判然公平至當の處を以て御沙汰可被仰下其上にて侵掠仕ると否とは弊國の所置を以て御洞見も可被仰付候其上暫時兵事御見合と御座候へは唯將軍家御喪中を以て暫時御見合數日の後再び御討入と申事は了然相見候乍恐天日光明雲霧相開け候節は正邪曲直判然御照臨有て公平至當の御政典御擧行あらせられ候は必然の儀に付弊國に於ては歳月を經候ても其時を奉俟候心得に御座候と對へたる趣きは實に道理ある申條なれば長州は朝廷公平至當の御處置を俟て應するの決心を明かに表白したる者なり是に依て朝廷は解兵を令し續て御大喪に付き斷然長州の處置を寛大にすべき御旨を示させ玉へとも扨その處置如何と云ふ事に至りては此時までは未だ御決斷も無ければ幕府も亦固より決する所なく徒らに小田原評議に時日を送るのみなりき。將た兵庫開港は先年幕府の使節か歐洲を巡回して談判に及びたる末にて兩港兩都開市五年の延期を得たれども光陰は白駒の隙と過去りて此年十二月は正に兵庫新潟江戶大坂を開く可きの期に迫つたり且つ二年前『慶應元年』各國公使が軍艦を率て攝海に赴き談判に及びたる時にも幕府

は必らず期限の通りに兵庫開港すべしと確答したるなれば再度の延期などゝは思も寄らざる事と知れたり而して内を顧れば前年條約勅許とは相成つたれど兵庫開港は許す可からずと勅せられたれば幕府は内外板挾の狀に陷り期限の切迫するに從つて其困阨を增加したりき

新將軍家(慶喜公)は實に此の二大問題を善處するの主位に立たせ玉へり復た前日の如き補弼の客位に在りて一時の彌縫策を事とすると能はざりしなり依て襲職の初よりして從前の閣議を採用して益々佛國に結び兵制改良の事に着手し陸軍の敎師を聘し銃器を買入れ新に造船廠を取建る事ども都て佛國を依賴し次に本年佛國博覽會の擧あるに由り其弟德川民部大輔を大使に任して佛國に赴かしめ暗に佛帝那破崙第三世の歡心を繫ぎ外交上に於て其權威の影響を以て我國の利たらしめん事を謀られたり次に將軍家襲職の慶賀を受けんが爲に各國公使を大坂に招き謁見の典を擧られたり而して其典禮は大に文明諸國交際の例に則とりて鄭重の取扱をなし兼て幕府の大臣と各國公使との往復應接等の式法を一變せしめられたりき今日よりして觀れば左までの事業とも思は

れざれども其當時に在りては是等の事は實に將軍家の英斷にして今日明治の新日本の爲に不十分ながらも兵制外交の先導をなしたることと其功敢て少小ならざりしなり然れ共將軍家が内にしては旗本御家人等の中には其多數を占めたる守舊派の歡心を損じ外にしては大小諸藩の望を失ひたるも亦この進歩政略にして却て幕府衰亡の運を速かならしめたるが如きは蓋し不得止の結果なりと云ふべき歟

是迄は外交の中心は江戸の幕閣に在りしが將軍家謁見饗應の時よりして其中心は自から將軍家の所在地に移り將軍家も亦親しく閣老をして本年の暮に至り兩港兩都開市の儀決して相違ある可からずと證言せしめたれば何等の事情ありとも違約は素より行はる可きに非ず依て江戸に於ては此前年より築地一帶の地を以て外國人居留地と定め開市の準備に及びたれども肝心の兵庫は僅に奉行諸役人を命じたるだけにて未だ兵庫開港の勅許なきを以て其準備にだも着手の場合に至らざるは各國公使の倶に注目して密に之に對するの策畧を考へたる所なりき然るに各國公使中にて當時尤も勢力ありしは英公使パークス佛公使ロシーユの兩氏なりしが英公使は佛公使が頻に幕閣の信用を博

するを勉め漸く幕府文武の內政に關しても其密議に參與して忠告する所あるを觀て快とせず且や英公使は鹿兒島砲擊馬關攻擊以來薩長の士人に交を通じて大勢を洞察したるを以て到底幕府は與に語るに足らず日本をして開明の域に進ましめて英國の爲に貿易通交の利益を謀らんには薩長を友として朝廷維新を助くるに若かずと看破してより幕府に對しては冷かなる交際をなし却て薩長に望を屬したり之に反して佛公使は當時那破翁帝の東洋政略を心に躰してか幕府を助けて內訌を鎮定せしむるは今日の得策なり事いよ〳〵敗るゝに至らは佛國の勢力を以て幕府に聲援を與へ其地位を保たしむると佛國に取つての利益なりと考へ機會に値ふ每に暗々裏に干涉の途を覓むるに汲々たりしが如し斯の如く英佛兩公使の間にて其目的を異にせるを以て英公使は多分今日の狀勢にては幕府は兵庫開港を約の如くに成し能はざるべし其時こそは大に乘して爲す所あるの時なれと思ひ佛公使は此意を察して幕府若し違約の事もあらば忽に他國の爲に乘せられて幕府衰亡の禍を惹起すべきに由り幕府は斷然意を決し百難を排しても兵庫を開港して以て他國をして幕府を讓むるに辭なからしむべし其爲に內訌破裂せば佛

國は飽までも幕府に聲援すべしと迄に思ひて以て幕閣を動かしたるが如し是に於てか幕閣は其利害得失を熟考する迄も無く兵庫開港違約より外患を招きては大變なりと知り將軍家も之に同意ありて乃ち此年三月五日の上書を以て條約の背く可からざる開國の止む可からざるを論して兵庫開港の勅許を奏請し玉へり然るに朝廷に於ては右は重大の事件にて先朝に對せられても御沙汰に及ばれ難き筋に付尙諸藩の見込をも聞召され候間篤と再考可仕との御沙汰を下さる、將軍家は此事國家安危の界に付今一應朝議を盡され候樣仕度と同月廿二日再度の奏請に及ばれたりき

事此に及ひたれば朝廷は勅を降して諸藩主の上京を促し玉ひしに此召に應して島津大隅守(三郎久光)は上京なし五月を以て松平大藏大輔(越前春嶽)伊達伊豫守(宇和島宗城)松平容堂(土佐)と京都に會し相伴ひて將軍家に二條城に謁し(此時將軍家は京都におはしき)板倉稻葉の諸閣老と論談し遂に四侯連署して將軍家に上書し兵庫開港と防長事件とは大に寬急先後の順序有之大區別を以て曲直當否の御實蹟顯はるゝと顯はれざるとに相拘はる事に付虛心を以て御反察あるべしと論し長州處置を先にすべき旨を述べたり(五月廿二日の事)將軍

家は翌日參內せられ四侯の參內をも促されたれば越前宇和島の二侯參內して徹夜の議論に及ひたりしが其結果として翌日（五月廿五日）朝廷は長防の儀昨年上京の諸藩當年上京の四藩等各々寛大の處置御沙汰あるべき旨を言上し大樹も寛大の處置言上有之朝廷にも同樣に思召され候間寛大の處置可取計事。兵庫開港の事元來容易ならず殊に先帝止め置せられ候へども大樹も餘儀なき時勢言上し諸藩建言の趣も有之當節上京の四藩も同樣申上候間誠に止を得させられず御差許相成候事と發令あらせられ彼の先年の勅命兵庫被停候事條約結改の事は取消と布告に相成つたりき。是にて幕府は漸く其意を達して以て的面に迫つたる外交の一大阨難を免かれたりと雖も此奏請も今日に爲す程にてあらば何故に幕府は是を慶應元年條約勅許の時に奏請せざりし乎、故將軍家（家茂公）が辭職東歸と迄に思召されて決心し玉ひしは此の故にあらざりし乎、而して當時兵庫開港は被停候事と云へる拒絶の勅命に會ひ幕府は其外交上の目的を達せざりしに先づ是にて承服あるべしと百方故將軍家を慰諫して半上落下の間に其辭職を思止まらしめたる人々は誰なりし乎、若し其時に此勅許を得たらんには幕府は曲り狀にも外國へ對

して少しは政府の實權あるを示すに足るべかりしならんが今日にては此勅許も噫亦已に遲し以て幕府の運命を繫くに足らざりしなり然れども戊辰の變亂に先だちて外交の葛藤を見ざりしは將軍家が此勅許を得たるに由れば全局面より看來れば此一事は幕府末造の一功績なりと云はざる可からず何となれば則ち若し幕府にして兵庫開港の儀は御沙汰に難被及候事と云へる勅命を得て當時其儘に成し置たらば戰爭の砲烟は伏見鳥羽に起らずして先づ攝海に起りたらんも知り難く假令砲烟を起さゞる迄も外國の葛藤は自から內亂に連繫して內外の紛難復收拾すると能はざるに至らんも測り難かりければなり

然るに右の勅命に上京の四藩(薩摩越前宇和島土佐)も同樣申上候とあれども其實四藩が倶に同意したるに非ざりしを以て四侯は連署して其如何を伺ひたるに五月二十六日の事朝廷は其伺に對して兩件銘々の見込遲速の異同は有之候へども大樹幷に大藏大輔伊豫守參內の上寬開の歸着は同樣に付御取捨の上被仰出候尤も其節の模樣は大藏大輔伊豫守にも承知に可有之候併不參之面々は大樹へ可承合事との辨明を下されたり去ども薩摩宇和

島の兩侯は之を甘受せずして更に連署上書して寛開の歸着は同樣なれども兵庫開港の開を先にして防長處置の寛を後にするの不可なるを述べたれども（八月六日の事）別に是に對しての勅命も無く兵庫開港は全く勅許と相成たれば島津侯は病と稱して歸國せられたり於是幕府は其最後の朋友たる島津大隅守久光をば此時に失ひたりき兵庫開港の一大問題は是にて了りたりと雖ども長防處置は依然として未だ決行するに至らず朝廷も寛大にせよと宣ひ諸藩も寛大然るべしと勸め將軍家も寛大に致すべしと三方四方いづれも寛大に異存なきは信に勅諚に見えたる如くに相違なけれども寛大にも寛大の程度あるに如何なる程度までの寛大なる乎は未だ嘗て擧示せられたるの案目あるを見ず又誰あつて其案目を提出する人も無く互に睨合の姿にて到底幕府より案目を提出するを俟たれたる者の如し而して長州の所望は如何と云へば官位稱號都て故の如く三都の藩邸も從前の通りに相渡され長防二州の領地は寸尺も削られざるに於て和睦すべしと云ふの前議を堅く執て動かざるは明瞭なるが上に此時の勢にては石州豐前の侵掠地も容易には返すまじき情實とは察せられたり然らば則ち幕府にて長州の望に盡く應ずる時は是

れ長州處置に非ずして長州に降を乞ふの實あるが故に幕閣如何に衰弱無力なりと雖ども之を肯するを得ざりしは敢て無理にも非ざりしなり而して朝廷も諸藩も之を察知するに付き幕府に迫る迄に至らず爲に數月を遷延したりしが遂に一大事變を起すの危機となつて大政返上の大局面を喚起したり

◎第三十章

大政返上前將軍家下坂

討幕論の氣勢及薩長の連合

松平容堂の建白

大政返上の英斷

禍機正に熟せる事情

島津大隅守（三郎久光）は既に京都を去りて歸國したり諸強藩の中にて幕府と存亡を俱にするの決心を懷いて始終渝らさる味方とては京都に於ては唯僅に會津桑名の二藩あるのみ其他は槪皆向背一に定まらすして徒らに朝廷と幕府との間を觀望せるに過ぎず彼の外樣大名と稱したる諸藩は姑く置き、所謂幕府の御家門並に御譜代と稱したる向にも其藩中の議論は大抵尊王と佐幕の兩派に分れて藩論一に歸せず偶〻其主侯にして幕府の爲に其一藩を犧牲に供するをも顧みざるの志ありと雖とも藩士は其主侯の爲めに社稷を存するの念よりして之を拒諫して敢て其の意の如くに斷行せしめざる者あり

又或は德川氏の爲には大に盡すの志あるも當將軍家の進退出處に就て密に不服の念を有したるが故に若しくは其鋭進の改革に不滿なりしが故に自から躑躅せる者もあり殊に德川氏の賴となるべき諸藩は强半皆小藩にて爾も東北に多くして西南に少なかりければ京師に於ける幕府の勢力は恰も孤立の狀ありしが故に專ら會津桑名の二藩に依るの勢を成したるは敢て怪しむに足ざりしなり

茲に諸藩及び有志の士論を顧れば其初め將軍家が襲職し玉へる時に際しては此君こそ今時の英主なれば大に内外の政治を改釐して中興振作の處置を施されんと坐して俟つ可しと擧て其望を屬したりしに根本已に腐朽したる幕政なれば慶喜公の力を以てするも實は之を奈何とも成すべからざるの極に陷つたるが故に其施政に於て人心を滿足せしむるの價直あるを見ると能はざりき而して是まで猶幕府に對して多少の望を繫きたる佐幕黨の士論も此に於て益〻幕府の復倶に謀るに足らざるを覺り此上は尊王佐幕の目的を抛擲して寧ろ天下の爲に幕府を倒して以て我日本を振起せざる可からずと云へる新目的を執りて自から彼の過激黨と目したる討幕黨と其目的を一にするに至れり然

るを幕閣は未だ時勢人心の既に變じて此不測の禍機に達したるを知らざりき

茲に此討幕目的を懷きたる輩の中にて其運動の機軸たりしは薩州の西郷吉之助(隆盛)大久保市藏(利通)にして夙に尊王佐幕の行はれざるを看破し其同志の諸士と與に密に謀る所ありて其の運動を試みたりしに大隅守(久光)が佐幕説を執りたる間は藩論一に歸せざるを以て其志を逞くするを得ざりしが今や大隅守は既に其說の不可行を見て歸國ありしに由て更に其時機を得て公卿の中にて尤も經綸の大器なる岩倉具視卿を其幽閉の中に訪ひ討幕論實行の計畫を爲したれば岩倉は又在廷の公卿にて此大事を倶にすべき人々を語らひ密々の間に於て强盛なる討幕黨を組織し扨誰か此大事に與かつて薩州と倶に討幕の擧に其全力を委ぬべきと顧みれば長州の外にある可からず然るに先年京都九門の變より以來薩長の間頗る確執して動もすれば反目の狀況ありしに付き先づ此の憾を解くこと肝要なりとあつて當時陰に京師に潛伏したりける長州藩士に此旨を計りて意を通し尋て薩州侯(忠義)が上京の途上その船を三田尻に寄せて長州侯に面會なし親しく討幕出兵の順序を豫議して上京なしたれは長州よりは有名なる桂小五郎(木

戸孝允）を密に上京せしめて益〻討幕の議を熟せしめたり而して幕閣は薩長連合して是の如く著々其歩を進めたるを知らざりき

松平容堂（土州侯）は佐幕說を執れる温和黨の人なりしが此時に至り幕府の命運は既に傾きて復挽回するの望なく加ふるに朝廷と薩長の間を視れば恐らくは討幕の密議もあるならんと察したれば事發せざるに先ちて幕府をして大政を返上せしめ斷然大權を朝廷に復し公卿列藩會議の政を行なひ以て靜穩の政變を成すに若かずと思惟し乃ち此年（慶應三年丁卯）九月を以て建白書を裁し後藤象次郎福岡藤治（孝悌）の諸士をして上京これを將軍家に呈せしめたり其略に云く天下憂世者口を鎖して敢て言はざるに馴れ侯は誠に恐るべきの時に候朝廷幕府公卿諸侯旨趣相違の狀あるに似たり誠に恐るべきの事に候此懼は我大患にして彼の大幸なり彼策是に於てか成り候と謂べく候此の如き事躰に陷るは其實畢竟誰に歸すべきや併し既往の是非曲直を喋々辨難すとも何の益あらん唯願ふ大活眼大英斷を以て天下萬民と共に一心協力公明正大の道理に歸し萬世に亘りて耻ちず萬國に臨で愧ざるの大根底を建ざる可らず因て愚存の趣一々家來共を以て

言上仕候唯幾重にも公明正大の道理に歸し天下萬一と共に皇國數百年の國體を一變し至誠を以て萬國に接し王政復古の業を建ざる可からずの大機會と奉存候とて更に後藤等をして然る上は制度法則一切の萬機は京師議政所より出べし。議政府を上下に分ち議事官は上は公卿下は陪臣庶民に至るまで公明純良の士を選擧すべしと云ふを初として數條の要目を言上せしめたり

將軍家は當時未だ討幕の密議の正に熟せるを覺知し玉はずと雖とも禍機は既に其極度に達し幕府の運は朽索を以て六馬を繫けるが如き有樣なると眼前に顯はれたれば是に處するの道如何と苦慮せられたる折から此建言あるに會たれば今日に於て我國の艱難を排除するは唯此一策に在る而已とは此時に於て將軍家の台慮に啓發したりしなり然らば即ち此啓發は即ち容堂の力なりと云はざる可からず斯て將軍家は密に其腹臣の輩と謀りて其意を決し更に十月十三日を以て在京の諸大名幷に其重立たる群臣を二條城に召集め諮問し玉ひたる上意の略に云く我祖宗寵眷を蒙り二百餘年子孫相承其職を奉ずるや當今外國の交際日に盛にして愈政權一途に出ざれば綱紀難立候間從來の舊習を

改め政權を朝廷に歸し廣く天下の公議を盡し聖斷を仰ぎ同心協力共に天國を保護せば必海外萬國と可並立我國家に盡す所は不過之候猶見込の儀も有之候はゝ聊不憚忌憚可申聞候とありしに列座の諸侯群臣みな意外の台慮に驚き互に顏を見合せて對答する者も無かりしに土州の後藤象次郎と薩州の小松帶刀は大に將軍家の英斷を贊成し速に大政返上の奏議に及ばるべしと答へたりければ將軍家の意は益ゝ決して乃ち其翌十四日を以て直に其奏議に及び玉へり

此大政返上の一擧は實に將軍家非常の大英斷なりと云はざる可からず論者或は其英斷の一前年に出でざるを咎むる者あり余も亦實は其一年前若くは二年前に出しならば更に好かりしならんとは信ずれども是れ備はらん事を君子に求むるの望にして其實を云へば一官一職を辭するだに容易ならざるが人情の常なるに况や德川氏十五世二百八十年の霸權を拋つの一大事たるに於てをや豈に敝屣を棄るが如くに斷念し得らるべきものならんや然らば即ち此時に於て此奏議を行なひ玉ひしは眞に德川氏をして始あり終あらしむるの最大美擧なりと永く我國史に特書して其美を天下後世に不朽ならしむる

に足れりと云ふ者なり此英斷を行ひ玉ふに付ては閣老參政其他文武の幕臣等を諭され就中會桑二藩の武士等をして之に服從せしめたること將軍家の苦心思ふべきなり將軍家にして金鐵に比しき決心を以て臨ましめずんば不服の群議を鎭壓せんは成し得へからざるの事に非ずや、當時幕臣は密に思らく大政返上の御內議ありと云ふとも俄には決すまじ諸侯みな之を否なりと奉答すへしと豫想したるに却て可決する所となりしには案外の思を爲したりき

扨また朝廷に於てもよもや大政返上の奏議は將軍家より出ざるべしと思ひ給ひし所に十四日を以て突然その上奏ありければ是も意外の思にて關白其他の公卿は先づ此奏議は勅許に及ばれ難き旨を以て退けらるべき歟と僉議ありしに大久保市藏其他の輩は此奏議の出たることそ幸なれ直に勅許あるべしと論したれば廷議は其事に決して是を允許して宜く祖宗以來御委任厚く御依賴被爲在候へ共方今宇內の形勢を考察し建白の旨趣尤に被思召聞食候間天下と共に同心盡力致し皇國を維持し宸襟を可奉安御沙汰の事。大事件外夷一條は衆議を盡し其外諸大名伺被仰出等は朝廷兩役に於て取扱ひ自餘の儀

は召の諸侯上京の上御決定可有之夫迄の處支配地市中取締等の儀は是迄の通にて追て可有御沙汰事と達せられたり此勅允は將軍家こそは兼て御覺悟の事なれ會桑初め諸幕臣は彼大政返上奏議は朝廷より却下ありて政權は舊に依て幕府へ御委任の命あるべしと思ひたるに今や此勅允に會て更に益々意外の思を成し囂々の聲は二條城の内外にぞ聞えたる

大政返上の御事四方に聞え渡つたりければ諸藩の中にても德川氏に緣故の深き親藩其他には或は更に政權を德川氏に御委任あるべしと朝廷に奏するもあり或は大政返上の勅允は薩州其他の意に出て正當なる廷議に非されば其如何を尋糺すべしと將軍家に建言せるもありて左ながら鼎の沸が如くなりき然るに將軍家は二條城に在て靜に世の成行を見たまひしに朝廷は十二月八日を以て公卿諸侯諸士を禁中に會して議せられ其翌九日を以て三條以下の五卿及び長州侯父子並に末家の官位を復して入京を許可し岩倉其他諸卿の蟄居を免して復職せしめ攝政關白征夷大將軍議奏轉奏守護職所司代等の官職を廢し新に總裁議定參與の職を置き是を王政復古王政維新と名け啻に鎌倉以來の武

職を罷めたる而已ならず千有餘年朝廷の官職をも罷めて非常の大改革を行なはれたりければ慶喜の征夷大將軍を初めとして會津の守護職も桑名の所司代も此改革にて廢職となりて會桑の憤懣は益〻昂激し其變將に足下に起らんとせしに由り慶喜公は此日を以て會桑の士人を二條城に入らしめ玉へり然るに其翌十日に至り　朝廷は松平春嶽（越前）をして二條城に赴き征夷大將軍廢職の事及ひ內大臣辭職の事並に邦土をも相納むべき內旨を慶喜公に傳へしめたり慶喜公は廢職の事は謹て承はるべし但し辭官上地の事は人心折合の日を待て奉答すべしと答へられたり

此に長州は是時既に薩州と共に討幕の密勅を蒙つたりければ（此密勅一條は後章に詳論すべし）二大隊の兵を率て兵庫に着し此日を以て入京し命を奉じて禁門を警衞したり朝廷には薩長の兵あり德川氏には旗本勢及び會桑の兵ありて屹然相對し爭亂旦夕に起らんとするの急狀なりければ前將軍家は禍機の破裂に至らん事を慮り玉ひ乃ち十三日を以し突然二條城を出させられ閣老參政及ひ會桑の二侯を率ゐ馬に鞭つて大坂城に下り玉へり是に由て會桑二藩及び旗本勢も陸續みな京都を去て大坂に集まりければ京

都は全く薩長の有となり尋て朝廷は德川氏の旗本勢及會桑二藩士の入京を禁せられたり是れ畢竟するに朝廷は表向に於て大政返上を嘉納ありしに係らず討幕密勅の旨趣正しく眞實の主眼となつたるを以て此異狀を見るに至れるもの歟然ども幕府は此時まで未だ討幕密勅の事を知らざりしなり

◎第三十一章

討幕密勅

幕史論家が密勅に於ける論評

幕府が此密勅を初に知らざりし事情

幕府密勅の事は已に前回に於て其概略を述べたりと雖ども此密勅は實に幕府滅亡の大に關する所たるを以て少しく觀察を進めて論評せざる可からざるなり

蓋し此討幕密勅は當時京都に於て秘密に組織せられたる討幕黨の計畫に出て岩倉少將(具視)西鄕吉之助(隆盛)大久保市藏(利通)桂小五郎(木戸孝允)の諸雄これが首領となりて專ら其謀を運らしたるが故に其注意の愼密なる降勅の前後に於て啻に幕府これを知らざりし而已ならず朝廷の攝籙議轉職事と雖ども其謀に與かれる公卿の外は之を知らざりしと云へり左れは余が如きも幕府滅亡の後數年を經て初めて其密勅の寫を拜讀して爲に愕然たり其後これを新聞紙にて公にしたりし時にも舊幕士の諸人及び史論家は交々此密勅に疑を挾み甚しきは余を以て斯る重大なる詔勅を僞作せるかと怪しみた

る輩もありき然れども此密勅は爾來史家の筆頭に寫し上せられ今は明治歷史中の昭然たる一大關節なれば復毫末も眞僞に於て疑惑を懷く者は日本國中一人も有るべきの理なし扨その討幕密勅の御文言に宣く

左近衛權中將源久光

左近衛權少將源茂久

詔。源慶喜藉累世之威。恃闔族之强。妄賊害忠良。數棄絶王命。遂矯先帝之詔而不懼。擠萬民於溝壑而不顧。罪惡所至。神州將傾覆焉。朕今爲民父母。是賊而不討。何以上謝先帝之靈。下報萬民之深讐哉。此朕之憂憤所在。諒闇不顧者。萬不可已也。汝宜體朕之心。殄戮賊臣慶喜。以速奏回天之偉勳。而措生靈于山嶽之安。此朕之願。無敢或懈

慶應三年十月十三日　奉

正二位　藤　原　忠　能

正二位　藤　原　實　愛

權中納言　藤　原　經　之

右は薩州侯父子に賜はりし所にて其長州侯父子に賜はりしも同文言にて宛所を殊にせる而已と知られたり是と同時に奉勅の三卿より會津桑名二侯を誅伐すべき内勅を傳へられたる左の如し

會津中將
桑名中將

右二人。久滯在輦下。助幕賊之暴。其罪不輕候。依之速可加誅戮旨。被仰下候事

十月十四日

忠能
實愛
經之

薩摩中將殿
同　少將殿

此内勅も亦比しく長州侯へも下されたると勿論の御儀なりとす斯る事蹟を論するは歷史家に取りては極めて其困難を感する所たり況や此密勅たる明

治偉業の由て來る所にして今代史に於ても尤も其光輝を發する要節たるに於てをや然れども余は今幕府の爲に其衰亡の事情を論ずる者なれば親しく身を當時の幕府に置て觀察するの地に在り故に苟くも當時幕府の眞相を寫出して史家の參觀に供せんには徒らに左諱右避して實を沒し眞を滅すると能はざる者なり然らば則ち論評の語中或は今代の方々に涉り識らず知らず明治の元勳に及ぶ事もあるべきが是れ歷史上の事として寛裕せられざる可からざるなり先づ第一に當時幕府より見たる所は主上は未だ御幼冲にましませば朝廷の政は皆輔佐の任に當れる大臣公卿の手に在るを以て眞正の叡慮に出るもの無しと考定したり是れ決して幕府が不當なる考定には非ざりき慶應三年には主上實に未た御幼冲にて渡らせられ大政を親裁し玉ふ事は御座なかりしなり是に由て大政返上の一段に關しては殊に當時の廷臣たるもの歷史に於て天下後世に對して其責に任ぜんと論を俟たずして明白なり扨この廷臣が責に任じて薩長に降したる密勅は事躰重大日本全國の治亂盛衰に與かるの事件なれば其公明正大なる日月と光を爭ふを旨とすべきは第一の要點なるを以て凡庸の宰相も倘如是の機會に遭遇すれば其愼重を失

はざらん事を勉むべし況や維新の元勳たる豪傑の集議に成れるの密勅たるに於てをや然るに其密勅を拜讀すれば源慶喜は實に古今無類の大惡人なり支那の王莽曹操と雖ども我國の淸盛義時と雖ども以て及ばざる程の惡逆無道を働ける武將たるが如し赫々たる詔勅に明書せらるゝ上は實に其如くなりしに相違なかるべしと雖ども幕府に在りて謹察すれば慶喜公には就職以來妄に忠良を賊害し王命を棄絕せられたる事跡ありとは毫末も其實證あるを見ざるなり但し其頃黨派の軋轢よりして有志の間に動もすれば相互に殺戮を行ひ佐幕黨の手にて尊王黨を闇打すれば尊王黨にても亦佐幕黨を暗殺するの慘劇を演し既に京都に於ては此慘劇は獨り尊討有志輩の暴行のみに非ず現に見廻組新選組など云へる中にも鎭撫巡邏の本分にて有ながら幕閣の嚴禁を犯して此暴行に與かつたる者もありき然れども是れ幕閣の敎唆に出たるにもあらず將軍の命令に由れるにも非ざれば之を將て直に慶喜公の罪惡なりと斷せんは近時議員改撰の時に當りて彼の所謂民黨なるものに反對し或は其政敵を助けて撰擧に干涉し或は其演說投票を妨害し或は多少の暴行を加へたるの跡を見て是れ皆吏黨の所爲なり政府が爲さしむる所な

りと斷して其咎を政府に歸し責任に當らしめんと云ふ者に同じかるべし世間豈に此理あるを容さんや況や夫れ先帝の勅を矯めたるが如き更に其事ありとも覺えず殊に萬民を溝壑に擠れて顧みずとは恐怖すべきの事なれども當時日本全國三千五百餘萬の人民誰ありて一人として幕府に其事實あるを知らざるに於てをや然れども是れ幕府の方面より云ふ所なれば朝廷の方面よりしては必らずや其事あり其跡ありて責むべきの實を備へたりと認められたる者なるべし但し此塲合に臨みては被告たる幕府史論家は慶喜公に於て事實上斯の如き惡逆を行へる事無しと云ふを史論の法廷に主張すれば乃ち足れり別に無罪の證據を擧るに及ばすと雖とも原告たる明治史論家は否々慶喜には云々の惡逆ありと一々に有罪の證據を摘示して密勅の有効を史廷に明白ならしめざる可からず是即ち明治史が幕府史に對するの責任なり而して余は未ださる明白なる論告の明治史論家の筆よりも口よりも十分に發表せられざるを遺憾とするものなり

扨て史論の事は直接の關係に非ずとして更に一歩を進め先づ假りに幕府には此密勅の通りの惡逆あれば討幕の議を定められたると其理ありとして論せんに抑も此密勅の主

眼は安に在る乎と問へば速に回天の偉勳を奏して生靈を山嶽の安に措かせらるゝが大主眼にして其爲に討幕を不得已に行はんと思召たるなるべし左れば若し討幕を行ふにも及はずして奏勳措安の大主眼を達し得らるべき方法ありたらんには此上も無き最良の結果なりと思召すべき譯にあらずや然るに其最良なる結果は此時に思はざる事にて出て來りたり幕府より大政返上に及ばれたる事即ち是なり幕府は十月十三日の夜を以て二條城に群議を決し翌十月十四日を以て大政返上の奏議を奉りたるに付き朝廷に於ては遲くも十月十一日の頃には此幕議の頻なるを聞知らせられざるの理なきに廷臣が之を聞知りながら更に顧る所なく十三日を以て此密勅を下され會桑誅戮令の如きは十四日即ち大政返上の同日を以て降されたるは抑も如何是れ實に幕史論家が大に疑團を懷く所なり而して史家の推考を以てすれば幕府は朝廷にて頃日討幕の密勅を薩長に下さるべき哉の廷議ありと聞き左ありては幕府の滅亡德川氏の最終なりいざ其密勅の下らぬ内に早く彼に先だちて我よりして大政返上を行ふに若かずと決心し急に奏議に及ばれたるに同じく朝廷に於ても亦その如く頃日幕府にては大政返上の議ある哉の風説

を聞かれ左ありては幕府を打亡ぼすに機會を失ふべしいざ其奏議を奉らざる内に早く彼に先だちて討幕密勅を薩長に下さるゝに若かずと內決あつて急に降勅の事に及ばれたる事ならんと思惟するは敢て失當の觀察に非ざるを信ずるなり

果して然らば事實に於ても道理に於ても此密勅の大主眼は幕府の政權を朝廷に回復せらるゝにあらずして實に幕府を討滅せらるゝに在ると自から明瞭に現はれたるが如し夫れ幕府累代の積威は此時既に衰微して幾と枯木と一般なりと云へども猶天下の觀望を繫ぎたれば假令幕府が大政返上を行ひたればとて實權は直に盡く朝廷に歸するものに非ず列藩會議云々と書面の上は立派に改まりても實際の上に至れば中外の政治は依然として概ね幕府の手に出るを免かれざるべし然る時は朝廷には大政を回復するの名ありて其實なく幕府には大政を返上するの實なくして却て其名を得るの狀況たるべし是れ決して王政復古の實を奏するものに非ず到底幕府を討亡ぼし畢らざれば維新の事業は成就せざるべしと看破し得たるに付き討幕黨の首領諸雄は慶喜公に對しては氣の毒の至なれども此大計には替がたしとあつて扨は此密勅に及ばれたるものなるべし是

其大政返上の擧ありしに係らず討幕密勅の出たる事情なるべき歟故に此密勅なかりせば大政返上ありと雖ども幕府の滅亡の速かならざると與に明治維新の事業も亦速に其成立を見ると能はざりしならん

然るに幕府は廷議已に此果斷の大計を定め討幕の密勅を薩長に下され尋て其後諸藩へも下されたりとは覺知せず我已に大英斷を以て大政返上を行ひたる以上は朝廷に於ても諸藩諸有志に於ても從來の怨を釋き必らずや幕府に對するに靄然たる和氣を以てし列藩議會には首座に置き宮廷の禮遇には特例を以てせらるゝならんと豫期したるは是亦敢て非望の豫期には非ざりしなり然るに大政返上の後に朝廷は十二月八日を以て復古維新の基礎を建て非常の大改革を行はるゝに當りて更に慶喜公をして此議に參與せしめられず剩さへ長州侯父子幷に脱走七卿の官位を復し入京を許し長州の兵をして薩兵と共に禁闕の護衞に充て會津桑名の守衞を免し其上のみならず慶喜公に向ては征夷大將軍廢職の旨を達し内大臣の官をも辭すべしと旨を諭し封土をも納むべしと傳告せしめられたる事なれば幕士を初め會津桑名の兩藩が一驚を喫し其事の意外なるに愕き

悲憤交々至りて將に事に及ばんとせしを前將軍の大坂に急下せられたるに由て僅に禍機の潰裂を免かれたるは即ち余が前に述れるが如くなりき

前將軍が大坂に在城せられたるの時は幕府が正に其向背を决すべきの時機なりき當時幕府にも多少の策士ありて頻に薩長に對するの策を獻し或は急に軍艦を大坂兵庫の間に繋ぎて海路を封鎖し淀川の通船を止め伏見淀に關を設けて陸路を阨すべしと云ふもあり又或は此策を行ふ爲には前將軍には速に江戸城に歸り會津侯をして大坂の留守に任せられ更に東海東山の兩道よりして江戸の親兵を西下せしむべしと說きたるものありしと雖とも幕議は猶も平和の望に戀々して决する所を知らす苟も政權さへ返上すれば德川氏の社稷は無事安泰なる筈なりと妄信したるが故に尤も此際に大切なる緊要の時日を大坂城に送り遂に尾州越前兩侯が再び廷旨を帶びて下坂せるに逢へり而して其來由を論ずれば幕府が大政返上奏議に對せる勅諚の表をのみ引當として（此勅諚は前章に載せたり）更に討幕密勅の御趣旨が廷議の眞相たるを覺知せざりしが故なるのみ

◎第三十二章

戊辰の敗績　前將軍家の東歸

幕府が朝廷の非常改革に異議ありし事情

幕議が開戰に决したる情勢

鳥羽伏見の敗北

初め前將軍家（慶喜公）が京都を去に臨みてや尾州侯に托して書を朝廷に捧けられたり其略に云く防長御處置の儀に付内々御尋の上叡慮の通り仰出され異議申上候族も無之筋には候へども萬一異存の輩有之騷動に及び候儀有之ては御幼君にも在せられ候折柄自然御驚動は勿論皇威も如何と深く叡慮を惱され候御次第にて鎭撫說得の力を盡し候樣御沙汰の趣奉畏候其後宮闕戎裝を以て御固の上非常の御變革仰出され候に就ては何分多人數の鎭撫方深く心配仕候不肖ながら誠意を以て尊王攘夷の道を盡し罷在候へども徒に下輩の粗忽より水泡に屬候樣に相成ては此上深く恐入候に付右人心折合ひ候迄暫時大坂表へ罷越候尤何濟の上出立可仕筈に候へども彼是手間取候内に萬々一輕輩の

過誤より國家の御大事を牽出し候ては恐入候に付直樣出發仕候とありき以て當時幕府の文武及び會桑二藩の士人等が朝廷非常の御變革に付き長州侯父子及び脱走公卿の御處置に付き會桑の宿衞を禁し之に代ふるに薩長の兵を以てせられたるに付き朝廷の御變革に關し前將軍會桑二侯を參列せしめられざるに付き前將軍家に內命するに內大臣を辭し封土の幾分を朝廷へ納むべき旨を以てせられたるに付き、是を一言すれば朝廷は表面上に於て大政返上を嘉納あるに係らず更に益〻幕府を敵視せらるゝの實あるに付き前將軍家が此爲に事を誤らんを恐れて大坂に退かれたるは實に平和を好むの意に出て其苦心は名狀す可からざるの度に達したる者なりと云はざる可からず、然らば則ち此奏議に付て明治史論家は往々臆測の揣摩を下し當時幕府の心底如何を疑ふ者ありと雖も余が斷じて此奏議は前將軍の誠實に出たるの言なりと明言するに於て復何の不可あらんや然れとも是れ畢竟幕府に於ては彼の此時までは未だ討幕密勅の事あるを知らざるに出たるが故なり若し其秘を知得たらんには兵亂は既に此時に潰裂したるを疑はざるなり

前將軍家は會桑其他を率て盡く京都を去りて大坂城に入られたり。大坂城中の群議紛々たる皆朝廷の御處置に憤懣を懷き要するに是等の事たる都て薩藩の私意に出て朝廷を扶て其非望を行ふ者なりと認め交々中外よりして前將軍家に勸むるに兵を以て朝廷の君側を清むへしと云ふの議を以てせり。然れども前將軍家は從來純乎たる平和主義を執るの人なりければ其議を斥けて更に書を裁して朝廷に奏聞せられたり其略に云く

某不肖苦心焦慮宇内の形勢を熟察し政權一に出て萬國並立の御國威相輝やき候ため廣く天下の公議を盡し不朽の御基本相立度との微衷より祖宗繼承の政權を奉歸し同心協力政律御確定有之度普く列藩の見込可相尋旨建言仕つり猶將軍職御辭退申上候處召の諸侯衆議相決し候迄は是迄の通に可相心得旨御沙汰に付き右參着の上は同心戮力天下の公議輿論を採り大公至平の御規則相立奉存候外に他念無之旦夕企望罷在候處豈料んや今度臣某へ顛末の御沙汰無之而已ならず詰合列藩の衆議だにも無之俄に一兩藩戎裝を以て宮闕に立入り未曾有の大變革仰出され候由にて先帝より御遺托の攝政殿下を停職し舊眷の宮堂上方を擯斥せられ遂に先朝譴責の公卿數名を拔擢し陪臣の輩猥に玉

座近く徘徊し數千年來の朝典を汚し其餘とも御趣意柄兼々被仰出候御沙汰の趣とは悉く霄壤相反し實以て恐愕の至に奉存候假令聖斷より出させられ候にても忠諫し奉る可き筈況や當今御幼冲の君にて被爲在候折柄右樣の次第に立至り候ては天下の亂階萬民の塗炭眼前に迫り建言の素願も不相立金甌無虧の皇統も如何被爲在候哉と恐痛し奉り候殊更外國交際の儀は皇國一躰に關係仕候事件に付前件の如き聖斷を矯候輩一時の所見を以て御處置相成候ては皇國の大害を釀し候は必然と別して深憂仕候最前眞の聖意より被仰出候御沙汰に隨ひ天下の公論相決し候迄は是迄の通り取扱ひ罷在候速に天下列藩の衆議を盡させられ正を擧け奸を退け萬世不朽の御規則相立ち上は宸襟を寧し奉り下は萬民を安じ候樣仕度某千萬懇願の至に奉存候とは見えたりき。此上奏書に付き世上或は其眞僞の如何を疑ふの輩ありと雖とも良や此上奏は朝廷に達せざるの事ありしにもせよ余は此奏議の前將軍家より呈出せられたるを疑はざる者なり。當時幕府の內にては往々政權に戀々して徒らに其回收を望める輩も無きに非ざりしと雖とも前將軍家を始として苟も少しく活眼を具したりける幕府の文武は既に大政返上の上は眞正

なる列藩の群議に依て朝廷の基本を定められん事を望み彼非常變革の如きは薩藩の私意に出たりとして之に承服せざるの意見なりしのみ幕府の方面より觀察すれば此異議は敢て故なきに起りしにも非ず既に外交上に於ては兵庫大坂江戸の開港市正に目前に迫りたる所に大政返上の事起りたるに由り各國公使は此時を以て前後皆大坂に來り第一には政變の事情を質ね次には其政變あるに拘らず開港市は約の如くに履行あるべき旨を幕府に要求したるに付き幕府は政變の事は云々なるを以て列藩會議の上にて基礎を定むべし夫迄の所は幕府外交の衝に當り開港市は約の如く履行すべしと確答して此忽劇の間に於ても大坂に於て談判を開き着々開港市に關係するの諸規則方法等を議定し更に外國に對して責任を盡さゞるの闕典なかりしは余が現に目擊したる所なれば是實に幕府が最末竭任の美事なりと云はざる可からず而して其事たる即ち奏議を實踐したるの跡なりとすれば此奏議の正眞なるを證するに足るべき歟

此時に當り尾州越前の兩侯は京都に在りて幕府の爲に善處調停の勞を執り事を平穩に歸着せんと冀ひ十二月中旬十七八日の頃と覺えたり朝廷の內命を帶て大坂に來り越前侯は親しく前

將軍家に謁し聞が如くなれば幕府領の封土の幾分を朝廷に納れん事を説きたれども其議は納られずと云へり而して前將軍を召して上京せしめらるゝの議は此時に起りたりと云へり事頗機密に屬したるを以て詳知するを得ざりしかども事情より推考すれば蓋し然るが如しと思はれたり

既にして前將軍家上京の議は果して幕府の一大問題とはなりき然れども此時を以て上京あらん事は幕府の爲には尤も其機會に非ざるを以て交々之を不利なりとして寧ろ其徐ろに時機の來るを俟たせらるゝに若かずと云ふ議は識者の間に行はれしが奈何せん幕軍の將校及會桑二藩は憤激の念正に昂騰したるに付き其議を迂遠なりとし頻に前將軍家が上京あつて君側を淸めらるべきの議を主張して勢力を占めたり。茲に又眼を轉じて江戸の一方を顧れば嚮に大政返上の報に接して大に前將軍家の英斷に遽了なるを憾み甚しきは之を怯弱なりとし祖宗の意に戾れるとし薩長諸藩の術策に陷つたる者なりとし遂に前將軍家は祖宗に不孝なりとし是を取消さしめんと迄に切論せるもの啻に幕府の文武のみにあらず連枝の親藩譜代の諸藩にも熾に起り纔に前將軍家の諭告に賴

りて潰發するに至らざりしが其後彼討幕密勅の風聞は漸く漏れて先づ江戸の幕閣に聞え尋て前將軍家御下坂の報知を得たりければ幕府の主戰黨は俄に勢力を得て鄠を飛して之を大坂に告げ一戰淸野の策を勸めたり。而して當時また大坂にても彼討幕密勅の風聞ありしに際して恰も江戸の報道に會ひ關東皆戰論に歸したるを知りたれば在坂幕閣も亦漸く心動き殊には會桑益〻激動したるに付き前將軍家の心も正に此時よりして動きたるなるべし此時や幕府の紀綱大に弛み暴徒强盜白晝横行して荐に江戸府内を騷し警吏の力之を制すること能はざるに達したれば幕府は庄内侯(酒井左衞門尉)をして江戸市中を戒嚴せしめたるに彼の强盜等は富豪の家を襲て財物を强奪し公然これを三田の薩州邸に輸送し其輩は薩州邸を以て潛伏の所とせり是に於て幕府は薩州の邸吏に諭すに彼潛伏惡徒を出すべき旨を以てしたれども邸吏は更に其事なしと辯疎して聽從せざるに付き幕府は去らば兵力を以て之を制すべしとて乃ち十二月廿五日の夜を以て薩州邸を圍み砲擊して全邸を燒拂はしめたりき是れ恰も前年長州事件に付き江戸に在る長州の三邸を破潰せしめたると同一轍の處置にして更に一層の激烈を加へたる者と云

ふべし是より先き江戸幕閣は十四日の午後を以て急に在京の大小名を召集し閣老は是に告て曰く去る十日十一日の早飛脚到來京師の葥變容易ならず右は毛利大膳父子去月四日大坂まで出張の由にて毛利内匠は入京し五卿は返京復官し御國諸侯は御免にて薩長土越備州へ仰付られ二條邊御所も前同斷今にも砲發可相成も計り難し早速兵隊を登らせずしては旦夕に迫るの變に應じ難しとの趣意にて即ち幕府の兵隊に命じ急に西上せしめたりき大坂にては右の如く幕兵西上の報を得るの後に薩邸砲撃の急報に會ひたれば最早此上は躊躇すべきに非ずと初て意を決したるが如し是を一言すれば內には既に幕士及び會桑の憤激あり外には江戸幕閣の報道ありて戰意正に熾なるに際し薩邸砲撃の爲に益々其決意を促されたる所に討幕密勅の風聞は愈々實說に相違なしと知れたるに由り幕府一般の昻激憤懣は此時を以て其極度に達したれば前將軍家が何程に平和主義を執らるゝとも之を鎭壓すること能はざる迄に達したり況や前將軍家とても此狀況に迫つては手を束ねて敗亡を待つ迄に冷血の寂念は無かりしに於てをや

斯の如き情勢にて大坂城內にて出軍上京の議は憤激の間に決せられたり由て幕士の諸

隊及び會桑二藩の兵は各〻隊伍を整へ其表面は前將軍家は朝命に由て上京する者なりと唱へ別に朝廷への奏聞書を裁し頃來朝廷の御變革は眞の叡慮に出たるに非ず薩藩の諸人等私に幼冲の天子を擁して勅を矯むるに出るの所爲なりとす宜しく此輩を征伐して以て誤國の奸徒を除き以て君側を清め奉るべしとの趣意を述べ十二月三十日より兵隊をば伏見鳥羽の兩道に繰出し翌慶應四年（即ち明治元年）正月三日幕兵會桑二藩の兵を先陣となし松平豐前守竹中丹波守これが將となり姫路松山大垣濱田其他の諸藩は後陣となり前將軍家は幕府の親兵を率て中陣より進まるべき部署を定めて幕兵は伏見鳥羽の兩道より進みたるに官軍は關を鎖して其入るを容さず遂に砲戰を初めたるより事敗れ兩道の幕兵は地理の狹隘なるに窘められて官軍の激擊に其利を失ひ淀に退き連戰皆敗れて八幡牧方橋本守口に退き僅に敵の追擊を支へたりき然るに前將軍家は六日の夜を以て密に大坂城を出て會桑二侯及び閣老幕吏を從がへ軍艦に乘て大坂を立退き江戸に東歸ありたりければ幕兵の戰略は一度に敗潰し空しく大坂城を棄て海陸より東歸し前將軍家には彼の討幕密勅黨が豫期したる如く朝敵の名を負はせ討幕密勅も今は憚る所なき

公勅と成り官兵錦旗を翻して東下したるに係らず前將軍家は恭順謹愼の方向を執り江戸城を差出し幕府衰亡の事を全くするに及びたりき是れ實に慶應四年中旬の事なりし

◎第三十三章

幕府衰亡の結論

前將軍家(慶喜公)東歸以來の事は明治史の詳にすべき所たるを以て余は此に之を叙し之を論ずる事をせざるべし蓋し前將軍家が勢に迫られて伏見鳥羽の戰を開かしむるに及びたるも戰亂は素より其志にあらざるを以て恭順謹愼の念は已に坂城を出させたるの時よりして定まりたる者歟但し伏見鳥羽の戰に幕兵が散々に打敗られて退きたると實に天運の然らしむる所なりとは云へども抑も出兵の策その宜を得ざりしに出たるの敗なりと云はざる可からず。是時に當り京都に在りける薩長の兵は勇悍なりと云ふとも僅に數千に過ぎず討幕密勅は薩長の膽を固めたりと云ふとも他の諸藩は依違の間に在れり幕府依然として大坂に據りて自重し海には其軍艦を攝海に繫て西南よりするの通路を塞き陸には兵庫の關門を鎖し淀川の水路を阨し山崎其他の要所に護兵を配布して以て諸方の連絡を絶たば京都は左ながら敵圍の中に在る形勢となり薩長懸軍は孤城落日の死地に陷り戰はずして自ら潰ゆべかりしなり是を幕府の爲の上策なりとす然

れども勅命頻に降りて前將軍家の上京を促がされ之を推辭すること能はざりしとならば前將軍家は斷然汽船に搭して東歸せられ坂城の留守を會桑に托して以て前策を行はしめらるべかりしなり是を中策なりとす此兩策とも行ふ可からずして必らず京都に攻上りて以て一戰に薩長の兵を破り君側を淸むべかりしならば全軍の力を集めて一擧直に山崎街道に向ひ鼓譟して京都を突くの策ありしのみ是を下策なりとす彼の狹隘の路に向て兵を分配し側面の攻擊を意とせず加るに數隻の軍艦を有し海軍に於ては全國中幕府に敵すべきの諸藩なきの地位に在りながら斯る無策の軍略を行ひたると今日に至るまで少しく兵を談ずるものが必らず幕府の爲に奇怪の思を成す所なりとす。當時幕府の將校中豈に此覩易の兵理を知らざる者なからんや然り而して其言の行はれずして彼無策の出兵に歸したるものは何ぞや他なし幕閣が恃む可からざるを恃みたるが故なるのみ彼等その心に思らく薩長の兵數千敢て恐るゝに足らざるなり前將軍家の大旆一たび京都に向はば他の諸藩は靡然として幕府に隨從すべきなり薩長の孤軍は戰はずして潰散すべきなり在京の諸藩は戈を倒にし銃を後にし以て背後より薩長の兵を攻擊して

以て幕府に應すべきなり鳥羽伏見に砲聲の聞ゆると同時に洛中所々に火の手上りて一戰に前後より挾み擊べきなりと恃み一言すれば前將軍は砲に烟せずして京都に入り血を流さずして君側を淸め得らるゝに相違なきに由て復た兵略の如何を問ふを要せずと信したるものなり現に幕閣諸老は出兵の方略を論ぜる將校に向て往々之を公言して憚らさりしなり是蓋し當時京都內應の事は之を幕閣に內議して密約せる輩ありしを以て幕閣は輕々之を信依したる事とは知られたり若し幕府にして彼上策を執て坂城に自重せば維新の功業は斯く容易に其績を見るに難かりしならん歟

扨前將軍家東歸ありてより幕府文武の議論は概ね皆主戰の一方に傾き或は箱根碓氷の險に據て官軍を防くべしと云ふものあり或は美濃尾張の間に兵を進めて戰ふべしと云ひ或は再ひ東海東山の兩道より大擧して京都に攻上り海軍相應して坂城を回復すべしと云ふものありて軍議紛々たりき然るに前將軍家が固く恭順の議を執りて動き玉はざりしが故に幕議は遂に謝罪降伏とは決したりき此時に際し若し幕軍防戰と決したらんには敢て必勝を期す可からざるも斷じて必敗とも期し難かりければ其戰亂は延て數年に

至り全國の蒼生塗炭に苦まんは必然なりき、爾のみならず當時尤も恐るへかりしは外國の干渉なりき佛帝那破崙第三世漸く東西に志ありて之を交趾に試み之を墨是哥に試みて其の意の如くならざりし折柄にて加ふるに前將軍家の弟民部大輔佛國に在て大に帝の優待を得たりしに付き幕府の士大夫中には佛國の應援に依賴し其兵力を假りて以て薩長其他を平定するの議を首唱し稍々幾分の勢力を占んとするに至れる者もありき若し此議にして行はれなば日本帝國の金甌は此爲に永く一缺を生して不測の禍源たる可かりしなり然るを前將軍家は斷乎として斯る邪議を退け一意に恭順を表して動き玉はざりき其一身の生命を犧牲にし德川氏の存亡を犧牲にして專ら國家の幸福と國民の安寧とを望まれたるは決して尋常の思想に非ざるを得て知るべきなり、然らは卽ち前將軍家は德川氏滅亡の際に臨みて能く其終を全くせしめたるの明將軍なりと認めらるへきの人に非ずや嗚呼源賴朝が初て幕府を剏立してより七百年其間武門にして大權を掌握して天下を治めたるもの曰く源氏曰く北條氏曰く足利氏曰く織田氏曰く豐臣氏曰く德川氏而して其滅亡の時に於ても國家の爲に國民の爲に其社稷を犧牲にしたる者は

獨り徳川氏あるのみ如何ぞ特書擧示せざる可けんや
余が數章を累ねて且つ叙し且つ論じたる如く德川幕府の衰亡は其因決して一日の故に非さる也而して其組織其政畧の跡に就て察すれは德川幕府二百八十年の治を保ちたるも封建と鎖國にして其幕府を衰亡せしめたるも亦封建と鎖國なりき然れとも此兩事は德川幕府の第一世家康公（東照宮）の志に非ざりし事は既に余が初に論じたるが如くなり。初め家康公不世出の英主を以て撥亂反正の大業を立て嘉吉應仁以來麻の如くに亂れたる天下を靜謐ならしめて此に泰平の基を定め玉ひしが當時群雄各々封土を私領して封建の勢已に成り復これを如何ともす可ならざるの狀たるに由り家康公は此勢に從て制度を定め漸を以て封建を減滅するの長計を立られたり、而して外交の事たる固より之を禁ずるの理なき而已ならず却て國利たるを知り制限を設けて彼我の互市通商を許し玉ひしが南歐諸國の布敎殖民政略に衝突したるが爲に禁敎の令を止を得ざるに布告せられたるなり。第二世秀忠公（台德院殿）は第一世の政略を守りて其揆を一にしたり。第三世家光公（大猷院殿）英邁の質を以て父祖の業を承け更に制度を擴張して文

武の大權を盡く幕府に統一し天下の侯伯をして盡く臣下に列せしめ益ゝ幕府の威權を鞏くし玉ひしが是と同時に封建の基礎も固きを加へたり且つ天主敎禁を嚴にしてより島原敎匪の亂となり更に其禁を重くしたるが爲に併せて外交までも嚴にし遂に鎖國の政略を斷行するに至れり然れども爾來外國の爲に國安を擾亂せられずして東洋の洪濤間に安眠する百餘年の久を經たるは即ち此禁令の結果なりと云ふべき歟。第四世家綱公（嚴有院殿）の治世は三十年を無事の間に送り。第五世綱吉公（常憲院殿）英主にして幕政の更張に鋭意し玉ひしかども封建の基礎は之を動かす可くもあらず而して文學藝術は此治世よりして大に開發せられしが華靡驕奢の弊も亦此時よりして起り幕府の政威は隨つて其元氣を耗したりき。第六世家宣公（文昭院殿）第七世家繼公（有章院殿）相續て世を早くし玉ひければ第八世吉宗公（有德院殿）紀州より出て其後を嗣き大に幕府文武の政を釐革し所謂享保の改革を以て中興の治を施し玉ひき當時もし此將軍の出づると無かりせは幕府の衰亡は敢て慶應を待たずして其前に現はれたるべき歟且や我國の士大夫學者等が稍ゝ耳を外國の事に傾け初めたるは此時よりの事にして今日開明の

新事物をして其端を啓かしめたるは此將軍の功なりとす。第九世家重公（惇信院殿）第十世家治公（浚明院殿）の治世も無事に經過したれども其間幕政の紀綱は漸く弛みて弊害頗に顯れたり幸に第十一世家齊公（文恭院殿）幼して豪邁一橋邸より出て將軍の後を嗣き賢相頁吏輩出して其政を補佐し所謂寛政の改革を見るを得て以て幕政を更張したりき、然るに此時や歐洲は恰も佛國革命の亂に際し宇内の氣運大に變動したりければ外國の船舶は漸く我國の海岸に出沒し爲に戒心を喚起したるに尋て魯國使節の渡來となり蝦夷北境の侵掠となりければ海防の議初て我國の問題となり又更に一變して文政年中に布告したる攘夷令（即ち無二一念打拂ふべしの令）と成りにき、然れ共此嚴戒は大に文武に向て新事物の發達を促がし荷蘭の書を讀み天文地理砲術醫術を研究するの道は是よりして開けたりき、其後天保の初に至り將軍家は漸く驕奢に耽り土木の費後宮の用度盛にして其爲に幕府の內帑疲弊を見るに至れり。第十二世家慶公（愼德院殿）治世の初には才相あつて大に幕府の更張を試みたれども此天保の改革は嚴峻に失して世上の怨嗟を招きたるに由り中途にして止み又原の弊害を見るに至れり此時に當りてや

淸國は阿片の事よりして英國の攻擊を被りたりければ其報頻に我國に達したるに際し通信通商を請はんか爲に英國は使節を我國に特遣するの說あり蘭學者流は是を機會として大に鎖國の不可なるを論して開國の議を唱へたるに幕府は漢學者流の言を納れ遂に此輩を問ふに流言人心を誑惑するの罪を以てし之を處刑したり所謂蠻社の禍是なり是即ち開鎖の兩議軋轢の初にして嘉永癸丑以後の論因を成せる者なりし

斯の如き大勢の趨向なりければ德川幕府が諸侯伯を制御せしは一に幕府の武威に由れり而して其武威は寬文延寶以來已に衰弱に赴きて復當初の實力あるに似ず漸く元祿享保寬政の政を以て時々是を更張して其外面を裝飾したるに過ぎざりしのみ而して諸侯伯が之を窺知るも尙幕府に抵抗する事を敢てせざりしものは一は法令格式に牽制せられたると一には各自の武威も亦幕府と同しき度數を以て衰弱したるが故なりしのみ然るに癸丑甲寅亞國使節の渡來以後は盛に武備を修め士氣を養ひたるに由り諸强藩には幕府の上に出るの實力を蓄へたるが故に之に抗抵するの狀況を喚起せると更に怪しとするに足らざりしなり況や夫れ開鎖の國論の如き原來鎖國を唱へ初たるも幕府なり開

國を議し初めたるも幕府なり其二者の衝突は幕府内に於て初め自ら之を起し遂に鎖國說を以て開國說を天保年間に壓伏して其國是の模範を天下に示したるに係らず癸丑甲寅に至りて俄然自から是に反對して開國の方向を執り倘これを粉粧するに鎖攘の假面を以てし開にして開にあらず鎖にして鎖に非さるの迷路に彷徨したり之を奈何ぞ人心の乖離なきを得んや

是に由て之を觀れは德川幕府の衰亡は文久慶應に起らずして嘉永安政に起り實は其前より胚胎し外交の機會を得て潰裂したる者なりと云はざる可からす、然れとも嘉永安政の交に於て輕忽の攘夷を行はずして平和政畧を外交に執たるは幕府の力なり若し此時を以て大に開國の主義を發揚して天下に其然らざる可からざるの事理を明示し開國政略を行はゞ幕府の威令は猶之を永くするを得たるへきに次に戊午己未の間に當り年長の嗣君を立て將軍家の御養君となし尊攘有志の獄を寛にし醇々乎として京師に說くに開國の議を以てせば幕府の信用は猶之を繫ぐを得たるべきに次に辛酉壬戌の間兩度の上洛に於て幕府巍然として鎖攘の行ふ可からざるを明言して國家の大計を表示した

らんには幕府の威信は却て存するを得たるべきに然るに幕府は此策を行はざる而已ならず鹿兒島の砲擊馬關の掩襲に當り幕府は何故に之を外國の所爲に任せて力を以て制止せざりし乎、再度の上洛に際し國是確定の時に於て何故に自ら進て其衝に當り威權を維持するを勉めさりし乎、長州の罪を問ふに當り何故に早く其の處置を斷行せざりし乎、兵庫開港の議勅許なきを以て將軍家辭職の表を捧けられたるに臨み何故に東歸の駕を駐め事を曖昧の間に了されたる乎。慶喜公嗣立の時に臨み何故に其機會を以て早く進て公武間の權限を定められざりし乎。大政返上の英斷を行はれたると同時に何故に自から進て朝廷の爲に復古の基礎を建るとに盡力し以て其觀望を最後に繫くの計を運らされざりし乎。是等の條々は史家が幕府の爲に惜める所なりと雖とも余が論叙せる所を視は皆盡く勢の然らしむるに出て實に如何ともすべからざるの事情を覺ふるを得べきなり之を要するに幕府衰亡の因は淵源する所甚だ遠くして啻に尊攘の近因のみに歸すべきに非ざるを知らば敢て一槪に其是非を論斷す可からざるなり後の幕府衰亡を論するもの宜く事情を洞察して可なり

民友社出版書籍目錄（明治卅四年十二月改）

注意

（一）民友社書籍は全國各賣捌所に毎發兌期日を誤らず發送す

（二）若し賣捌所に於て天災地變なくして賣捌かざる時は本社發送を怠るに非らずして其賣捌店に何等かの事故ありて發送を受け能はざるものと知らるべし

（三）斯る場合には本社へ前金を以て注文せらるれば必ず迅速に發送すべし

（四）注文は書名を明瞭に記送さるべし上、中、下又は第一第二等ある書籍は落ちなく之を記別せらるべし

（五）爲替振込み宛所は東京芝口郵便支局

目錄に部類を別つに就き一書にして數部に渉るものあり是等は其內の一の類に收めたり例せば『帝國主義と教育』が政治にも教育にもすべての經世的方面に渉ると雖ども之を教育的書類に入れしが如き是れなり

《明治二十年二月創立》

東京市京橋區日吉町四番地

民友社

徳富猪一郎著

國民叢書

- ◎教育小言　近刊
- ◎人物偶評　定價二十錢　郵税二錢
- ◎處世小訓　定價十二錢　郵税二錢
- ◎日曜講壇　定價十二錢　郵税二錢
- ◎生活と處世　定價十三錢　郵税二錢
- ◎社會と人物　定價二十三錢　郵税四錢
- ◎世間と人間　定價十八錢　郵税四錢
- ◎漫興雜記　定價十五錢　郵税二錢
- ◎文學漫筆　定價十五錢　郵税二錢

◎寸鐵集　定價十三錢　郵稅二錢

◎單刀直入錄　定價十二錢　郵稅二錢

◎經世小策　上下各　定價二十錢　郵稅四錢

◎家庭小訓　定價十二錢　郵稅二錢

◎風雲漫錄　定價十五錢　郵稅四錢

◎第二靜思餘錄　定價十錢　郵稅二錢

◎天然と人　定價二十錢　郵稅四錢

◎文學斷片　定價十五錢　郵稅四錢

◎靜思餘錄　定價十五錢　郵稅四錢

◎青年と教育　定價十五錢　郵稅四錢

◎人物管見　定價十五錢　郵稅四錢

◎進步乎退步乎　定價十錢　郵稅二錢

- ◎ 小説 不如帰　定價 三十錢　郵税 六錢
- ◎ 外交奇譚　定價 二十五錢　郵税 六錢
- ◎ 探偵異聞　定價 二十五錢　郵税 四錢
- ◎ 世界古今 名婦鑑　定價 二十五錢　郵税 六錢
- ◎ 青山白雲　定價 二十五錢　郵税 四錢
- ◎ 近世歐米 歴史の片影　定價 二十錢　郵税 四錢
- ◎ グラッドストン　定價 二十錢　郵税 四錢

櫻痴居士著

- ◎ 幕末政治家　定價 三十錢　郵税 四錢

◎懷往事談　定價二十錢　郵税四錢

◎幕府衰亡論　定價三十五錢　郵税六錢

塚越停春著

教育叢書

◎第一巻　家庭夜話　定價十八錢　郵税四錢

◎第二巻　齊家小訓　定價二十錢　郵税四錢

◎第三巻　國民と時勢　定價十五錢　郵税二錢

◎第四巻　地理と人事　定價二十錢　郵税四錢

◎第五巻　風土と人情　定價二十錢　郵税四錢

◎第六巻　時務的教育　定價十八錢　郵税四錢

教育書類

塚越芳太郎著
◎成功論
（印刷中）

浮田和民著
◎帝國主義と教育
定價十五錢　郵稅二錢

山路愛山著
◎青年立身錄
定價二十錢　郵稅四錢

蘇國大學教授ジヨン、ブラツキー著
慶應義塾　田中一貞譯
◎修養論
定價二十錢　郵稅三錢

◎教育と遺傳
定價十二錢　郵稅二錢

式典書類

土方伯　田中子　題辭　平田久編纂
◎內外交際新禮式
定價三十五錢　郵稅四錢

十二文豪

- 濱田佳澄著 ◎シエレー 號外　定價二十五錢　郵稅四錢
- 米田實著 ◎バイロン 號外　定價二十五錢　郵稅四錢
- 緒方維嶽著 ◎シルレル 號外　定價十八錢　郵稅四錢
- 內田貢著 ◎ジヨンソン 號外　定價二十錢　郵稅四錢
- 平田久著 ◎カーライル 第一卷　定價十八錢　郵稅四錢
- 竹越與三郎著 ◎マコウレー 第二卷　定價十八錢　郵稅四錢
- 山路彌吉著 ◎荻生徂徠 第三卷　定價十八錢　郵稅四錢

宮崎八百吉著
◎第四卷 ヲルヅヲルス
定價十八錢 郵税四錢

高木伊作著
◎第五卷 ゲーテ
定價十八錢 郵税四錢

北村門太郎著
◎第六卷 エマルソン
定價十八錢 郵税四錢

塚越芳太郎著
◎第七卷 近松門左衛門
定價十八錢 郵税四錢

山路彌吉著
◎第八卷 新井白石
定價十八錢 郵税四錢

人見一太郎著
◎第九卷 ユーゴー
定價三十錢 郵税六錢

德富健次郎著
◎第十卷 トルストイ
定價二十五錢 郵税六錢

森田思軒遺著 德富蘇峰 山路愛山 校定
◎第十一卷 頼山陽及其時代
定價一圓 郵税八錢

塚越芳太郎著

◎第十二卷 瀧澤馬琴（屬稿中）

傳記類

吉田勿來著
◎李鴻章
定價十五錢 郵稅二錢

松方伯爵題辭 德富蘇峯序 吉田宇之助著
◎濟民記
定價二十八錢 郵稅四錢

塚越停春樓主人著
◎野中兼山
定價二十錢 郵稅四錢

中久喜信周著
◎西太后
定價十二錢 郵稅二錢

民友社編纂
◎勝海舟
定價五十錢 郵稅六錢

塚越芳太郎著
◎熊澤蕃山
定價八十錢　郵税八錢

◎岩崎彌太郎
定價二十錢　郵税四錢

◎徳川二名臣
定價十五錢　郵税四錢

◎將軍の半面（モルトケ將軍の文章及議論）
定價二十五錢　郵税四錢

◎森有禮
定價十二錢　郵税二錢

幸田露伴序　角田柳作著
◎井原西鶴
定價二十錢　郵税四錢

◎雲井龍雄
定價十二錢　郵税二錢

◎詩人西行（口繪入）
定價十三錢　郵税二錢

◎藤田東湖（肖像入）
定價十八錢　郵税四錢

弘松宣枝著（題字肖像手蹟入）
◎阪本龍馬
定價十五錢　郵税四錢

民友社編纂

◎征清壯烈談　第一十三錢　第二十二錢　郵税各二錢

◎ダーウヰン　定價十五錢　郵税四錢

◎鐵道王グールド　定價二十錢　郵税四錢

◎マゼラン　定價二十錢　郵税四錢

◎山縣有朋　附 渡邊國武 岡本柳之助　定價十五錢　郵税四錢

◎大隈重信　附 矢野文雄 大石正巳　定價十二錢　郵税三錢

◎兩ケトー　定價十二錢　郵税二錢

◎リンコルン　定價十二錢　郵税二錢

◎子ルソン（上卷）　定價十二錢　郵税二錢

◎子ルソン（下卷）　定價八錢　郵税二錢

◎ウエリントン　定價十二錢　郵税二錢

◎吉田松陰　文　定價十五錢　郵税二錢

◎横井小楠　文　定價十二錢　郵税二錢

家庭叢書

◎第一卷　家庭の和樂　定價十錢　郵税二錢

◎第二卷　夏の家庭　定價十錢　郵税二錢

◎第三卷　玩具と遊戲　定價十錢　郵税二錢

◎第四卷　家庭教育　定價十錢　郵税二錢

◎第五卷　小兒養育　定價十錢　郵税二錢

◎第六卷　家庭衛生　定價十錢　郵税二錢

◎第七卷　家政整理　定價十錢　郵税二錢

◎第八卷 簡易料理 定價十錢 郵稅二錢

◎第九卷 社交一斑 定價十錢 郵稅二錢

◎第十卷 婦人と職業 定價十錢 郵稅二錢

◎號外 家庭理財 定價十錢 郵稅二錢

◎號外 名士と家庭 定價十錢 郵稅二錢

◎號外 紫式部 定價十五錢 郵稅二錢

◎號外 清少納言 定價十三錢 郵稅二錢

社會青年叢書

◎簡易生活 定價十錢 郵稅二錢

◎娛樂俱樂部 定價十錢 郵稅二錢

◎事務世界　定價十錢　郵稅二錢

◎學問の應用　定價十錢　郵稅二錢

◎武備教育　定價十二錢　郵稅二錢

◎技術　定價十二錢　郵稅二錢

◎學校生涯　定價十二錢　郵稅二錢

◎本朝美術　定價十二錢　郵稅二錢

娛樂書類

◎將棋秘訣　名人小野五平編纂　定價三十錢　郵稅四錢

談話類

◎況翁叢話　陸軍々醫總監石黒忠悳翁談話

定價廿五錢
郵税四錢

小説類

◎第一國民小説　定價十五錢　郵税四錢

◎第二國民小説　定價十五錢　郵税四錢

◎第三國民小説　定價十五錢　郵税四錢

◎第四國民小説　定價十五錢　郵税四錢

◎第五國民小説　定價二十錢　郵税四錢

◎第六國民小説　定價十五錢　郵税四錢

◎第七國民小説　定價十五錢　郵税四錢

◎第八國民小説　定價十五錢　郵税四錢

文學書類

◎惠磨遜の書簡　定價三十錢　郵稅四錢

國木田獨歩著
◎武藏野　定價二十四錢　郵稅四錢

◎日本文學梗概　定價二十錢　郵稅二錢

塚越芳太郎著
◎近松著作一斑　定價三十五錢　郵稅八錢

近松著作一斑附錄
◎巢林子戯曲　上下各　定價十八錢　郵稅四錢

◎名家紀行文選　定價三十錢　郵稅六錢

◎今世名家文鈔　定價二十錢　郵稅四錢

◎ユーゴー小品　森田思軒重譯
定價三十五錢　郵税六錢

◎懷舊　ヴヰクトル、ユーゴー著　森田思軒重譯
定價二十五錢　郵税四錢

◎古反古　嵯峨の屋主人
定價二十錢　郵税四錢

◎歸省　湖處子　宮崎八百吉著
定價十五錢　郵税四錢

◎新俳句　正岡子規君閲並序　高濱虛子君序　河東碧梧桐君序　下山爲山君畫　上原三川君　直野碧玲瓏君　共編挿畫四季三十餘
定價三十五錢　郵税六錢

◎一語千金　歐文對照
定價十錢　郵税二錢

◎一語千金
定價十錢　郵税二錢

歷史類

◎讀史餘錄　小東　塚越芳太郎著　定價四十錢　郵税六錢

◎讀史論集　山路愛山著　定價三十五錢　郵税六錢

◎十九世紀外交史　平田久著　定價五十錢　郵税六錢

◎内政外教衝突史　渡邊修次郎著　定價二十五錢　郵税四錢

◎江戸と東京（西郷、大久保、勝三氏肖像入）　森三溪編　定價十錢　郵税二錢

◎歴史攻究法（品切）　定價十二錢　郵税二錢

◎哲學變遷史（品切）　定價十二錢　郵税二錢

世界國勢書類

兒玉臺灣總督序、後藤民政長官序、福島陸軍少將書簡
德富蘇峰序、家永豐吉著
◎西亞細亞旅行記（地圖及插畫數種）
定價三十錢
郵稅四錢

露國政府編纂 日本民友社譯述
◎露國事情
定價二圓
郵稅十六錢

平田久著
◎露西亞帝國
定價三十五錢
郵稅六錢

民友社編
◎支那及列國
定價二十錢
郵稅四錢

國民新聞社編纂
◎支那便覽
定價十二錢
郵稅二錢

柴四朗君、徳富蘇峯君序、菊池謙譲著
◎朝鮮王國　定價五十錢　郵稅八錢

民友社編纂
◎比律賓群島　定價十八錢　郵稅四錢

◎已成西比利亞鐵道　定價十三錢　郵稅二錢

政法書類

ウエストレーキ原著　深井英五補譯
◎國際法要論　定價一圓五十錢　郵稅十二錢

米國ローエル氏原著　民友社譯述
◎政府と政黨　定價二圓五十錢　郵稅十八錢

◎英米佛比較憲法論　深井英五譯　定價二十錢　郵税四錢

◎支那論　定價十錢　郵税二錢

◎國家と政府（品切）　定價十二錢　郵税二錢

◎責任內閣　定價十錢　郵税二錢

遺稿類

◎小楠遺稿　故横井平四郎著　男横井時雄編　上製金一圓五十錢　並製金一圓二十錢　郵税金十六錢

社會及經濟書

乾坤一布衣著
◎社會百方面　定價十五錢　郵稅四錢

乾坤一布衣著
◎最暗黑之東京　定價十三錢　郵稅二錢

英國ギツビンス原著　日本水上梅彥譯
◎英國產業史（上卷）　定價二十五錢　郵稅四錢

◎英國產業史（下卷）　定價十五錢　郵稅四錢

◎世界經濟上の變動　定價十二錢　郵稅二錢

◎文明之弊及其救治（品切）　定價十二錢　郵稅二錢

◎現時之社會主義（品切）　定價十二錢　郵稅二錢

◎經濟と道德（品切）　定價十二錢　郵稅二錢

◎白皙人種の前途　定價十二錢　郵稅二錢

雜書類

◎時務三論　獨醒居士著　（印刷中）

◎二十世紀新論十種　定價二十錢　郵稅二錢

◎新式旅行日記　塚越停春樓主人編　定價上廿二錢並十五錢　郵稅四錢

◎伊達騷動記　山路愛山著　定價二十二錢　郵稅四錢

◎歐洲見聞錄　人見一太郎著　定價三十五錢　郵稅四錢

家庭科學

◎第一編 動物のはなし　（印刷中）

（以下續出）

民友社書籍賣捌所

注意（一）此に列擧する賣捌店は本社直接に取引する店又は特別に記入申込ありし分に限る
（二）故に全國に於て間接に賣捌かるゝ店は此他に多數ありと知らるべし
（三）間接賣捌所にて店名廣告申込みあれば追々掲出すべし
（四）賣捌所にして取引中事故あり停止又は拒絶したる店名は茲に其事故を掲載することあるべし

東京市神田區裏神保町　上田屋
同　表神保町　東京堂
同　京橋區鎗屋町　東海信文合資會社
同　同　町　北隆館合資會社
同　京橋區采女町　警醒社書店
同　日本橋區本石町　鶴屋喜右衛門
同　赤坂區青山南町　山陽堂

同　京橋區弓町　松邑孫吉
同　芝區三田四國町　宇佐美書店
同　赤坂一木町　山口書店
同　麴町區飯田町　神戸書店
同　麻布六本木町　北原書店
同　日本橋區藥研堀　二十世紀書店
同　神田裏神保町　渡邊書店

東京市本郷春木町	小杉商店
同　本郷四丁目	文明堂
大阪市備後町	吉岡書店
同　同	岡島新聞舗
同　心齋橋筋淡路町北へ入	中村正兵衛
同　西區常安橋南詰西へ入	文德堂
京都市佛光寺通り	東枝律書房
同　三條通富小路角	便利堂
同　寺町通り	飯田信文堂
同　河原町	大黑屋
同　二條通り河原町東へ入	寶文館
同　丸太町寺町四	前川書店
横濱市吉田町一丁目	第一有隣堂
同　伊勢佐木町	勉強堂書店
同　野毛町	第二有隣堂
神戸市元町五丁目	吉岡支店
同　市元町五丁目三十四	石丸日東館
同　市元町一丁目	川瀨日進堂
名古屋市本町	川瀨代助
同　玉屋町	靜觀堂
廣島市塩屋町	積善館支店
同　東横町	弘文館
東京府下八王子町	熊澤兼太郎
山城國向日町	須田正進堂
丹波國福知山柳町	足立攻城館
同	越山文進堂
大阪府豊能郡池田新町	鹽川豊翠館
丹波國柏原町	中井正吉
但馬豊岡町	由利安助
淡路國洲本町	成錦堂

越後水原町　西村六平
同　長岡表四の町　目黒十郎
同　高田町　高橋書店
同　高田町　室直支店
同　新發田町　萬松堂支店
同　龜田町　潤身堂
同　尼瀨　佐藤清三郎
新潟市古町通　北光社
長崎市野屋町　安中半三郎
同市　集榮堂
武州川越町　集成閣
武州兒玉町　中村文會堂
茨木縣水海道町　新々堂
上野富岡　木田商店
上州原町　山口商店

野州足利町　三泉堂
同　黑磯　大槻新聞舖
伊賀國上野農人町　安屋勝次郎
伊勢國松坂　清玉堂
三州豐橋　富田安一
遠州掛川町　叢文堂株式會社
靜岡市吳服町　內田書店
同　同　太陽堂
甲府市柳町　眞誠堂
大津市　文泉堂
近江長濱町　同支店
美濃大垣本町　渡邊商會
飛彈高山町　平田鈴吉
信州長野市　齋藤祥三郎
同　市　西澤喜太郎

同　市	信濃毎日新聞社
同市新田町	荻原朝陽館
信州上田町	西澤支店
同　野澤町	岩下新聞舗
同　岩村田町	文盛館
同　松本町	鶴林堂
同　町本町二丁目	慶林堂高美書店
同　洗馬	都筑文明堂
仙臺市國分町	佐勘書店
同　大町	木文書店
同　新傳馬町	但木芳次郎
福島縣福島町	漸進堂
同　同	鈴木萬助
同　白河町	奥村書店
同　白河町	石井書店

盛岡市	鶴鳴閣
陸中一ノ關大町	文港堂書店
青森縣青森市	鎌田書店
同　弘前市	桂華堂
青森縣八ノ戸	伊吉商店
山形市	八文字書店
同市十日町四百二十六	荒井明治閣
羽後國秋田市茶町	成見清兵衛
同　市縣廳脇通	大島開成堂
同　増田町	東海林書店
同　大舘町	越後屋虎五郎
若州小濱	吉岡昌太郎
石川縣小松	宇都宮書店
同　金澤市	同　支店
能登飯田町	河內勇作

富山市東四十物町　中田書店
同　市　小林淸重堂
同　市佐佳枝町　日新堂
高岡市守山町　學海堂
越中川邊　弘文堂書店
鳥取市上魚町　山本吉太郎
同市智頭　藤谷旭日堂
同市東町八十八番地　久松堂書店
伯州倉吉　島飼榮藏
出雲國松江市　川岡淸助
同　市天神町　大蘆一年舍
岡山市弓之町百三番地邸　周營堂
同　市西大寺町　山本金正堂
同　市丸龜町　吉原弘文堂
同　市上元町　本鄉叢文堂

作州津山元魚町　橫山萬竹堂
備中井原町　秋田書店
山口縣山口中市町　超世館
山口縣馬關　山名書店
周防國岩國　白銀日新堂
愛媛縣松山市　向井藤次郎
同　宇和島町　日進堂書店
同　宇和島廣路通郡役所前　杉山靜淸堂
高知市　開成舍
福岡市博多　積善館支店
同　眞海書店
同　森岡書店
筑前若松町　石松國吉
筑後久留米市　菊竹書店
同　八女郡里見村大淵　野田成章堂

同　三池郡大牟田橋口町　上野書店
豊前中津町　野依暦三
豊前行橋町　高橋種成
大分縣大分町　甲斐治平
同　菁莪堂
同　縣竹田町　高野菊三郎
佐賀市　大坪書店
熊本市新町　長崎次郎
同　南新坪井町　好文堂
同　上通五丁目　中山知新堂
同　上通三丁目　博文堂
同　通町　石原書店
肥後八代町　時昌堂
同　菊池郡隈府町　中島常平

宮崎上野町　修進堂書店
鹿兒島縣鹿兒島市　吉田幸兵衛
同　同　金光堂
同　同　谷村書店
北海道札幌南一條西三丁目　進振堂
同　南一條西三丁目　廣目屋
同　富貴堂
同　道小樽港　川南重祐
同　石狩國上川郡旭川一條通七丁目　旭書院
同　道室蘭港札幌通り　最上谷治吉
同　道十勝國帶廣大通七の十　久富書店
臺灣基隆草花街十一番戸　小西日進堂
同　臺南草花街　龍泉堂
韓國仁川港　山岡書店

